

環境まちづくり委員会

令和6年1月25日

1 陳情審査

(1) 継続審査

- 送付5-1-4 外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情
- 送付5-1-8 日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書
- 送付5-1-9 日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書
- 送付5-2-1 日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書
- 送付5-2-2 陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。
- 送付5-2-3 二番町地区地区計画の変更について「陳情書」
- 送付5-2-4 日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書
- 送付5-2-5 二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書
- 送付5-2-6 日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書
- 送付5-3-0 千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情
- 送付5-3-1 日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情
- 送付5-3-9 外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情
- 送付5-4-1 (1)二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法16条及び17条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、並びに(2)今後の再度実施される16条・17条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情
- 送付5-4-2 外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情
- 送付5-4-5 千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情
- 送付5-4-6 二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第16条第1項の公聴会の開催を求める陳情
- 送付5-4-7 二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情
- 送付5-4-8 二番町地区計画の変更について、広く番町・麹町地域の地域住民を対象とする説明会を至急開催することを求める陳情
- 送付5-4-9 二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情
- 送付5-5-2 二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情
- 送付5-5-3 二番町地区計画早期変更に関する陳情
- 参考送付 教育環境を守る要望書を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求める陳情
- 送付5-5-4 都市計画法第17条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情
- 送付5-5-5 「都市計画法第17条に基づく『「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付5-5-4)』に関する追加の陳情
- 送付5-5-6 都市計画法第17条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る意見募集に関する陳情

2 報告事項

- (1) 二番町地区のまちづくりについて
- (2) 千代田区ヒートアイランド対策計画の改正について
- (3) 錦華公園改修工事について
- (4) 神田警察通りⅡ期工事について
- (5) 千代田区食品ロス削減推進計画(案)について

3 その他

環境まちづくり委員会 送付5-14

外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情

受付年月日 令和5年5月19日

陳情者	提出者	3名
	署名者	18名 (令和5年5月24日受付)
	署名者	5名 (令和5年5月26日受付)
	署名者	45名 (令和5年5月30日受付)
	計	71名

陳情書

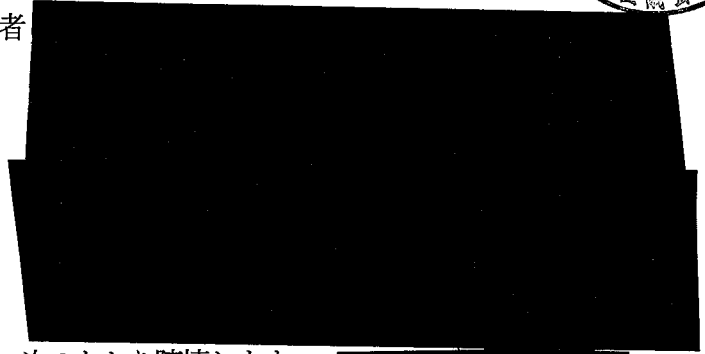
2023年5月19日

千代田区議会議長 殿

外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情



陳情者



外神田一丁目南部地区のまちづくりに関して、次のとおり陳情します。



本年3月3日の千代田区議会環境・まちづくり特別委員会においては、外神田一丁目再開発に関し、審議継続していた陳情15件（参考送付含む）を一括審査し、また、青山侑氏（明治大学名誉教授・博士）、大澤昭彦氏（東洋大学理工学部建築学科准教授）の専門家意見を受けた上で委員会集約がなされました。この委員会集約では、区有施設に関して、「②当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。」とされています。

また、同委員会における令和3年6月15日にとりまとめられた「法17条手続きに入るための条

件」でも「5 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認して進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。」との条件が示されました。

委員会集約が行われた時期は都市計画法 16 条 1 項に基づく公聴会が行われた後であることから、「法 17 条手続きに入るための条件」と合わせて、行政は区有施設に関する情報共有を同法 17 条の手続きに入る前に行う必要があります。委員会集約を受け、同法 17 条の手続きに入る前に行政が区民と十分に情報共有できているか、区議会において確認していただきたくお願い申し上げます。

特に次の 2 点に関しては、区民の関心も高く、公共性、公益性の観点からも重要な情報と考えています。

(1) 個別建替えができないとの前提に関する情報

区は、清掃事務所及び万世会館の個別建替えができない理由について、区が委託したコンサルタント会社と検討した旨を説明会で述べました。区の検討に用いた資料をエビデンスとして開示するとともに検討の経過と内容が妥当であったか否かの情報が区民に共有されているか、区民と情報が共有されているかどうか議会の審理においてご確認ください。

(2) 再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報

清掃事務所と万世会館という公共施設の建替えを含むため、これらの区有施設の再開発後の維持管理費、将来の大規模修繕または改修の費用に関しても『公有財産白書』の公有財産の将来推計に基づいて費用の見通しがわかる情報が区民に共有されているか、区民と情報が共有されているかどうか議会の審理においてご確認ください。

以上

参考資料

環境まちづくり特別委員会 令和5年3月3日

外神田一丁目再開発に関する陳情に対する委員会集約

- ① この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画法運用指針に基づき16条1項の公聴会および説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。
 - ② 当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。
 - ③ 都市計画の決定権者であり、まちづくりの総合調整者として準備組合を指導する立場の区は、同時に区民の財産を預かる一地権者でもあるという2つの立場を持っている。従って行政は、権利者及び住民が事業の将来性、公共性、公益性に不安を持つことがないよう事業を見通した対応が求められる。
- 千代田区はこれらの責任を認識し、都市計画審議会等の専門家の的確な知見を得て、判断すべきことを当委員会として確認し、執行機関に申し入れる。

環境・まちづくり特別委員会(令和3年6月15日)

【法17条手続きに入るための条件】

1. 権利者に対する意向調査を実施すること。また、意向調査にあたっては法16条手続きを通して全員に回答を求めるようなやり方をすること。
2. 資金の概要を法17条手続きに入る前に出すこと。
3. 委員のみに、地権者の賛否に関する地図分布、地積、賛否のパーセンテージを提示すること。
4. 権利者の大方の同意がなければ、法17条の手続きには進まないこと。
5. 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認をして進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。

環境まちづくり委員会 送付5-18

日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月13日

陳情者 提出者 1名

2023年6月13日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

陳情者：

住所：

電話：

日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める

陳 情 書

日本テレビ再開発提案により、居住地における穏やかな生活が大きく変化するのではないかと不安を感じております。再開発を希望する事業主（日本テレビ）の意見だけを優先するのではなく、住民の意見や心情をきちんと受け止め、それを反映するような調整が行政には必要だと考えます。そのために次のことを行政及び区議会に求めます。

1. 住民等に実施された以下の意見募集の賛否を属性別（在住・在勤、番町住民等）に公表してください。

- ①都市計画法第17条に基づく意見募集（2023年3月実施）
- ②都市計画法第16条2項に基づく二番町住民の意見募集（2023年2月実施）
- ③都市計画法第16条1項に基づく公聴会のための意見募集（2023年1月実施）
- ④都市計画法第16条1項に基づく番町住民の意見募集（2022年11月実施）
- ⑤オープンハウスアンケート（2022年7月実施）

2. 過去に提出された陳情書に対し、事業者からの回答を持って区議会委員会の回答とすることが複数回ありました。これでは、事業者にとって都合の良い回答で終始し、住民と事業者間の相互理解や考えの醸成にはつながらないばかりか両者間の溝は深まるばかりです。議会及び行政は、事業者だけではなく、賛成・反対住民、有識者など様々な立場の人の意見を聞いて下さい。

3. 住民に対する説明会は行政や事業者が住民に対し個別に対応するオープンハウス形式ではなく、事業者・行政と住民そして、住民相互がお互いにフラットに意見交換でき、他の方々の意見も聴ける場を設けて下さい。

以 上



環境まちづくり委員会 送付5-19

日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月13日

陳情者 提出者 1名

2023年6月13日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者：

日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、
区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める
陳 情 書

<陳情の趣旨>

1. 区議会及び都市計画審議会の先生方に、賛成・反対住民、有識者など様々な立場の人の意見を直接聞いていただく機会をつくってください。

2. 区議会及び専門委員の方々には、区役所内での議論だけでなく、是非二番町の現地視察を行ってください。

現地に立ち、どのような再開発計画が妥当なのか、このエリアが持っている歴史性や文化性、隣接する学校の様子、そして道行く人々、道路幅や麴町駅の様子等々、取り巻く環境を直接感得してください。現地視察の際には、すでに完成しているスタジオ棟、及び二番町の直後から開発が予定されている四番町の現在の状況も直接ご確認いただけるよう併せてお願いします。

3. 区には、専門家の先生方が十分な調査検討をし地区計画の範囲内で対案作成が可能なよう予算を含めて配慮してください。

住民がただ徒に再開発計画に反対しているわけではないことを示すものが、番町の町並みを守る会が作成した対案です。与条件が示されないままの作成でした。今回の専門家の先生方による検討会議において、与条件のもと、地区計画の範囲内で対案を作成していただくことを要望します。区はこれを予算面でサポートしてください。



<経緯>

住民は単に、日テレ再開発に反対している訳ではありません。最初にこのことをはっきりと申し上げます。私たち住民は、今回のような超高層ビルの建設を伴う大型の再開発には広範囲にその影響が及び負の側面も生じることから、当初より前広な情報開示を求め住民参加型で計画を進めて頂けるよう区にも日本テレビにも切望してきました。

この数年間、「番町の町並みを守る会」や「千声会」のみならず、番町住民の多くが日テレ再開発の行方を注視してきました。番町住民のこのまちに対する愛着は大変強いものがあります。そして、住民たちは番町のまちのビジョンをまちへの想いととも、昨年度改定された「都市計画マスタープラン」に託しました。ですが、今回の都市計画案はその都市計画マスタープランとの齟齬が度々指摘されています。

住民たちが何を望んでいるかを改めて証明するものが、2023年3月10日～3月24日に実施された17条の意見募集の結果です。番町住民ベースでの意見総数938通の内訳（一番町～六番町の番町住民+麴町三丁目～麴町四丁目の住民）は『賛成 275：反対 658』二番町の住民に限って言えば『賛成 64：反対 90』というものでした。

前回3月30日の都市計画審議会にて採決が見送られ、専門家の方々による検討会議が開始された現在、番町に暮らす住民たちはこのまちの何を大切にしているのか、番町のまちの将来像をどう考えているのか、区議の皆さま、都市計画審議会の皆さまには住民たちの様々な声を直接聴取していただくことを願うものです。

これまで度々、この日テレ再開発問題が地域住民を分断していると危惧する声が多数出ていました。分断を危惧するから結論を急ぐのではなく、区は公の公平中立な立場に徹し住民と事業者間を調整してください。従来通りの手法ではないやり方で早急に対応しご調整いただきたいと切に願います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-21

日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月21日

陳情者 提出者 5名

2/
2023年6月14日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び
都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める

陳 情 書

日本テレビ本社跡地の再開発提案は、長きにわたり多くの地域住民から意見や要望を聞き、「まちづくり協議会」などの議論を踏まえた内容となっており、青空広場やバリアフリー施設等の数多くの地域貢献策、住民のQOLをアップする施策が盛り込まれています。また説明会等の機会を通じて、本提案が決して事業者の利益だけを追及したものではないこと、むしろ地域住民・行政・事業者それぞれにとって「三方よし」の提案であり、マンションの建て詰まりばかりが生じている千代田区において一石を投じる、新たなロールモデルともなり得る提案であることがあきらかとなっています。

それにも関わらず反対住民は「住民の意見を反映していない」と喧伝するだけでなく、地域課題の解決には全く目を向けず、根拠の無い、不安を煽る主張ばかりを繰り返しています。さらには審議の遅延を狙ってほぼ同じ内容の陳情書を何通も送付し、「フラットに意見交換できる場」と称して自らの抗議活動をアピールするための機会を求める陳情まで行う始末です。

これまでの都市計画審議会の議論でも委員からは、いたずらに地区計画変更及び再開発が遅れることは「地域の不利益となってしまう」との指摘があがっています。ごく一部の、毎回同じ反対住民の遅延行為によって審議が振り回されるようなことがあってはいけません。これ以上、地域課題の解決が遅れ、地域住民の不利益が拡大しないよう、千代田区及び千代田区議会、都市計画審議会には以下7点の毅然とした対応と速やかな審議を求めます。

1. 住民等に実施した意見募集の賛否数については既に公表されており、特に都市計画法に基づく意見書募集にあたって属性（在住・在勤など）の記載は条件に入っていませんでした。それにも関わらず属性別の賛否の公表を求める陳情を出すことは、区職員の負担を増やすだけの明らかな遅延行為です。また昼間人口が100万人を超える千代田区においては在勤者の意見も重要です。番町地域の在住者、地権者だけの意見を抽出して賛否数を問うことは、毎回同じ一部の熱心な人たちの意見を数えるのと同じであり、無意味だとの指摘が都市計画審議会でもあがっています。こうした指摘も踏まえ、同じ人物が提出した審議遅延を目的とした陳情書に対しては上記趣旨を速やかに回答するなど、毅然とした対応を求めます。



2. 反対住民は都市計画法17条に基づく意見募集で、全体では賛成意見が大きく上回ったにもかかわらず、「番町住民ベースでは賛成 275、反対 658」「二番町住民に限れば賛成 64、反対 90」だと強調しています。しかもこの意見募集にあたっては、住民の対案と称して建築基準法に違反した成立していないプランを掲載したビラを配布し、いわば住民を騙すような形で反対意見を募っています。この事実は3月の都市計画審議会でも指摘されていますが、区議会でも反対住民が誤った情報に基づく煽動活動を行っているという問題を取り上げてください。
3. 日本テレビ社屋跡地の再開発提案は、長きにわたり多くの地域住民から意見や要望を聞き、「まちづくり協議会」などの議論を踏まえた内容となっています。事業者だけではなく賛成・反対住民、有識者、さらには子育て世代や保育園など様々な立場の人の意見を聞き、地域課題を解決するための施策が反映されているという事実を、区及び区議会でもっと周知する努力をしてください。
4. 反対住民の常軌を逸した抗議活動こそが住民を分断し、提案に賛成する住民に恐怖心を与え、声をあげることができないようにしているということ、それによって公聴会などの傍聴がWEBに限定せざるを得なかったという事実を区議会や都市計画審議会できちんと取り上げてください。そして傍聴がWEBのみとなったことで、自らの抗議活動をアピールする機会を失ったことを不服として、「住民相互がお互いにフラットに意見交換でき、他の方々の意見も聞ける場」を求める陳情書を出しているということを、区議及び都市計画審議会委員はきちんと理解すべきです。「住民相互」「互いにフラットに意見交換」といった聞こえの良い言葉で彩られた陳情は、単に反対住民のアピールする場を求めているだけであり、むしろ住民の分断を助長する場を生み出すものであるということ、区議会ではしっかり確認して、このような反対住民を利するだけの陳情には速やかに上記趣旨を回答して処理してください。
5. 地価が高い千代田区ではマンションの建て詰まりが深刻です。子供や高齢者の人口が増える一方で、緑地・空地はますます失われ、防災機能を持つ広場や施設の不足は大きな地域課題にもなっています。従来の都市マスタープランや地区計画でコントロールできる範囲には限界が生じており、改定されたマスタープランでは“量から質への転換”や高度利用、地域事情に即した“特殊解”が求められる内容が盛り込まれています。今回の再開発提案は番町・麴町の地域課題を解決するもので、むしろ都市マスタープランの趣旨に沿ったものであるということ、地区計画の目標を達成するための提案でもあるということ、もっと明確にすべきです。そして、反対する住民や区議、都市計画審議会の一部の委員の「都市マスタープランに違反している」という主張が誤りであること、むしろ提案は都市マスタープランに整合しているということ、きちんと区議会・都市計画審議会を確認してください。その上で、速やかに審議を進め、提案を早急に実現するようにしてください。
6. 今回の提案は決して事業者の利益だけを追求したものではないこと、むしろ地域住民・行政・事業者それぞれにとって「三方よし」の提案であること、区議会・都市計画審議会でもっと取り上げるべきです。もし事業者＝日本テレビが自社の利益だけを追求する

のであれば、現行規制の範囲で敷地を目一杯につかって、地域住民と話し合うようなこともなく、早々に収益性の高いマンションあるいはレジデンス部分を含むビルを建てていたはずですが。しかし最も収益が期待出来る建設を行わず、長年にわたり住民と話し合い、地域課題の解決を最優先にした計画を打ち出しているのは、自社の利益を最優先にしていないということの証左でもあります。反対住民や、計画に異論を唱えてきた区議・都市計画審議会委員の主張が従来型開発の固定観念に基づいたものであることを、区議会・都市計画審議会ではしっかり確認してください。

7. その上で、「高さや景観といった形態制限だけを重視した結果、敷地いっぱい
に建ち並ぶマンションによって緑地や空地が失われる一方のまちづくり」「地域コミュニティが希薄化し、地域課題も何ら解決できず、番町の町並みや千代田区の良さがどんどん失われていくまちづくり」をこれからも続けるのか、それとも「地域住民と十分に話し合い、緑地や空地が続々生み出され、地域課題も同時に解決していくという新たなサイクルが生まれるまちづくり」のどちらを選択するのか、区議や都市計画審議会委員の一人一人に質してください。また今回の提案の審議を速やかに進めることで、従来型の都市開発や利益第一主義の価値観に一石を投じ、他の地域にも誇れる新たなロールモデル・千代田区モデル
つっていくという気概があるのかどうかも併せて質してください。

千代田区議会、千代田区都市計画審議会はいま大きな転換点を迎えています。ここまで議論を重ねながら、「熟議」や「十分な合意形成」等の便利な言葉で結論を出さず、審議を先送りすることは、もはや何もしないのと同じです。このまま何もしないのか、それとも毅然とした対応と速やかな審議によって新たな一步を踏み出すのか、区議そして委員の皆様には未来を見据えた賢明な判断を求めます。

そして住民・行政・事業者にとって「三方よし」の新たな千代田区モデルによるまちづくりをお願いします。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-22

陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り
正確に把握していただきたいこと」について。

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 2名

令和5年6月26日

千代田区議会議員 秋谷 こうき 殿

(写) 千代田区長 樋口 高顕 殿

千代田区都市計画審議会会長 岸井 隆幸 先生

千代田区環境まちづくり部まちづくり担当部長 加島 津世志 殿

陳情書

「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。

表記の件、具体的には以下の3点であります。

1. 随時行われるアンケートや都市計画法16条・17条に基づく意見募集等の際に、意見提出者の住所・氏名のみならず、その属性等も把握・分析し、民意を正確に把握していただくこと。
2. 現在、前掲の再開発案については、都市計画審議会学識経験者委員の方々による改訂案がまとめられつつあると理解しておりますが、この案についても必ずもう一度都市計画法16条・17条に基づく意見募集を実施し、民意を確認していただくこと。
3. 民意の正確な把握の大前提は、アンケート・意見募集に際して、出来るだけ時間的余裕（いわゆるリードタイム）を持って、可能な限り多くの住民等に周知徹底を図ることである。この点について、従来のやり方は必ずしも十分とは言えず、抜本的な改善を図っていただきたいこと。


以下、やや詳しく陳情の趣旨を申し上げます。

1. に関して

千代田区二番町地区計画の変更提案に関して、都市計画法17条縦覧に基づき3月に提出された意見書の提出状況は、二番町では変更提案に賛成64に対し反対90、一番町～六番町および麴町3・4丁目のいわゆる番町地区全体では賛成275に対し反対658と、地区計画変更提案に反対する住民が圧倒的多数を占めております。一方で、千代田区外(全体数一区内在住者及び地権者)からの意見書では、その9割以上が再開発に賛成しています。

千代田区二番町の問題に関し何故、千代田区外在住者が9割も賛成の意見を出したのか、意見の内容に付いて詳しい分析を求めます。又、今後のアンケートや意見募集に当たっては、住所のみならずその属性(住民、通勤者、通学者など)を把握し、正確な民意を把握するための改善を促していただきたく、陳情致します。





2. に関して

都市計画審議会学識経験者の委員の方々は都市計画の専門家でいらっしゃる、いろいろな要素を勘案し住民等も納得出来る素晴らしい案をお作りいただくと期待しておりますが、以前提出された案とは異なるものであるはずですから、是非とももう一度改めて法律に定める意見募集を行うべきものと理解しております。その際には、上記第1点にご留意をいただくべき事は云うまでもありません。

3. に関して

大勢の住民に対して広報を徹底することはなかなか難しいことでもあります。広報が不十分では意見募集が行われていることに気付かない人が多くなり、正確な民意把握は不可能です。十分なリードタイムを取り、区報になるべく目立つような掲載をすること、同時に区ホームページにも掲載し、また伝統的なアナログ手法ながら、区内の各町内会を通じての掲示板表示やお知らせ配布等も組み合わせて行っていただくべきと考えます。問題が重要であればある程、こういう努力が必要であります。

二番町問題に関して云えば、昨年7月3、4日に行われた区主催のオープンハウスは、始めて本提案が地区計画の高さ規制60メートルを大幅に超える90メートルの建物建設を含むという重要な内容であることが公にされるという極めて重要な機会であったにもかかわらず、リードタイムが僅か1週間で広報手段も極めて不十分でありました。

以上よろしくご検討の程 お願い申し上げます。

環境まちづくり委員会 送付5-23

二番町地区地区計画の変更について「陳情書」

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

令和5年 6月26日

千代田区議会議長
秋谷こうき様

陳情者：
住所：
電話：



二番町地区地区計画の変更について

「陳情書」

日頃は、より良い区政の為にご努力頂き感謝しております。

さて、二番町地区再開発計画案については、

①2022年7月、オープンハウス、②11月、16条に基づく説明会アンケート、意見募集、③2023年1月、16条1項に基づく公聴会。④2月、地権者に周知、意見募集、⑤3月、17条縦覧、意見書、と5回にわたり住民意向の聴取があり、そのすべてに於いて地元の意向は計画に対する「反対」が過半数を占めました。特に、本年3月の都市計画法17条縦覧に伴い提出された意見書では、二番町は賛成64に対し反対90、一番町～六番町および麴町3・4丁目のいわゆる番町地区全体では賛成275に対し反対658と反対が圧倒的に多数を占めています。そればかりでなく、本開発計画案は地元住民の合意で定めた現行の「二番町地区地区計画」、2021年5月改定の都市計画マスタープランの制約、精神を大きく逸脱しています。

また、16条対象案件であった地区計画は日本テレビの地所を切り出してD地区とした地区計画案と、D地区を除いた二番町地区を対象とした2種類の地区計画案についての説明会、公聴会でした。一方、本年3月の17条縦覧の対象地区計画案はD地区を含む二番町地区計画の変更のみあり、D地区は独立して存在していません。

このように高さ制限、容積率の大幅な緩和に反対する多くの住民の意向、また手続き上の混乱が有りながら、区当局は次々と都市計画法上のステップを進めています。

以下の2点につき議会としてご審議をお願いすると共に、区民の代表として正しく監視機能を行って頂きたくお願い申し上げます。

1. 夫々の住民の意見表明の内容につき、その属性を含め、行政はどのような判断をしたのか。その判断は合理性の有る妥当な判断と言い得るのか。
2. 2023年1月の16条公聴会と3月の17条縦覧の間に地区計画案が変わった事の理由とその詳細につき、分かりやすい説明を区民に対し行ったのか。



環境まちづくり委員会 送付5-24

日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

2023年6月25日

千代田区議会議長
秋谷 こうき様

日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

二番町地区における日本テレビ再開発に関しては、行政・日本テレビ・町会(以下三者間)の不透明な関係性を背景とし、住民を置き去りにした拙速な意思決定を進めようとする動きが散見されました。地方自治における三権分立の理念に基づき、行政を監視する立場にある区議会に対し、以下の対応を求め、陳情します。

【陳情内容】

1. 三者間のみならず、住民に対する説明と住民意見の聴取、及び施策への反映を適時・適切かつ十分に行うよう行政を指導し、議会自らも住民と対話願います。
2. 行政を中心に、意思決定過程における利害関係者となり得る三者間に何らの便宜供与などが行われていないことを監視、必要に応じ予算措置を講じ調査願います。

【背景及び理由】

1. 過去の「日本テレビ再開発沿道まちづくり協議会」「二番町地区における都市計画案の公聴会」「千代田区都市計画審議会」議事録、及び私自身も出席した二番町地区住民を対象とした説明会の発言・質疑を見るに、行政は住民意見を軽視し、日本テレビの再開発案を早期に確定させたいとする姿勢が見られました。「千代田区第4次基本構想(以下同構想)」に行政の役割として以下の記載がありますが、これが十分に果たされていない点、議会から行政を指導願うとともに、議会自ら住民と対話願います。
 - 区と区民が一丸となって将来像を実現していくため、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進
2. 上述の各種会議体における発言内容を見ると、二番町では住民意見を聴取される機会がなかったにも関わらず、行政のみならず二番町会も同姿勢に対し強く賛同する動きを見せていました。同構想には行政の役割として以下の記載がありますが、こうした一連の動きを目の当たりにすると、「住民福祉の増進を目的とした主体的な意思決定」以外に、何らかの論理が意思決定プロセスに介在しているのではないかとの疑念が生じ得ます。かかる無用な疑念や不信感を住民側に抱かせず、行政の決定結果を住民側が納得感高く受け入れるためにも、利害関係者となり得る三者間に何らの便宜供与などが行われていないことを監視、必要に応じ予算措置を講じ調査願います。
 - 住民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割



以上

環境まちづくり委員会 送付5-25

二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

2023年6月25日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

陳情内容

二番町地区計画変更提案について、区役所が住環境への影響調査を客観的に行う為に必要な予算措置をして頂くと共に、適時・適切に同調査の実施・調査結果の公表がなされるようにして頂きたく、よろしくお願い致します。

陳情理由

令和5年1月26日に実施された二番町地区に関する都市計画案の公聴会において、公述人からは住環境への影響への懸念が示されました。しかしながら、これに対する区の見解としては、いずれも事業者（日本テレビ）が実施したシュミレーション結果として、影響は限定的である旨事業者から示されていることを述べているに過ぎません。地区計画の変更という重大な意思決定が行われようとしているにもかかわらず、区役所は90メートルという超高層ビル建設に関する住環境への影響調査を全て日本テレビに任せている状況です。

二番町に住む四人の子供の親として、超高層ビルが建つことによる交通量増・人流増は大きな懸念です。番町内は殆どが狭い一方通行の道であり、番町中央通りも例外ではありません。一部双方向化したとしても、車が溢れ、また、人流の増加により、児童・生徒の通学、保育園児の送迎・散歩時の移動が危険な状況になる事を危惧します。

交通量・人流の問題のみならず、ビル風、日照への影響調査を含め、区役所が独立したコンサルタントを起用できるよう予算措置をとっていただくと共に、適時・適切な調査の実施・調査結果の公表がなされるよう区議会からもご指導いただきたく陳情致します。

以 上



環境まちづくり委員会 送付5-26

日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める

陳情書

日本テレビ（事業者）は2022年の「都市計画提案の概要」で、過去数年にわたり広場を利用した多くの方々にアンケート等を実施し、地域の要望を聴取したと述べています*。また多くの方が番町地域には南池袋やお茶の水にある空地のようなスペースがふさわしいと答え、「回答者の90%が青天空地を求めている」と報告しています*。そしてこれをビルの北側に公開空地を作り、ビルを高層化することの根拠の一つにしています。

「回答者の90%が青天空地を求めている」という回答を導くために日本テレは7800㎡の広々とした芝生と空が見える南池袋公園の写真等を見せて、住民に意見を求めています。一般論としてこのような広場が都会の真ん中にできることは望ましいことだと思いますが、二番町で作ろうとしている広場はこの写真とは異なります。天井がなく、見上げれば空は見えますが、高層ビルの北側で真夏以外は日陰が多く、ビル風が吹き下ろす空地であるということは回答者に知らされているのでしょうか。住民の回答や意見が事業者にとって都合よく解釈されているように感じます。

また、保育園ヒアリング調査においても、表面的な質問のみで調査が行われ、ビルが建った後のリスクやデメリットは説明されていないようです。利用しやすいオープンスペースについて、「コンクリートの屋根などができると園児を遊ばせづらい。屋根があるより外を感じさせたい。」と言う意見がほとんどの中で、「夏場は半分くらい日陰になっているといい」と言う意見もあります。ピロティー方式にして屋根をつけるか否か、屋根の高さ、広さ等についてももっと深く検討して頂けないのでしょうか。

イチかゼロかではなく、お互いが歩み寄るために検討する余地はまだたくさんあるのではないのでしょうか。事業者には、住民の意見をもう少し丁寧に聴取して把握して下さることを願います。

事業者はアンケート回答の言葉のみをとらえ、住民の心情は把握していないようです。悪く勘繰ってしまえば自分たちにとって都合よく言葉を解釈し、アンケートの回答を利用しているように感じます。このままでは住民の希望を聞いて開発を進めたのに、住民がイメージしていたものとは異なる開発になってしまいます。このような手順で開発が進められていくことに、事業者と行政に対して不信感が募ります。

行政に対しては上記概要のp27に書かれている事業者が行ったアンケート等の目的・実施方法・結果・分析内容を、第三者的な目で判断し、報告して下さることを望みます。

* 2022年12月8日開催の都市計画審議会 資料1-2 P25~27



以上

環境まちづくり委員会 送付5-30

千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情

受付年月日 令和5年7月3日

陳情者	提出者	2名
	署名者	2名 (令和5年7月5日受付)
	計	4名

陳情書

2023年7月3日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情



外神田一丁目南部地区再開発計画の街区内にある清掃事務所及び万世会館の区有施設の機能更新及び、区道を廃道し大街区化することに関し、千代田区議会会議規則第67条に基づき、環境まちづくり委員会は、千代田清掃事務所、千代田万世会館及び区道を所管する委員会と協議して連合審査会を設置の上、審査及び調査をして頂くことを求めます。

本年4月末までの、前・環境まちづくり特別委員会では、本件再開発の審議を進めていく中で、区有施設を民間ビルとの共同化計画案に対し、区住民から数多くの反対や慎重意見が出ております。

また、当該区域内の地権者からも、計画に慎重、反対の立場のみならず、計画推進、賛成の立場からも共同化について慎重な意見もあります。

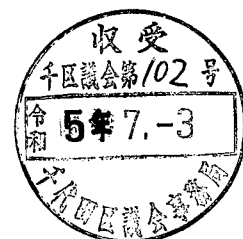
区の都市計画案には「再開発等促進区・土地利用に関する基本方針」に「道路を挟んだ敷地の一体的な整備を図るとともに、地域の生活を支える既存の公共施設(斎場、清掃事務所等)の再整備を行う」と明記されており、「公共施設(斎場、清掃事務所等)の再整備」が都市計画決定の対象になっています。

今後、仮に都市計画決定がなされた場合には、建築基準法第68条の2及び都市計画法第53条による制約が生じ、公共施設の再整備方法が共同化によるものに実質的に限定されてしまいます。

そのため、本年3月3日の委員会集約の2では、「当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであり、それらが不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。」と明確に集約されました。

以上のことから、都市計画決定の判断がなされる前に、しっかりと公共性、公益性の審査・調査のため、千代田清掃事務所、千代田万世会館及び区道を所管する委員会との連合審査会を設置し、審査及び調査していただくようお願いいたします。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-31

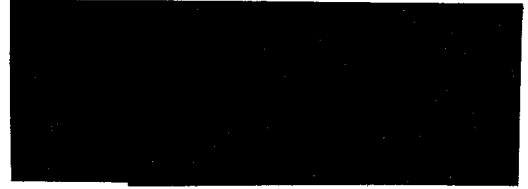
日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

受付年月日 令和5年7月5日

陳情者 提出者 1名

令和5年7月5日

千代田区議会議長
秋谷こうき様



日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

番町・麴町地区の住民にとって、近隣での食料品調達が不便であることは共通認識になっています。集合住宅、マンションの再開発によって住民は増加したにも関わらず、地元商店の多くは廃業し、以前は活気があった商店街は軒並み消滅してしまいました。地域のブランド価値が高いことは好ましいことですが、買い物するにも新宿や日本橋、近隣区のショッピングモールに出かけなければならない状況は、行政として改善すべき課題として認識する必要があります。

昨今は、高齢者の一人暮らし世帯が急激に増加しており、タクシーや公共交通機関に頼らなければ買い物すら満足にできない状態を放置していいのでしょうか。

日本テレビ再開発事業は地区計画の変更、意思決定過程について反対運動ばかりが目立っていますが、常識的な多数の住民は地域の利便性向上に期待し、黙って見守っているのが現実です。

老朽化した麴町駅の機能更新・バリアフリー化、広場空間の確保は長年、地域として要望していますが、行政単独では困難なので、民間の再開発に合わせて行政需要を実現する手法は効果的といえます。

さらに、大型総合スーパー(生鮮食料品店)、銭湯(スパ)の誘致ができれば、地域のブランド価値だけでなく利便性向上にもつながります。

これまでの交渉過程における高さ90m未満という案は、こうした地域貢献を考慮すれば極めて妥当です。地域住民の願いをかなえるためにも、千代田区に対して日本テレビ再開発事業を早急に決定することを求めます。



環境まちづくり委員会 送付5-39

外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情

受付年月日 令和5年9月5日

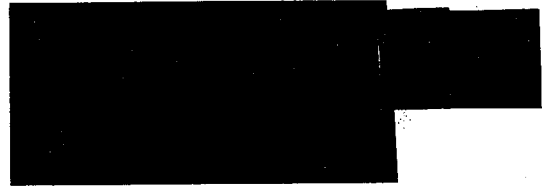
陳情者 提出者 1名

2023年 9月 5日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき 様

外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情



区民にとって日常生活に欠かせない公共施設（清掃事務所、葬儀場）、を民間再開発事業に入れ、区道を床に替えるという例を見ないやり方については、情報提供が余りにも少ない状況下で、しかも地権者同意率は60.8%であり、地区計画決定後は地権者同意率を三分の二にしなければ法律上この計画を進めることも退くこともできない状況に陥ります。近隣自治体でも例を見ない同意率の低さのままで、7月25日の都市計画審議会で賛否8対7という僅差で事業を決定すべきものとして行政は地区計画と市街地再開発事業を進めることとしました。

公共施設を民間再開発に組み込むことや、高さ170メートル超高層ビルが気候変動、人口減少社会に突入した日本の将来を見たときに、区民の利益につながるのか、秋葉原の賑わいや発展に寄与するのか、見通せないままです。

決定権者の千代田区長にはより慎重な判断が求められるのは言うまでもありません。

課題山積の中、2021年（令和3年）7月13日に資料として出された事業計画案



では総事業費は854億円です。事業の経費は「保留床処分金」や「交付金（国、都、区による税金）」でまかなわれるとのこと。交付金は事務費を除く事業費の10%約80億円です。

しかし、昨今の資材、建築費、人件費の高騰はすさまじく、日本建設業連合会（2023年4月版）によりますと一昨年来世界的な原材料の品薄、高騰の影響により、「かつて経験のない価格高騰、納期遅れが発生」と記載されています。また、（一財）建築物価調査会によると、2015年を100とした指数は、セメント166.4、生コン207.1、鉄鋼170.7、です。さらに国内では福井駅前再開発、札幌駅前再開発、富山複合施設等々建築費高騰による事業の見直しや、工期の遅れが続出しています。

外一再開発についても当然事業者はそのような状況を受けて事業採算性を見直し計算しているではありませんか。事業費の増大は地権者、千代田区（区民）に権利変換で影響を及ぼすではありませんか。また、公共施設、区道等は区民全体の大事な資産です。どのような評価基準にするのか、事業者が採算上保留床を増やせば権利床の減少につながります。地権者の取り分は当然減少します。現在の事業費が一体いくらと算出しているのか、直近の総事業費と建設費を含むその内訳を早急に公開することが地権者、区民、秋葉原を愛する方々に対する責務ではありませんか。誠意をもってお示しく下さい。

環境まちづくり委員会 送付5-41

(1) 二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法16条及び17条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、並びに(2)今後の再度実施される16条・17条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

受付年月日 令和5年11月15日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年11月15日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

環境まちづくり委員会委員長 嶋崎 秀彦様



(1) 二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、

並びに

(2) 今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

陳情者：

陳情者住所：



(1) 二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査の陳情：

千代田区への情報開示請求により、今年 3 月に行われた「二番町地区地区計画変更案」への都市計画法 17 条に基づく意見書の集計・報告について、下述①～⑤の事実が判明しました。このような集計・報告手法を許容したのは、執行機関として大いに問題と考えます。こうした疑義が放置されれば、千代田区による本件以外の数値集計の正確性や妥当性も疑われ、区の行政や区議会への信用も損なわれ、民主制の根幹さえ揺るがしかねないことさえ懸念する次第です。区議会におかれましては早急に上述 16 条及び 17 条意見書の集計・報告のカウント方法を明確に示すとともに、集計・報告の正確さと公正さ

につき外部又は第三者による調査、及びわかる範囲での再集計をお願い申し上げます。

【情報開示請求により判明した事実の例】

区役所より開示された文書は全て意見書の住所氏名欄が黒く塗りつぶされ、詳細は確認不能でした。当会では全意見書を精査することまでできなかったものの、以下は17条意見書について発見できた事実の一部です。なお16条の意見募集では、在住在勤の別は問われませんでした。どのように集計したのかを知る必要があると考えております。

- ① 「二番町住民」の意見書数が違った。

	都計審議事録	当会集計	差
「明確に賛成」	64	56	-8
「反対」	90	90	0
「不明確」	3	4	+1
合計	157	150	-7

- ② 「町名」しか書いていない意見書を、区は有効な意見書とカウントしていた。

区民の開示請求に答えた区職員が、意見書の住所に「二番町」と書いてあれば「番地がなくても採用した」と説明していた。

- ③ 二番町「住民」の意見に「在勤者」が混在した。これを除くと、二番町住民の意見書数は157から118に減り、賛成比率は29%に低下した。

二番町住民の意見書に「在勤者」と明記した意見書が、32件（賛成22件・反対10件）あった。在勤であることが一見して明白であるにもかかわらず、集計・報告していなかったことが判明。

	都計審議事録	「在勤者」除外後
「明確に賛成」	64 (41%)	34 (29%)
「反対」	90 (57%)	80 (68%)
「不明確」	3	4
合計	157	118

- ④ 上述③の在勤賛成22件中の15件が、手書き文章の同一コピー（名を変えただけ）※参考資料1

ほかに、日テレ通り沿道以外の千代田区在勤者の賛成意見書からは、

- ⑤ 全く同一文（ワープロ作成）で同一日付の賛成意見書が、35件あった。 ※参考資料2

以上

都市計画法は住民及び利害関係者が意見書を出せるとしていますが、意見書の偽造やなりすましは認めていません。特に上述④二番町の手書きコピー15件は、氏名住所の筆跡が同じであれば本人に無断で作成された可能性もあります。黒塗りされた氏名住所が適正に記載されていることと、その筆跡まで本文と一致するか否かなどの確認が必要です。同じフォーマットで大量かつ同時に出されたものも、本人の意思に基づき作成したものか疑義が残ります。

また上述②（「町名」だけで番地も書いていない意見書も有効とカウント）が真実なら、住所が真正か否かや、意見書の提出者が実在するかを、もはや確認する術の乏しいものまでも有効に受け付けたことになり、従って黒塗りされた氏名住所欄の確認が必要です。

(1)は、以上です。

(2)今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

本年3月の二番町地区地区計画変更案に対する17条意見書の募集は3月24日に締め切られ、わずか6日後の3月30日に都市計画審議会に数値が提出・報告されてそれが議事録に残り、後日、数値の誤りによる訂正が本年8月の都計審にて報告され、同議事録にも記載されました。これ以外にも、前述の通り区の意見書カウントに疑義を生む事実が判明しました。これは、上述の通り詳細な調査が必要なことに加え、元々の意見書募集時における、要応募記載事項の明示の不足不備及び、応募締め切り後の拙速な集計報告日程があったことにも要因があったと考えられます。

区議会におかれましては、今後都市計画法16条・17条に基づく意見書募集等の手続きを行うにあたっては、下記の通り、集計に疑義を生みにくい募集方法と集計方法、および余裕ある日程をもって行うようにお願いします。

また、国土交通省「都市計画運用指針」に基づき、素案をつくる段階では都市計画法16条2項に基づく意見募集だけでなく、1項に基づく公聴会を実施してください。加えて、都市計画法17条

の意見募集に先立ち住民及び利害関係者が区案を十分に理解できるように説明会を実施してください。

(記)

- (ア) 意見書等募集時の区からの公示や広報は、十分な時間的余裕をもって行い、また、意見書集計の正確性を期すために、応募締め切りから都計審報告までの期間を、本年3月実施時の6日間よりも十分に長く、時間的余裕をもたせること。
- (イ) 意見書募集時には、住所を正確に記載すること及び在住か在勤等か（住民か利害関係人か）を明記するように意見書の記入方法を明確にして公示・広報すること。
- (ウ) 住所の正確な記載は、在住の住民に関しては住民票記載の住所、在勤者は社名（屋号）及び在勤地の住所（法人在勤者に関しては社名及び登記上の法人名及び法人住所）を記載すること。
- (エ) 意見書のうち偽造またはなりすましの可能性があるものは執行機関が精査した上で、集計・報告すること。精査の方法についても公表すること。
- (オ) 意見書の集計・報告では、二番町、二番町を含む番町各地区（日テレ通り沿道地区）、同沿道地区以外の千代田区内、区外を分け、また、それぞれ在住か在勤かの8分類にして、それぞれの意見内容及び意見数が分かるようにすること。

以上、陳情いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上

別紙

<参考資料1>

P.2の【情報開示請求により判明した事実の例】「④上述②の在勤賛成22件中の15件が、

手書き文章の同一コピー（名を変えただけ）」の写し 全15件

2023年 3月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

2023年 3 月 24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課
keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

2023年 3月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所:

電話番号:

氏名:

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所:

電話番号:

氏名:

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課
keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：左記



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) ・ 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3月24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

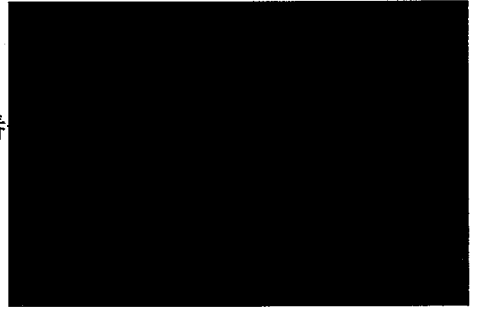
千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番

氏名：

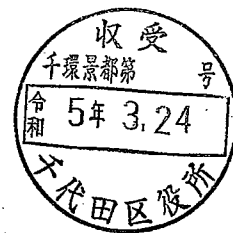


【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：在勤

以上



2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：左記



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

<参考資料2>

P.2の【情報開示請求により判明した事実の例】 「⑤全く同一文（ワープロ作成）で同一日付の賛成意見書が、35件」 の写しのうち、事例として10件

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-42

外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情

受付年月日 令和5年11月17日

陳情者 提出者 1名

2023年11月17日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者

外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情

10月13日に区議会常任委員会で環境まちづくり部の外神田一丁目南部地区についての陳情審査がありました。公共施設について担当課長は、「要求水準に基づいた相談を定期的に清掃事務所ともしっかり説明し行っていきたい」旨の発言をされました。「所管の政経部とも調整が必要」と部長の発言もありました。庁内はそれでよいのかもしれませんが、区民に対してはどうされるのでしょうか。公共施設は区のものであり、当然区民のものでもあるわけです。

区内に1か所しかない清掃事務所は、現在80名前後の職員の方々が働いており、この開発が進めば、一旦親水広場が予定されている川岸の現在の旧万世橋出張所のあたりに仮移転します。この建物にかかる費用もまだ明らかになっていませんが、おそらく5億から7億円かかるのではないかと推測されます。そこへ移転して、2、3年後に超高層建物が完成すると今度はもう1度その建物に移転するとのこと。仮事務所は取り壊し、親水広場になるとのことです。職員の負担はもとより仮事務所建設等にかけた資金の無駄、環境的にもかなりの資材が無駄になります。CO2の排出はどのくらいになるのでしょうか。

再開発に組み入れることで、数十年先の清掃事務所はどうなるのか、賑わいを創出したい民間企業との共存は難しいではありませんか。区のものとして独自に建設することを求める声が依然として多く耳に入ってきます。

区が地道に努力を重ねれば区内に場所がないわけではないと考えます。また東京都と真剣に話し合えば開かれる道も考えられるのではないのでしょうか。

2023年2月9日、東京都財務局財産運用部に問い合わせたところ、都市整備局に聞いてくださり、「千代田区から都有地を購入したいという話は1、2年ない」とのことでした。このようなことから区内に1か所しかない私たち区民にとってなくてはならない重要な区有施設について、区の土地として取得して建て替えることを真剣に検討した経緯が残念ながら無かったのではないのでしょうか。再開発ありき、区民不在とも見受けられるまちづくりは必ず将来禍根を残すのではないのでしょうか。



建設に掛かる事業費の約10%は交付金という名目の国、都、区の税金で賄われます。このようにしてまで公共施設を入れたこの再開発のメリットは果たして私たち区民にあるのでしょうか。

未来を見据えたときに別の手法があると考えます。

情報はすみやかに開示し、建築条例審査前に住民、区民に清掃事務所を再開発に組み入れることについて丁寧に説明する機会を持つよう議会は環境まちづくり部に働きかけてください。

事実を区民に明らかに示して、対話をしてください。それを踏まえて区民の要望、意見を活かしていただきますよう陳情いたします。

環境まちづくり委員会 送付5-45

千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情

受付年月日 令和5年11月24日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年11月21日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

件名 千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに
都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情

陳情者

住所

電話

理由：

番町の住環境を守ってきた現行の地区計画と、2021年に策定されたばかりの千代田区都市計画マスタープランの趣旨を逸脱して、二番町の一角で超高層ビルの建築を容認する地区計画の変更が、現在千代田区の行政組織により強力に進められようとしています。地区住民に対する貢献の見返りに、日本テレビに対して、賃貸商業ビル運営に充分な利潤を上げるに必要な容積率、その容積率確保に要する建物高さを与えようとするための地区計画の変更と理解しています。

千代田区に50年、番町に25年居住し、この地区の稀有な住環境、文教環境をこよなく愛するものとして、番町の価値と地区環境に大きな変化を及ぼしかねない動きと思い、本件が審議された都市計画審議会、沿道まちづくり協議会などを傍聴してきました。前回の都市計画審議会で、「現行の地区計画における規定である高さ60メートルの順守を最良とすること」、ただし、「地域貢献で得られる価値の大きさと見返りに損なう環境影響につき、住民の充分な合意が得られるならば」との条件付きで、高さ80メートルを限度とするビルの建設も容認しようとの専門家委員の見解が出たことは承知しております。この見解の趣旨は、地区計画変更を行う際には、慎重かつ十分な事前検証を行うべきであると理解します。

しかるに、区役所から二番町地区住民に対する地区計画変更の説明会が近々開催されると聞きました。しかし、これは実施に先立ち行われるべき区議会での議論が不十分なまま手続きに入ったのではないかと懸念致します。つきましては、具体的な手続きに実施に入る前にまずは、計画案の是非につき、地権者・区民の判断に資するような、区議会（環境まちづくり委員会）による議論を行い、その議事録が住民に理解されるように早期公表をお願いします。

また、都市計画法16条、17条で集められた意見の集計・分析にあたっては、区の行政組織に加え、区議会環境まちづくり委員会と都市計画審議会の委員による検証を行うように要望します。

以上、陳情致します。



環境まちづくり委員会 送付5-46

二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第16条第1項の
公聴会の開催を求める陳情

受付年月日 令和5年11月27日

陳情者 提出者 1名

令和5年11月27日

陳情書

千代田区議会議長
秋谷 こうき様

二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第16条第1項の公聴会の開催を求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

日頃より、円滑なる区政の運営にご尽力を頂き、厚くお礼申し上げます。
さて、先日11月25日に区役所で行われた「二番町地区 地区計画の変更に関わる素案の説明会」に参加し区の見解をお聞きしました。しかし、二番町における日本テレビ本社跡地の再開発については、もともと地区計画で高さ制限が50m、総合設計制度を使っても60mまでと制度上決まっている中で地区計画を変更してまで実施される再開発ということで、この数年近隣住民の皆さんと共にその推移を注視してきた住民としては、懸念が払拭されたとは言い難く、ここに次の通り陳情致します。

1. 陳情の趣旨

二番町地区計画の変更に関して、都市計画法第16条第1項の公聴会を開催するように求めます。

2. 陳情の理由

令和5年1月に、高さ90mの日本テレビの都市計画案提案に関して公聴会を実施していただきました。今回は高さ80mの新しい都市計画案の素案です。

高さが90mから80mに変わったこと以外、十分な説明がなされたとは言えません。都市計画法第17条の意見募集の前に、どのように変わったのか、専門家や住民の意見がどのように反映されたのかさらなる説明が必要です。

そのうえで、住民が公に意見を言える場、公聴会を実施して頂くことを求めます。



以上

環境まちづくり委員会 送付5-47

二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情

受付年月日 令和5年11月28日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年11月28日



千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情

陳情者:

住所:

電話:

※案内

1. 「二番町地区 地区計画の変更に係る素案の説明会」と題するペーパーには議事として「二番町地区計画変更素案について」が挙げられています。しかし、席上配布資料としては「二番町地区 地区計画 変更素案の概要」にとどまっています。5月に開催された「六番町偶数番地地区の地区計画に係る素案の説明会」では席上配布資料として「地区計画の素案」そのものが含まれていたと聞いています。今回、「素案」を配布せず、「概要」にとどめた理由を教えてください。

2. 「素案」のコピーが模型を置いた机の脇にありましたが、「写真撮影不可」となっていました。限られた時間で「素案」から筆写するのは不可能です。また、「素案」が置かれていたこと自体の案内もなかったため、これに気が付いて見た方も少ないと思います。25日の説明会では会場からの要望により、出席者には素案のコピーが配布されたとも聞いていますが、24日の出席者には素案のコピーは郵送されたのでしょうか。そして、なぜ素案を「閲覧禁止、持ち出し厳禁、撮影禁止」としたのか、また、そもそもですがなぜ素案を区の都市計画の「都市計画の公告・縦覧のお知らせ等」のところに公開しないのか、以上の理由を教えてください。

3. 「意見書の提出方法について」について「二番町地区 地区計画 変更素案について、都市計画として定めていくために、今後、都市計画法に基づいた手続きを行なっていきます。」との一文があります。せっかく説明会に来て、「概要」しか配布されず、変更案全体を閲覧するためには、改めて区役所5階の環境まちづくり部に開館時間内(＝勤務時間内)に行き、その限られた時間内で理解することは住民にとっては大変難しいことです。できたら、住民あるいは権利者全員へのコピーの配布をお願い致します。少なくとも、閲覧に行った人には要望に応じてコピーの配布をお願いいたします。

4. 意見書は「素案」について提出するものであって、「素案概要」について提出するものではないと思います。今回の説明会に出席した二番町地区の地権者に対して不備があったと言えませんか。また、説明時間30分、質疑60分の説明、何か質問を投げかけても「ご意見として承ります」という回答では、十分に質問に答えていただけとは思えません。再度の説明会開催を要望致します。

5. 二番町地区は在勤者が多く、住民が少ない地区です。しかし長期的な視点で町のことを考えるのはそこで子育てをし、実際に生活している住民だと思います。次の都市計画法第17条に基づく手続きに入ると、区外の方々の意見も反映されます。これでは、千代田区の住民がないがしろにされている、あるいは千代田区の主体は区外にあるという印象が強まります。区の行政が千代田区そして千代田区民の生活を守る姿勢を示していただきたいです。そのために、今回の意見書募集の要件として「関係権利者の皆様」とありますが、二番町地区に居住する多くの方々のご意見や声も是非重視していただきたいと思います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-48

二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を
至急開催することを求める陳情

受付年月日 令和5年11月28日

陳情者 提出者 1名

令和5年11月27日

陳 情 書

千代田区長
樋口 高顕様
千代田区区議会議長
秋谷 こうき様

二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を至急開催することを求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

連絡先：

TEL

第1 陳情の趣旨

日本テレビの都市計画提案及び二番町地区計画の変更に関して、二番町地権者のみならず広く番町・麴町地域の住民を対象とした説明会を実施してください。

第2 陳情の理由

二番町 日本テレビ本社跡地の再開発問題は、再開発等促進区を適用した超高層ビル建設が予定されていることから、この数年、二番町住民のみならず番町・麴町、平河町、九段等周辺地域の住民がこの推移を注視してきました。何故なら、日本テレビ社のために現行の地区計画を変更してまで区がこの計画を推進しようとしているからです。超高層ビル建設によるこのような大型の再開発では、その影響が負の側面を含め広範囲に及ぶものです。しかしながら、日本テレビ沿道まちづくり協議会においても、住民はオンラインでしか様子を知ることができず、住民に十分な説明はなされているとは言い難い現状であると思料されます。

11月21日より都市計画法第16条の手続きが開始されましたが、第17条の手続きに進む前に是非とも番町・麴町地域住民を対象とした日本テレビ計画案及び二番町地区地区計画変更についての説明会を対面にて開催してください。

そうでなければ、第17条での意見募集時に意見を出したくても内容がよく分からない、という住民が大勢いるという事態に陥る可能性があります。このままでは現行の地区計画を変更するという大きな問題を周辺住民には何も説明することなく、第17条の意見募集に突入してしまいます。これはおかしなことです。第16条の手続きで示した素案に関して、番町・麴町地域住民を対象とした説明会を急ぎ実施していただくよう強く求めます。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-49

二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情

受付年月日 令和5年11月30日

陳情者 提出者 1名

陳 情 者

2023 年 11 月 30 日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

件名 二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情

陳情者
住 所
電 話



理由

現在の番町地区は、買い物も不便、歩道の整備も不十分(段差や傾き、枯れた街路樹)かつ、麴町駅番町口も不十分なバリアフリー化です。これだけの都心であるにもかかわらず、飲食店が撤退し、個人商店が消え、街はどんどん寂れて、新しいマンションばかりがたくさん建ち並んでいます。

他方、日本テレビ本社の有った場所には、現在番町の森が建て替えまでの期間、暫定で整備されており、日々多くの人々が集まっています。先日も番町の住民によるお茶会が開催され、訪れた方も、日本文化の素晴らしさに触れ、充実した時間を過ごされました。こういった活動を支える場所を恒久整備することは、住民の多い街にとって極めて意味のあることです。

日本テレビは70年前から番町に在った企業として、寂れていく街を暮らしやすい街に変えようとしてくれています。私たち番町に暮らす住民にとっても、これを機会にぜひ改善して欲しいことばかりです。絶対に外してほしくないものは、バリアフリー、広場、緑、広い歩道、交通広場、スーパーマーケットなどで、これだけのことを街に還元してくれる開発は、番町ではもうないと思っています。書かれていないものの可能であれば銭湯も作っていただきたい。

およそ10年にわたる議論、直近では都市計画審議会の学識経験者の先生方で検証なさった結果が提示され、議論は十分すぎるほどなされています。それにもかかわらず、いまだに都市計画決定されていないことが不思議でなりません。熟議を叫ぶのは簡単なことですが、そうしている間に、街の機能更新は遅れ、どんどんさびれていくのです。議会の皆さんには、今一度未来を担う人たちに対する責任を感じていただきたい。番町に想いを持っている企業があるうちに、課題解決を実現していただきたい。何も実現しないで「反対」「十分な議論」などの言葉だけで議会に臨んでいる区議は税金泥棒にほかなりません。

一刻も早く開発がなされるよう、都市計画の変更を求めます。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-52

二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情

受付年月日 令和5年11月30日

陳情者 提出者 1名

千代田区議会 議長 秋谷 こうき 様
千代田区議会 環境まちづくり委員会 委員長 嶋崎秀彦 様
千代田区 都市計画審議会 会長 岸井隆幸 様

陳 情 書

令和5年 11月 30日

陳情者 氏名：

住所：

二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである
子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情

◆陳情の主旨

二番町地区の地区計画変更に関する議論を聞いていて、一部の声の大きな反対派と呼ばれる方々の声ばかりが取り上げられ、審議を遅らせていることに極めて違和感を持ちました。これまで行われてきた説明会には毎回同じ反対派と呼ばれる方が押しかけていますし、提出されている陳情も同じ内容のものばかりです。

また、まちづくり協議会において反対派と呼ばれる方々は各自がバラバラの言いたい放題の主張をしているように感じております。このため協議会の議論は論点が決まらないどころか、一見すると反対意見が多いような印象すら受けます。他方、提案されている緑のある広場・街区公園の整備や、麴町駅出口のバリアフリー化、生活利便性の向上・商店街の活性化、低層部の街並み景観整備等、これらは住民の切実な願いであるにも関わらず、議論に反映されていないのは不思議でなりません。住民の要望と現在行われている議論には明らかにギャップが発生していると思います。

住民はこの開発を通して、どのような利益を享受できるか（例えば、どのような商業施設になるのか、スーパーなどの量販店が営業するのか、麴町駅にエスカレーター・エレベーターが整備されるのか等）を想定しており、その利益を享受できることを前提にし、様々なことを検討・判断するという姿勢であるということがハッキリしています。つまり、住民は「日テレ社は、広場やバリアフリー化を地域貢献する」ことを前提として議論しているのであって、これが反対派と呼ばれる方々と論点がずれる要因だと思います。

また、反対派と呼ばれる方々の活動が強まることにより、住民は意見を発しづらい環境になっています。また、反対派と呼ばれる方々は、真偽がわからない情報の流布、マンション



への投書、麴町出張所・麴町区民館の利用規約を無視した集会活動を都計審の委員自らが行うなど、あきらかに住民を扇動して、住民が意見を発しづらい傾向がますます強まっていると思います。すなわち住民はどんどんサイレントマジョリティ化していると思うのです。そして、いたずらに議論に時間をかけることは、住民同士にある不信感をさらに増長させるということも懸念されます。

私としては、住民間の対立を1日も早く解決し、安心して暮らす事ができる日常を取り戻したい、そして、開発が進みQOLの高い生活を送ることを切望しております。千代田区議会及び都市計画審議会におかれましては、今回の計画・提案がサイレントマジョリティである子育て世代や高齢者のニーズをしっかりと反映したものであるということ認識・理解したうえで、速やかに審議を前に進め、少しでも早くゆたかな暮らしを送ることができるよう議論・審議を行っていただくよう求めます。

◆陳情理由の詳細

日テレ社が昨年夏に番町の森のイベント参加者およそ150人に対してアンケート調査を行ったそうですが、その結果をお聞きして驚きました。

現在の番町の森は再開発までの暫定広場の位置づけですが、計画では再開発後に恒久広場として整備することになると聞いています。その広場についてアンケートで必要だと答えた方は96%、さらにその広さについては「現在と同程度」「今よりも広いほうが良い」と答えた方は94%だったそうです。ところがアンケートに回答した方のうち、オープンハウスなど説明会に参加したことがある方はほぼ皆無で、9割以上の方が区に対して何も意見を表明していないことがわかりました。

事業者たる日テレ社が行ったアンケートですから、何らかバイアスがかかっていたとしても、広場の主な利用者である子育て世代や高齢者は積極的に意見を表明しないサイレントマジョリティであるということのはっきりしたと言えると思います。このことは国政選挙や、区議選における投票率の結果から見ても同様のことが示されていると思います。そして前述したように住民が意見を発しづらい傾向がますます強まっている状況下では、住民のサイレントマジョリティ化にはさらに拍車がかかっていると言えるでしょう。

こうしたサイレントマジョリティの存在を無視して、積極的かつ熱心な反対派と呼ばれる方々の声、いわゆるノイジーマイノリティの意見ばかりが反映される区議会、都市計画審議会で果たして良いのでしょうか。

今回の提案・計画は10年にわたって丹念に住民の皆さんや、保育園、子育て世代や高齢者の声を聴いて練り上げられたものだと言っています。実際に提案されている広場の大きさや使い方、麴町駅のバリアフリー化、生活利便施設の整備などの内容は、こうした様々な世代のニーズに応えたものになっていると思います。しかも街区公園(2500㎡)規模の広場が番町に整備されるチャンスはもう二度とめぐって来ないでしょう。しかしごく一部の声の大きい反対派の方々によってこれらの実現が遮られ、遅れてしまうことは、声をあげる

ことができない多くの住民にとって不幸でしかありません。

先に行われたまちづくり協議会の議論も傍聴させて頂きましたが、番町の森で地域イベントを開催されてきた方々の地域に対する思いや、子供たちに素晴らしい体験をさせてあげたい、思い出を作ってあげたいという願いをこめた発言は胸を打つものばかりでした。区議会や都市計画審議会では、未来の子供たちのためにどのようなまちづくりが必要かという真剣な議論が行われたことがあるでしょうか。

緑あふれる十分な広さの広場で思いっきり遊ばせてあげたい、山王祭や盆踊りなど地域の伝統に触れることで番町麴町という生まれ育った町に誇りを持ってほしい、畑で作物を植えて収穫し、焚火や花火を体験し、動物や昆虫に触れて沢山の思い出を作ってほしい、—そんな観点から番町・麴町に何が必要かということ考えたとき、答えは極めてシンプルだと思います。少なくとも高さ制限にこだわることは何も生みだしません。

今回の提案、地区計画の変更は最初で最後のチャンスだと思います。どうか区議会や都市計画審議会においては、街区公園規模の緑豊かな広場の整備、麴町駅出口のバリはフリー化、生活利便性の向上、そして低層部の街並み形成など、次代を担う子供たち、将来の子供たちや子育て世代に何を残すことができるのかという、前向きな議論を是非ともお願いしたいと思います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-53

二番町地区計画早期変更に関する陳情

受付年月日 令和5年12月4日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年12月3日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

件名 二番町地区計画早期変更に関する陳情

陳情者

住所

電話

理由

二番町地区の地区計画についての変更を早期に実現してください。現在、私の主な関心事は、公園、緑、広い道路、麴町駅のバリアフリー化などです。そして活気あるコミュニティスペースの創造を重点的にすることで、地域を再活性化させることです。

現在、番町における地区計画は、公共施設の不足、緑地や公園の不足といった課題が見受けられます。私は幼い頃から番町に住み、番町で育ちました。そんな私だからこそ、公共施設の不足や、公園の不足が、どれだけ深刻なものか、というのが身にしみて理解できます。私は現在23歳ですが、私が幼かった頃の番町には、子供たちの遊べる公園が少なく、既存の公園だけでは、子供たちの人数が多く、子供同士の衝突や、遊び場の取り合いなど、問題が多く起こっておりました。そのため、私を含む当時の子どもたちは、交通量の多い道路で、かけっこをしたり、鬼から逃げるために、ビルとビルの隙間に入るなど、広い公園がないばかりに、試行錯誤しながら遊んでいました。しかし、今あらためて考えてみると、とても危険な行為だったと思います。番町は当時より人口がだいぶ増えているにもかかわらず、公園の数はあまり変わっていないため、新たな広い公園の新設は、地域の発展と、何より未来を担う子どもたちの安全のために、とても有意義であり、今後の未来志向のまちづくりのためには欠かせないピースだと考えております。

加えて、麴町駅のバリアフリー化も急務だと考えております。千代田区の麴町駅周辺地域におけるバリアフリー化は、社会のあらゆる人々にとって重要です。番町は、高齢者と子どもたちの街と言っているほど、高齢者の数と、子持ち世帯の住民が多いです。現在の二番町側の麴町駅は階段しかなく、高齢者やベビーカーを引いている親御さんにとって、とても不便な状態です。六番出口は64段、五番出口は61段の階段を下りないと改札に行けません。



エレベーターがある出口は、真反対の出口に一つしか設置されておらず、そこまで行こうとすると、一度坂を下ってまた登らなくてはならず、そのような方々にとって、坂道を上り下りするというのは、とても困難を極めます。また現状身体障害のある人、車椅子を利用する人、または一時的なケガを負った人など、様々な状況にある人々が、安全かつ円滑に移動できる環境を整備できていないということは、日本の恥であり、ましてや、それが日本の中心である千代田区の番町の現状だという事実は、筆舌に尽くしがたい悔しさがあります。バリアフリー化は、地域社会の包括性と共生性を促進し、誰もが活動的に参加できる環境を構築することに貢献します。

日本の未来およびこれからを担う子供の未来のために、過去に決めたルールや慣習に従うのではなく、明るい未来を紡ぐために今を変え、変わらないために変わり続けることが重要だと思っております。私は、その信念を強く感じられる日テレさんの開発を強く支持しております。地区計画を早期に変更し、今すぐにでも日テレさんが二番町を開発できるようにして頂くよう行動してください。私たちは過去の枠にとらわれず、未来志向の行動をとることで未来を築いていくべきです。地区計画の即時変更が、番町再活性化の大きな一歩になると確信しております

以上

令和5年12月4日

陳 情 書

千代田区長
樋口 高顕様
千代田区区議会議長
秋谷 こうき様

教育環境を守る要望書を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

連絡先：

陳情主旨

令和5年11月4日付にて千代田区都市計画審議会に提出した「番町・麴町地域の教育環境を守るための要望書」（添付資料参照）を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求めます。

陳情理由

二番町地区地区計画の高さ制限緩和を、地域貢献を理由に結びつけることには大変な飛躍と付度があるように思えてなりません。地域貢献を取引条件とせず、高さ制限60mを堅持した上で、様々なアイデアのもと豊かなコミュニティ形成を行うことは十分に可能です。より良き地域形成のためによりよく審議のほどお願い致します。

- ・二番町地区地区計画変更の高さ制限緩和は、番町・麴町地域の超高層への道を開き、就労人口が増え、繁華街化が起こり、過剰な賑やかさが出現することを危惧します。また、乗降客が増大、声掛け、つきまといの犯罪行為の増加を招き、生徒通学の安全に重大な危険及ぼします。
- ・二番町のスタジオ棟跡地と番町文人通りを挟んでの日本テレビが買収している四番町敷地とを合わせたの広場形成を考えれば、二番町D地区のみで2500㎡は必要ありません。
- ・バリアフリー化も賃貸オフィス設置事業者として就労者動線確保として必要経費であり、また、防災広場としても2500㎡は必須ではありません。
- ・日本テレビ通り沿道まちづくり協議会となった時点で、多様な意見を得る上で大きな面積を占める一番町の町会長を加えるべきであったと思われまます。

以上



2023年11月4日

番町・麴町地域の教育環境を守るための要望書

千代田区都市計画審議会

会長 岸井 隆幸 殿

都市計画審議会委員の皆様へ



二番町地区地区計画変更につきまして、2023年3月30日千代田区都市計画審議会において採決せず、継続検討とするなど丁寧に慎重に審議を進めて頂き敬意を表するものです。11月6日都市計画審議会が開催される間際ではありますが、改めて、文教地区において教育環境を守る立場より以下の要望と疑問点を呈します。

- 1 千代田区都市計画マスタープランの中層・中高層の住居系の複合市街地及び文教地区であることの規定、および、二番町地区地区計画の高さ制限 60mを堅持することを要望します。

超高層への道が開かれると、四番町、五番町等他地域へ波及し、就労人口が増え、飲食業が増加し、繁華街化が起こり、過剰な賑やかさが出現することを危惧します。また、乗降客が増大し生徒通学の安全に重大な危険及ぼします。それは、声掛け、つきまといの犯罪行為の増加を招くものです。

- 2 二番町のスタジオ棟跡地と、番町文人通りを挟んでの日本テレビが買収している四番町敷地とを合わせての広場形成を考えるよう要望します。

商業的エリアマネジメントがさまざま企画をすること自体悪くはないですが、二番町のスタジオ棟跡地だけで 2500 m²を確保する必然性はありません。また、現在の築山がある過渡的な広場利用と超高層ビル下でカフェテラス、キッチンカー、就労者が闊歩する広場は同じではなく、誤ったイメージ操作が行われています。子どもたちのことを考えるならば、向かいの四番町側へ築山を備えた広場を設置して頂き、高さ制限 60mを守った形で広場形成ができる方向を示すべきです。間にある番町文人通りは時に歩行者天国として利用すれば良いと思われま

- 3 賃貸オフィス就労者のための動線としてエスカレーター、エレベーターを確保するのは事業者として当然のことではないでしょうか。バリアフリー化として多大な地域貢献であるとの認識について疑問を呈します。



- 4 広場の防災利用についてですが、この地域は延焼防火区域で、帰宅抑制地域で、みんなが3日間の備蓄を求められています。そういう中で、様々防災機能を民間が持つことは良いですが、本当に千代田区防災計画にて 2,500 m²の防災広場が必須とされているか多いに疑問を呈します。
- 5 日本テレビ通り沿道まちづくり協議会において、番町地域で大きな面積を占める一番町町会長が委員に入っていない。委員構成に瑕疵があるのではないかと疑問を呈します。
日本テレビ通り沿道まちづくり協議会となった時点で、多様な意見を得る上で一番町町会長を加えるべきであったと思われます。日本テレビ通りに面していないことは理由になりません。日本テレビ通りは、番町・麴町地域に良い面でも悪い面でも多大な影響を与えます。

以上の観点から、二番町地区地区計画の高さ制限を、地域貢献を理由として緩和すること
は大変な飛躍と忖度があるように思えてなりません。高さ制限 60mを堅持した上で、様々なア
イデアのもと豊かなコミュニティー形成を行うことは十分に可能です。
より良き地域形成のためによりしくご審議のほどお願い致します。

(連絡先



環境まちづくり委員会 送付5-54

都市計画法第17条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および
公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情

受付年月日 令和5年12月6日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年12月6日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

都市計画法第17条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」 および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情



先般11月24～25日に開催されました都市計画法第16条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」で提示されました資料は住民に誤解を与えますので、次回の都市計画法第17条に基づく説明会および公告縦覧の実施前に、資料の修正と追加をお願い致します。また、16条の対象である地権者には、修正・追加した資料の再送付をお願い致します。

- 1) 総合設計で60mで建てる場合と、地区計画を変更して80mで建てる場合を比較する図や資料が必要です。60mでもバリアフリーが可能であることを明記してください。
- 2) 説明会で配られた資料のP4上の図(別紙1)は北西からの視点でしか絵が描かれていません。東西南北、四方から見た図を提示して下さい。
 - ・新オフィス棟の北側の面は日テレ通りに面する東西の面より幅が狭く、ビルの存在感が薄いです。
 - ・東側のいきいきプラザから西側を見た時、ここに番町を東西に分断する80mの壁ができるような図になるかと思えます。
 - ・また、南側のグロービスから北側を見ると、坂の上にそびえるビルが描かれるのではないかと予想します。もしかしたら、それほどボリュームはないかもしれませんが、それならそれで安心します。情報が提供されない(=隠されている)ことが私たち住民の不安を掻き立てるのです。
- 3) 資料P3下の図も東西南北、四方から見た図を提示して下さい。(別紙2)
ボリュームの少ない面で、緑の多い面での情報提示になっていてビルの全容がわかりません。日テレ通りから見たビルの幅は、文人通り側よりも幅広のはずです。
- 4) 今回は提示されなかった風環境について、60mと80mとを比較した図を作成してください。資料作成の際、次のことを要望します。
 - ・日本テレビは新オフィス棟の直下周辺だけではなく、調査範囲を拡大して、評価し数値を出していますが、これでは母数が87ヶ所と大きくなって風の影響が薄れます。できましたら、新オフィス棟の周辺だけに限った風環境の変化を示して下さい。
 - ・建物内にあり、比較不能な未評価4か所は、87か所とは別に表記して下さい。

以上



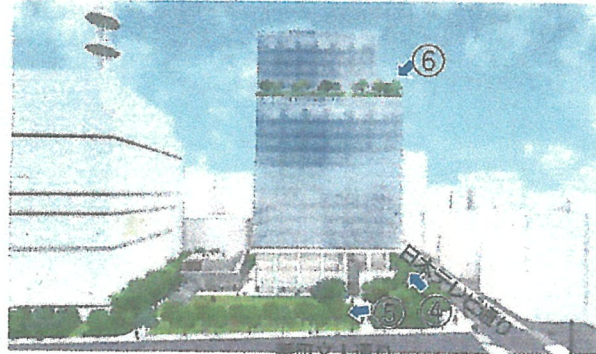
2023年11月24・25日

「二番町地区地区計画変更に係る説明会」
で配布された資料のP4

二番町地区 地区計画 変更素案の概要

■日本テレビ修正案 対応③

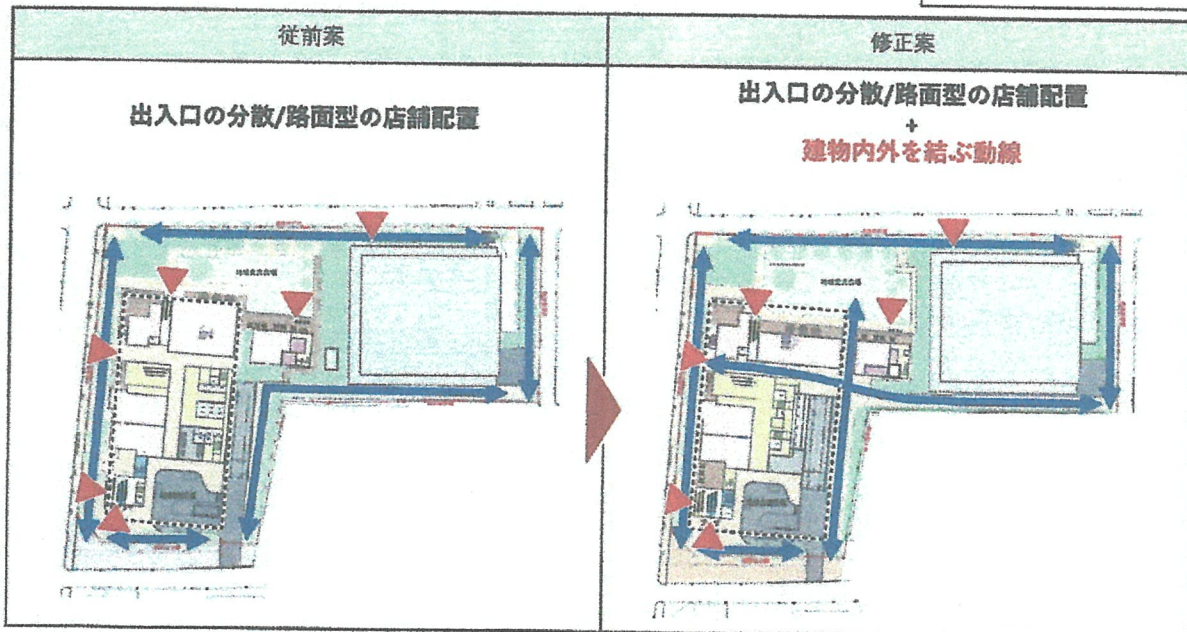
- ・日本テレビ通りのまちなみを形成する低層部の建物デザインの考え方について複数検討検討し、協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・建物低層部は日本テレビ通りの街並みを形成する計画とします。
- ・広場や歩行空間の緑化のみならず、60m基壇部にも緑を配し、立体的な緑化計画を検討します。
- ・建物低層部と広場が一体となったサードプレイスを創出し、さらに60m基壇部の地域開放を検討します。



本パースは計画イメージの一例をお示しするために作成しました。デザイン等は今後詳細設計で検討します。

■日本テレビ修正案 対応④

- ・建物の1階部分の動線について複数案検討し、専門家会議や協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・建物1階部分の出入口を分散して多数設けるとともに、建物内を貫通する動線を整備することで、アクセスや回遊性の向上等を図り、外部空間との親密性をより高める計画とします。



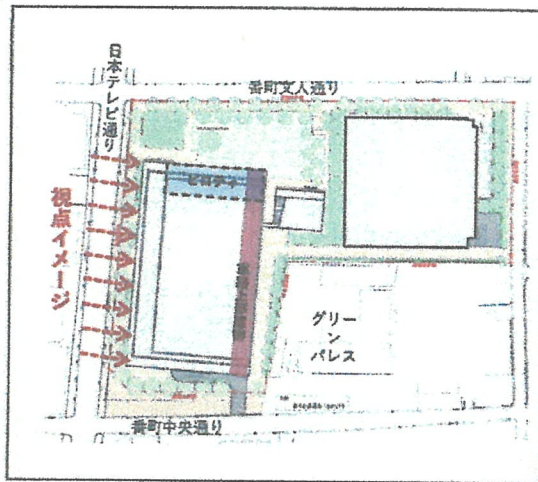
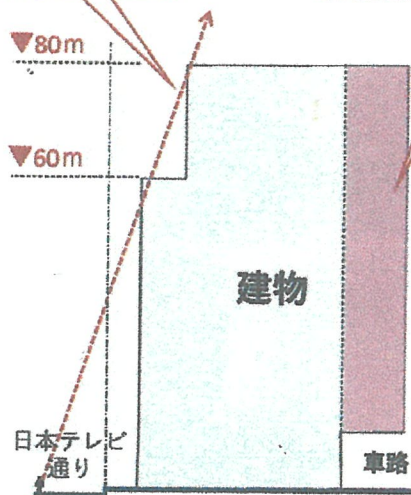
二番町地区 地区計画 変更素案の概要

■ 日本テレビ修正案 対応②

- ・60mのまちなみへの配慮として60m以上のボリュームの見え方について複数案スタディし、専門家会議や協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・日本テレビ通り沿道対岸から60m以上の部分が見えないように、高さ60mで壁面後退させました。
- ・また、高さを90mから80m以下にするために、青空広場の一部をピロティ化、グリーンパレス側に設置していた車路上部にボリュームを配する工夫を施しました。

60m以上のボリュームが日本テレビ通り対岸から見えないように壁面後退

車路上部とピロティ上部に建物ボリュームを配し、80m以下に建物高さを抑える



■ 日本テレビ修正案 対応②

- ・60mのまちなみへの配慮として60m以上のボリュームの見え方について複数案スタディし、専門家会議や協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・日本テレビ通り沿道対岸から60m以上の部分が見えないように、高さ60mで壁面後退させました。
- ・また、高さを90mから80m以下にするために、青空広場の一部をピロティ化、グリーンパレス側に設置していた車路上部にボリュームを配する工夫を施しました。

従前案		<table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約12,500㎡ (現道中央通り一部拡幅整備後)</td> </tr> <tr> <td>建物高さ</td> <td>建築物の高さ90m以下</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>約6,400㎡</td> </tr> <tr> <td>建築率</td> <td>約50%</td> </tr> <tr> <td>容積対象面積</td> <td>約87,500㎡</td> </tr> <tr> <td>計画容積率</td> <td>約700%</td> </tr> </table>	用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)	敷地面積	約12,500㎡ (現道中央通り一部拡幅整備後)	建物高さ	建築物の高さ90m以下	建築面積	約6,400㎡	建築率	約50%	容積対象面積	約87,500㎡	計画容積率	約700%	<p>文人通り側立面イメージ</p> <p>90m以下</p>	<p>日本テレビ通り・二番町文人通り交差点付近より計画建物を見上げる</p>
	用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)																
敷地面積	約12,500㎡ (現道中央通り一部拡幅整備後)																	
建物高さ	建築物の高さ90m以下																	
建築面積	約6,400㎡																	
建築率	約50%																	
容積対象面積	約87,500㎡																	
計画容積率	約700%																	
修正案		<table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約12,500㎡ (現道中央通り一部拡幅整備後)</td> </tr> <tr> <td>建物高さ</td> <td>建築物の高さ80m以下</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>約6,800㎡</td> </tr> <tr> <td>建築率</td> <td>約55%</td> </tr> <tr> <td>容積対象面積</td> <td>約87,500㎡</td> </tr> <tr> <td>計画容積率</td> <td>約700%</td> </tr> </table>	用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)	敷地面積	約12,500㎡ (現道中央通り一部拡幅整備後)	建物高さ	建築物の高さ80m以下	建築面積	約6,800㎡	建築率	約55%	容積対象面積	約87,500㎡	計画容積率	約700%	<p>文人通り側立面イメージ</p> <p>80m以下</p>	<p>日本テレビ通り・二番町文人通り交差点付近より計画建物を見上げる</p>
用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)																	
敷地面積	約12,500㎡ (現道中央通り一部拡幅整備後)																	
建物高さ	建築物の高さ80m以下																	
建築面積	約6,800㎡																	
建築率	約55%																	
容積対象面積	約87,500㎡																	
計画容積率	約700%																	

ボリューム感を示すためのパースです。今後、デザインは詳細設計を行います。

環境まちづくり委員会 送付 5 - 5 5

「都市計画法第 17 条に基づく『「二番町地区地区計画の変更に係る説明会』および公告縦覧
の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付 5 - 5 4)」に関する追加の陳情

受付年月日 令和 5 年 1 2 月 2 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様



陳 情 書

「都市計画法第17条に基づく『二番町地区地区計画の変更に係る説明会』および
公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付5-54)」に関する追加の陳情

陳情者:

住 所:

電 話:

去る12月6日に「都市計画法第17条に基づく『二番町地区地区計画の変更に係る説明会』
および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情」を提出し、受理されました。
その4)に風環境に関して60mと80mとを比較した図を作成して下さいをお願い致しまし
た。図を作成するにあり、次のことを追加して要望致します。

現在、新オフィス棟周辺では西側(日テレ通り側)と北側(文人通り側)で2つの工事が進めら
れそこには高いビルが建っていません。また北側の日本テレビの敷地には駐車場も広がって
います。この状況で風環境について検討してもあまり現実的ではありません。

西側では10階建て46mのビルが建設されるそうです。四番町側は3階建て17.5mの仮施
設が建設中です。仮施設なので数年後には、日本テレビの敷地には最低50~60mの日本テ
レビ関連のビルが建設されることは容易に想像できます。風環境の影響を検討する際は、これ
らのビルが建設されたことを想定して、より現実的に評価をし、図を作成して下さいよう要望致
します。

住民は駐車場・空地や低層のビルとの間の風の影響を心配しているわけではなく、高層ビルが
建った場合の日常の生活道路、通学路や公共広場に対する影響を心配しているのです。日本
テレビと行政の方にはその点をご理解いただき、住民目線での回答をお願い致します。

また、風環境が想定よりも悪化した場合、壁面緑化や植栽などによって対応するという考え方
があるそうですが、高層ビルでの壁面緑化の例や効果を具体的に示して説明して下さい。

以 上

環境まちづくり委員会 送付5-56

都市計画法第17条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る意見募集に関する陳情

受付年月日 令和5年12月25日

陳情者 提出者 1名

千代田区長 樋口高顕様

千代田区議会議員 秋谷こうき様

陳情書

都市計画法第17条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る 意見募集に関する陳情

陳情者
住所
電話



12月1日、6日、8日に開催された環境まちづくり委員会の議事録(未定稿)を拝見致しました。毎回遅い時間まで町づくりに関して論議を尽くされている皆様に感謝申し上げます。議事録(未定稿)を拝見して気になったことを2点申し上げます。

1. 誰が、いつ、どこで、どのように決めるかという手順・手続き、(意志決定過程、デュー・プロセス・オブ・ロー)があいまいであるという議員の発言がありました。この点を是非明確にしていきたいです。

2. 属性ごとの意見の集計結果を明確化することを望みます。

理由等:都市計画法第17条に基づく意見募集について「都市計画審議会の会長からも、重要なのは、先ほどと同様、論理、内容であると言った見解が示されており、数による判断や属性ごとの意見の集計結果を明確化することは考えておりません。そのため、従前どおりの形で提出を受け付ける」と行政側の見解が示されました。

質問ですが、「従前」とはいつのことを指しているのでしょうか？

令和4年7月の行われたオープンハウスのアンケートでは年代を問う欄の他、住まいが区内か区外か、区内の場合は町名を記し、所有か賃貸かをチェックし、区外の場合は地権者等、在勤者、在学者、その他にチェックをする形式でした。このアンケートの回答者は、区内在住者が66名、区外在住者が283名(内16名は地権者等)、無回答23名でした。

一方、本年3月に行われた都市計画法第17条に基づく意見募集では前例にない約4000通の意見が提出され、そのうち番町住民が約1000通、番町以外の住民が約3000通。番町住民では開発案反対の意見が多いにも関わらず、全体では開発案賛成の意見が多い結果となりました(表1)。

この数値から、意見の提出者が区民かそれ以外かの属性を行政が把握することが必要だと思いました。

表1:都市計画法第17条に基づく意見募集の結果(2023年3月実施)

	合計	賛成	反対	その他
全体	3,978	2,853	1,088	37
番町以外 <small>王倉町</small>	3,040	2,586	430	20
番町(二番町)	938	267	658	13
二番町	152	62	90	0



意見提出者のほとんどが区民であれば、その属性を問う必要性は低いかもしれませんが、提出者の多くが区外在住者で、その意見が住民と異なるという事実が判明したのであれば、住所地、勤務地、あるいは利害関係の属性は少なくとも尋ねるべきではないでしょうか。

住民、利害関係者などの定義を明確にし、属性の確認をお願い致します。

以上

二番町地区のまちづくりについて

二番町地区 地区計画の変更案に係る意見書の状況

地区計画変更案の縦覧期間 意見書の提出期間	令和6年1月5日(金)~1月19日(金)
--------------------------	----------------------

主な意見

○ 地区計画変更に賛成

- 麹町駅のバリアフリー化はオフィス利用者とは別に導線が作られ、始発から終電まで利用できる。まさに住民の悲願であり利益である。
- 子どもたちが遊べる広場や寛げる緑地の設置を実現してほしい。広場がある事で子どもの遊び場、地域のイベントが開催でき日常が豊かになる。公立の公園ではできない子ども達の遊びやイベント、防災の拠点として活用される事が地域への助けとなる。
- 大都市であっても停電や断水など災害への備えは重要であり、地域防災の観点からも広場の整備は必要不可欠。
- 今回案は昨年案から高さを10m低く抑え、さらに60mを越える部分はセットバックする案となっており、街並み形成上も、周囲に対する圧迫度という点でも、大幅に改善されており、それに対して広場等の地域貢献要素は概ね遜色ないレベルになっている。
- 学識経験者の意見や調整を踏まえて作られた今回の地区計画は多くの住民が納得できるものだと思う。

○ 地区計画変更に反対

- 番町地区には住民の意見と取りまとめたマスタープランがある。そのプランの変更に関しては地域住民の合意が必要。行政と企業の思惑第一での提案については反対。
- 番町は、超高層ビルの無い都内唯一の地域。この住環境と文教環境を守ることが必須。80m高さは道幅の広い新宿通りの高さであり、日テレ通りにそぐわない。
- ビルの高さを80mにするための広場であれば、別に必要無い。
- 60mにおけるベストプランを提示すべきである。
- バリアフリーはビルの価値が高まるためのものであるのにそれを地域貢献というのはおかしい。
- 高さによるビル風の危惧、容積が増えたことによる収容人数増で今までにない混雑になる恐れがある。
- 番町地区に日比谷や神田、秋葉原のような賑わいをもたらすことは教育環境の悪化につながる。番町地区には賑わいは必要ない。

千代田区ヒートアイランド対策計画の改定について

1. 概要

平成 18 年度に「千代田区ヒートアイランド対策計画」を策定してから 17 年が経過し、地球温暖化を起因とする気候変動が激甚化する中で、都心のヒートアイランド現象に係るこれまでの対策の効果検証及び現状調査等を行い、その結果を踏まえて計画の改定を行う。

2. 経緯

- ・ R3 千代田区ヒートアイランド対策計画見直し検討部会の設置（R3～R5：7 回開催）
委員 8 名（学識経験者 5 名、国、東京都、千代田区）
オブザーバー 10 名（周辺区 5 名、千代田区 5 名）
- ・ 調査、検討内容
R3 地球温暖化対策推進懇願会の中で検討部会設置、現状調査及び検証内容の検討
R4 現状調査及び検証の実施、見直しの方向性の検討
R5 千代田区ヒートアイランド対策計画改定
- ・ 地球温暖化対策推進懇談会へ素案の報告（令和 5 年 12 月 26 日）

3. 現計画の評価（21 施策）

項目	施策	評価結果	
被覆対策	舗装	①保水・透水性舗装（道路・公園）	◎
		②保水・透水性舗装等への打ち水	◎
		③遮熱性舗装	◎
		④学校校庭の非蓄熱化	◎
		⑤公開空地等敷地内舗装の被覆対策	◎
	建物	⑥敷地内緑化の推進	◎
		⑦建物緑化の推進	◎
		⑧外壁材（窓等）の遮熱・断熱化	◎
		⑨ヒートアイランド対策計画書の提出義務付け	○
人工排熱等対策	⑩省エネルギー化による排熱抑制	○	
	⑪エアコン室外機からの排熱抑制	○	
	⑫街路灯の排熱抑制	○	
	⑬下水の温度差エネルギー（下水への排熱）	○	
都市形態の改善	⑭街路樹の再生・整備	◎	
	⑮公園への高木植栽	◎	
	⑯水面の保全	◎	
調査研究の推進	⑰施策に直結する抑制対策調査	◎	
普及啓発の推進	⑱千代田区環境マネジメントシステム（CES）の普及	○	
	⑲環境イベント等による周知活動	○	
	⑳エネルギー供給者との連携による省エネ・排熱抑制指導	○	
熱中症対策	㉑熱中症対策	◎	

◎：実施した評価方法でヒートアイランド現象への具体的効果が確認できた施策

○：実施した評価方法でヒートアイランド現象への具体的効果の確認が難しかった施策

4. 主な改定内容

現計画の21施策のヒートアイランド対策を見直し、施策別に加え、建物や公園、道路などの用途ごとの対策が明確になるように用途別、地域ごとの特徴や現状を踏まえ、まちづくりの視点を加えた8地域別のヒートアイランド対策を追加した。

○施策別

・被覆

遮熱性舗装、保水・透水性舗装、外壁材の遮熱・断熱化

・緑化

敷地内緑化、屋上緑化、道路などの緑化

【新規】グリーンインフラ（レインガーデン）

・水面の保全

・その他

ドライ型ミスト、打ち水、熱中症対策、人工排熱対策

【新規】ひよけ、情報発信、マネジメント

○用途別【新規】

・建物（事業所、集合住宅、学校・保育園など）

・公園

・道路

・水辺

○まちづくり【新規】

様々な都市計画制度にヒートアイランド対策を盛り込み、大規模開発時などにグリーンインフラ（レインガーデンなど）を含めたハード面での対策を行うとともに、まちづくりに関するマネジメントに、ヒートアイランド対策を活用し、拠点ごとの連携や繋がり・連続性・賑わいの創出などソフト面での対策を進めていく。

・8地域別の対策

① 麴町・番町地域

② 飯田橋・富士見地域

③ 神保町地域

④ 神田公園地域

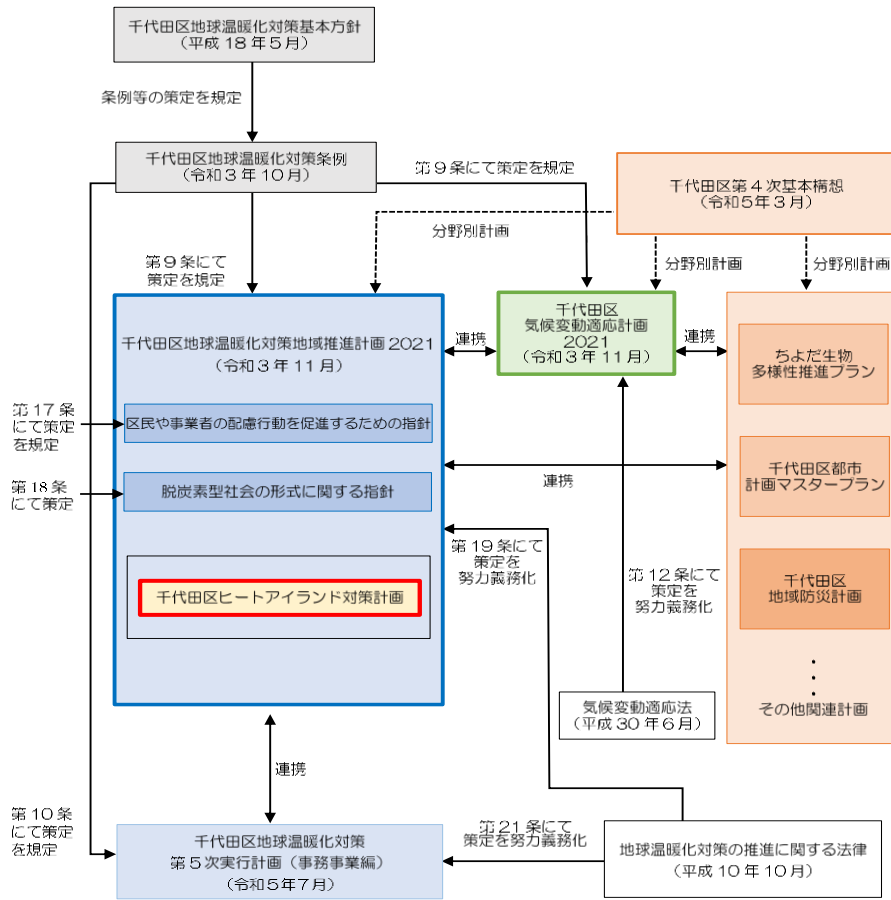
⑤ 万世橋地域

⑥ 和泉橋地域

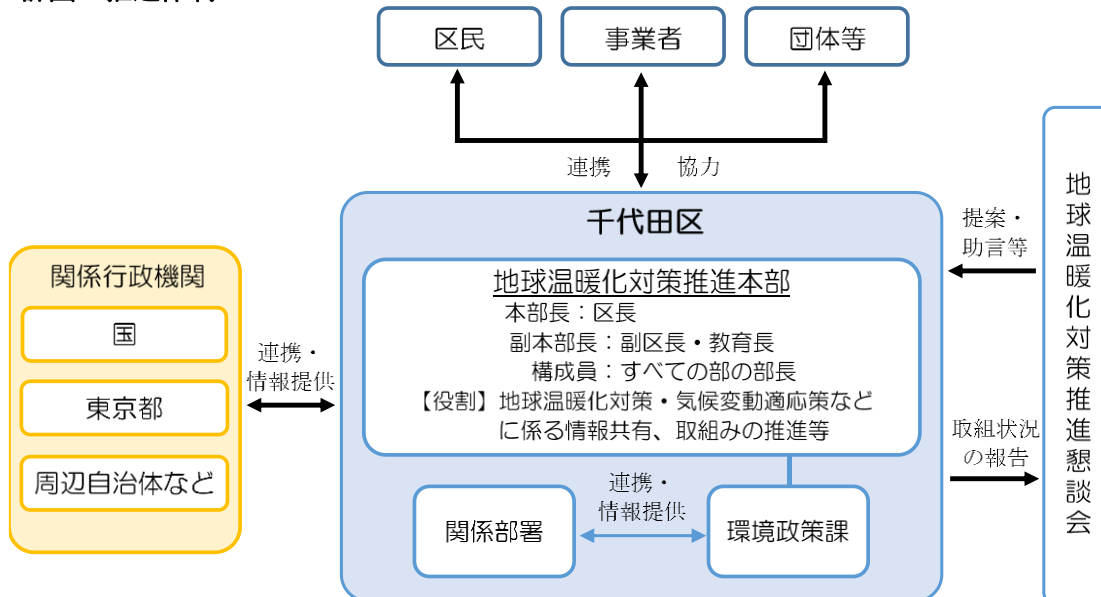
⑦ 大手町・丸の内・有楽町・永田町地域

⑧ 皇居周辺地域

5. 他の計画との関連



6. 計画の推進体制



7. 今後のスケジュール (予定)

令和6年 2月5日~2月19日：パブリックコメント

3月下旬：千代田区ヒートアイランド対策計画改定

千代田区ヒートアイランド対策計画 (改定素案)

202●(令和●)年●月
千代田区

日本には、美しい四季があります。その中でも、とりわけ夏は、紺碧の空に輝く入道雲を背景に、赤い百日紅の花が揺れ、夏木立の緑が陽射しに深まる、躍動感あふれる色彩に満ちた季節であるといえるのではないのでしょうか。

しかしながら、近年、私たちはこのような情景を、心ゆくまで堪能することが難しくなりつつあります。外に出るのがためらわれるような熱気、不安に駆られるほどの豪雨など、ここ千代田区においても、夏の変化は確実に進行しているように思われます。

この数年、私たちは、安全で快適に過ごしていた都市生活においても、命に関わりかねない健康リスクが存在しうることを痛感しました。その経験を経た今、熱中症をはじめとするヒートアイランド現象の影響も、そのようなリスクのひとつであり、その対策に真剣に取り組むべきものであるとの思いを、改めて強く抱かざるを得ないと感じています。

千代田区では、平成 15 年度に緑化とヒートアイランドの現状についての調査を実施して以降、平成 18 年度の「千代田区ヒートアイランド対策計画」策定を通じ、国や東京都の対策動向とも協調しながら、ヒートアイランド対策の施策を実施してまいりました。施策は、生活空間における熱環境の激化の緩和や熱中症予防を目的として、道路の遮熱性舗装や保水・透水性舗装、緑化、ドライ型ミストの設置など多岐にわたり実施し、一定の成果を得ることができました。

しかしながら、対策を実施している間にも、地球温暖化傾向は継続しており、人々の環境変化に対する意識や生活様式も変化し続けています。そのような状況の変化に適切に対応し、より効果的なヒートアイランド対策を実現することを目的として、今回、「千代田区ヒートアイランド対策計画」を改定いたしました。

改定にあたっては、最新の千代田区のヒートアイランド現象に関する現状を踏まえつつ、ヒートアイランド対策への学識が深い有識者の方々で構成される検討部会において、多角的な視点から検討を行いました。

この改定を通じて、区民の皆様をはじめ多くの方々のご協力を得ながら、ヒートアイランド対策を確実に推進し、多くの人々がより安心・快適に過ごせるまちを目指してまいります。

皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和●年●月 千代田区長 樋口 高頭

千代田区ヒートアイランド対策計画

目次

第1章 計画改定の背景.....	1
1.1 ヒートアイランド現象.....	1
1.1.1 ヒートアイランド現象とは.....	1
1.1.2 ヒートアイランド現象の原因.....	2
1.1.3 ヒートアイランド現象による影響.....	3
1.2 ヒートアイランド対策への取組み.....	6
1.2.1 国の取組み.....	6
1.2.2 東京都の取組み.....	6
1.2.3 千代田区の取組み.....	7
1.2.4 区内事業者などの取組み.....	8
1.2.5 区民の取組み.....	8
1.3 前計画の評価.....	9
1.3.1 前計画の評価結果.....	9
1.3.2 計画改定へ向けた方向性.....	11
第2章 計画の基本的事項.....	12
2.1 計画の目的.....	12
2.2 計画の期間.....	12
2.3 計画の対象.....	12
2.3.1 地域・主体.....	12
2.4 計画の位置づけ.....	13
第3章 計画の施策.....	14
3.1 施策別.....	14
3.1.1 被覆.....	14
3.1.2 緑化.....	15
3.1.3 水面の保全.....	15
3.1.4 その他.....	15
3.2 用途別.....	17
3.2.1 建物.....	17
3.2.2 公園.....	19
3.2.3 道路.....	19
3.2.4 水辺.....	20
3.3 まちづくり.....	22
3.3.1 まちづくりにおけるヒートアイランド対策.....	22

3.4 地域別.....	22
3.4.1 地域別のヒートアイランド対策.....	22
3.4.2 ①麴町・番町地域.....	23
3.4.3 ②飯田橋・富士見地域.....	26
3.4.4 ③神保町地域.....	29
3.4.5 ④神田公園地域.....	32
3.4.6 ⑤万世橋地域.....	35
3.4.7 ⑥和泉橋地域.....	38
3.4.8 ⑦大手町・丸の内・有楽町・永田町地域.....	41
3.4.9 ⑧皇居周辺地域.....	44
第4章 推進体制.....	46
4.1 計画の推進体制.....	46
4.2 計画の進行管理.....	47
資料編.....	48
1 千代田区ヒートアイランド対策計画見直し検討の概要.....	48
2 パブリックコメントの実施概要.....	51
3 前計画の取組みの本計画における位置づけ.....	52
4 計画の施策（施策別・用途別）.....	53
5 千代田区の地表面熱分布の状況.....	54
6 8地域の現状.....	56
7 用語解説.....	72

第1章 計画改定の背景

1.1 ヒートアイランド現象

1.1.1 ヒートアイランド現象とは

ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。ヒートアイランド現象は年間を通じて生じていますが、特に夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させるとして問題となっています。東京周辺で 30℃以上となる時間数は、1980 年代前半には、年間 200 時間程度でしたが、最近では 20 年前の約2倍になり、その範囲も郊外へ広がっています。

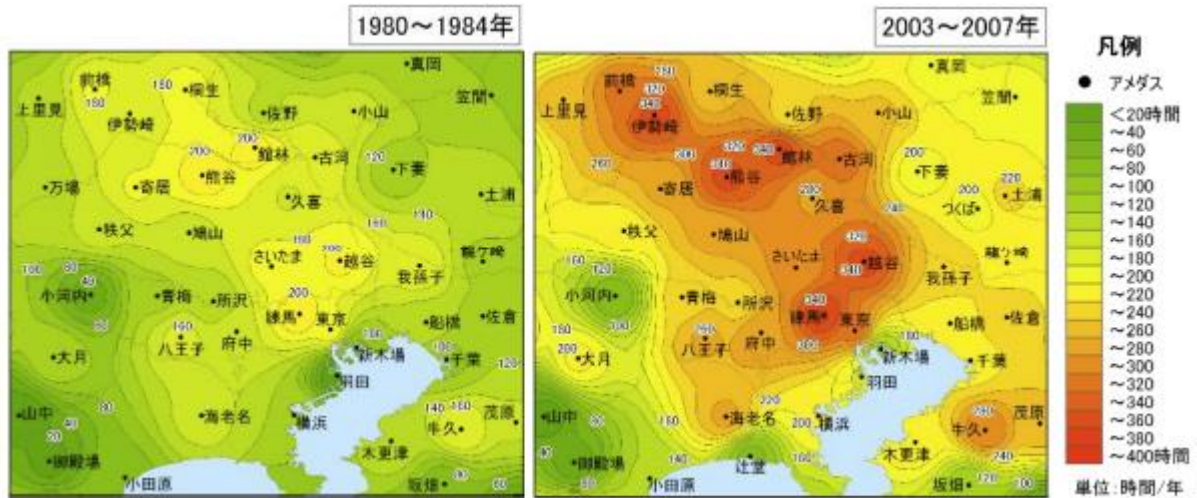


図 1-1 関東地方における 30℃以上の合計時間数の分布（5 年間の年間平均時間数）
 出典：環境省 HP https://www.env.go.jp/air/life/heat_island/guideline/chpt1.pdf

世界の平均気温は、ここ 100 年で約 0.7℃上昇しており、地球温暖化及び気候変動が主な原因と考えられています。

一方、東京や名古屋など、日本の大都市の平均気温はこの 100 年あたりで 2.2℃～3.0℃上昇しています（表 1-1）。日本の大都市においては、都市化による影響もあり気温上昇によるヒートアイランド現象が進んでいるといえます。

都市	データ開始年	100 年あたりの上昇量（℃/100 年）				
		平均気温			日最高気温（年平均）	日最低気温（年平均）
		年	1 月	8 月		
札幌	1901 年	+2.3	+3.0	+1.2	+0.9	+4.1
仙台	1927 年	+2.2	+3.3	+0.2	+0.8	+3.1
東京	1901 年	+3.0	+3.8	+2.4	+1.8	+3.9
名古屋	1923 年	+2.7	+3.4	+1.8	+1.1	+3.8
京都	1914 年	+2.6	+3.0	+2.2	+0.7	+3.7
福岡	1901 年	+2.6	+1.9	+2.1	+1.1	+4.1
中小都市平均	1901 年	+1.1	+1.0	+0.9	+0.7	+1.5

表 1-1 日本の各都市における気温の推移
 出典：環境省 HP https://www.env.go.jp/air/life/heat_island/guideline/chpt1.pdf

1.1.2 ヒートアイランド現象の原因

ヒートアイランド現象の原因としては、市街化の進行などによる地表面被覆の変化、エネルギー使用の増大、都市形態の変化による弱風化などがあります。

事例	要因
地表面被覆の人工化	緑地、水面、農地、裸地の減少による蒸散効果の減少
	舗装面、建築物（アスファルト、コンクリート面等）の増大による、熱の吸収蓄熱の増大、反射率の低下
人工排熱の増加	建物（オフィス、住宅棟）の排熱
	工場等事業活動による排熱
	自動車からの排熱
都市形態の変化	都市形態の変化による弱風化
	都市を冷やすスポット（大規模な緑地や水面）の減少

表 1-2 ヒートアイランド現象の原因

出典：東京都環境局 HP



図 1-2 ヒートアイランド現象の原因

出典：「ヒートアイランド対策ガイドライン 改定版」（平成 25 年 3 月）環境省

1.1.3 ヒートアイランド現象による影響

ヒートアイランド現象により、私たちの健康や生活、動植物などに様々な影響が生じています。

人の健康に対しては夏季における気温の上昇が深刻な影響を与えますが、ヒートアイランド現象による影響は年間を通して発生しています。例えば、秋には紅葉が遅れ、暖かい冬には動物の休眠に悪影響を与えるなど、生態系にも影響を及ぼしています。

(1) 健康への影響

熱中症の発生は、気温の上昇と密接な関係にあります。熱中症による救急搬送人員は、日中の最高気温が 30℃を超えたあたりから急激に増加しており、人の健康に大きく影響していることが確認できます。

また、気温上昇のほか、湿度が高い、日射を受ける、風が弱いなどの条件も関係しており、気温、湿度、輻射熱を取り入れた暑さ指数（WBGT）の日最大値が 31 を超えると、熱中症による救急搬送人員が大きく増加していることも確認できます。

気温や暑さ指数が上昇すると、人は、暑さによる体温上昇や発汗による体温調整機能が低下することなどにより、身体に熱がたまり熱中症を発症します。特に乳幼児や高齢者の方、二日酔いや寝不足といった体調不良の方などは、体温調整が十分に行われず、熱中症になりやすい傾向があります。

近年、熱帯夜や猛暑日は増加傾向にあり、下記の高温の健康に対する影響は、年々、深刻なものとなっています。

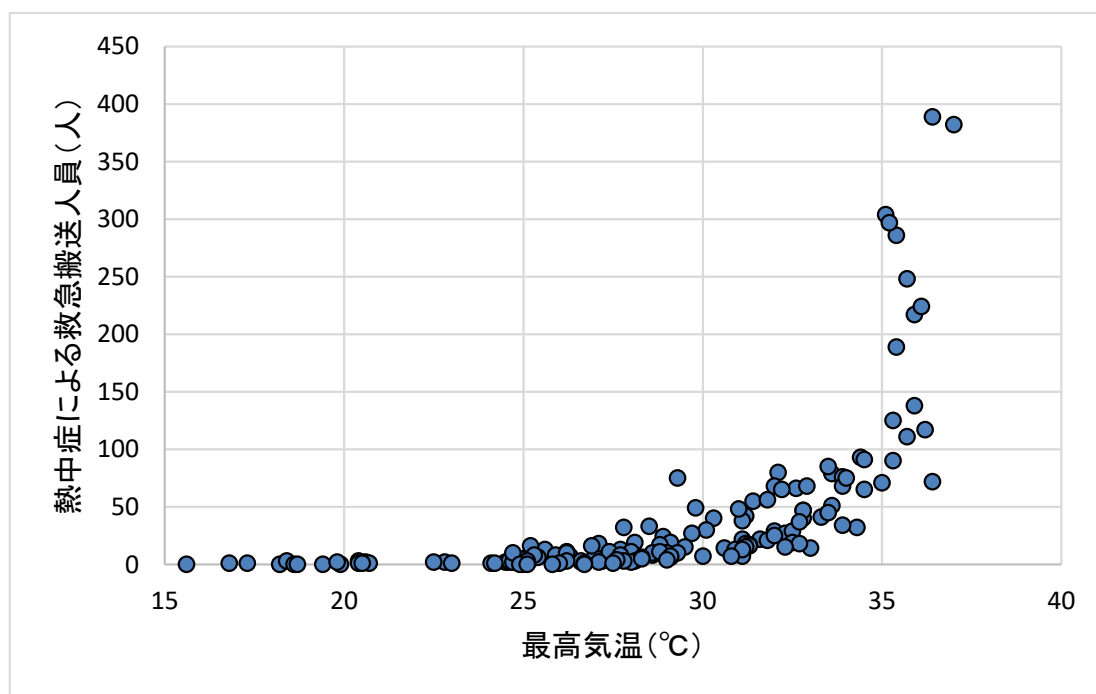


図 1-3 熱中症による救急搬送人員と日最高気温との関係（2022 年）

出典：「熱中症による救急搬送人員に関するデータ」（総務省消防庁）、「過去の気象データ・ダウンロード」気象庁データ（東京観測所）より作成

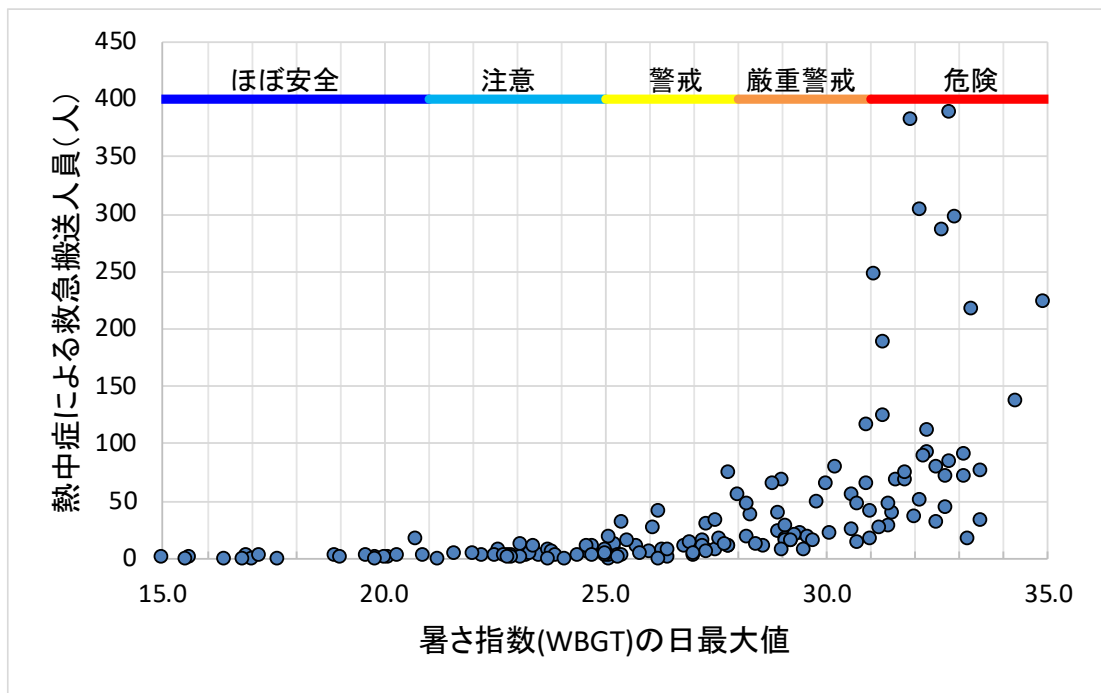


図 1-4 熱中症による救急搬送人員と暑さ指数(WBGT)の日最大値との関係(2022年)
 出典:「熱中症による救急搬送人員に関するデータ」(総務省消防庁)、「熱中症予防情報サイト」環境省より作成

◆熱帯夜・猛暑日は増加傾向にある

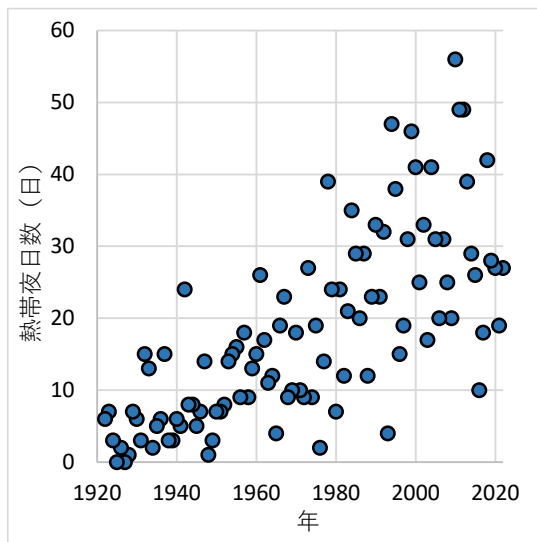


図 1-5 熱帯夜となった日数の経年変化
 出典: 気象庁データ(東京観測所)より作成

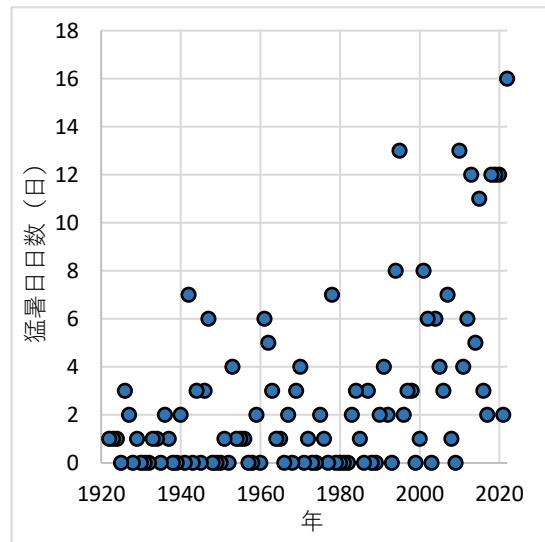


図 1-6 猛暑日となった日数の経年変化
 出典: 気象庁データ(東京観測所)より作成

(2) 電気使用量

夏の電力の使用量は、気温が最も高くなる14時頃に、最も多くなる傾向があります。

夏の気温の高い時間帯に、人が快適にそして安全に活動するため、冷房負荷などが増え、エネルギー消費が増加するものと考えられます。

気温の上昇による電力の使用量の増加傾向は、暑さの厳しい年とそうでない年を比較することで確認できます。最高気温が33℃以上で厳しい暑さにあった年は、最高気温が30℃以下で比較的涼しかった年に比べて、電気使用量は多くなる傾向にあります。

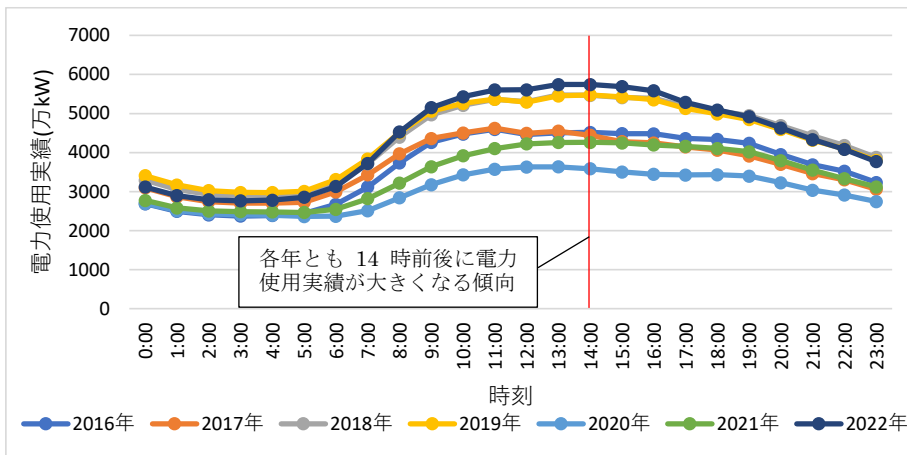


図 1-7 2016年から2022年までの8月1日の電力使用実績の時間変化
出典：「過去の電力使用実績データ(東京電力管内)」(東京電力パワーグリッド Web サイト)より作成

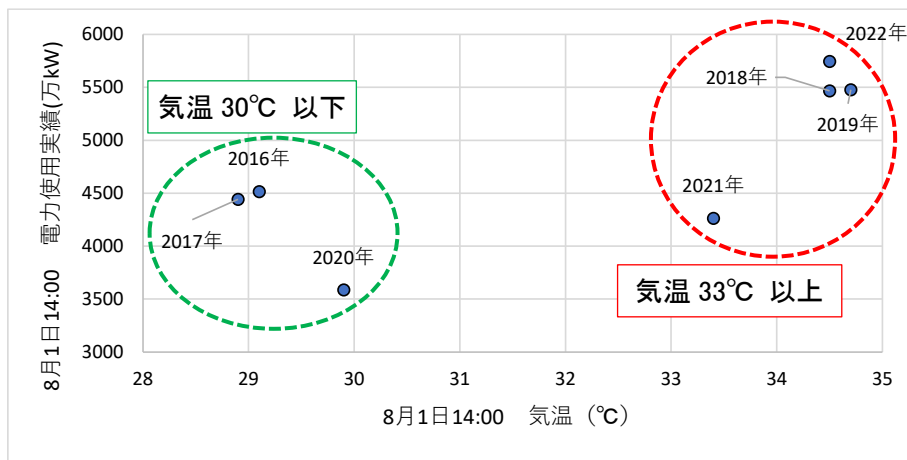


図 1-8 8月1日14時(2016~2022年)の電力使用実績と気温の比較
出典：東電パワーグリッド Web サイトによるデータ(東京電力管内)、気象庁データ(東京観測所)より作成

(3) 生態系への影響

植物に関して、気温との関連が強いと言われているソメイヨシノの近年(1989~2000年)の平均開花日が、平年(1971~2000年)に比べて3.2日早くなったことが確認されているほか、南方系のクマゼミが、2001年には東日本でも確認されたこと、熱帯性のスズミグモが、1980年代には関東地方でも確認されるようになったことなど、昆虫類等の生息域の変化や鳥類においてもマガンの飛来時期が遅くなり、旅立ち時期が早くなったなどのヒートアイランドや温暖化の影響が知られています。(「地球温暖化が日本に与える影響について」(平成17年1月27日)独立行政法人国立環境研究所)

1.2 ヒートアイランド対策への取り組み

1.2.1 国の取り組み

ヒートアイランド現象に対する国の動向としては、都道府県、地方自治体、事業者に対するヒートアイランド対策の実施を推進するためのガイドラインやマニュアルの策定の実施などがあげられます。中でも環境省は、平成 16 年に策定されたヒートアイランド対策大綱に基づき、ヒートアイランド対策ガイドライン(平成 20 年)やヒートアイランド対策マニュアル(平成 24 年)を策定しています。対策の考え方は、ヒートアイランド現象や地球温暖化そのものを軽減する「緩和策」のほか、「緩和策」の効果が顕在化するまでの長期間に人が暑さに適応するための「適応策」も併せて取り組んでいます。

地球温暖化に伴う気候変動適応策の充実・強化を図るため、平成 30 年 12 月に気候変動適応法が施行されており、国、地方公共団体、事業者、国民が適応策の推進のため担うべき役割を明確化しています。同法に基づく気候変動適応計画では、暑熱による生活への影響の適応策の一つとしてヒートアイランド対策が位置付けられています。環境省ではまちなかの暑さ対策を推進することを目的として、「まちなかの暑さ対策ガイドライン改訂版(平成 30 年)」を策定しており、暑さ対策のポイントや効果、進め方などの基礎的な項目や昨今の暑さ対策技術に関する情報を取りまとめた暑さ対策技術シートが記載されています。さらに、近年、熱中症による死亡者数の増加傾向が続いており、今後、地球温暖化が進めば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれることから、令和 5 年 4 月には、気候変動適応法が改正され、熱中症特別警戒情報、クーリングシェルター、熱中症対策普及団体といった地域における熱中症対策を強化するための仕組みが創設されました。

地球温暖化対策や気候変動対策については、「令和 12 年度において、平成 25 年度比 46%減の水準にする」ことを温室効果ガス削減の中期目標として掲げており、すでに様々な施策が行われています。平成 30 年には、環境省は、企業が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブである「RE100」に公的機関として世界で初めてアンバサダーとして参画しました。RE100 に向けた取り組みとして、普及のほか、新宿御苑などの施設で再エネ電気導入に向けた率先的な取組やその輪を広げていくこととしています。

SDGs については、環境省が「持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド」を策定しており、企業における SDGs への取り組み方やメリット、ユースケースなどを整理しています。この他、地域での SDGs (=ローカルSDGs) の取組の支援として「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」などの施策を行っています。

1.2.2 東京都の取り組み

東京都のヒートアイランドに関する取り組みは「東京都環境基本計画」に基づいており、この他に「ヒートアイランド対策取組方針」や「ヒートアイランド対策ガイドライン」、「壁面緑化ガイドライン」などの対策を推進する手引きの策定が行われています。また、「緑化計画書制度」や「建築物環境計画書制度」など、一定規模以上の敷地の新築、増改築を行う際、緑化や環境配慮の計画を義務付ける制度も設けられています。これらの一環として、屋上緑化、校庭の芝生化、保水性舗装等が推進されています。さらに、平成 27 年度から令和 2 年度まで「クールスポット

創出支援事業」を実施し、また現在、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」を通じて、暑熱対応設備の設置に対する助成を行っています。また、「打ち水日和～江戸の知恵・東京のおもてなし～」と言う都内各所で打ち水を繰り広げるイベントを実施するなど、日本の文化・風習である「打ち水」の普及に取り組んでいます。

気候変動対策、SDGs については、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの推進を主として取り組んでいます。気候変動対策に関する取り組みは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づいており、原油換算エネルギーの使用量が一定以上の事業者を対象に温室効果ガスの総量削減を義務付けています。令和 2 年には、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update&Report」を公表しており、令和 12 年に向けて、「都内温室効果ガス排出量 50%削減」を表明しています。この目標を達成するための具体的な取り組みとして 6 分野 14 政策を掲げており、例として再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や水素エネルギーの普及拡大、気候変動の適応策強化が挙げられます。これに対応して令和 2 年度には「東京都気候変動適応計画」や「ゼロエミッション都庁行動計画」などが策定されています。これらの各政策において SDGs の観点を取り入れており、令和 3 年に策定された「未来の東京」戦略には、都庁が率先して SDGs に関する政策を強力に推進する旨の記載がされています。また、令和 4 年 9 月、「東京都環境基本計画」を改定するとともに、同年 12 月、新築住宅等への太陽光パネル設置義務化等を含む「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正を行うなど、2030 年カーボンハーフに向けた取組を強化しています。

1.2.3 千代田区の実践

千代田区は都心部に位置しており、ヒートアイランド現象が進んでいます。このことから、平成 15 年度に千代田区の緑化とヒートアイランドの現状についての調査を実施し、東京都や国での調査結果を踏まえ、平成 18 年度に「千代田区ヒートアイランド対策計画」を策定しました。この対策計画では、千代田区における施策として 20 の施策を策定し実施してきました。

その後、平成 15 年度の調査に引き続き、緑被と熱分布の関係性等に関する調査を平成 22 年度、平成 30 年度に実施しました。これらの調査結果から、緑被率については平成 15 年度の 20.36%から平成 30 年度の 23.22%に増加していることが確認できました。

令和 3 年度からは平成 18 年度に策定した「千代田区ヒートアイランド対策計画」の見直しを目的として、学識経験者などで構成した検討部会を設置し、千代田区のヒートアイランド現象の現状を把握するための調査項目の検討を行いました。そして令和 4 年度には当該計画に準じて実施してきたヒートアイランド対策について、地表面温度分布や気温・WBGT 測定などの調査結果に基づいて評価し、今後の取り組みの方向性をとりまとめ、令和 5 年度にヒートアイランド対策計画を改定しました。

1.2.4 区内事業者などの取組み

区内事業者などのヒートアイランド対策は、建物の建替えなどの機会を利用して実施しています。

千代田区では、「千代田区建築物環境計画書制度」により、事業者などの建物の建替えなどを対象に建築の初期段階から区と事前協議を行い、建築物環境計画書を提出することで、事業者などが建築物のCO₂削減に積極的に取り組み、環境に配慮した建築物の計画を進めていくことを実施しています。ここでは、省エネ基準より非住宅ではCO₂排出量35%、住宅では20%の削減を努力目標と掲げています。CO₂排出量削減の対策として、建築物の熱負荷の低減、設備の省エネルギー化、創エネルギー設備の導入などを行っており、敷地と建築物の被覆対策等によるヒートアイランド対策も実施しています。

また、「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により、千代田区緑化推進要綱に基づき該当する建築行為を行う際、緑化計画書を提出し地上部や建築物上の緑化を行っており、緑化によるヒートアイランド対策を実施しています。

さらに「千代田区総合設計許可要綱」に基づく総合設計制度による建築行為を行う際、適切な規模の敷地における土地の有効利用を推進し、敷地内に日常一般に開放された空地を確保するとともに、良好な市街地環境の向上に資する建築計画として、公開空地では、周辺の緑との連続性や既存樹木の保全・活用、建築物上の緑化などによるヒートアイランド対策を実施しています。

一方、既存の建物については、「ヒートアイランド対策助成制度」により、屋上等緑化、壁面緑化、敷地内緑化、屋上や壁面の高反射率塗料などでの塗り替え、日射調整フィルム・窓用コーティング材の導入、舗装面への遮熱性塗料などの使用、ドライ型ミスト発生装置の導入などを行う事業に助成金を交付することで、ヒートアイランド対策を実施しています。

1.2.5 区民の取組み

区民が取組むヒートアイランド対策は、打ち水や熱中症対策などがあります。

千代田区では、毎年8月を「打ち水月間」として、区民・事業者の皆さんと協力しながら区内各所で打ち水を行っています。区から打ち水用具の貸し出しも行っており、町会や商店会、学校などの団体や区民の方々が打ち水に参加しています。また、区が配布するゴーヤやツルムラサキの苗をベランダなどで育てることで「緑のカーテン」によるヒートアイランド対策を実施しています。

熱中症対策では、「暑さを避ける」、「こまめな水分補給をする」、「服装を工夫する」、「部屋を快適に保つ」などの予防の他、区内に設置されたひと涼みスポットを利用して休憩や水分補給により熱中症を予防しています。また、区の安全・安心メールにより熱中症警戒アラートなどの情報を発信することで注意を促しています。

1.3 前計画の評価

1.3.1 前計画の評価結果

(1) 前計画の評価結果

平成 18 年 5 月に策定した前計画は、舗装や建物に対する被覆対策の 9 施策、人工排熱等対策の 4 施策、都市形態の改善に関する対策の 3 施策、その他調査研究の推進、普及啓発の推進に関する事業など、計 21 施策を体系化して実施しました。

このうち 13 施策については、以降に示す評価方法によってヒートアイランド現象への具体的効果を確認しました。その他の 8 施策については、この評価方法では具体的効果を確認するに至りませんでした。ヒートアイランド現象の緩和効果が期待される内容であることや区他の計画などへの効果があることから、実施を継続することが必要であるとしました。

項目	施策	評価結果	
被覆対策	舗装	①保水・透水性舗装（道路・公園）	◎
		②保水性舗装等への打ち水	◎
		③遮熱性舗装	◎
		④学校校庭の非蓄熱化	◎
		⑤公開空地等敷地内舗装の被覆対策	◎
	建物	⑥敷地内緑化の推進	◎
		⑦建物緑化の推進	◎
		⑧外壁材（窓等）の遮熱・断熱化	◎
		⑨ヒートアイランド対策計画書の提出義務付け	○
人工排熱等対策	⑩省エネルギー化による排熱抑制	○	
	⑪エアコン室外機からの排熱抑制	○	
	⑫街路灯の排熱抑制	○	
	⑬下水の温度差エネルギー（下水への排熱）	○	
都市形態の改善	⑭街路樹の再生・整備	◎	
	⑮公園への高木植栽	◎	
	⑯水面の保全	◎	
調査研究の推進	⑰施策に直結する抑制対策調査	◎	
普及啓発の推進	⑱千代田区環境マネジメントシステム（CES）の普及	○	
	⑲環境イベント等による周知活動	○	
	⑳エネルギー供給者との連携による省エネ・排熱抑制指導	○	
熱中症対策	㉑熱中症対策	◎	

注) ◎：実施した評価方法でヒートアイランド現象への具体的効果が確認できた施策

○：実施した評価方法でヒートアイランド現象への具体的効果の確認が難しかった施策

表 1-3 千代田区ヒートアイランド対策計画の施策の体系

(2) 評価の方法

千代田区ヒートアイランド対策計画などに基づき実施した施策は、11 項目による調査・解析から効果の検証を行いました。

1) 千代田区ヒートアイランド対策計画に関する取組の検証

21 施策の実績を整理し、効果などを検証しました。

2) 千代田区のヒートアイランド現象の要因とその影響度の検証

熱中症による救急搬送人員の詳細解析、電力使用実績と気温の関係を検証し、その他ヒートアイランドに関する論文などから生態系への影響について検証しました。

3) 国及び東京都、他自治体の動向調査

国、東京都、他自治体及び民間の動向を調査しました。

4) 熱分布調査（航空機観測）

航空機に搭載した熱センサによる区全域の熱分布画像撮影を実施し、過去の調査結果との比較を行いました。その結果、遮熱性舗装、公園や屋上緑化を含む緑地、ヒートアイランド対策を配慮した建物と建物の集約化などで地表面温度の低下に効果があることを確認しました。

5) 気温観測及び暑さ指数（WBGT）観測

7月から9月の3ヶ月間において、区内の38地点での気温観測と9地点での暑さ指数（WBGT）観測を実施しました。観測地点は千代田区内にバランスよく配置し、各観測地点の環境との関係を解析・整理しました。その結果、緑地を伴う公園や建物、河川沿い、街路樹が整備された幅員の広い道路などが平均より低い気温又は WBGT を示す傾向であることを確認しました。

6) ヒートアイランド対策実施箇所の検証

ヒートアイランド対策（遮熱性舗装、保水性舗装、ドライ型ミスト）を実施した地点や緑地、水面などの自然面を選定して表面熱分布を観測し、対策の検証を実施しました。その結果、対策実施箇所で表面温度の低下を確認しました。

7) 夜間のヒートアイランド現象の課題把握

「6）ヒートアイランド対策実施箇所の検証」と同じ地点について、夜間の表面熱分布を観測し、夜間においては道路舗装の対策がある・なしによる表面温度の差はありませんでした。緑地については、他の被覆に比べて昼間からの温度低下が確認できました。

8) 再開発エリアに関する検証

区内の再開発エリアについて、熱分布画像から開発前後の効果などを検証しました。

9) 樹木の成長に伴う緑陰効果の検証

緑陰の多い道路と少ない道路の気温観測結果を比較しました。緑陰の多い道路の方が、緑陰の少ない道路より、昼間夜間とも気温が低下していたことから、樹木の成長に伴い枝が広がり緑陰面積が大きくなることで気温が低くなる効果があることを確認できました。

1 0) 周辺地域とのヒートアイランド現象の比較

千代田区の周辺で国や自治体を実施している気温観測データや人工衛星の衛星画像を用いて、千代田区周辺地域とのヒートアイランド現象の比較を行いました。東京 23 区は、東京都以外の周辺地域より表面温度が高くなっていますが、千代田区などの東京湾に近い区は東京 23 区の中でも比較的低温になっていることが確認できました。

1 1) 3D 都市モデル (PLATEAU) による検証

国土交通省の協力により 3D 都市モデル (PLATEAU) を活用して、ヒートアイランド対策なしとありの場合の検証を行いました。緑化対策、遮熱性舗装、保水性舗装、ドライ型ミストの設置について検証した結果、どの対策についても表面温度、地上 1.5m の気温、WBGT 全てで効果があることが確認できました。

1.3.2 計画改定へ向けた方向性

千代田区におけるヒートアイランド現象についての現状調査・検証結果を踏まえ、以下の 5 つの項目を千代田区ヒートアイランド対策計画の見直しに向けた方向性としてしました。

(1) 千代田区におけるヒートアイランド現象について

千代田区のヒートアイランド現象については緩和へ向けての効果が確認できたため、引き続きヒートアイランド対策を推進します。

(2) 千代田区のヒートアイランド対策について

1) 施策の整理

「緩和策」「適応策」も踏まえ検討します。

2) 用途別への施策の追加

用途別（建物、公園、道路、水辺）を検討します。

(3) まちづくりについて

まちづくりに関する項目を追加し、次の内容を踏まえて検討します。

- ・都市計画制度（地区計画や都市開発諸制度など）
- ・マネジメント（都市マネジメント、エリアマネジメントなど）
- ・開発（大規模開発事業など）

(4) 地域別の対策について

千代田区を 8 地域に分けて、地域別の対策を検討します。

- ・8 地域
 - ① 麴町・番町地域、② 飯田橋・富士見地域、③ 神保町地域、④ 神田公園地域、
 - ⑤ 万世橋地域、⑥ 和泉橋地域、⑦ 大手町・丸の内・有楽町・永田町地域、
 - ⑧ 皇居周辺地域

(5) 情報発信について

情報発信についての項目を追加します。

第2章 計画の基本的事項

2.1 計画の目的

「千代田区ヒートアイランド対策計画」（以下、「本計画」という）は、都市部において郊外よりも気温が高くなるヒートアイランド現象や気候変動、異常気象の影響によって、猛暑日や熱帯夜が増加することによる熱中症など健康への悪影響が懸念されている現状を踏まえ、ヒートアイランド現象への対策の推進を図ることを目的とします。

ヒートアイランド現象への対策には、ヒートアイランド現象自体の抑制を目的とする緩和策やヒートアイランド現象の悪影響に対して、それを低減させる適応策などがあります。

緩和策には、「建物の外壁・窓などの遮熱・断熱化」や「水面の保全」、「人工排熱対策」などがあり、適応策としては、「ひよけ」や「打ち水」、「熱中症対策」などがあります。また、「緑化」については、蒸発散により周辺の気温を下げる緩和策と緑陰による適応策の効果があるなど、ヒートアイランド現象の対策には様々な施策があります。

人の健康や生活の質への悪影響の対応も課題となっているヒートアイランド対策においては、様々な施策の効果などを踏まえたうえで、実施する場所での施策を適切に導入し、効果的に実施することが重要となります。

千代田区は、本計画を策定することにより、様々なヒートアイランド対策の施策を効果的に実施するための方針を定め、ヒートアイランド現象の緩和とともに人の健康の維持や生活の質の向上を目指します。

2.2 計画の期間

本計画は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間を計画期間とします。ただし、社会状況の変化や各施策の状況により、必要に応じて計画を見直します。

2.3 計画の対象

2.3.1 地域・主体

本計画の対象地域は、千代田区全体とします。

また、本計画が対象とする主体は、区民（在勤・在学者、来訪者を含む）、区内に立地する事業者、官公庁とします。

第3章 計画の施策

3.1 施策別

以下 3.1.1～3.1.4 に示す施策を適切に実施し、ヒートアイランド対策を推進します。

区内の事業者などは、建物の建替えなどの際に高効率設備機器などの導入による人工排熱対策や屋上・外壁・窓などの遮熱・断熱化、敷地内・屋上などの緑化、さらに保水・透水性舗装などによる被覆対策、クールスポットとしてひよけやドライ型ミストなどを実施します。

区民は、打ち水やゴーヤなどによるベランダでの緑のカーテン、ひと涼みスポットの利用などによる熱中症対策を実施します。

3.1.1 被覆

緩：緩和策

適：適応策

①遮熱性舗装

緩 適

【建物】
建物敷地内の舗装に導入

緩 適

【道路】
道路の車道などに導入

②保水・透水性舗装

緩 適

【建物】
建物敷地内の
舗装に導入

緩 適

【公園等】
公園・広場などの
舗装に導入

緩 適

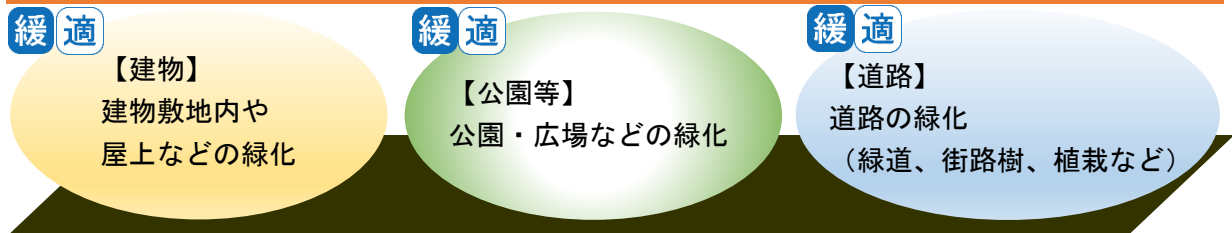
【道路】
道路の歩道など
に導入

③外壁材（窓等）の遮熱・断熱化

緩

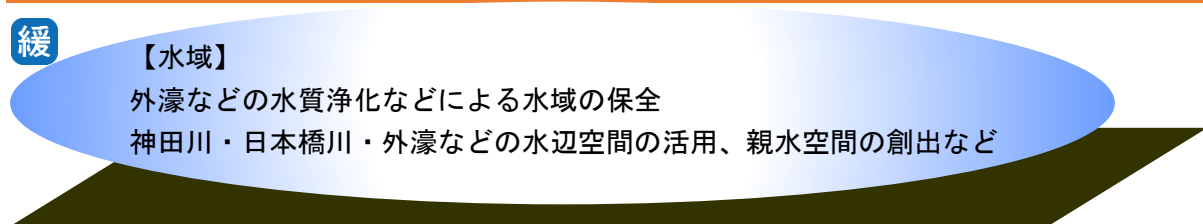
【建物】
建物の屋上や外壁、窓などの遮熱・断熱化
（高反射率塗料、日射調整フィルムなど）

3.1.2 緑化



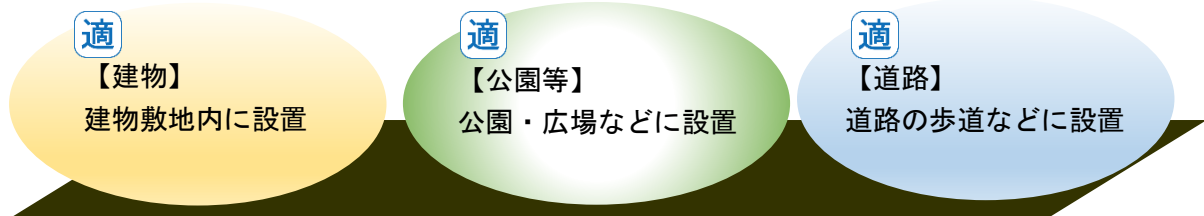
※緑化にはレインガーデンも含む

3.1.3 水面の保全

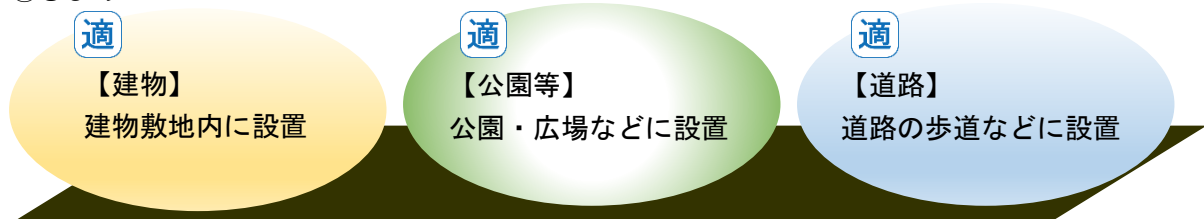


3.1.4 その他

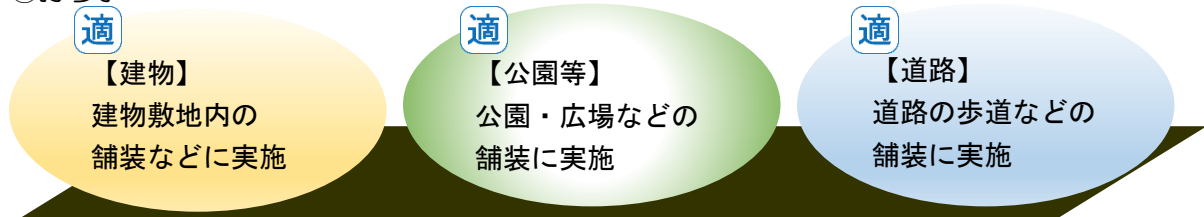
①ドライ型ミスト



②ひよけ



③打ち水



④熱中症対策

適

ひと涼みスポットの設置
熱中症予防・警戒情報などの配信
高齢者への熱中症予防訪問など

⑤人工排熱対策

緩

【建物】
建物の高効率設備機器などの導入による省エネ化

⑥情報発信

緩 適

- ・ 区民や事業者などへのヒートアイランド対策の意識向上を図る情報発信
- ・ 屋外で活動する方などへの必要な情報発信など

⑦マネジメント

適

区民や地域に関係する人々、事業者などの主体的な取り組み
良好な環境や地域価値の維持・向上
ウォーカブルな回遊・滞留空間の創出など

3.2 用途別

建物、公園、道路、水辺における用途別の対策は、3.2.1～3.2.4 に示すとおり適切に実施し、ヒートアイランド対策を推進します。

これらの取組みを連携させ、相乗効果が発揮できるよう努めます。

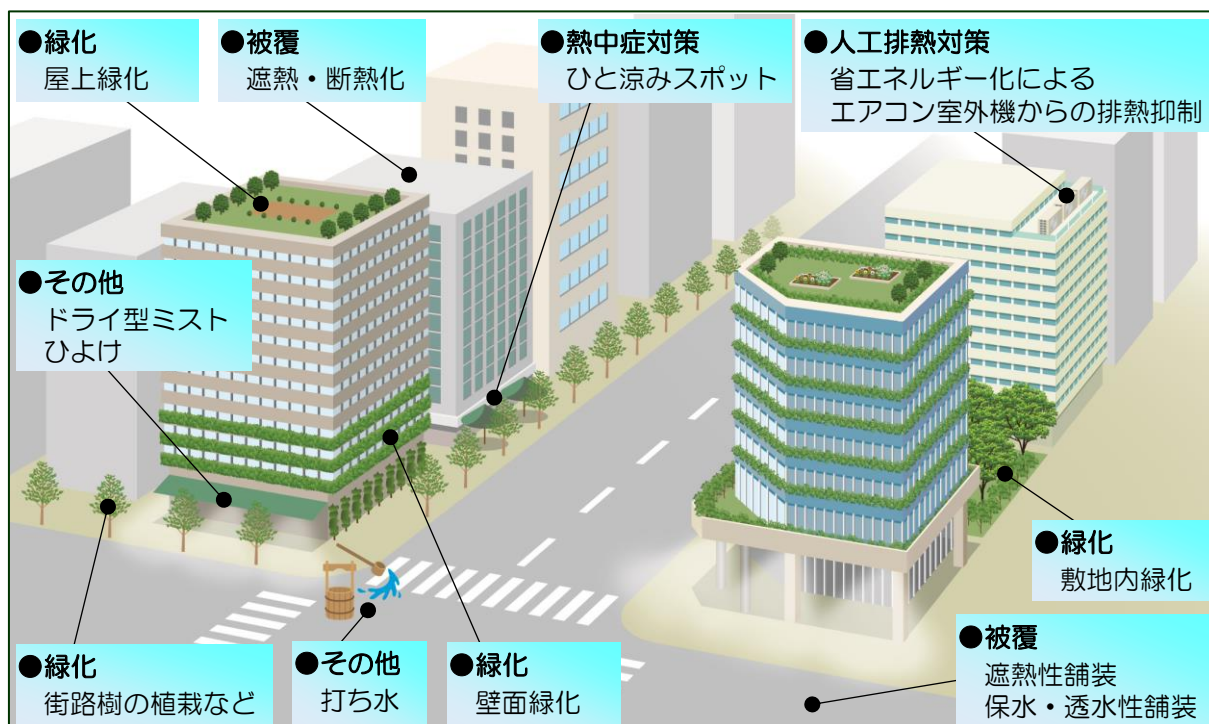
用途別の建物については、建替えだけでなく、既存の建物への対策も実施します。

既存の建物へのヒートアイランド対策は、「ヒートアイランド対策助成制度」を活用しながら、屋上・壁面・敷地内緑化、屋上・壁面・窓などの遮熱・断熱化などを推進します。

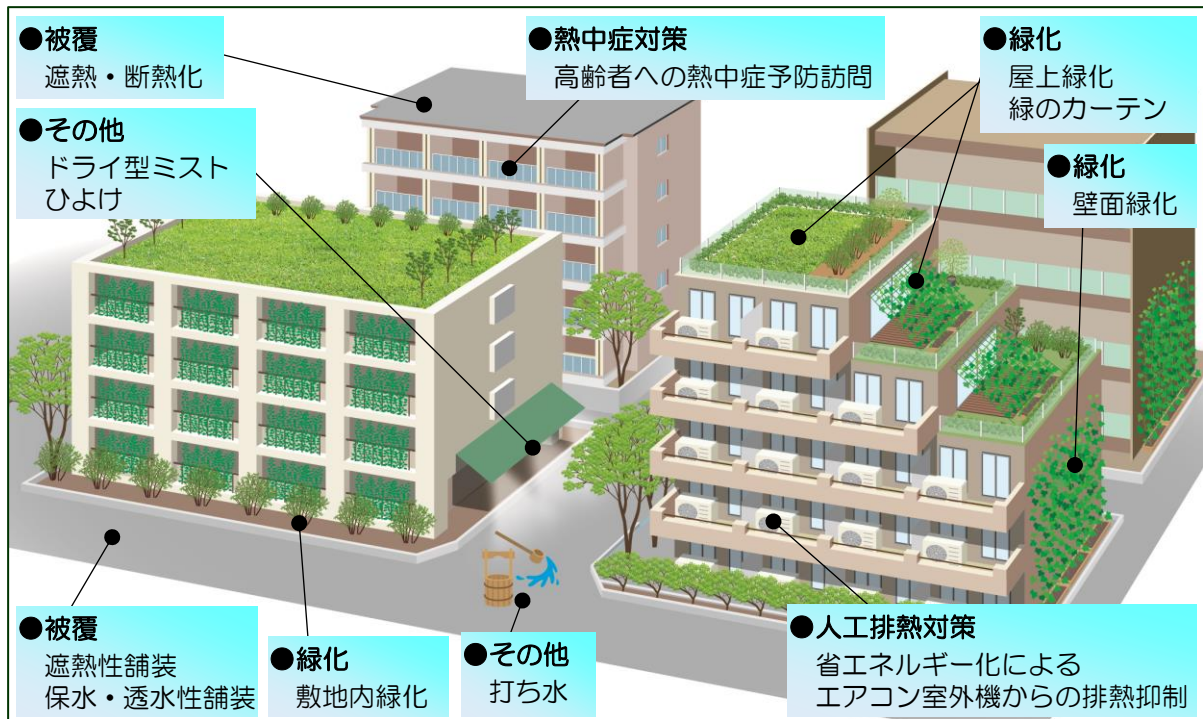
3.2.1 建物

事業所や集合住宅、学校・保育園などの建物では、屋上・外壁などの遮熱・断熱化、屋上緑化・緑のカーテン等の緑化、人工排熱抑制などの省エネ対策、クールスポットとしてドライ型ミストなどを設置

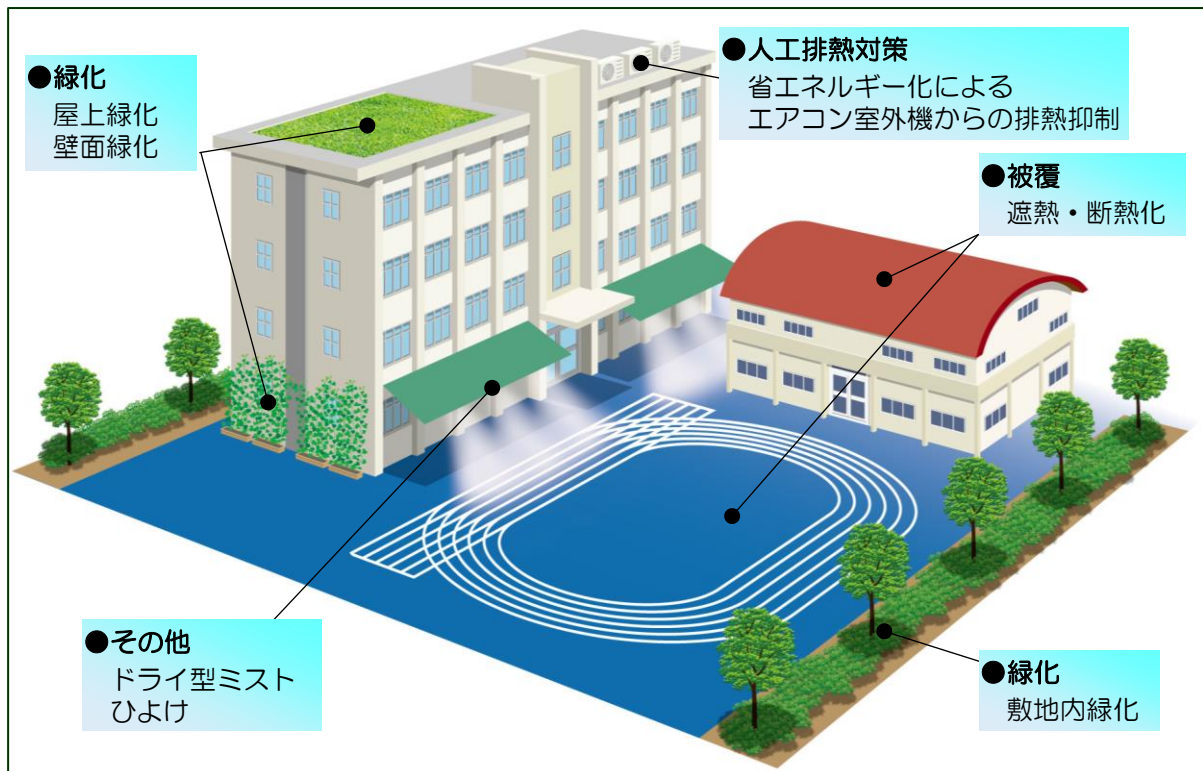
(1) 事業所



(2) 集合住宅

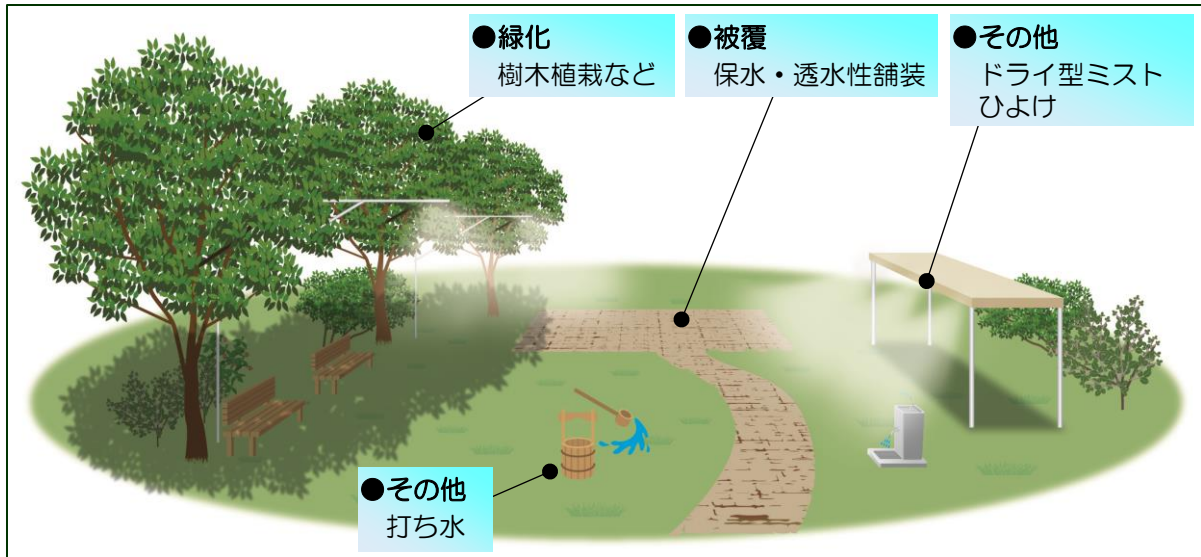


(3) 学校・保育園など



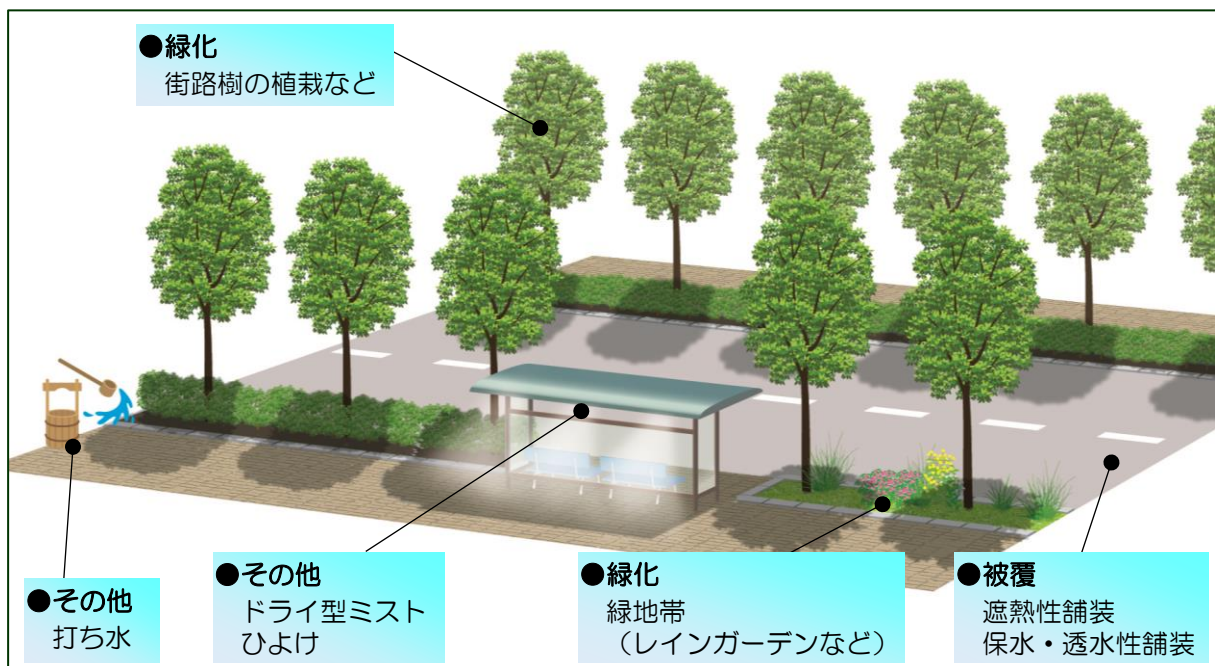
3.2.2 公園

公園では、樹木植栽による影の創出や保水・透水性舗装等の被覆対策、クールスポットとしてドライ型ミストなどを設置



3.2.3 道路

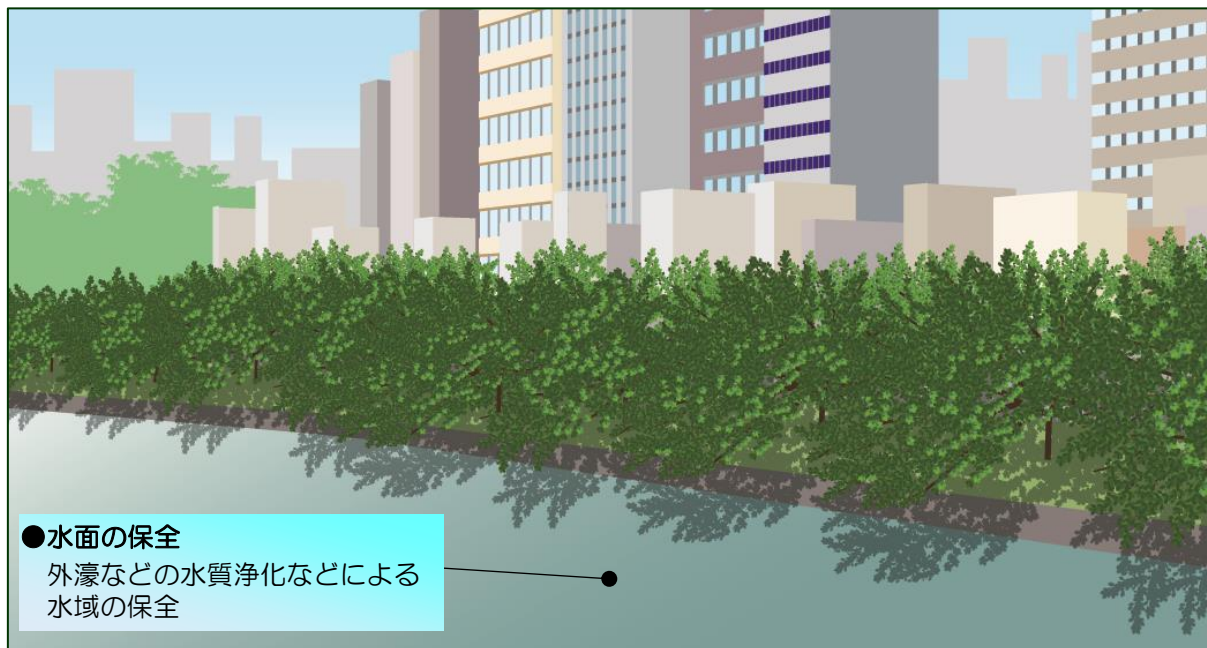
道路では、遮熱性舗装や保水・透水性舗装といった被覆、街路樹の植栽などによる影の創出、保水・透水性舗装への打ち水やクールスポットとしてドライ型ミストなどを設置



3.2.4 水辺

水辺では、浄化用水の導入による外濠などの水の滞留防止、水質浄化の実施や水辺空間の活用、親水空間を創出

外濠等の水質浄化により水の低温化を図り、周辺の緑化との相乗効果により冷却効果を創出し、風の道などにより周辺への冷たい空気をにじみ出す供給源とする



【緩和策と適応策】

ヒートアイランド現象に対する対策は、緩和策と適応策に区分されます。

＜緩和策＞

緩和策は、ヒートアイランド現象の抑制を目的とした対策であり、ヒートアイランド現象を生じさせないよう、その原因を削減する対策です。具体的な対策には、人工排熱の低減、地表面被覆、都市形態の改善などがあります。

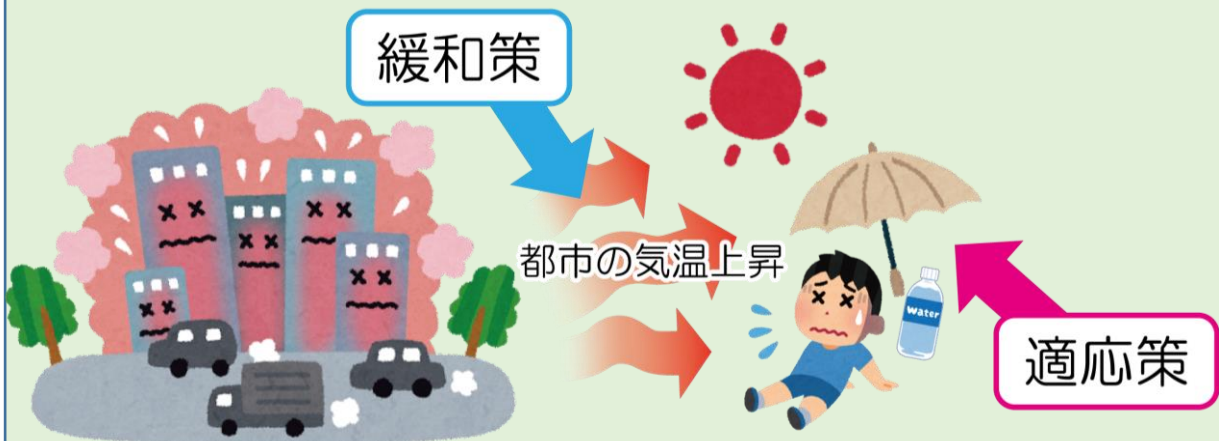
ヒートアイランド現象は長期間にわたって累積してきた都市化全体と深く結びついていることから、このような緩和策を長期的に継続して実施していく必要があります。

＜適応策＞

適応策は、ヒートアイランド現象により生じる健康被害などを可能な限り軽減する対策です。

都市の気温が上昇した結果、熱中症や睡眠障害といった健康影響の増大などが懸念されています。これらの影響に注目し、ヒートアイランド現象がある程度生じることは避けられないものとする前提に立ち、長期的な対策が必要とされる緩和策による効果が表れるまで対策を実施していく必要があります。

（編集：「ヒートアイランド対策ガイドライン 改訂版」（平成 25 年 3 月）環境省）



3.3 まちづくり

3.3.1 まちづくりにおけるヒートアイランド対策

まちづくりに関する項目については、「千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月）」の第2章に記載されている「まちづくりの理念・将来像・基本方針」を考慮しつつ、都市計画制度や各種開発、都市マネジメントなど、まちづくりに関する制度・計画の中でヒートアイランド対策である緩和策・適応策を効果的・効率的に実施していきます。

建物の建替えや大規模開発などにおいては、都市計画制度（都市開発諸制度や都市計画法に基づく地区計画など）やその他制度（緑化計画書など）により、風水害などの災害対策、暑熱対策、まちの魅力向上、良好な景観形成、緑地の創造など生物多様性の観点から踏まえたグリーンインフラを活用しつつ、ハード面からヒートアイランド対策を進めていきます。

一方で、まちを「つくる」過程のみでなく、地域の特性と課題、社会経済環境の変化を踏まえ、都市基盤を活用・維持管理していくことを目的とするマネジメントの段階において、ヒートアイランド対策を取り込んでいくことも重要です。まちづくりに関するマネジメントは、今ある街並みや既存の地域コミュニティを通じた取り組みとなるため、ここにヒートアイランド対策を活用することで、より柔軟な対策が可能となるほか、住民や地域に関係する人々・企業が、主体としてソフト面からヒートアイランド対策を推進していきます。

各地区の大規模開発などでは、ヒートアイランド対策を含む都市基盤施設整備を進めるだけでなく、拠点ごとの連携や繋がり、連続性、賑わいを創出できるように推進していきます。

このようなハード・ソフト面の制度を複合的に活用し、効果的な対策を推進していきます。

3.4 地域別

3.4.1 地域別のヒートアイランド対策

(1) 8地域別のヒートアイランド対策

千代田区は江戸期から政治・経済・文化の中心地として発展し、江戸時代の地割りを引き継ぐ都市構造があり、皇居を中心として官庁街・オフィス街、商店街、住宅街など個性豊かな地域となっています。

地域については「千代田区都市計画マスタープラン」の7つの地域区分から豊かな緑がある皇居周辺を1つの地域として区分し、8地域として各地域の特徴や現状などを踏まえてヒートアイランド対策を推進していきます。

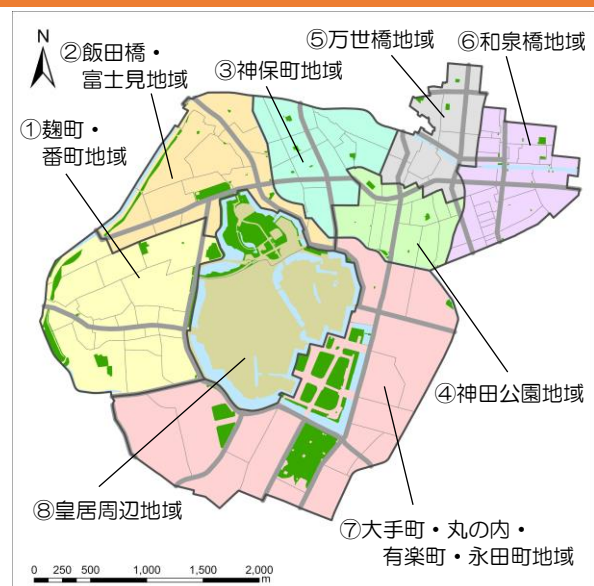


図 3-1 ヒートアイランド対策における 8 地域区分

3.4.2 ① 麹町・番町地域

(1) 特徴

- ・ 武家地の町割りを引き継ぎ、落ち着いた文化的な雰囲気を残す地域です。
- ・ 建物用途別延床面積比率は、住宅建築物の割合(23.7%)が区内で 2 番目に高くなっているほか、事務所建築物の比率も 59.9%と高くなっており、住居系複合市街地が形成されています。
- ・ 本地域では、南北方向は東端に内堀通り、東西方向に麹町大通り、青山通りなどの主要道路が整備されています。公園は、外濠沿いの五番町児童遊園、広さ約一万平方メートルを超える比較的規模の大きい清水谷公園などがあります。番町地域では、多くの区域が文教地区に指定されており、区立施設については、九段小学校、番町小学校、麹町小学校、麹町中学校、四番町児童館、一番町児童館などがあります。番町一帯の歴史や趣、落ち着いた感じの居住地と、内濠・外濠をつなぐ景観軸となる麹町大通り沿いの街並みが形成されているほか、紀尾井町一帯では、立地する国際的シティホテルや、風致地区となっている弁慶濠や清水谷公園などの緑と水辺の豊かな環境、地形の起伏、外濠・見附跡などの歴史的な遺構や建造物などを活かした機能更新が進んでいます。大規模開発としては、麹町四丁目地区が平成 4 年、平河町二丁目東部南地区が平成 21 年に完了しています。

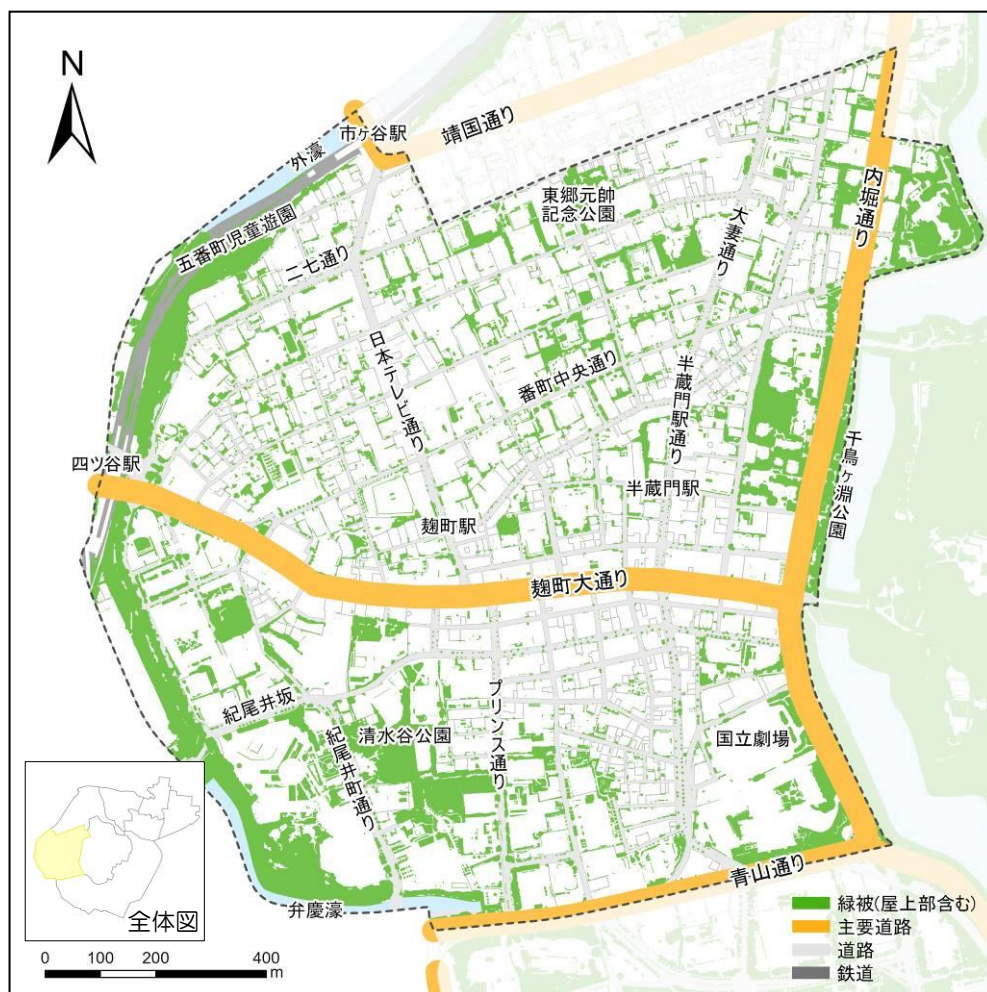


図 3-2 地域の特徴(麹町・番町地域) ※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-102 号

(2) 現状

- 昼間人口は増加している地域であり、令和 2 年の昼間人口は、平成 17 年の昼間人口に対して約 1.1 倍となっています。
- 夜間人口の増加率が高い地域であり、令和 4 年の夜間人口は、平成 15 年の夜間人口に対して約 1.5 倍となっています。これに伴い、住居用建物の延床面積も増加し約 1.5 倍となっています。地域の地表面温度の上昇数値も、8 地域の中で 2 番目の地域となっています。
- 幅員が狭い道路が多くなっています。
- 外濠は流入水が少なく、水が滞留しやすい「閉鎖性水域」という特性があり、アオコが大量発生する恐れがあります。

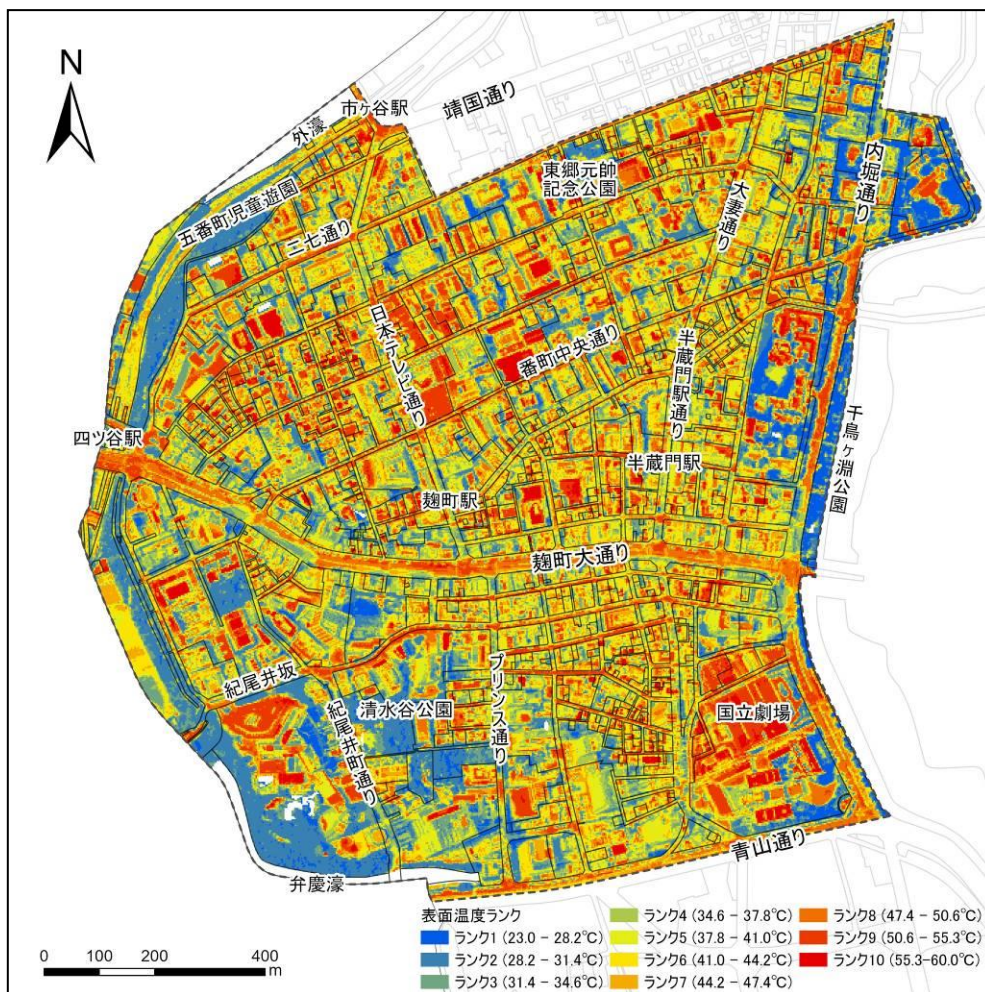


図 3-3 地域の現状（魏町・番町地域：R4 熱分布画像）

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 05-102 号

(3) 対策

- 事業用建物は、住居だけでなく店舗などの商業機能や文化、交流などの様々な機能が形成されている複合市街地として、空地の創出、敷地や建物の緑化が進められています。今後も建替えの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。
- 夜間人口の増加率が高く、住居用建物の延床面積も増加している地域であることから、住居用建物の新築などの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。
- 公園などについては、外濠や内堀に面する大規模な公園が多く存在し、木陰で休める場所や給水場所、ドライ型ミストの設置など、設備が整っている公園が多くあります。今後も整備された公園などの維持管理を通じて、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 主要道路のうち、被覆対策を実施していない道路については、改修などの機会を活用して遮熱性舗装や保水・透水性舗装、緑化などを進めていきます。
- 外濠は東京都の「未来の東京戦略」において、外濠浄化プロジェクトを位置づけ、歴史的財産である外濠の水質改善を進めていくこととしました。東京都などと協力をしながら外濠の水質改善を図っていきます。
- 開発諸制度の活用など街区や敷地ごとに実施される緑化の取組みをつなげることにより、ヒートアイランド対策を推進していきます。

3.4.3 ②飯田橋・富士見地域

(1) 特徴

- 住宅と地域に根づく商店街の賑わいが調和した生活空間が形成されています。
- 建物用途延床面積比率は、住宅建築物の割合(26.0%)と区内で最も高くなっています。このほか、教育施設、行政の中核機能、医療施設が集積している点も、本地域の特徴となっています。一方で、事務所建築物の割合(51.4%)は、区内で最も低くなっています。
- 本地域では、南北方向に目白通り、早稲田通りが、東西方向に靖国通りなどの主要道路が整備されています。公園は、外濠沿いに外濠公園、皇居周辺に九段坂公園、千鳥ヶ淵緑道などが整備されているほか、富士見児童公園、中坂児童遊園などの比較的小規模のものがああります。区立施設については、富士見みらい館、九段中等教育学校などがあります。外濠公園、靖国通り、目白通りに囲まれたエリアの大半が、法政大学や日本歯科大学などを有する文教地区に指定されているほか、靖国神社など大規模敷地も存在し、落ち着いた環境が維持されています。大規模開発に関しては、飯田橋地区が昭和 59 年、富士見二丁目北部地区が平成 21 年、飯田橋駅西口地区が平成 26 年に完了しています。また、富士見二丁目 3 番地区が令和 4 年 10 月 20 日に都市計画決定され、今後の実施が予定されているほか、飯田橋駅東地区が令和 10 年度に完了予定となっています。



図 3-4 地域の特徴（飯田橋・富士見地域）※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成
※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 05-102 号

(2) 現状

- 昼間人口はほぼ変化していない地域となっています。
- 夜間人口の増加率が高い地域であり、令和 4 年の夜間人口は、平成 15 年の夜間人口に対して約 1.6 倍となっています。これに伴い、住居用建物の延床面積も増加し、約 1.7 倍となっています。地域の地表面温度も上昇している地域となっています。
- 幹線道路以外の街区内部の道路は、幅員が狭くなっています。
- 外濠は流入水が少なく、水が滞留しやすい「閉鎖性水域」という特性があり、アオコが大量発生する恐れがあります。

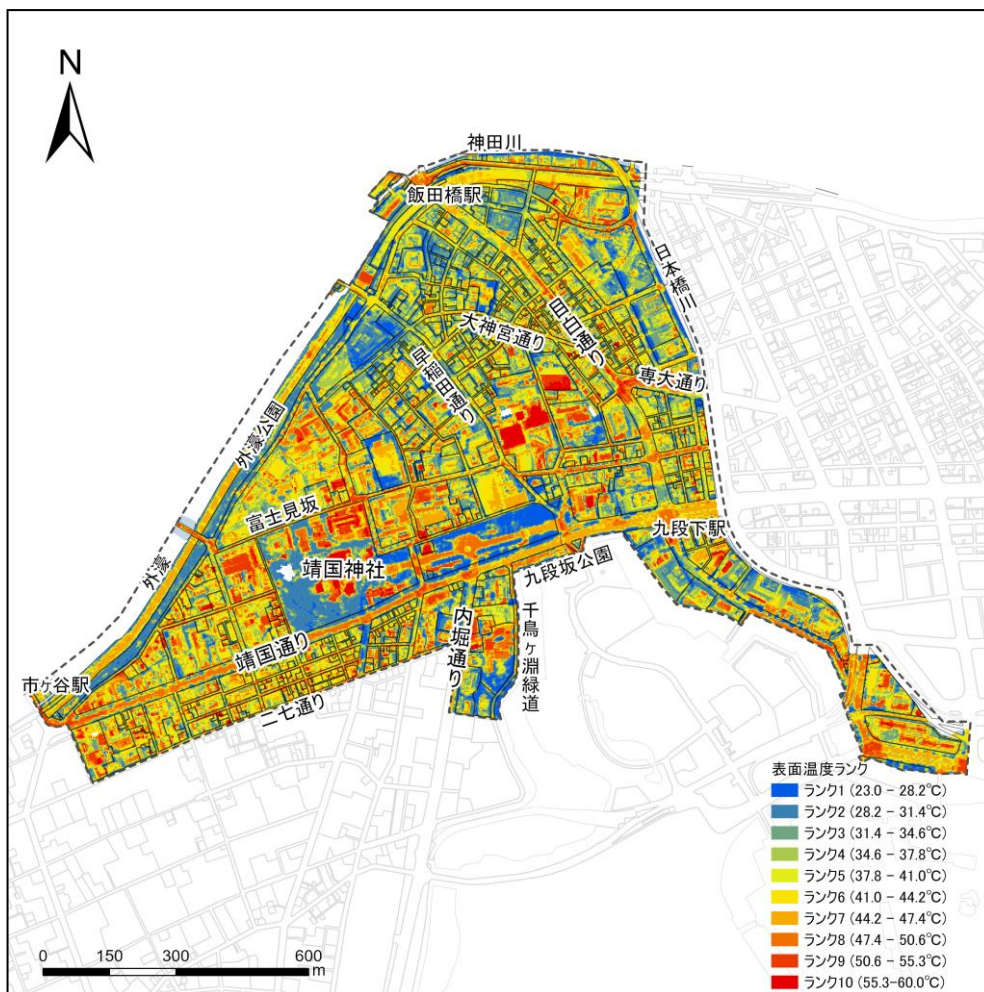


図 3-5 地域の現状（飯田橋・富士見地域：R4 熱分布画像）

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 05-102 号

(3) 対策

- 飯田橋駅周辺は、大規模開発による都市基盤施設整備が進められており、建物敷地の緑化や屋上緑化、道路の保水・透水性舗装、遮熱性舗装などの対策を実施してきました。今後も、整備された緑化や舗装などの維持管理などを通じて、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 今後、大規模開発による都市基盤施設整備が進められる場合には、建物敷地の緑化や屋上緑化、道路の保水・透水性舗装、遮熱性舗装などの対策を実施し、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 本地域では、住民、大学、鉄道事業者などの地域の幅広い参画により「飯田橋・富士見地域まちづくり基本構想」が策定されています。基本構想では地域の将来像として、都心に貴重な緑・水辺、江戸城外堀に代表される歴史性、教育機関の集積による文化の趣、質の高い落ち着いた住環境、商業・業務機能の集積など、他の地域に比べ、多様な魅力を有しています。この多様な魅力の集積を活かし、周辺地域とも連携しつつ、回遊の促進により魅力が相乗効果を発揮するまちを目指しますと定められています。このようなまちづくり方針に基づき、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 公園などについては、外濠や内堀に面する大規模な公園が多く存在し、木陰で休める場所や給水場所、ドライ型ミストの設置など、設備が整っている公園が多くあります。今後も整備された公園などの維持管理を通じて、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 主要道路のうち、被覆対策を実施していない道路については、改修などの機会を活用して遮熱性舗装や保水・透水性舗装、緑化などを進めていきます。
- 外濠は東京都の「未来の東京戦略」において、外濠浄化プロジェクトを位置づけ、歴史的財産である外濠の水質改善を進めていくこととしました。東京都などと協力をしながら外濠の水質改善を図っていきます。

3.4.4 ③神保町地域

(1) 特徴

- 多くの大学、印刷・出版業や古書店が集積する個性の強い界隈が広がっています。
- 神田川の豊かな環境とともに、大学や楽器店、医療機関などが集積する界隈となっています。
- 本地域は地域の中心に、南北方向に白山通りが、東西方向に靖国通りなどの主要道路が整備されています。公園は、明治大学に隣接する錦華公園や西神田公園などがあります。区立施設については、お茶の水小学校、神田一橋中学校、西神田児童センターなどがあります。本地域は、大名屋敷をルーツとする街区構成となっており、比較的規模が大きい敷地が多くなっているものの、神田神保町などでは、規模の小さい敷地も多く中小建物の老朽化が進行しています。神田駿河台などの地区は、明治大学など多くの教育施設や医療施設が立地するなど、文教地区としての特色を有しています。大規模開発に関しては、西神田三丁目北部東地区が平成 10 年、神保町一丁目南部地区が平成 15 年、西神田三丁目北部西地区が平成 16 年に完了しています。



図 3-6 地域の特徴（神保町地域）※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-102 号

(2) 現状

- 昼間人口は減少している地域であり、令和 2 年の昼間人口は、平成 17 年の昼間人口に対して約 0.8 倍となっています。
- 夜間人口の増加率が高い地域であり、令和 4 年の夜間人口は、平成 15 年の夜間人口に対して約 1.3 倍になっています。これに伴い、住居用建物の延床面積も増加しています。
- 緑被率が 8.1%と、8 地域の中で 5 番目の地域となっています。

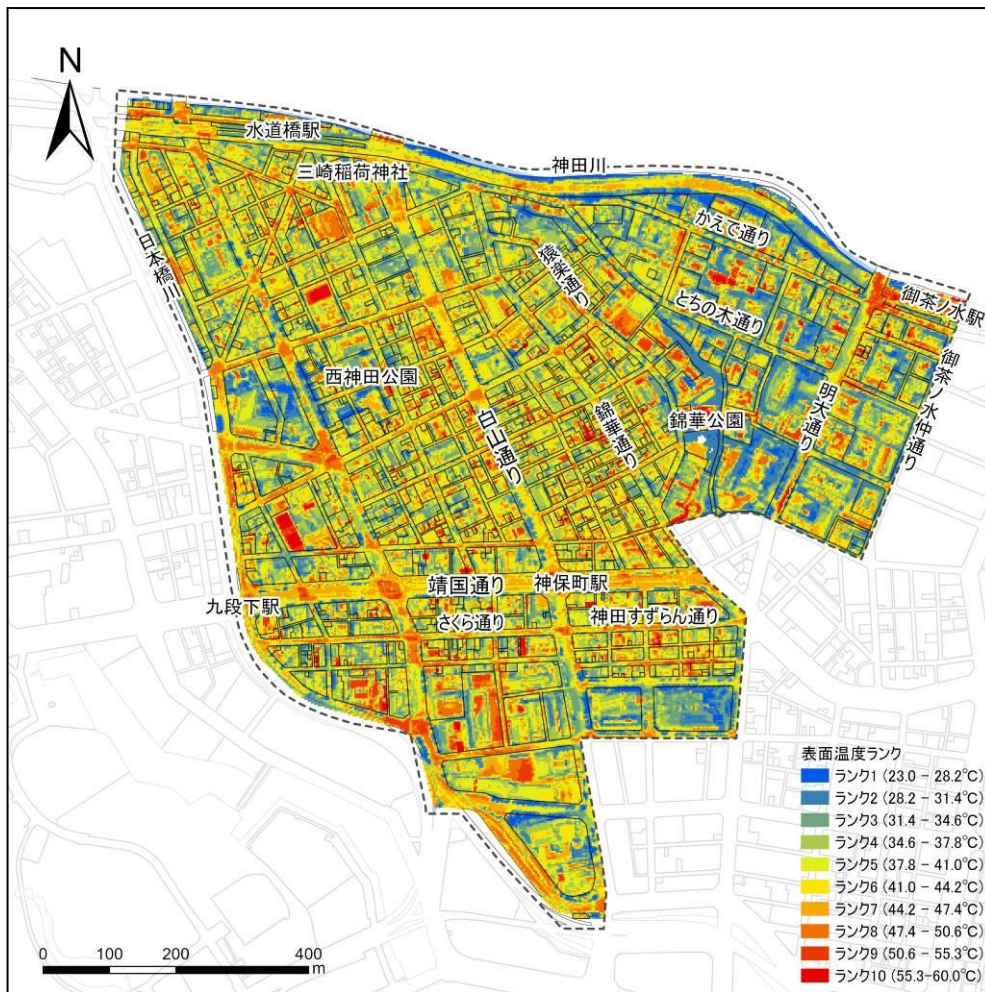


図 3-7 地域の現状（神保町地域：R4 熱分布画像）

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 05-102 号

(3) 対策

- 御茶ノ水駅周辺では、地域の幅広い参画により「神田駿河台地域まちづくり基本構想」が策定されています。基本構想では、これまで十分に活かされてこなかった公開空地の活用や建物の機能更新などの際にオープンスペース・歩行空間の創出の誘導が進められています。このようなまちづくり方針に基づき、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 中小建物が集積している街区については、建物の建替えの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。
- 主要道路のうち、被覆対策を実施していない道路の地表面温度はそれほど高くない状況ですが、改修などの機会を活用して遮熱性舗装や保水・透水性舗装、緑化などを進めていきます。
- 開発諸制度の活用など街区や敷地ごとに実施される緑化の取組みをつなげることにより、ヒートアイランド対策を推進していきます。

3.4.5 ④神田公園地域

(1) 特徴

- 下町らしい路地空間、看板建築、出世不動尊など歴史を感じられる空間が多数あります。
- 建物用途延床面積比率に関しては、事業所建築物の割合(85.1%)が区内で最も高く、神田駅西口通り沿いなど飲食店を中心としてにぎわう界隈となっています。
- 本地域では、南北方向に外堀通り、本郷通りが、東西方向に靖国通りなどの主要道路が整備されている一方で、幹線道路で囲まれた街区の内部は、幅員の狭い道路が多くなっています。公園は、小川広場、内神田尾嶋公園、神田児童公園など、比較的小規模なものが多くなっています。区立施設については神田さくら館などがあります。幹線道路で囲まれた街区の内部は、平均敷地規模が小さく建物の老朽化が進んでいるなかで、大規模開発として、神田小川町三丁目西部南地区が令和3年4月6日に都市計画決定され、今後の実施が予定されているほか、内神田一丁目地区が令和7年度に完了予定となっています。

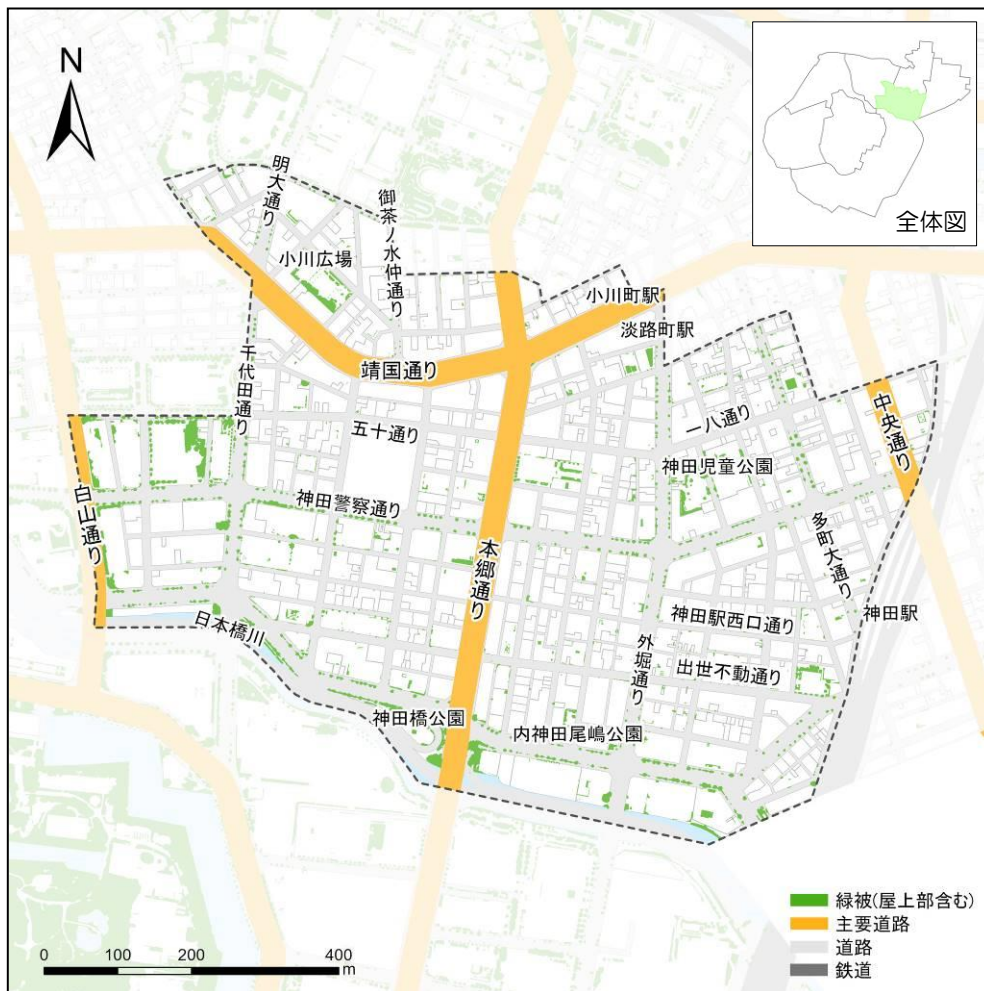


図 3-8 地域の特徴（神田公園地域）※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-102 号

(2) 現状

- 昼間人口は減少している地域であり、令和 2 年の昼間人口は、平成 17 年の昼間人口に対して約 0.9 倍となっています。
- 夜間人口増加率が高い地域であり、令和 4 年の夜間人口は、平成 15 年の夜間人口に対して約 1.8 倍になっています。これに伴い、住居用建物の延床面積も増加しています。
- 緑被率が 4.2%と、8 地域の中で 7 番目の地域となっています。
- 低層の建物が密集する状態となっています。
- 幹線道路以外の街区内部の道路は、幅員が狭くなっています。

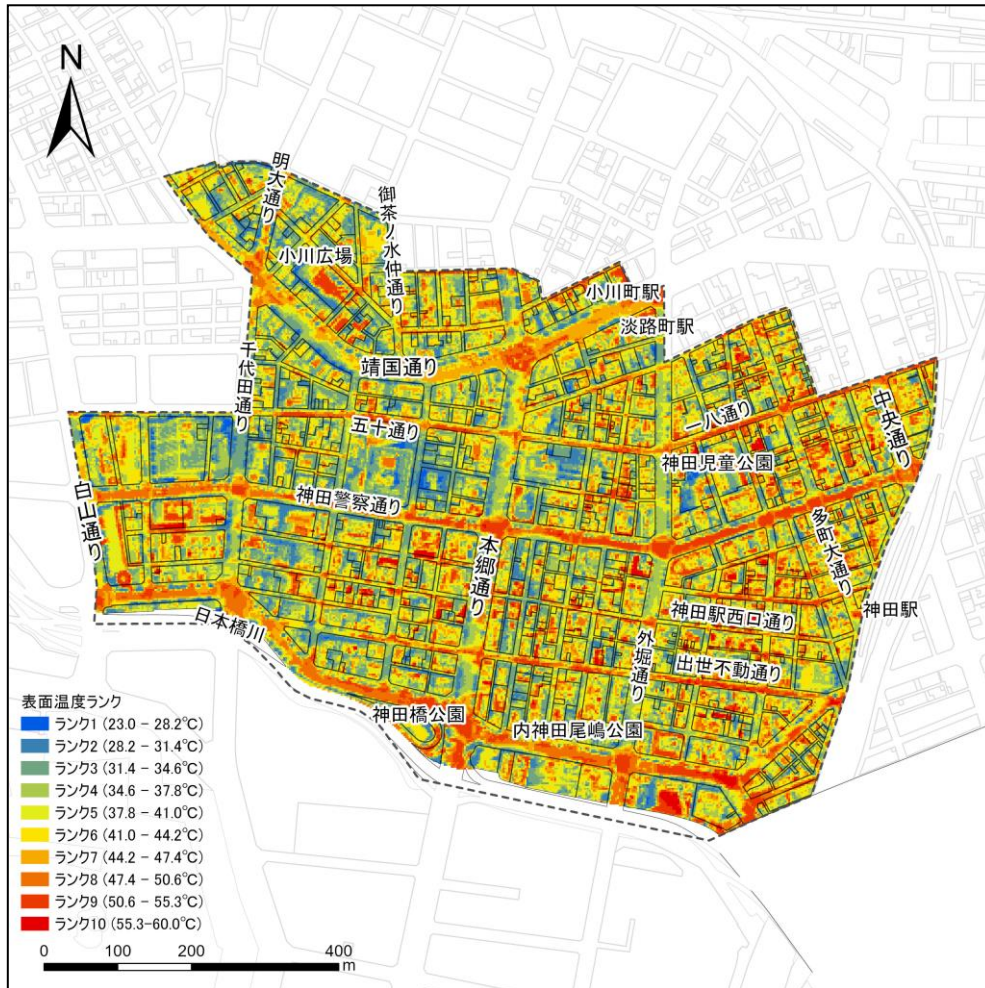


図 3-9 地域の現状（神田公園地域：R4 熱分布画像）

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 05-102 号

(3) 対策

- 神田警察通り沿道で策定されている「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」では、建物の更新時には、ひとの賑わいや気配を醸し出すような用途を配置することや壁面後退で確保した空地を歩行空間に利用すること、神田警察通りの歩行空間の拡幅と豊かな緑化の整備が定められています。このようなまちづくり方針に基づき、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 中小建物が集積している街区については、建物の建替えの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。
- 夜間人口の増加率が高く、住居用建物の延床面積も増加している地域であることから、住居用建物の新築などの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。
- 主要道路のうち、被覆対策を実施していない道路の地表面温度はそれほど高くない状況ですが、改修などの機会を活用して遮熱性舗装や保水・透水性舗装、緑化などを進めていきます。
- 今後、大規模開発による都市基盤施設整備が進められる場合には、建物敷地の緑化や屋上緑化、道路の保水・透水性舗装、遮熱性舗装などの対策を実施し、ヒートアイランド対策を推進していきます。

3.4.6 ⑤万世橋地域

(1) 特徴

- 神田明神やニコライ堂など歴史的資源、神田祭に象徴される祭礼文化など、伝統的な下町の風情を感じることができます。
- 秋葉原駅周辺の電気街・サブカルチャーのまち、情報技術産業等の新産業拠点としての界隈が広がります。
- 本地域は、南北方向に中央通り、本郷通りが、東西方向に北側から蔵前橋通り、靖国通りなどの主要道路が整備されている一方で、幹線道路で囲まれた街区の内部は、幅員の狭い道路が多くなっています。公園は、神田明神に隣接する宮本公園や、練成公園、昌平橋東橋詰広場など、比較的小規模のものがあり、区立施設については昌平童夢館などがあります。本地域には、秋葉原駅周辺を除き、平均敷地規模が小さく、老朽化の進む建物が多い区域が広がっているなかで、大規模開発も進められ、淡路町二丁目西部地区が平成 25 年に完了しています。

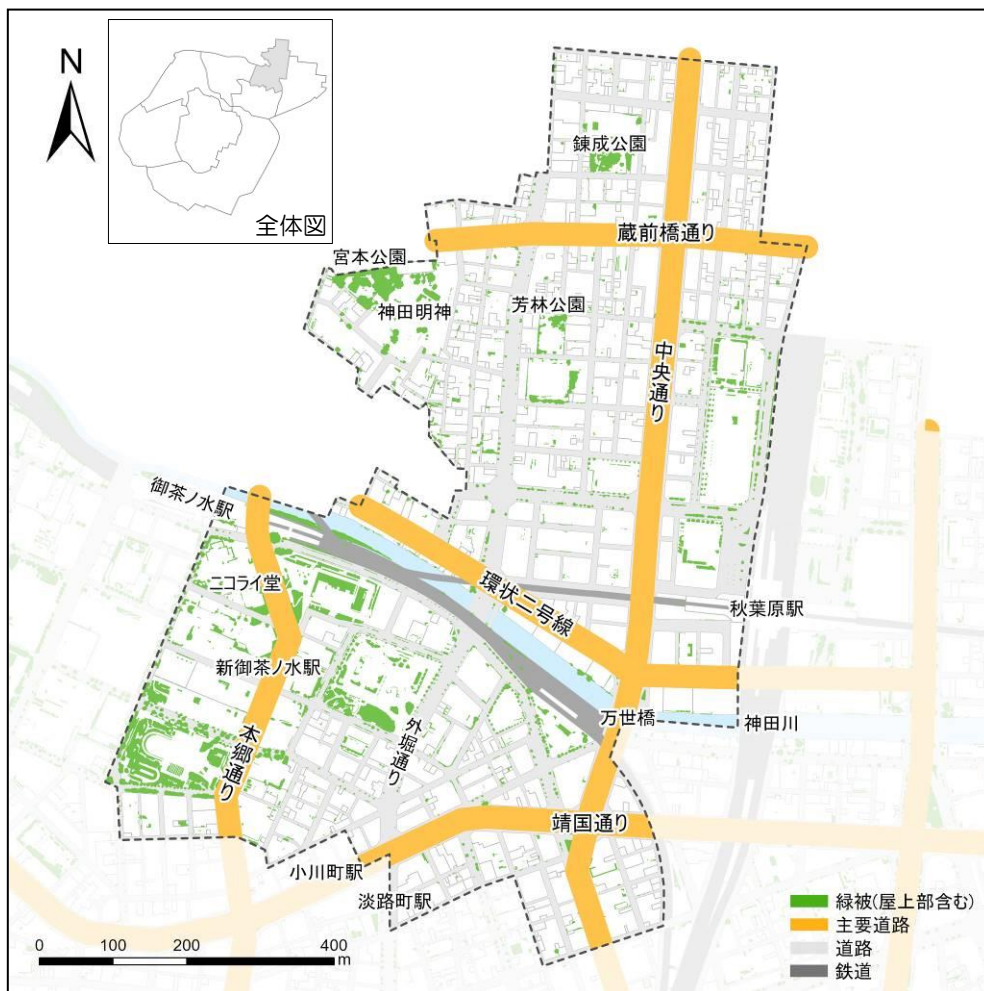


図 3-10 地域の特徴（万世橋地域）※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-102 号

(2) 現状

- 昼間人口の増加率が高い地域であり、令和 2 年の昼間人口は、平成 17 年の昼間人口に対して約 1.4 倍となっています。
- 夜間人口の増加率が高い地域であり、令和 4 年の夜間人口は、平成 15 年の夜間人口に対して約 1.7 倍となっています。
- 緑被率が 7.3%と、8 地域の中で6番目の地域となっています。
- 幹線道路以外の街区内部の道路は幅員が狭くなっています。
- 低層の建物が密集する状態となっています。

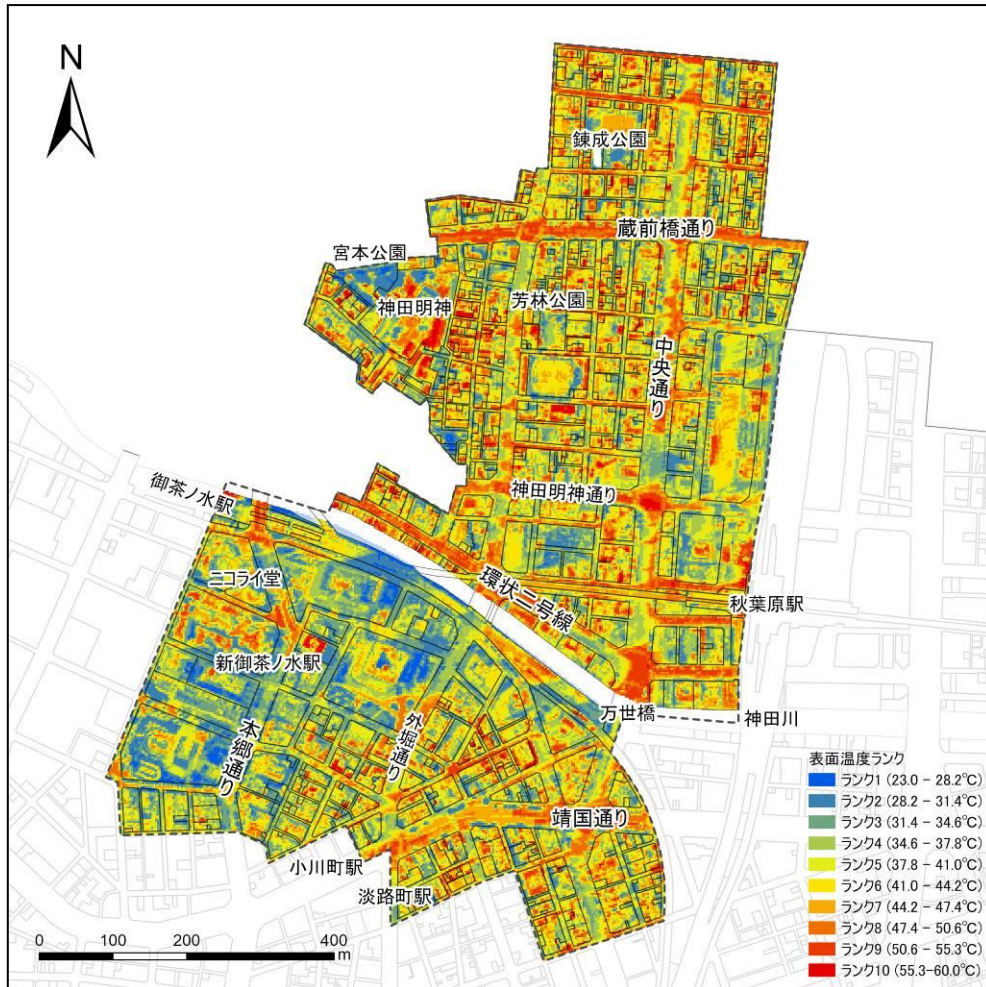


図 3-11 地域の現状（万世橋地域：R4 熱分布画像）

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 05-102 号

(3) 対策

- 秋葉原駅・御茶ノ水駅周辺は、大規模開発による都市基盤施設整備が進められており、建物敷地の緑化や屋上緑化、道路の保水・透水性舗装、遮熱性舗装などの対策を実施してきました。今後も、整備された緑化や舗装などの維持管理などを通じて、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 今後、大規模開発による都市基盤施設整備が進められる場合には、建物敷地の緑化や屋上緑化、道路の保水・透水性舗装、遮熱性舗装などの対策を実施し、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 秋葉原駅周辺では、「秋葉原タウンマネジメント株式会社」が設立され、秋葉原の開発地区を中心に、秋葉原のまちの魅力・価値を高める総合的なまちづくりが進められています。そこでは、開発によって生まれたスペースを利用したイベントなどが実施されています。そのような活動を通じて、熱中症予防の情報発信など、ヒートアイランド対策の推進を進めていきます。
- 御茶ノ水駅周辺では、地域の幅広い参画により「神田駿河台地域まちづくり基本構想」が策定されています。基本構想では、これまで十分に活かされてこなかった公開空地の活用や建物の機能更新などの際にオープンスペース・歩行空間の創出が進められています。このようなまちづくり方針に基づき、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 中小建物が集積している街区については、建物の建替えの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。
- 公園は少ないですが、高木の植栽や木陰で休めるベンチ、トイレが設置されているなど、設備が整った公園が多くあります。今後も整備された公園などの維持管理を通じて、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 主要道路のうち、被覆対策を実施していない道路については、改修などの機会を活用して遮熱性舗装や保水・透水性舗装、緑化などを進めていきます。

3.4.7 ⑥和泉橋地域

(1) 特徴

- 人口減少や高齢化、業務地化が進み、問屋街としての界隈性が希薄化する一方、マンションなどの立地が進み、区内で最も人口増加率が高くなっています。
- 建物用途別延床面積比率は、事務所建築物が73.4%、住宅建築物の割合が20.5%となっています。
- 本地域は、南北方向に東側から清洲橋通り、昭和通りが、東西方向に靖国通りなどの主要道路が整備されている一方で、街区は、幅員の狭い道路が多くなっています。公園は、秋葉原駅周辺や神田川沿いに多く分布し、秋葉原駅東口広場や和泉橋南東児童遊園など、その多くは比較的小規模のものとなっています。区立施設については、ちよだパークサイドプラザなどがあります。本地域では、小規模な敷地で老朽化が進む建物が多くなっているなかで、秋葉原駅を中心に、情報技術産業の機能が集積する新拠点が形成されています。大規模開発としては、神田練塀町地区が令和元年に完了しています。



図 3-12 地域の特徴（和泉橋地域）※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-102 号

(2) 現状

- 昼間人口は減少している地域であり、令和 2 年の昼間人口は、平成 17 年の昼間人口に対して約 0.9 倍となっています。
- 夜間人口については増加率が最も高い地域であり、令和 4 年の夜間人口は、平成 15 年の夜間人口に対して約 2.5 倍となっています。これに伴い、住居用建物の延床面積も増加しています。地域の地表面温度の上昇数値も、8 地域のうち最も高い地域となっています。
- 緑被率が 3.8%と、8 地域の中で最も低い地域となっています。
- 低層の建物が密集している地域となっています。
- 幅員が狭い道路が多くなっています。

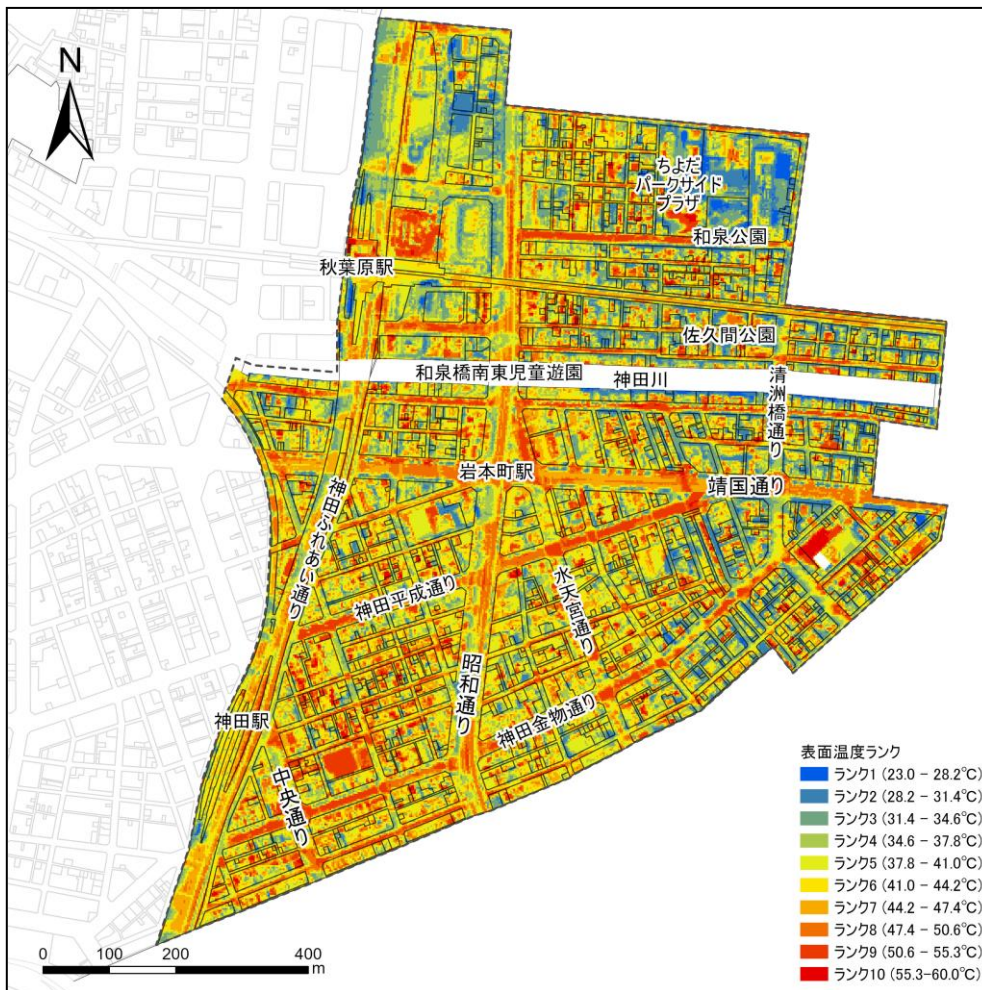


図 3-13 地域の現状（和泉橋地域：R4 熱分布画像）

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 05-102 号

(3) 対策

- 中小建物や低層建物が集積している街区については、建物の建替えの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。
- 夜間人口の増加率が高く、住居用建物の延床面積も増加している地域であることから、住居用建物の新築などの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。
- 公園は多くありますが、小規模なものが多いため、改修などの際には可能な限り緑化などのヒートアイランド対策を推進していきます。
- 主要道路のうち、被覆対策を実施していない道路については、改修などの機会を活用して遮熱性舗装や保水・透水性舗装、緑化などを進めていきます。
- 開発諸制度の活用など街区や敷地ごとに実施される緑化の取組みをつなげることにより、ヒートアイランド対策を推進していきます。

(2) 現状

- 大手町・丸の内・有楽町・永田町地域は広く開発が進められており、それに伴い緑化や被覆対策、建物の省エネ化など、多くのヒートアイランド対策が実施されてきた地域となっています。
- 昼間人口は増加している地域であり、令和 2 年の昼間人口は、平成 17 年の昼間人口に対して約 1.2 倍となっています。
- 令和 4 年の夜間人口は、平成 15 年の夜間人口に対して約 1.4 倍となっていますが、もともと夜間人口が少ない地域であり、増加人数は 177 人程度となります。
- 緑被率が約 23.9%と、8 地域の中で 2 番目の地域となっています。
- 大規模な建物が集積する地域となっています。
- 幅員の広い道路が整備された地域となっています。

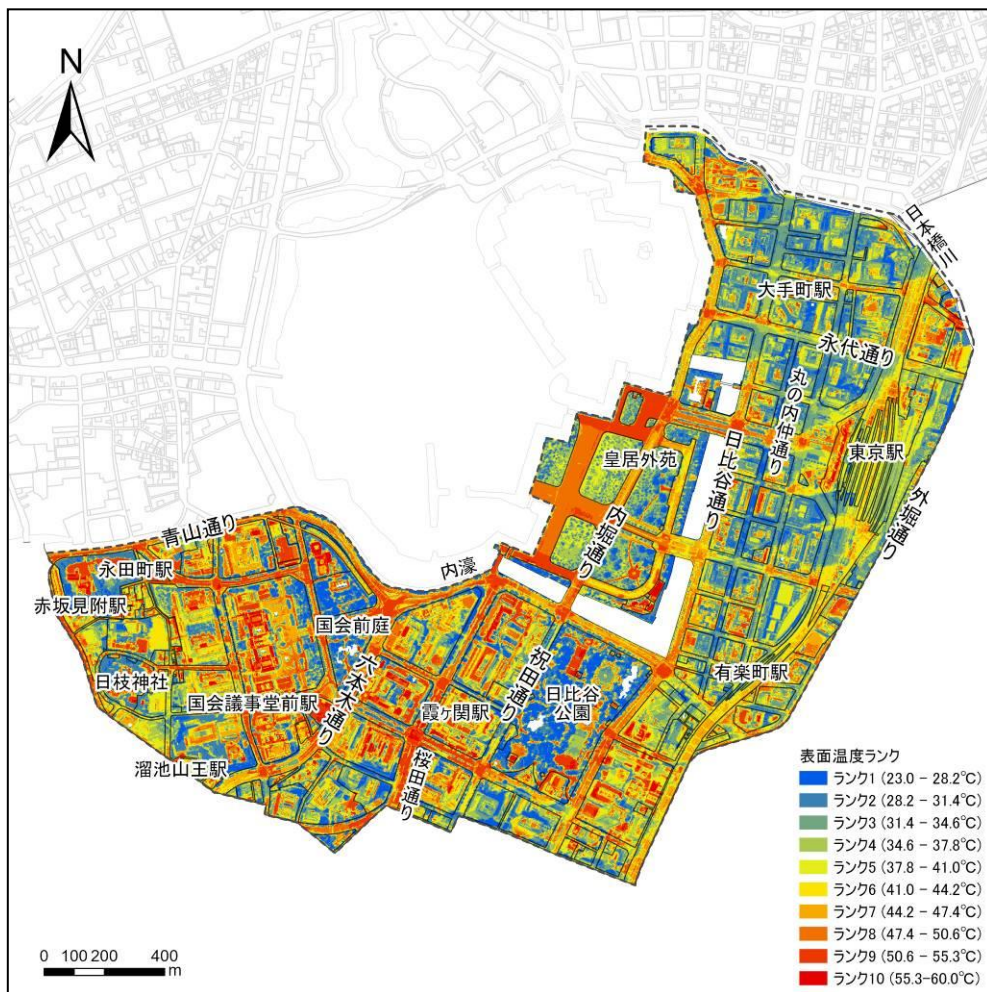


図 3-15 地域の現状（大手町・丸の内・有楽町・永田町地域：R4 熱分布画像）

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 05-102 号

(3) 対策

- 大規模開発による都市基盤施設整備が進められており、建物敷地の緑化や屋上緑化、道路の保水・透水性舗装、遮熱性舗装などの対策を実施してきました。今後も、整備された緑化や舗装などの維持管理などを通じて、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 今後、大規模開発による都市基盤施設整備が進められる場合には、建物敷地の緑化や屋上緑化、道路の保水・透水性舗装、遮熱性舗装などの対策を実施し、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 本地域では、地域の幅広い参画により「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン 2020」が策定されています。ガイドラインでは経済、社会、環境、文化、安全・安心のバランスのとれた魅力あるまちづくりを進めることを目的として、概ね 20 年後の姿を見据えつつ、速やかな機能更新への対応を図るため、「将来像」「ルール」「整備手法」等を指針として示しています。このようなガイドラインに基づき、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 日比谷公園など大規模な公園や緑地が多く存在し、木陰で休める場所や給水場所など、設備が整っている公園が多く存在します。今後も整備された公園などの維持管理を通じて、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 主要道路のうち、被覆対策を実施していない道路については、改修などの機会を活用して遮熱性舗装や保水・透水性舗装、緑化などを進めていきます。
- 大手町・丸の内・有楽町地区においては、エリアマネジメントが推進されており、そこでは、打ち水を行う夏祭りなどのイベント活動や森林保全や街づくりのための基金である「エコ結び」活動、情報発信として「丸の内朝大学」や大丸有まちづくり協議会情報誌「ON！」の発行などの活動が行われています。そのような活動を通じて、熱中症予防の情報発信など、ヒートアイランド対策の推進を進めていきます。
- 日比谷地区においては、エリアマネジメントが推進されており、そこでは、地区の安全で快適な環境の形成や地域経済の活性化等を目的に、日比谷地区の情報発信・プロモーション、公共空間の利活用・運営管理などを行われています。このような活動を通じて、熱中症予防の情報発信など、ヒートアイランド対策の推進を進めていきます。
- 有楽町地区においては、「有楽町駅周辺まちづくり協議会」が設立され、まちづくり活動が行われています。そこでは、有楽町駅前広場等の活用事業の展開や、行政と一体となった自主的な地域ルール作りを通じた良好な地域環境づくりの取り組みなどが行われています。このような活動を通じて、熱中症予防の情報発信など、ヒートアイランド対策の推進を進めていきます。

3.4.9 皇居周辺地域

(1) 特徴

- 皇居、北の丸公園、内濠など、大規模な緑と水辺に囲まれた豊かな環境があります。
- 本地域は、皇居外周に内堀通りがあります。公園は規模の大きな緑地となる北の丸公園があります。大規模敷地は、地域の大部分を占める皇居となっており、ビルなどの大規模な建物が少ない地域です。



図 3-16 地域の特徴（皇居周辺地域）※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-102 号

(2) 現状

- 皇居周辺地域は、地域の大部分を大規模な緑地によって占められており、周囲の地域に比べて暑さが和らぐ傾向にあります。
- 昼間人口は減少している地域であり、令和2年の人口は、平成17年の人口に対し約0.9倍となっています。
- 令和4年の夜間人口は、平成15年の夜間人口に対して微増となっています。
- 緑被率が約58.3%と、8地域の中で最も高い地域となっています。
- 高層建築物が少ない地域となっています。

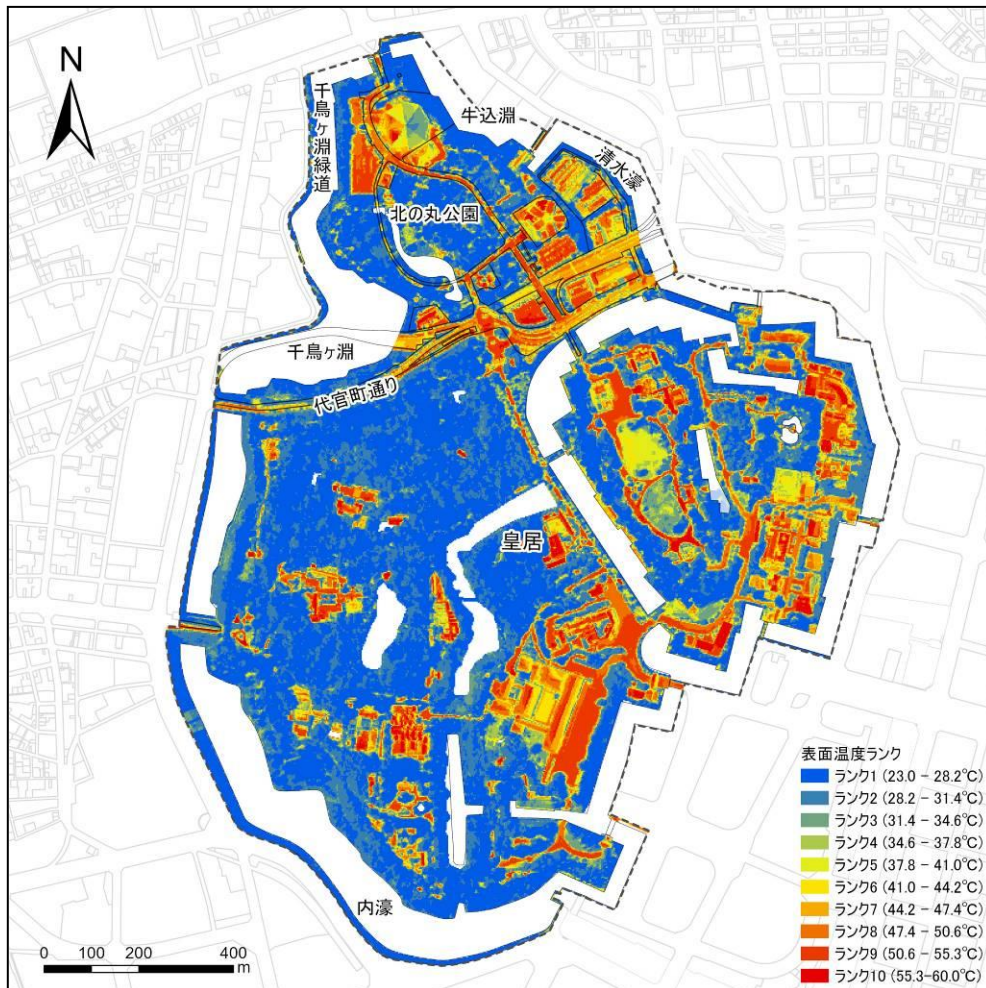


図3-17 地域の現状（皇居周辺地域：R4 熱分布画像）

※この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第05-102号

(3) 対策

- 現状の大規模な緑地などを維持しながらヒートアイランド対策を推進していきます。

第4章 推進体制

4.1 計画の推進体制

本計画の施策・事業については、「地球温暖化対策推進本部」を中心に、環境政策課を主管課とし、関係部・課と連携しながら区内のヒートアイランド対策を推進します。

また、国や東京都、区民や事業者、団体等とは「地球温暖化対策推進懇談会」をはじめとする意見交換や情報共有の場などを活用し、連携・協働を図ります。

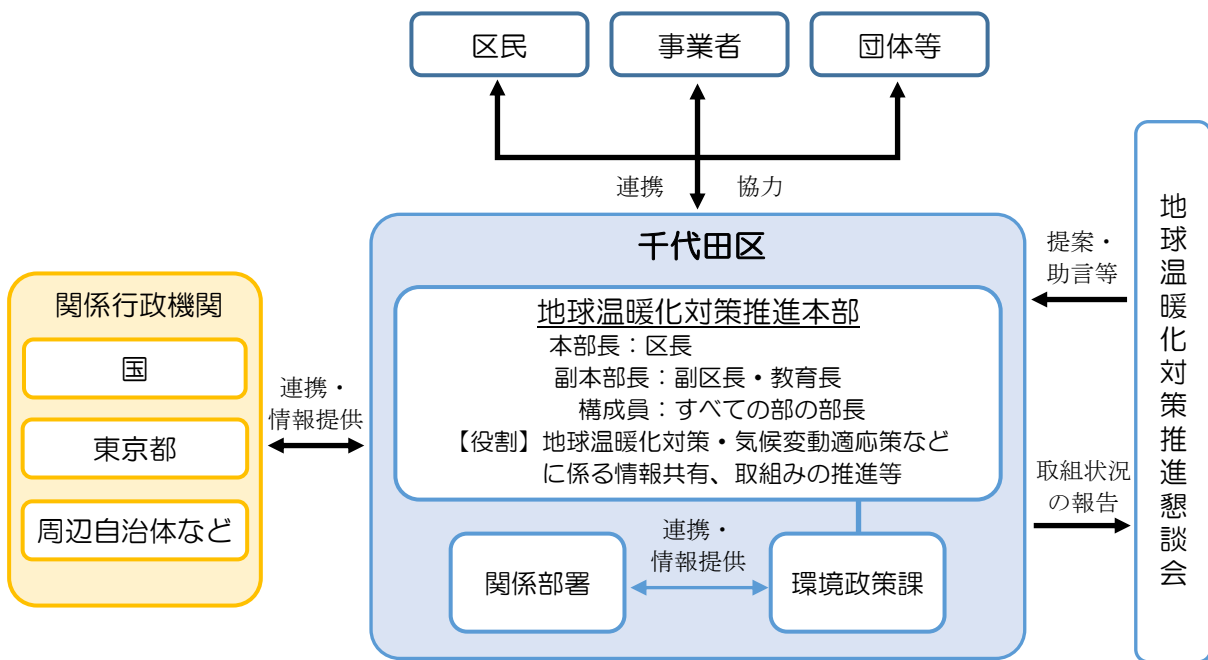


図 4-1 千代田区のヒートアイランド対策の推進体制

4.2 計画の進行管理

取組みの状況とその効果を区民・事業者及び学識経験者等で構成される「地球温暖化対策推進懇談会」に報告し、改善・提案を受けながら、各施策・事業において柔軟な対応（見直し、改善等）を行います。

本計画のPDCAサイクルのイメージ図を下記に示します。

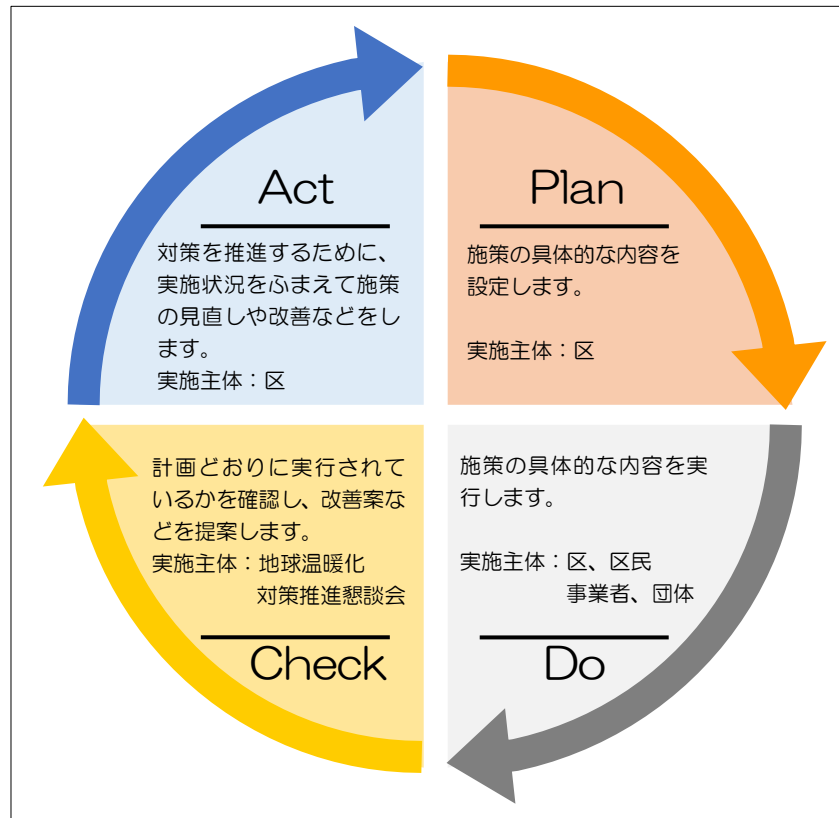


図 4-2 PDCA サイクルでの取組みイメージ

資料編

1 千代田区ヒートアイランド対策計画見直し検討の概要

(1) 委員名簿

■地球温暖化対策推進懇談会

(敬称略)

分野	氏名	所属等	備考
学識経験者等	渡邊 誠	法政大学 人間環境学部 教授	会長
	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	
	三坂 育正	武蔵野大学 サステナビリティ学科 教授	
	吉田 聡	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 准教授	
区民等	田近 恭一	千代田区連合町会長協議会	副会長
	元田 順子	千代田区婦人団体協議会	
	石黒 崇人	公募区民	
	大島 正稔	公募区民	
	大場 幸子	公募区民	
	円光 佳也	公募区民	
教育関係	飯田 加世子	千代田区青少年委員会	
	鈴木 亜紀	東京私立中学高等学校協会第一支部 (正則学園高等学校教諭 理科主任)	
	傳田 学	千代田区立番町小学校 校長	
事業者	高山 肇	千代田区商店街連合会 会長	
	久保 和人	東京商工会議所千代田支部	
	鯉淵 祐子	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	
連環団体	秋元 智子	環境カウンセラー	
	西田 裕子	公益財団法人 自然エネルギー財団 シニアマネージャー (気候変動)	

*オブザーバー

氏名	所属等	備考
岩山 政史 (～R4.6.30) 井上 雄祐 (R4.7.1～)	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室長	
田中 崇之 (～R4.12.31) 大黒 康広 (R5.1.1～)	東京都 環境局 総務部 自治体連携推進担当課長 東京都 環境局 総務部 都民行動促進担当課長	
印出井 一美	千代田区 環境まちづくり部長	

■ヒートアイランド対策計画見直し検討部会

(敬称略)

氏名	所属等	備考
三坂 育正	武蔵野大学 工学部 サステナビリティ学科 教授	部会長
山口 隆子	法政大学 文学部 地理学科 教授	
三友 奈々	日本大学 理工学部 土木工学科 助教	
村上 公哉	芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授	
村木 美貴	千葉大学大学院 教授	
鈴木 克彦 (～R4.10.2)	環境省 水・大気環境局 大気環境課 大気生活環境企画官	
水原 健介 (～R5.3.31)	環境省 水・大気環境局 大気環境課 大気生活環境室長	
小川 眞佐子 (～R5.6.30)	環境省 大臣官房環境保健部 環境安全課長	
吉川 圭子 (R5.7.1～)	環境省 大臣官房付	
古舘 将成 (～R5.3.31)	東京都 環境局 地球環境エネルギー部 環境都市づくり課長	
福安 俊文 (R5.4.1～)	東京都 環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課長	
印出井 一美	千代田区 環境まちづくり部長	

*オブザーバー

氏名	所属等	備考
武藤 智宣	中央区 環境土木部 環境課長	
清水 秀樹 (～R4.3.31) 瀧澤 真一 (R4.4.1～)	港区 環境リサイクル支援部 地球温暖化対策担当課長	
向 隆志 (～R4.3.31) 小野川 哲史 (R4.4.1～)	新宿区 環境清掃部 環境対策課長	
大野 公治 (～R4.3.31) 渡邊 了 (～R5.3.31) 橋本 万多良 (R5.4.1～)	文京区 資源環境部 環境政策課長	
杉光 邦彦 (～R5.3.31) 飯野 秀則 (R5.4.1～)	台東区 環境清掃部 環境課長	
山崎 崇 (～R5.3.31) 大谷 由佳 (R5.4.1～)	千代田区 保健福祉部 地域保健課長	
谷田部 継司 (～R5.3.31) 神原 佳弘 (R5.4.1～)	千代田区 環境まちづくり部 道路公園課長	
前田 美知太郎	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課長	
佐藤 武男 (～R4.3.31) 神原 佳弘 (～R5.3.31) 江原 達弥 (R5.4.1～)	千代田区 環境まちづくり部 地域まちづくり課長	
千賀 行 (～R5.3.31) 山下 淳一 (R5.4.1～)	千代田区 政策経営部 災害対策・危機管理課長	

(2) 開催経過

年度	会議体	回数	開催日	主な議題
令和2年度	懇談会	第2回	2月 (書面開催)	・ヒートアイランド対策計画の見直しの実施について報告
令和3年度	検討部会	第1回	8月27日	・令和4年度に実施するヒートアイランド対策計画見直しへ向けた現状調査・検証内容の検討
	検討部会	第2回	12月20日	・令和4年度に実施するヒートアイランド対策計画見直しへ向けた現状調査・検証内容の決定
	懇談会	第2回	2月10日	・令和4年度に実施するヒートアイランド対策計画見直しへ向けた現状調査・検証内容について報告
令和4年度	検討部会	第3回	10月27日	・ヒートアイランド対策計画の見直しへ向けて実施した現状調査・検証内容の結果報告
	検討部会	第4回	1月23日	・ヒートアイランド対策計画の見直しへ向けて実施した現状調査・検証結果の修正報告 ・見直し(改定)に向けた方向性の検討
	検討部会	第5回	3月22日	・ヒートアイランド対策計画の見直しへ向けて実施した現状調査・検証結果報告書の決定 ・見直し(改定)に向けた方向性の決定
令和5年度	懇談会	第1回	7月24日	・ヒートアイランド対策計画の見直しへ向けて実施した現状調査・検証内容及び見直しへ向けた方向性の報告
	検討部会	第6回	7月27日	・計画改定素案の検討
	検討部会	第7回	10月24日	・計画改定素案の決定
	懇談会	第2回	12月26日	・計画改定素案の報告

2 パブリックコメントの実施概要

実施時期	令和●年●月●日～●月●日
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・ 広報千代田●月●日号に掲載・ 千代田区総合ホームページに掲載・ 区政情報コーナー、各出張所、環境政策課窓口において計画（素案）を公表
意見数	●名●件 在住者：●名●件、在勤者：●名●件、事業者・団体：●団体●件 その他利害関係者：●名●件

3 前計画の取組みの本計画における位置づけ

前計画		本計画における 関連項目	
項目	施策		
被覆対策	舗装	①保水・透水性舗装（道路・公園）	3.1.1②
		②保水性舗装等への打ち水	3.1.4③
		③遮熱性舗装	3.1.1①
		④学校校庭の非蓄熱化	—
		⑤公開空地等敷地内舗装の被覆対策	3.1.1①, ②
	建物	⑥敷地内緑化の推進	3.1.2
		⑦建物緑化の推進	3.1.2
		⑧外壁材（窓等）の遮熱・断熱化	3.1.1③
		⑨ヒートアイランド対策計画書の提出義務付け	3.1.4⑤
人工排熱等対策	⑩省エネルギー化による排熱抑制	3.1.4⑤	
	⑪エアコン室外機からの排熱抑制	3.1.4⑤	
	⑫街路灯の排熱抑制	—	
	⑬下水の温度差エネルギー（下水への排熱）	3.1.4⑤	
都市形態の改善	⑭街路樹の再生・整備	3.1.2	
	⑮公園への高木植栽	3.1.2	
	⑯水面の保全	3.1.3	
調査研究の推進	⑰施策に直結する抑制対策調査	—	
普及啓発の推進	⑱千代田区環境マネジメントシステム（CES）の普及	—	
	⑲環境イベント等による周知活動	3.1.4⑥	
	⑳エネルギー供給者との連携による省エネ・排熱抑制指導	3.1.4⑤	
熱中症対策	㉑熱中症対策	3.1.4④	

4 計画の施策（施策別・用途別）

施策別		用途別					
		建 物	公園等	道 路	水 域	その他	
被覆	遮熱性舗装	緩適	○		○		
	保水・透水性舗装	緩適	○	○	○		
	外壁材（窓等）の 遮熱・断熱化	緩	○				
緑化 （レインガーデン含む）		緩適	○	○	○	○	
水面の保全		緩				○	
その他	ドライ型ミスト	適	○	○	○		
	ひよけ	適	○	○	○		
	打ち水	適	○	○	○		
	熱中症対策	適					○
	人工排熱対策	緩	○				
	情報発信	緩適					○
	マネジメント	適					○

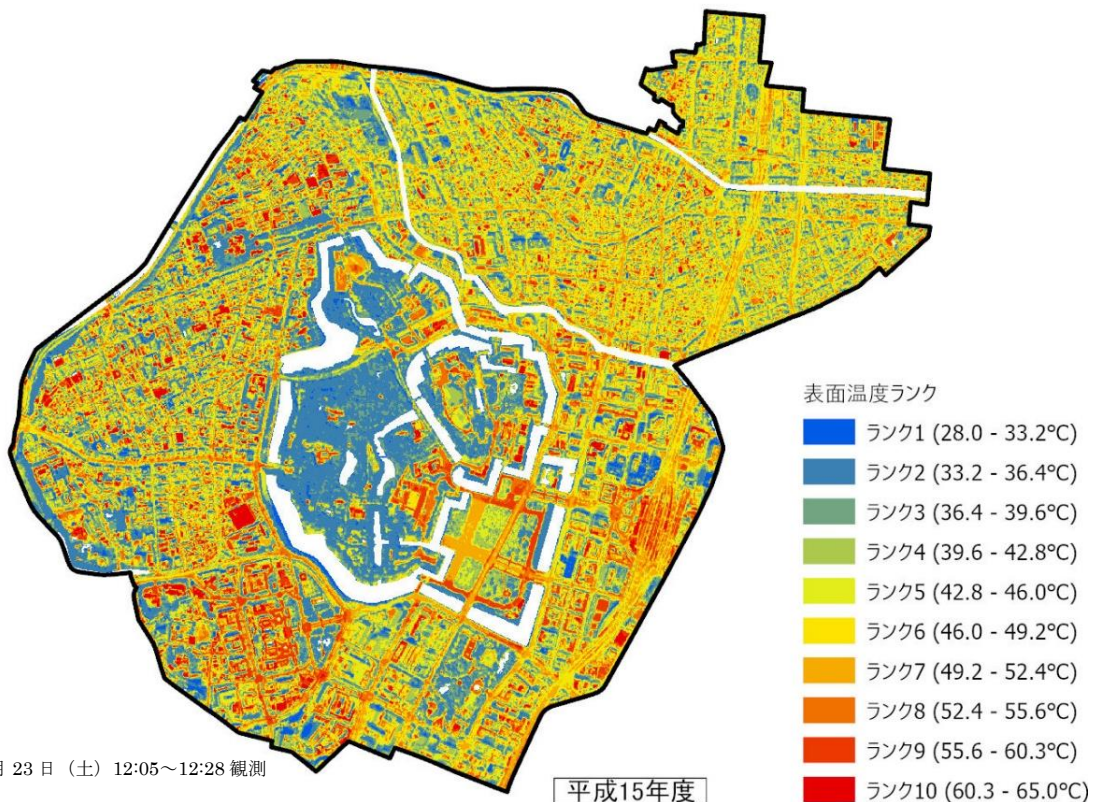
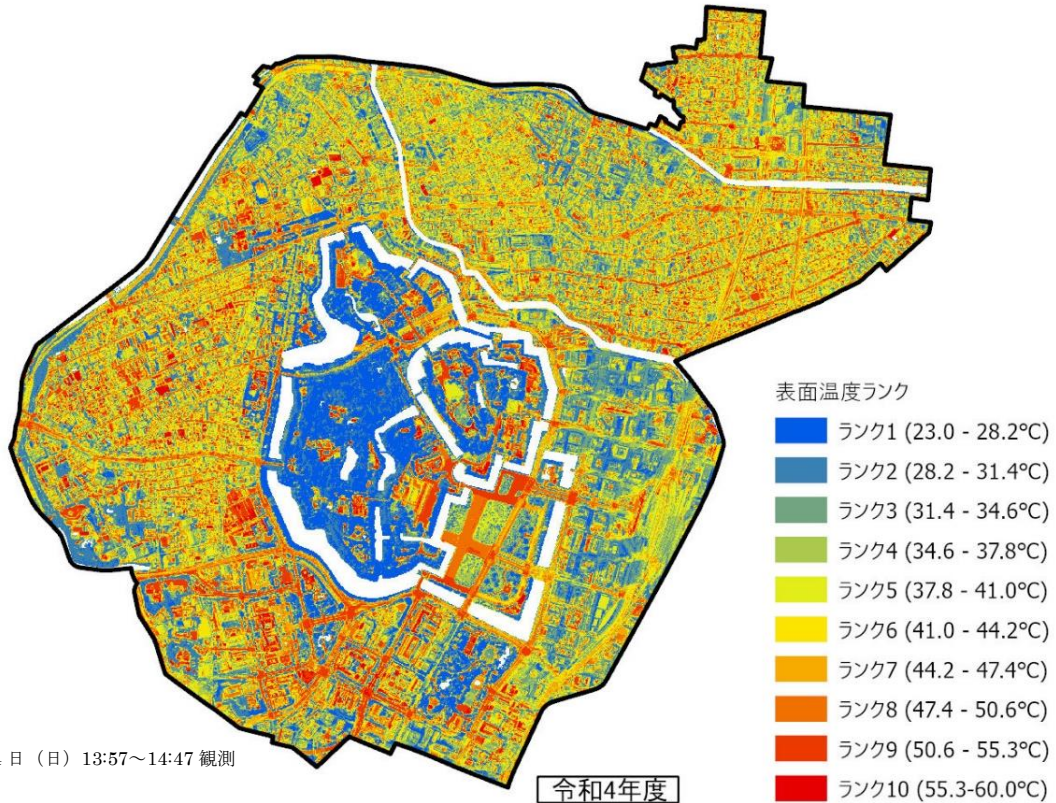
緩：緩和策

適：適応策

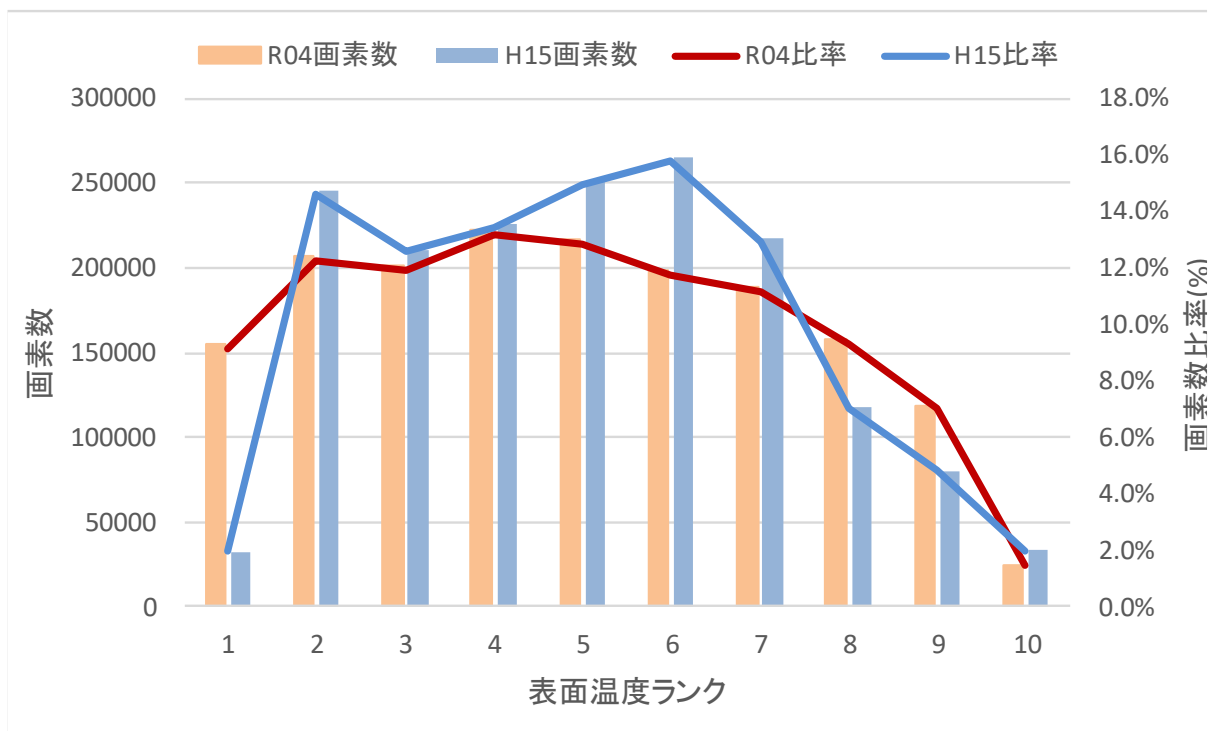
5 千代田区の地表面熱分布の状況

千代田区のヒートアイランド現象の現状を把握するため、令和4年度に航空機観測による区全域の地表面熱分布調査を実施し、過去の観測結果(平成15年度)との比較検証を行った。

検証方法は、地表面熱分布画像を10段階にランク区分し行った。



※この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-102 号



表面温度ランク数値

令和4年度	4.87
平成15年度	5.02

表面温度ランクの算出方法は、まず地表面温度の最高値・最低値を決定するため、それぞれの熱分布画像から比較的まとまって温度が高い箇所、低い箇所を抽出し、温度の分布から決定した。令和4年度の最高値は60℃、最低値は23℃であり温度範囲は37℃となった。平成15年度の最高値は65℃、最低値は28℃であり温度範囲は37℃となり温度範囲は同じとした。

表面温度ランク毎の温度の範囲については、1区画(2.5m×2.5m)から千代田区全体の約170万区画数を低い温度の区画から高い温度の区画を並べ、表面温度ランク毎に約17万区画を区分した時の温度の範囲を抽出したところ、ランク1の温度の幅は5.2℃、ランク2～ランク8の温度の幅は3.2℃、ランク9・10の温度の幅は4.7℃とした。

表面温度ランク数値は、次式で算出した。数値が低いほど地表面温度が低いことを示す。

$$\text{表面温度ランク数値} = \text{温度ランク} \times \text{画素数比率} \times 100$$

ランク1で令和4年度の画素値が大幅に多いのは、皇居の緑地が平成15年度より1ランク程度低い温度を示していることに影響されている。

温度ランクの分布を見ると、平成15年度はランク6をピークとしているのに対し、令和4年度はランク4をピークにランク10に向かって画素数比率が減少しており、相対的に地表面温度が低下しているように見える。表面温度ランク数値は、平成15年度が5.02だったものが令和4年度には4.87となっている。これは、平成18年度に「千代田区ヒートアイランド対策計画」を策定し、緑化や遮熱性舗装などのヒートアイランド対策を実施してきたことによる効果の結果であると考えられる。なお、表面温度ランク数値の差0.15は温度にすると約0.5℃となる。

6 8 地域の現状

① 麴町・番町地域

項目(令和3年)	数値	順位 (8地域)
グロス容積率 ^{※1} (%)	314.3	5
ネット容積率 ^{※1} (%)	462.2	7
グロス建ぺい率 ^{※2} (%)	35.4	5
ネット建ぺい率 ^{※2} (%)	52.1	6
道路面積率(%)	19.3	7
緑被率(%)	22.54	3
建物階数(階)	8.87	4
道路幅員(m)	9.04	8

項目	H15 ^{※3}	R4 ^{※4}	増減	増減(%) ^{※5}
夜間人口 ^{※6} (人)	13,413	20,773	7,360	154.9
昼間人口(人)	112,670	121,560	8,890	107.9
延床面積(m ²)	4,894,471	5,535,847	641,376	113.1
事業延床面積(m ²) ^{※7}	3,232,140	3,319,095	86,955	102.7
住宅延床面積(m ²) ^{※8}	899,749	1,316,636	416,886	146.3
建物階数(階) ^{※9}	7.61	8.87	1.27	116.7
道路幅員(m) ^{※10}	9.27	9.04	-0.23	97.6
緑被率(%)	19.94	22.54	2.61	113.1
表面温度ランク数値	5.09	5.35	0.26	-

〔表面温度ランク数値増減理由〕

・皇居周辺の緑地の表面温度ランクが低くなったが、平成15年度からの樹木が減少した範囲や地域中央を南北に走る日テレ通りに隣接する広い駐車場部分などの開発中の範囲で表面温度ランクが高くなったため、全体的な数値としては0.26の増加となった。

※1：グロス容積率は、建築延床面積÷地区全体の面積×100%

ネット容積率は、建築延床面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※2：グロス建ぺい率は、建築面積÷地区全体の面積×100%

ネット建ぺい率は、建築面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※3：夜間人口H15年・表面温度ランク数値H15年・昼間人口H17年以外は、H18年のデータを集計

※4：表面温度ランク数値R4年・緑被率H30年・昼間人口R2年以外はR3年のデータを使用

※5：H15年を100%としたときのR4年時点の値の割合。R4÷H15×100%

※6：H15年の夜間人口は、外国人を含んでいない

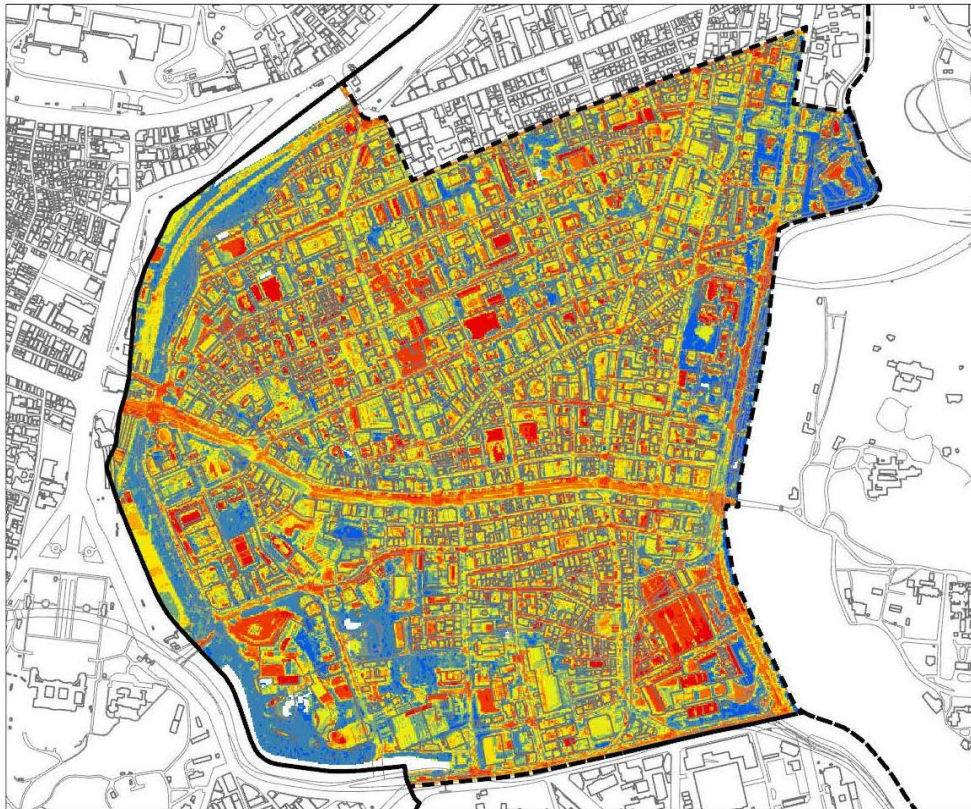
※7：事業延床面積は、事務所、商業、商住併用、宿泊・遊興、スポーツ施設の合計値

※8：住宅延床面積は、独立住宅、集合住宅の合計値

※9：建物階数は、延床面積÷建築面積で算出

※10：道路幅員は、道路面積÷道路延長で算出

①麹町・番町地域（熱分布画像）



令和4年度

令和4年7月24日（日）13:57~14:47 観測



平成15年度

平成15年8月23日（土）12:05~12:28 観測

※この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT利許第05-102号

②飯田橋・富士見地域

項目(令和3年)	数値	順位(8地域)
グロス容積率 ^{※1} (%)	290.5	7
ネット容積率 ^{※1} (%)	482.6	6
グロス建ぺい率 ^{※2} (%)	31.9	6
ネット建ぺい率 ^{※2} (%)	53.0	5
道路面積率(%)	23.7	6
緑被率(%)	18.73	4
建物階数(階)	9.11	3
道路幅員(m)	9.12	6

項目	H15 ^{※3}	R4 ^{※4}	増減	増減(%) ^{※5}
夜間人口 ^{※6} (人)	8,005	12,430	4,425	155.3
昼間人口(人)	98,227	99,905	1,678	101.7
延床面積(m ²)	3,239,124	3,692,344	453,220	114.0
事業延床面積(m ²) ^{※7}	1,936,820	1,900,301	-36,519	98.1
住宅延床面積(m ²) ^{※8}	565,576	963,566	397,990	170.4
建物階数(階) ^{※9}	7.77	9.11	1.34	117.3
道路幅員(m) ^{※10}	9.35	9.12	-0.23	97.5
緑被率(%)	15.91	18.73	2.82	117.7
表面温度ランク数値	4.91	4.99	0.08	-

〔表面温度ランク数値増減理由〕

・北西側の飯田橋駅(西口)周辺では、大規模な開発(飯田橋駅西口地区第一種市街地再初事業など)などにより公開空地の創出や敷地内の緑化、屋上の断熱化などのヒートアイランド対策により表面温度のランクが低くなったが、一方で首都高5号線沿いの建物の表面温度のランクが高くなったため、全体的な数値としては0.08の増加となった。

※1: グロス容積率は、建築延床面積÷地区全体の面積×100%

ネット容積率は、建築延床面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※2: グロス建ぺい率は、建築面積÷地区全体の面積×100%

ネット建ぺい率は、建築面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※3: 夜間人口H15年・表面温度ランク数値H15年・昼間人口H17年以外は、H18年のデータを集計

※4: 表面温度ランク数値R4年・緑被率H30年・昼間人口R2年以外はR3年のデータを使用

※5: H15年を100%としたときのR4年時点の値の割合。R4÷H15×100%

※6: H15年の夜間人口は、外国人を含んでいない

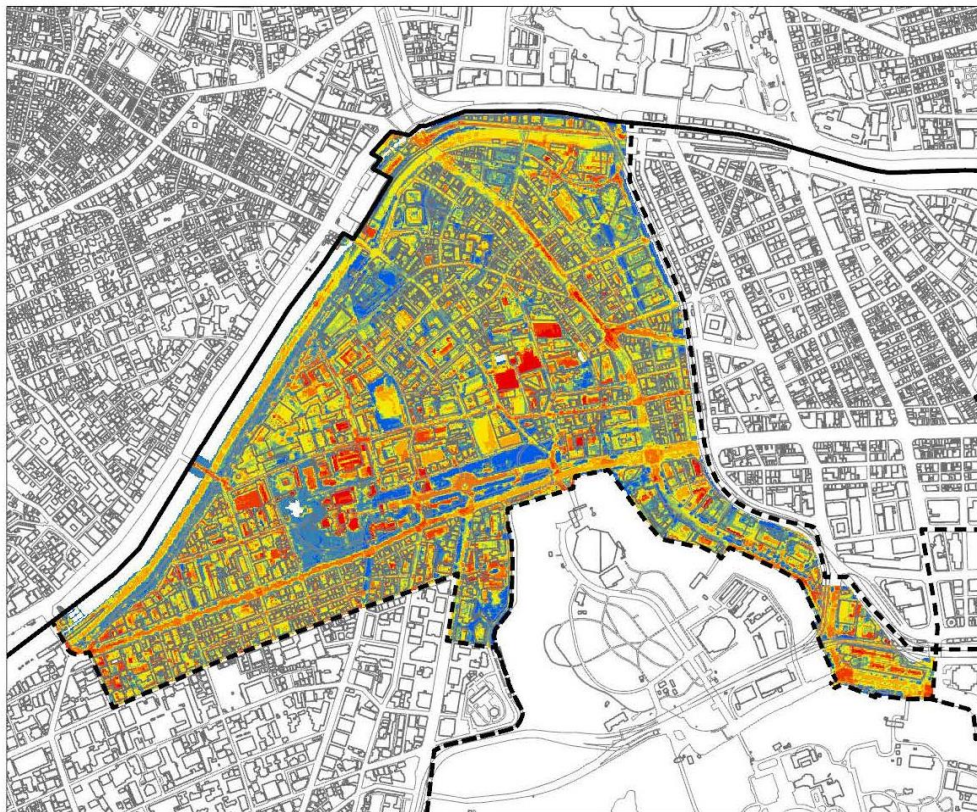
※7: 事業延床面積は、事務所、商業、商住併用、宿泊・遊興、スポーツ施設の合計値

※8: 住宅延床面積は、独立住宅、集合住宅の合計値

※9: 建物階数は、延床面積÷建築面積で算出

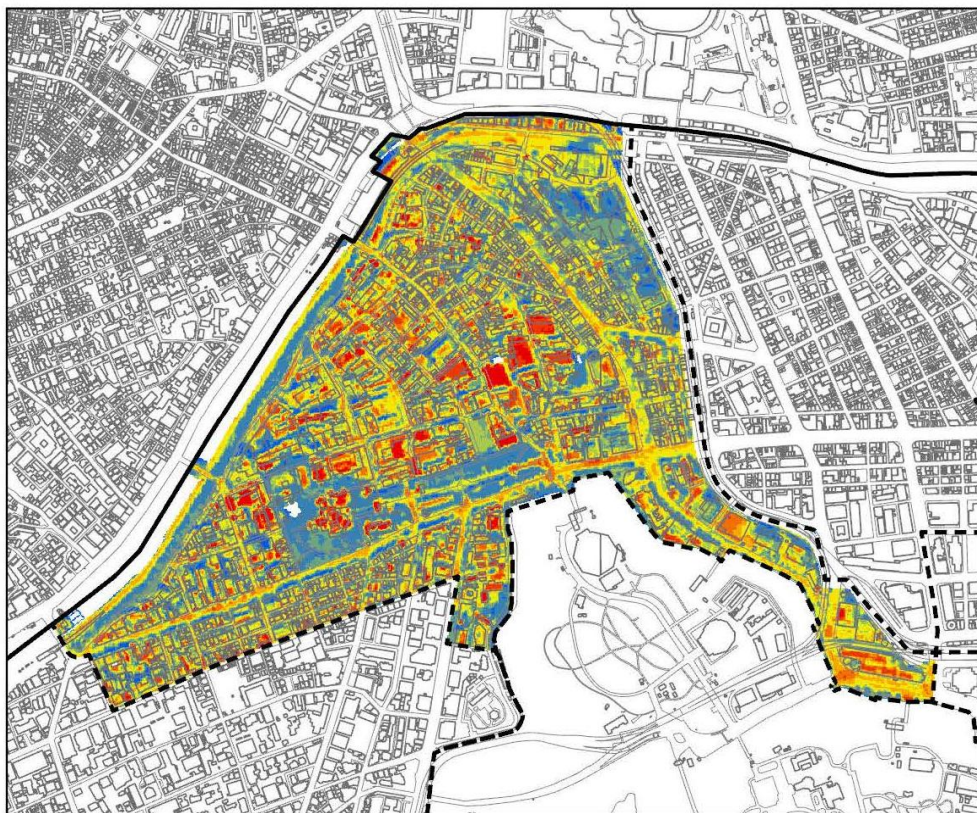
※10: 道路幅員は、道路面積÷道路延長で算出

②飯田橋・富士見地域（熱分布画像）



令和4年度

令和4年7月24日（日）13:57～14:47 観測



平成15年度

平成15年8月23日（土）12:05～12:28 観測

※この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT利許第05-102号

③神保町地域

項目(令和3年)	数値	順位 (8地域)
グロス容積率 ^{※1} (%)	350.1	3
ネット容積率 ^{※1} (%)	591.6	5
グロス建ぺい率 ^{※2} (%)	40.2	2
ネット建ぺい率 ^{※2} (%)	67.9	4
道路面積率(%)	31.9	4
緑被率(%)	8.14	5
建物階数(階)	8.72	5
道路幅員(m)	9.60	4

項目	H15 ^{※3}	R4 ^{※4}	増減	増減(%) ^{※5}
夜間人口 ^{※6} (人)	5,338	7,194	1,856	134.8
昼間人口(人)	116,365	95,231	-21,134	81.8
延床面積(m ²)	2,931,426	3,160,708	229,282	107.8
事業延床面積(m ²) ^{※7}	1,669,391	1,749,554	80,163	104.8
住宅延床面積(m ²) ^{※8}	304,740	404,518	99,778	132.7
建物階数(階) ^{※9}	7.97	8.72	0.74	109.3
道路幅員(m) ^{※10}	9.61	9.60	-0.01	99.9
緑被率(%)	5.04	8.14	3.10	161.4
表面温度ランク数値	4.99	4.97	-0.02	-

〔表面温度ランク数値増減理由〕

・北東側の明治通りよりも西側のエリアは建物の建替えなどを推進したため、敷地内の緑化や屋上の断熱化などのヒートアイランド対策により表面温度のランクが低くなった。一方で道路部分などの表面温度ランクが高くなったが、全体的な数値としては0.02の減少となった。

※1：グロス容積率は、建築延床面積÷地区全体の面積×100%

ネット容積率は、建築延床面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※2：グロス建ぺい率は、建築面積÷地区全体の面積×100%

ネット建ぺい率は、建築面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※3：夜間人口H15年・表面温度ランク数値H15年・昼間人口H17年以外は、H18年のデータを集計

※4：表面温度ランク数値R4年・緑被率H30年・昼間人口R2年以外はR3年のデータを使用

※5：H15年を100%としたときのR4年時点の値の割合。R4÷H15×100%

※6：H15年の夜間人口は、外国人を含んでいない

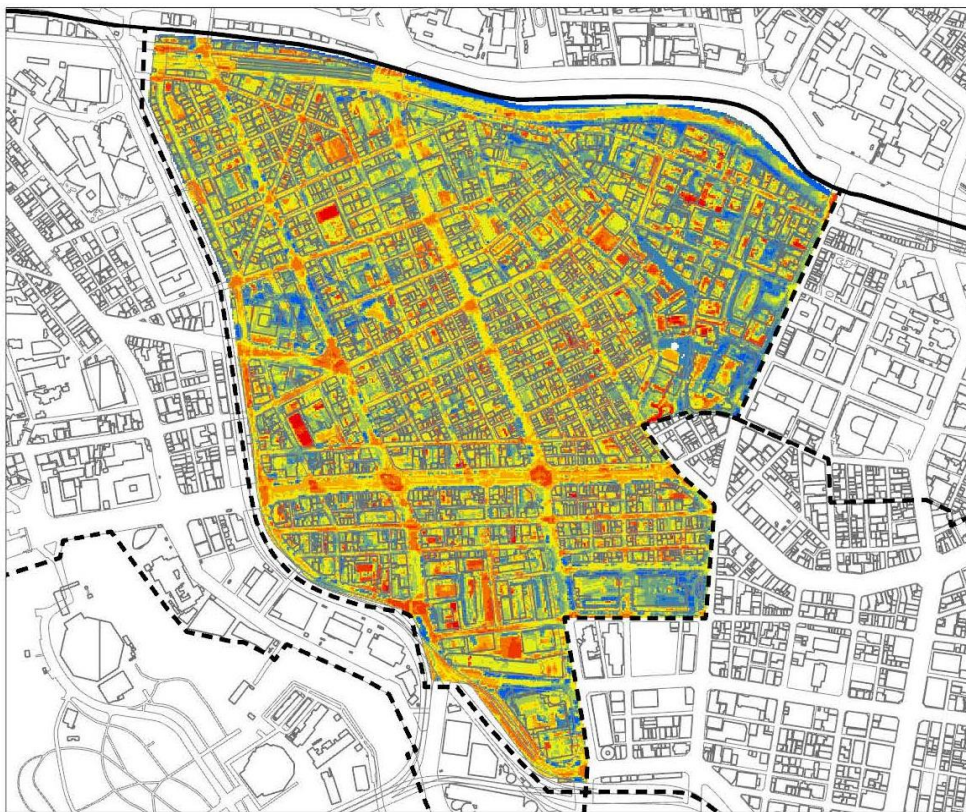
※7：事業延床面積は、事務所、商業、商住併用、宿泊・遊興、スポーツ施設の合計値

※8：住宅延床面積は、独立住宅、集合住宅の合計値

※9：建物階数は、延床面積÷建築面積で算出

※10：道路幅員は、道路面積÷道路延長で算出

③神保町地域（熱分布画像）



令和4年7月24日（日）13:57～14:47 観測

令和4年度



平成15年8月23日（土）12:05～12:28 観測

平成15年度

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-102 号

④神田公園地域

項目(令和3年)	数値	順位 (8地域)
グロス容積率 ^{※1} (%)	343.3	4
ネット容積率 ^{※1} (%)	622.9	3
グロス建ぺい率 ^{※2} (%)	41.9	1
ネット建ぺい率 ^{※2} (%)	75.9	1
道路面積率(%)	39.5	1
緑被率(%)	4.18	7
建物階数(階)	8.20	6
道路幅員(m)	9.67	3

項目	H15 ^{※3}	R4 ^{※4}	増減	増減(%) ^{※5}
夜間人口 ^{※6} (人)	3,395	6,221	2,826	183.2
昼間人口(人)	77,005	71,472	-5,533	92.8
延床面積(m ²)	2,026,916	2,245,979	219,063	110.8
事業延床面積(m ²) ^{※7}	1,748,596	1,911,722	163,126	109.3
住宅延床面積(m ²) ^{※8}	115,279	235,432	120,154	204.2
建物階数(階) ^{※9}	7.19	8.20	1.01	114.0
道路幅員(m) ^{※10}	9.61	9.67	0.06	100.6
緑被率(%)	3.08	4.18	1.10	135.8
表面温度ランク数値	5.59	5.35	-0.24	-

〔表面温度ランク数値増減理由〕

・地域の中央付近を東西に走る警察通りを中心に大規模建物の建替えにより公開空地の創出や敷地内の緑化、屋上の断熱化などのヒートアイランド対策により表面温度のランクが低くなり、それ以外の場所でも建物の建替えなどにより敷地内の表面温度ランクが低くなった箇所が多かった。一方で道路部分の表面温度ランクは高くなったが、全体的な数値としては0.24の減少となった。

※1：グロス容積率は、建築延床面積÷地区全体の面積×100%

ネット容積率は、建築延床面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※2：グロス建ぺい率は、建築面積÷地区全体の面積×100%

ネット建ぺい率は、建築面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※3：夜間人口H15年・表面温度ランク数値H15年・昼間人口H17年以外は、H18年のデータを集計

※4：表面温度ランク数値R4年・緑被率H30年・昼間人口R2年以外はR3年のデータを使用

※5：H15年を100%としたときのR4年時点の値の割合。R4÷H15×100%

※6：H15年の夜間人口は、外国人を含んでいない

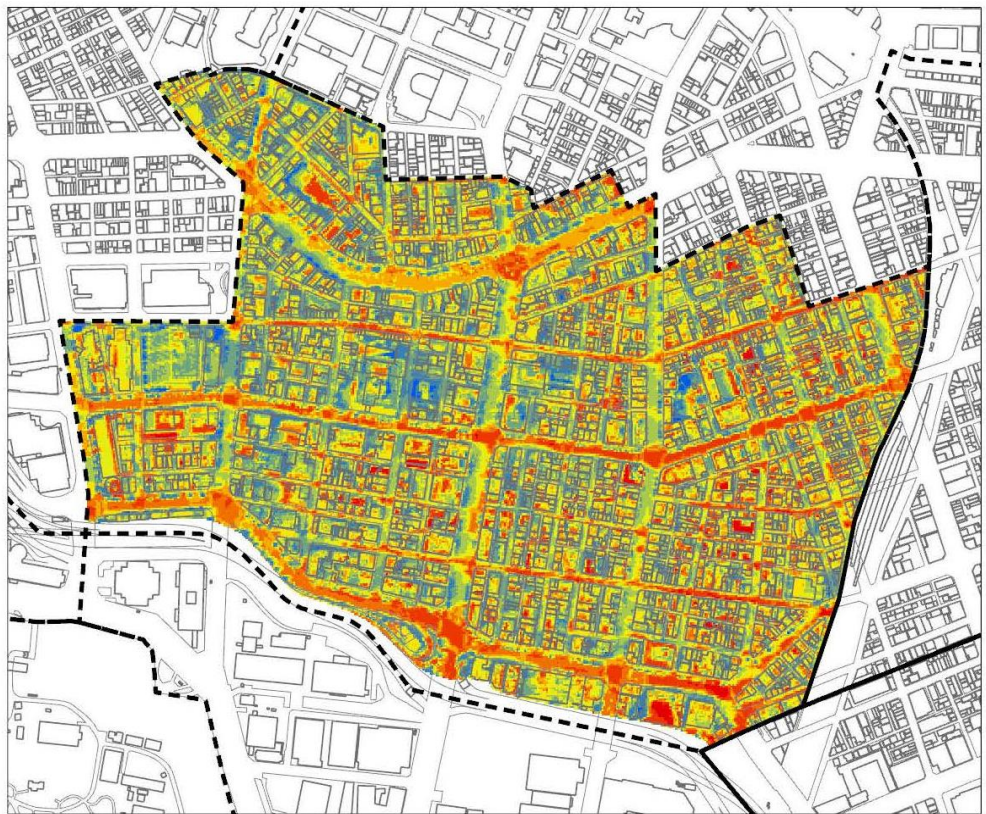
※7：事業延床面積は、事務所、商業、商住併用、宿泊・遊興、スポーツ施設の合計値

※8：住宅延床面積は、独立住宅、集合住宅の合計値

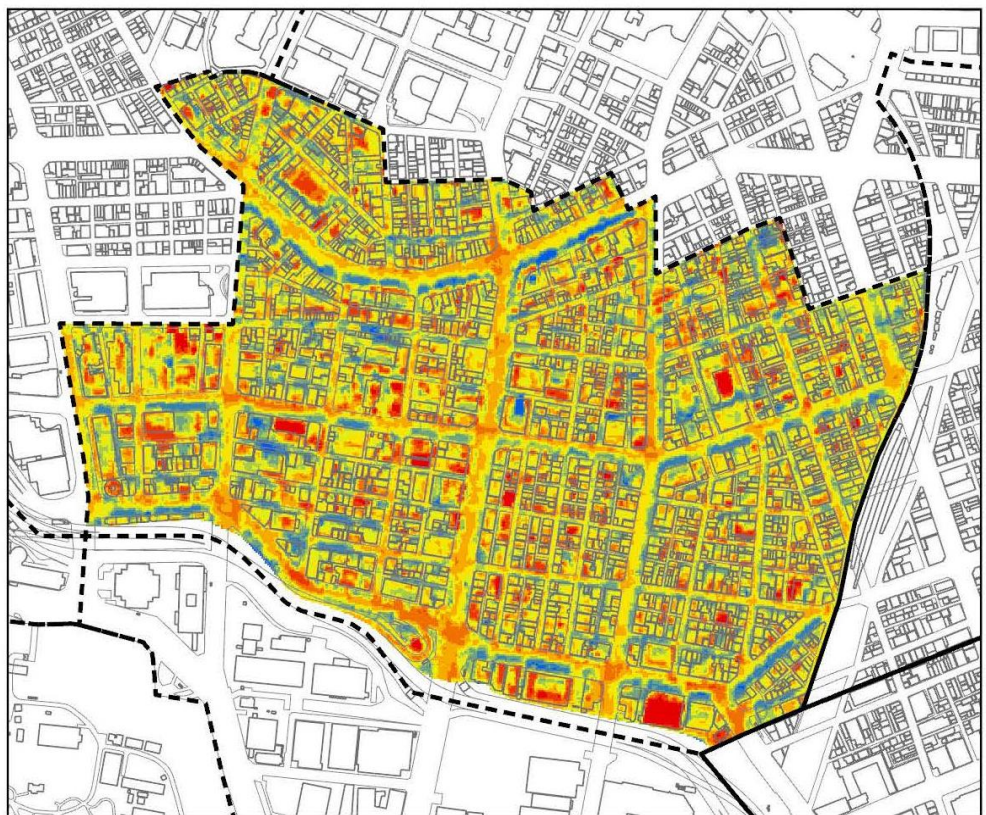
※9：建物階数は、延床面積÷建築面積で算出

※10：道路幅員は、道路面積÷道路延長で算出

④神田公園地域（熱分布画像）



令和4年7月24日（日）13:57～14:47 観測



平成15年8月23日（土）12:05～12:28 観測

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 05-102 号

⑤万世橋地域

項目(令和3年)	数値	順位 (8地域)
グロス容積率 ^{※1} (%)	368.8	2
ネット容積率 ^{※1} (%)	652.4	2
グロス建ぺい率 ^{※2} (%)	38.7	3
ネット建ぺい率 ^{※2} (%)	68.5	3
道路面積率(%)	35.8	2
緑被率(%)	7.33	6
建物階数(階)	9.53	2
道路幅員(m)	10.20	2

項目	H15 ^{※3}	R4 ^{※4}	増減	増減(%) ^{※5}
夜間人口 ^{※6} (人)	3,894	6,716	2,822	172.5
昼間人口(人)	54,801	74,332	19,531	135.6
延床面積(m ²)	1,947,006	2,440,265	493,259	125.3
事業延床面積(m ²) ^{※7}	1,600,306	2,001,387	401,081	125.1
住宅延床面積(m ²) ^{※8}	155,052	271,511	116,459	175.1
建物階数(階) ^{※9}	7.36	9.53	2.17	129.6
道路幅員(m) ^{※10}	9.96	10.20	0.24	102.4
緑被率(%)	5.25	7.33	2.08	139.6
表面温度ランク数値	5.14	5.24	0.1	-

〔表面温度ランク数値増減理由〕

・南西のエリアは、大規模な開発（淡路町二丁目西部地区第一種市街地再初事業など）などにより公開空地の創出や敷地内の緑化、屋上の断熱化などのヒートアイランド対策により表面温度のランクが低くなったが、一方で秋葉原駅周辺の北東エリアは道路部分の表面温度のランクが高くなったため、全体的な数値としては0.1の増加となった。

※1：グロス容積率は、建築延床面積÷地区全体の面積×100%

ネット容積率は、建築延床面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※2：グロス建ぺい率は、建築面積÷地区全体の面積×100%

ネット建ぺい率は、建築面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※3：夜間人口H15年・表面温度ランク数値H15年・昼間人口H17年以外は、H18年のデータを集計

※4：表面温度ランク数値R4年・緑被率H30年・昼間人口R2年以外はR3年のデータを使用

※5：H15年を100%としたときのR4年時点の値の割合。R4÷H15×100%

※6：H15年の夜間人口は、外国人を含んでいない

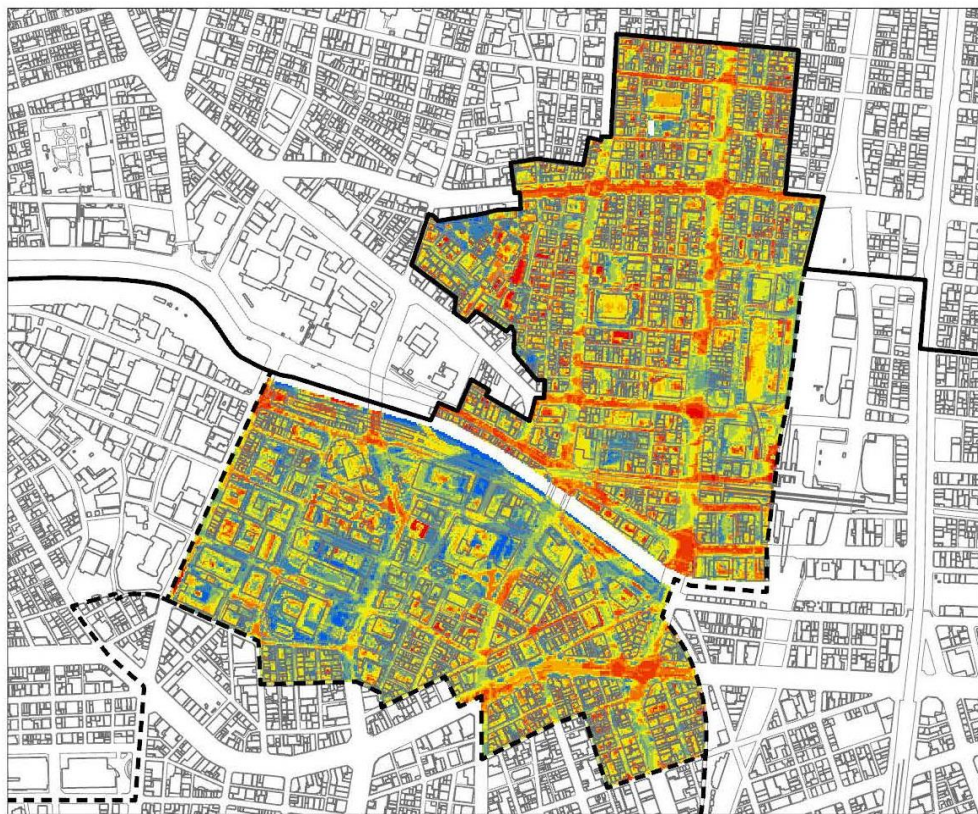
※7：事業延床面積は、事務所、商業、商住併用、宿泊・遊興、スポーツ施設の合計値

※8：住宅延床面積は、独立住宅、集合住宅の合計値

※9：建物階数は、延床面積÷建築面積で算出

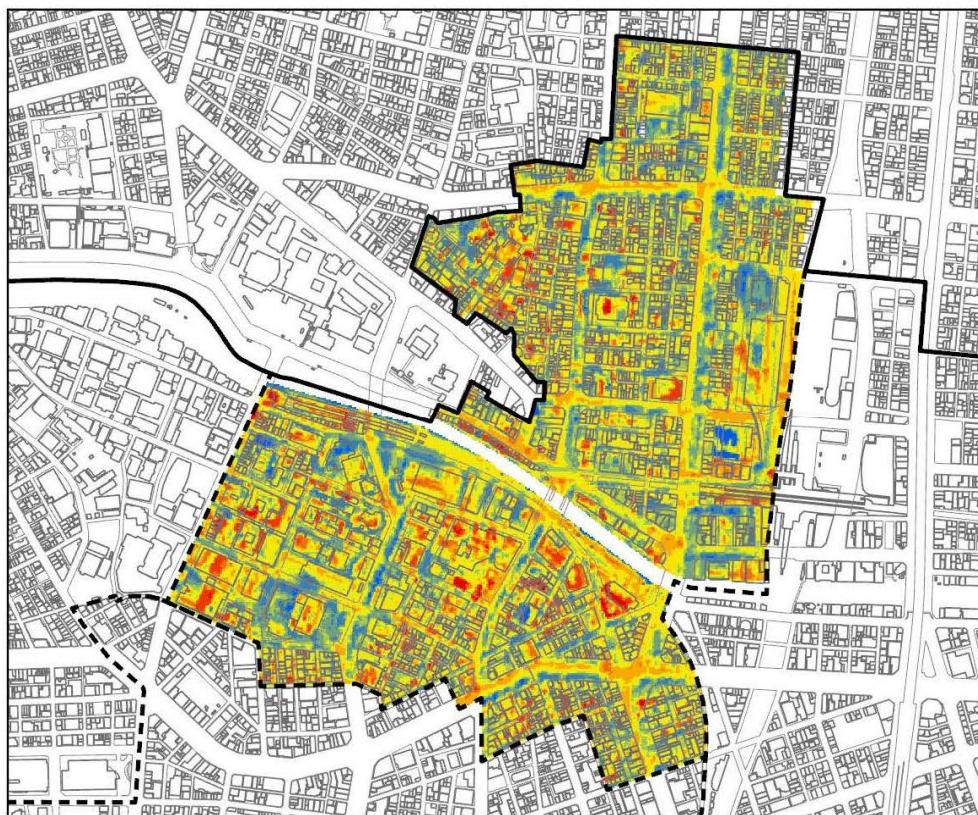
※10：道路幅員は、道路面積÷道路延長で算出

⑤万世橋地域（熱分布画像）



令和4年度

令和4年7月24日（日）13:57～14:47 観測



平成15年度

平成15年8月23日（土）12:05～12:28 観測

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 05-102 号

⑥和泉橋地域

項目(令和3年)	数値	順位 (8地域)
グロス容積率 ^{※1} (%)	303.0	6
ネット容積率 ^{※1} (%)	596.6	4
グロス建ぺい率 ^{※2} (%)	38.3	4
ネット建ぺい率 ^{※2} (%)	75.4	2
道路面積率(%)	35.0	3
緑被率(%)	3.81	8
建物階数(階)	7.92	7
道路幅員(m)	9.07	7

項目	H15 ^{※3}	R4 ^{※4}	増減	増減(%) ^{※5}
夜間人口 ^{※6} (人)	5,481	13,490	8,009	246.1
昼間人口(人)	89,816	81,606	-8,210	90.9
延床面積(m ²)	2,221,743	2,774,496	552,753	124.9
事業延床面積(m ²) ^{※7}	1,885,302	2,037,921	152,618	108.1
住宅延床面積(m ²) ^{※8}	204,640	570,094	365,454	278.6
建物階数(階) ^{※9}	6.42	7.92	1.50	123.4
道路幅員(m) ^{※10}	9.01	9.07	0.06	100.7
緑被率(%)	2.15	3.81	1.65	176.9
表面温度ランク数値	5.22	5.54	0.32	-

〔表面温度ランク数値増減理由〕

・北側の大規模な開発（神田練堀町地区第一種市街地再開発事業）や北東側の和泉公園周辺の大規模建物建替えにより、公開空地の創出や敷地内の緑化、屋上の断熱化などのヒートアイランド対策により表面温度のランクが低くなったが、一方で全体的に道路部分の表面温度のランクが高くなった影響により、数値としては0.32の増加となった。

※1：グロス容積率は、建築延床面積÷地区全体の面積×100%

ネット容積率は、建築延床面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※2：グロス建ぺい率は、建築面積÷地区全体の面積×100%

ネット建ぺい率は、建築面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※3：夜間人口H15年・表面温度ランク数値H15年・昼間人口H17年以外は、H18年のデータを集計

※4：表面温度ランク数値R4年・緑被率H30年・昼間人口R2年以外はR3年のデータを使用

※5：H15年を100%としたときのR4年時点の値の割合。R4÷H15×100%

※6：H15年の夜間人口は、外国人を含んでいない

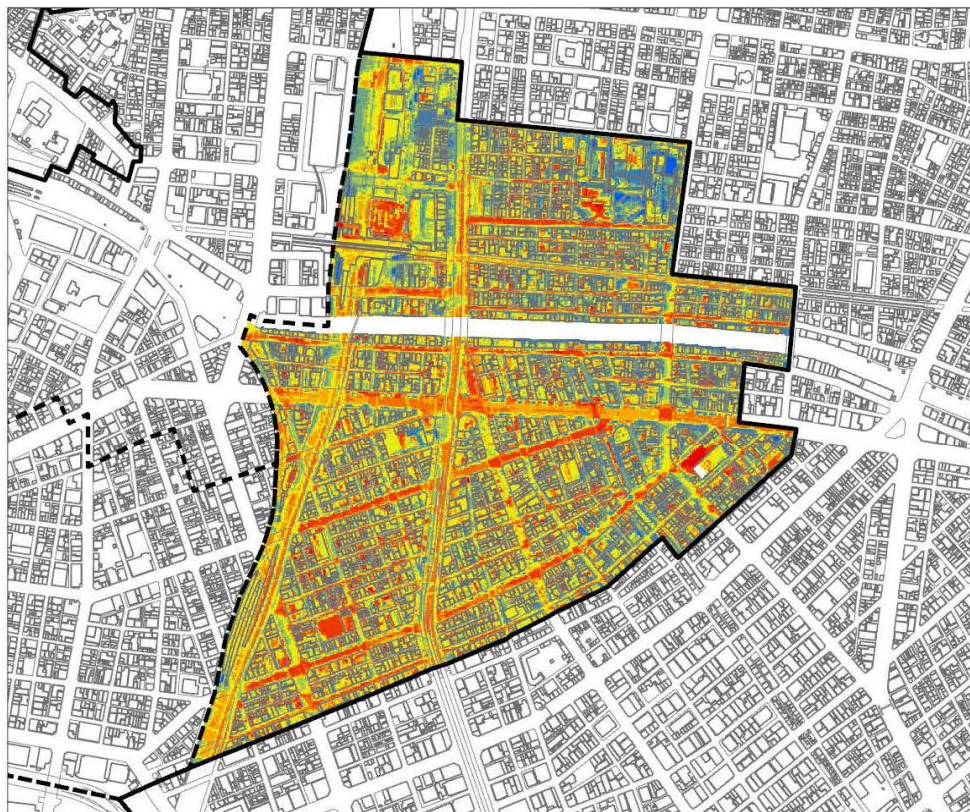
※7：事業延床面積は、事務所、商業、商住併用、宿泊・遊興、スポーツ施設の合計値

※8：住宅延床面積は、独立住宅、集合住宅の合計値

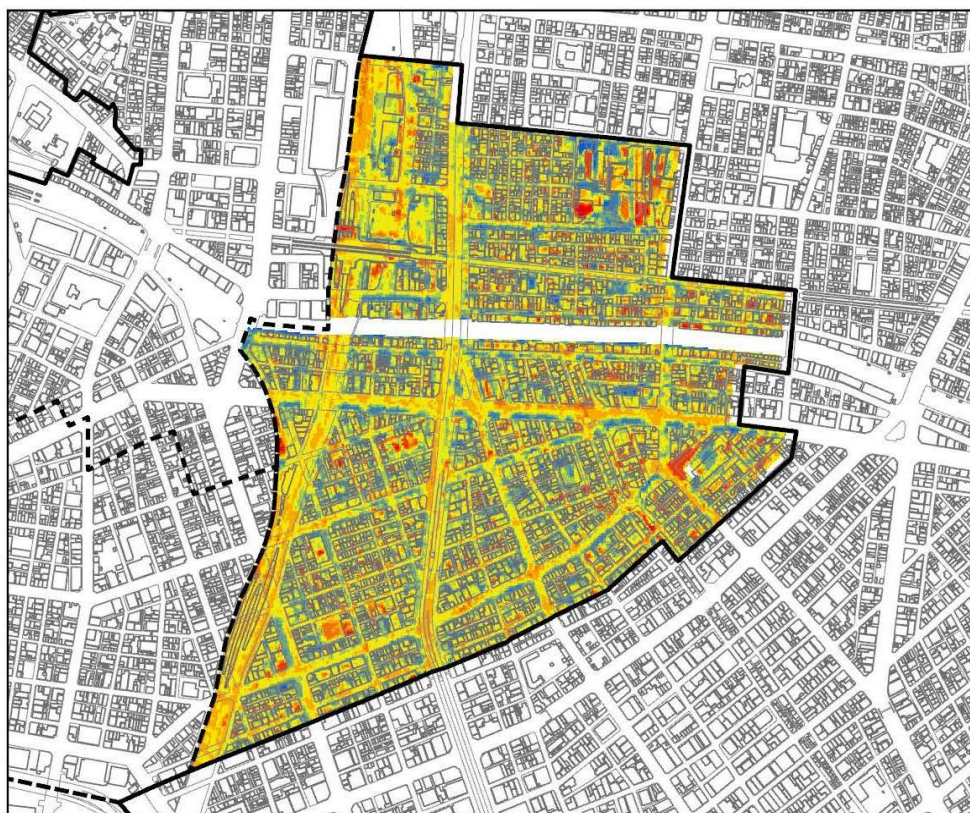
※9：建物階数は、延床面積÷建築面積で算出

※10：道路幅員は、道路面積÷道路延長で算出

⑥和泉橋地域（熱分布画像）



令和4年7月24日（日）13:57～14:47 観測



平成15年8月23日（土）12:05～12:28 観測

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 05-102 号

⑦大手町・丸の内・有楽町・永田町地域

項目(令和3年)	数値	順位 (8地域)
グロス容積率 ^{※1} (%)	400.1	1
ネット容積率 ^{※1} (%)	771.2	1
グロス建ぺい率 ^{※2} (%)	25.9	7
ネット建ぺい率 ^{※2} (%)	49.8	7
道路面積率(%)	29.0	5
緑被率(%)	23.92	2
建物階数(階)	15.48	1
道路幅員(m)	20.79	1

項目	H15 ^{※3}	R4 ^{※4}	増減	増減(%) ^{※5}
夜間人口 ^{※6} (人)	403	580	177	143.9
昼間人口(人)	302,243	357,585	55,342	118.3
延床面積(m ²)	10,475,556	13,266,682	2,791,126	126.6
事業延床面積(m ²) ^{※7}	7,523,517	10,385,752	2,862,234	138.0
住宅延床面積(m ²) ^{※8}	20,863	36,490	15,627	174.9
建物階数(階) ^{※9}	12.25	15.48	3.23	126.4
道路幅員(m) ^{※10}	21.24	20.79	-0.45	97.9
緑被率(%)	19.67	23.92	4.25	121.6
表面温度ランク数値	5.47	4.94	-0.53	-

〔表面温度ランク数値増減理由〕

・東側の東京駅周辺は、大規模な開発（大手町都市再生特別地区など）や大規模建物の建替えにより、公開空地の創出や敷地内の緑化、屋上の断熱化などのヒートアイランド対策により表面温度のランクが低くなった。一方で道路部分の表面温度ランクは高くなる箇所はあったが、全体的な数値としては0.53の減少となった。

※1：グロス容積率は、建築延床面積÷地区全体の面積×100%

ネット容積率は、建築延床面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※2：グロス建ぺい率は、建築面積÷地区全体の面積×100%

ネット建ぺい率は、建築面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※3：夜間人口H15年・表面温度ランク数値H15年・昼間人口H17年以外は、H18年のデータを集計

※4：表面温度ランク数値R4年・緑被率H30年・昼間人口R2年以外はR3年のデータを使用

※5：H15年を100%としたときのR4年時点の値の割合。R4÷H15×100%

※6：H15年の夜間人口は、外国人を含んでいない

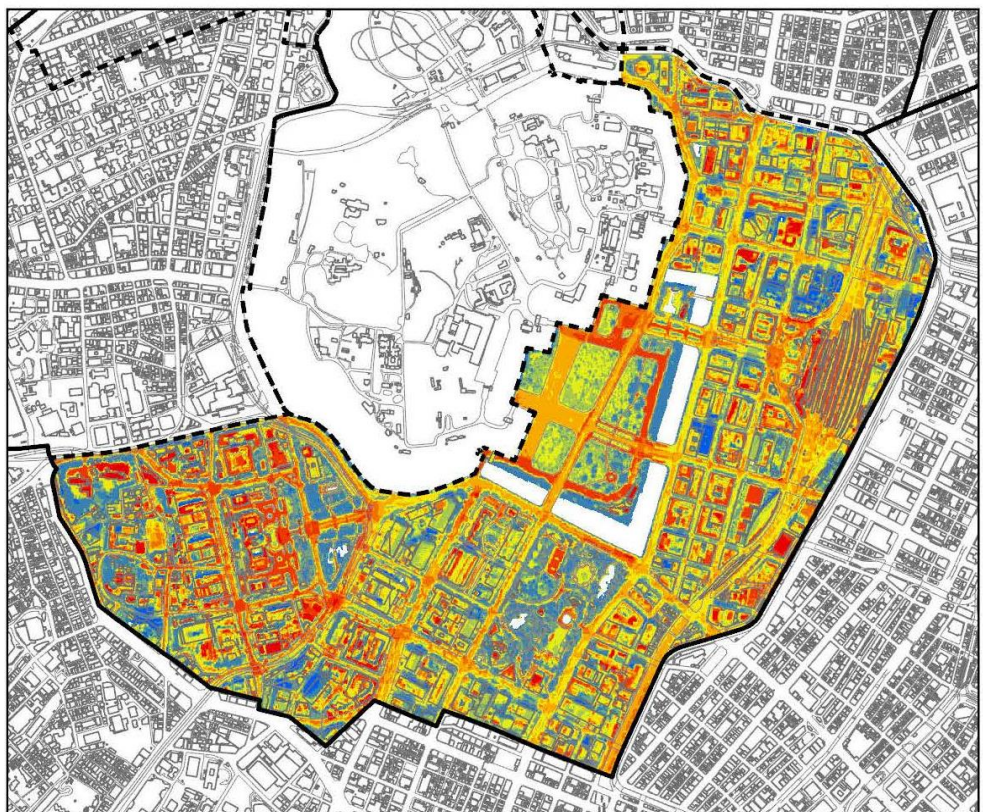
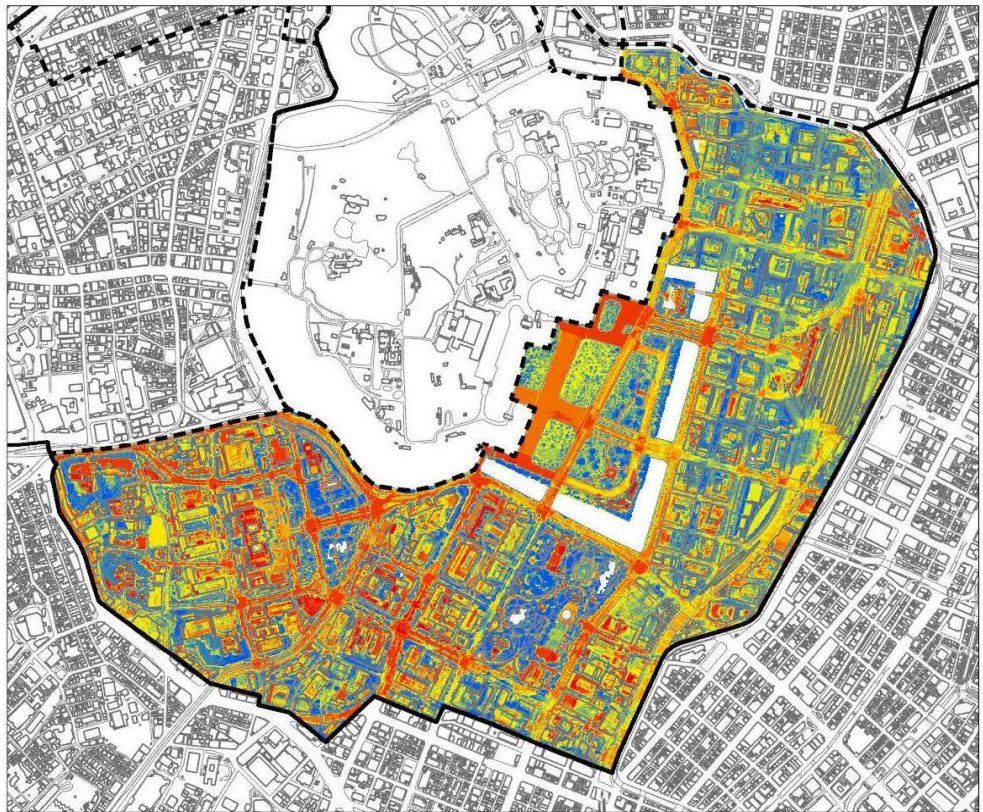
※7：事業延床面積は、事務所、商業、商住併用、宿泊・遊興、スポーツ施設の合計値

※8：住宅延床面積は、独立住宅、集合住宅の合計値

※9：建物階数は、延床面積÷建築面積で算出

※10：道路幅員は、道路面積÷道路延長で算出

⑦大手町・丸の内・有楽町・永田町地域（熱分布画像）



※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-102 号

⑧皇居周辺地域

項目(令和3年)	数値	順位 (8地域)
グロス容積率 ^{※1} (%)	8.8	8
ネット容積率 ^{※1} (%)	13.7	8
グロス建ぺい率 ^{※2} (%)	2.3	8
ネット建ぺい率 ^{※2} (%)	3.6	8
道路面積率(%)	4.2	8
緑被率(%)	58.27	1
建物階数(階)	3.83	8
道路幅員(m)	9.19	5

項目	H15 ^{※3}	R4 ^{※4}	増減	増減(%) ^{※5}
夜間人口 ^{※6} (人)	704	732	28	104.0
昼間人口(人)	2,249	2,088	-161	92.8
延床面積(m ²)	280,367	165,921	-114,446	59.2
事業延床面積(m ²) ^{※7}	877	850	-27	96.9
住宅延床面積(m ²) ^{※8}	19,760	30,644	10,885	155.1
建物階数(階) ^{※9}	2.43	3.83	1.40	157.7
道路幅員(m) ^{※10}	9.89	9.19	-0.70	92.9
緑被率(%)	55.49	58.27	2.78	105.0
表面温度ランク数値	3.57	3.15	-0.42	-

〔表面温度ランク数値増減理由〕

・皇居周辺地域の表面温度ランクの数値が0.42減少した理由は、緑地部分の表面温度ランクが影響している。平成15年度では緑地部分の表面温度ランクが2であるのに対して、令和4年度は表面温度ランクが1となった影響により、全体的な数値としては0.42の減少となった。

※1：グロス容積率は、建築延床面積÷地区全体の面積×100%

ネット容積率は、建築延床面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※2：グロス建ぺい率は、建築面積÷地区全体の面積×100%

ネット建ぺい率は、建築面積÷地区全体の建物敷地面積(道路・鉄道等建物以外の項目を除く)×100%

※3：夜間人口H15年・表面温度ランク数値H15年・昼間人口H17年以外は、H18年のデータを集計

※4：表面温度ランク数値R4年・緑被率H30年・昼間人口R2年以外はR3年のデータを使用

※5：H15年を100%としたときのR4年時点の値の割合。R4÷H15×100%

※6：H15年の夜間人口は、外国人を含んでいない

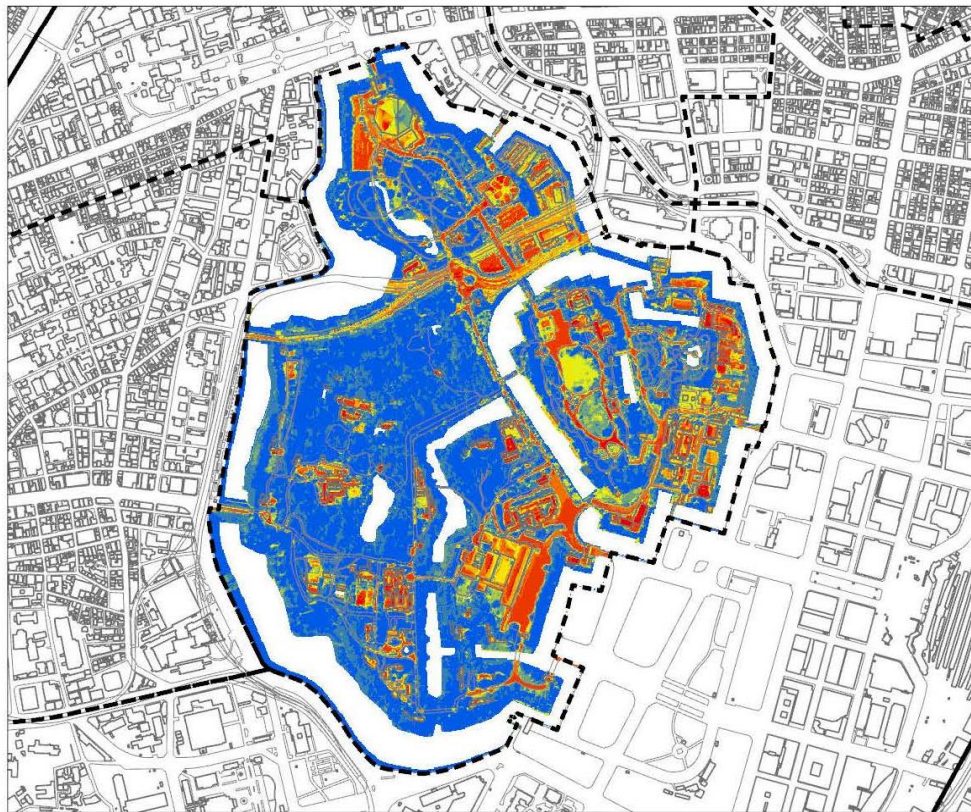
※7：事業延床面積は、事務所、商業、商住併用、宿泊・遊興、スポーツ施設の合計値

※8：住宅延床面積は、独立住宅、集合住宅の合計値

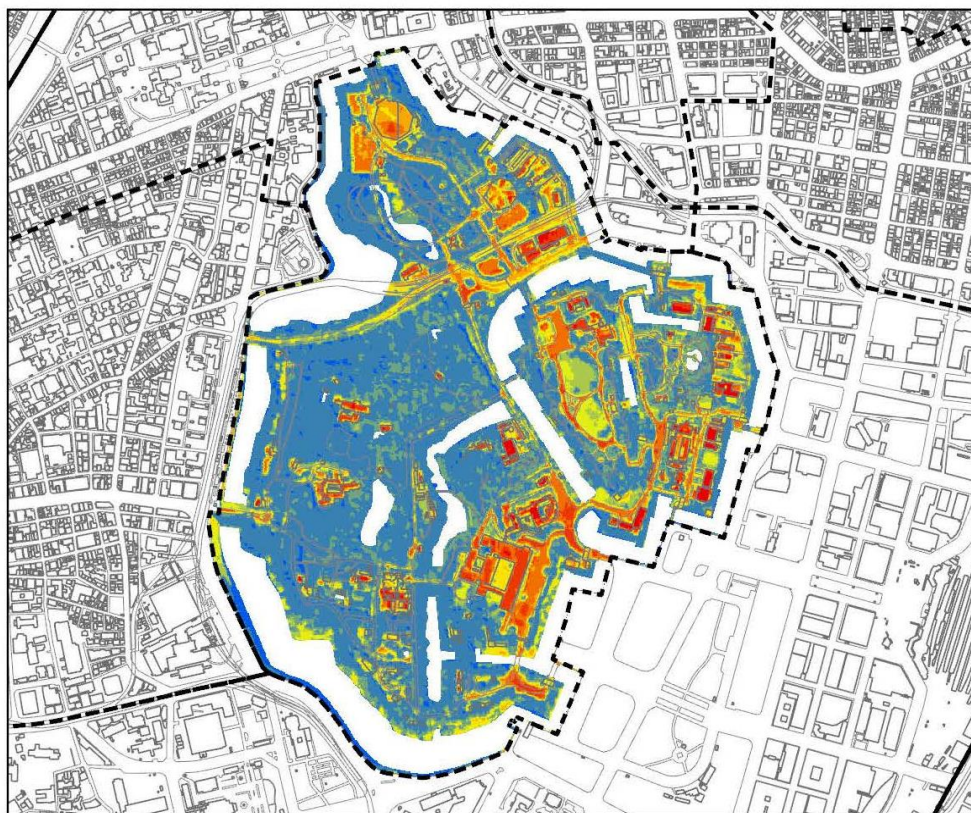
※9：建物階数は、延床面積÷建築面積で算出

※10：道路幅員は、道路面積÷道路延長で算出

⑧皇居周辺地域（熱分布画像）



令和4年7月24日（日）13:57～14:47 観測



平成15年8月23日（土）12:05～12:28 観測

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 05・102 号

7 用語解説

【数字・資料アルファベット・記号】

■3D都市モデル（PLATEAU）（p.11）

PLATEAU（プラトー）。国土交通省が主導する3D都市モデル整備・活用・オープンデータ化プロジェクト。都市活動のプラットフォームデータとして3D都市モデルを整備し、様々な領域でユースケースを開発。

■PDCAサイクル（p.47）

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をつなげたもので、業務改善に関する流れを示している。この4つのステップを繰り返し実行することで、施策実行の継続的な品質改善に寄与すると考えられている。

■RE100（p.6）

企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加している。

■SDGs（p.6、p.6）

SDGs（Sustainable Development Goals）は2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。

■WBGT（p.3、p.4、p.6、p.10、p.11）

WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature＝暑さ指数

熱中症を予防することを目的とした人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標。

【あ行】

■アオコ（p.24、p.27）

水中の植物プランクトンが大量に増殖したもので、池や湖沼の水面が緑色に見える現象。アオコをつくるのは、植物プランクトンのうちラン藻又はシアノバクテリアと呼ばれる一群。

■安全・安心メール（p.8）

地震・気象等に関する災害情報、不審者等の子どもの安全に関する情報等を電子メールでお知らせする区のメール配信サービス。

■ウォークブル（p.16）

居心地のよい、人中心の空間をつくり、まちに出かけたくなる、歩きたくなるまちのようす。

■打ち水（p.6、p.8、p.9、p.12、p.14、p.15、p.17、p.18、p.19、p.43、p.52、p.53）

夏の暑さを和らげ土埃を抑えるなどの効果を期待し、地面に水を撒く日本古来の風習。

■エリアマネジメント (p.11、p.43)

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組み。

■オープンスペース (p.31、p.37)

- ・都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間。

【か行】

■風の道 (p.20)

都市環境の改善に資する風の流れを導く考え方。都市において風の道となる空間は、連続したオープンスペース（開放的な空間）や河川、緑地、街路、建物の際間空間の連なりなどがある。

■緩和策・適応策 (p.6、p.11、p.12、p.14、p.21、p.22、p.53)

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和策（mitigation）」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する（または温暖化の好影響を増長させる）「適応策（adaptation）」とに大別できる。

■空地 (p.8、p.9、p.25、p.31、p.34、p.37、p.52)

敷地のうち建物が建っていない部分。

■グリーンインフラ (p.22)

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組みである。

■クーリングシェルター (p.6)

高温時に、暑さを避けるための施設で、熱中症対策を目的として各地に設置されている。

■クールスポット (p.6、p.14、p.17、p.19)

樹林、水辺、公園など、周辺より涼しく過ごせる空間や場所のこと。

■高効率設備機器 (p.14、p.16)

冷暖房機器、電化製品、調理器具など、エネルギーを使用する設備のうち、小さなエネルギーで大きな効果を発揮する高効率のもの。

■高反射率塗料 (p.8、p.14)

屋上・壁面に蓄熱を抑制する塗料。

■高齢者への熱中症予防訪問（p.16、p.18）

熱中症のリスクが高い高齢者のお宅を戸別訪問し、保健師や看護師、出張所の職員等が、熱中症の予防法や対処法をアドバイスします。

【さ行】

■遮熱性塗料（p.8）

太陽光を反射する効果のある塗料。

■遮熱性舗装（p.9、p.10、p.11、p.14、p.17、p.18、p.19、p.25、p.28、p.31、p.34、p.37、p.40、p.43、p.52、p.53、p.55）

路面温度の上昇につながる赤外線を効率よく反射することで、路面温度の上昇を抑制する舗装。通常の舗装と比較して、路面温度を最大で約 10℃下げることができる。

（出典：国土交通省 HP）

■人工排熱（p.2、p.9、p.12、p.14、p.16、p.17、p.18、p.21、p.52、p.53）

都市の多様な産業活動や社会活動など、人間の活動に伴って排出される熱。

■創エネルギー設備（p.8）

太陽光発電、バイオマス発電など、発電所やガス会社に頼らず自らエネルギーを作り出す設備。

【た行】

■大規模開発（p.11、p.22、p.23、p.26、p.28、p.29、p.32、p.34、p.35、p.37、p.38、p.41、p.43）

住居、商業施設、公共施設などを一体に開発するもの。新規開発と再開発に分けられる。

■地表面温度（p.6、p.10、p.24、p.27、p.31、p.34、p.39、p.55）

地面、建物など地物の表面温度。太陽の高度や方位の他、表面の材質や条件の違いによって変化する。

■地表面被覆（p.2、p.21）

地表を覆う物質のこと。植物、水、土、人工建造物など。

■千代田区環境マネジメントシステム（CES）（p.9、p.52）

千代田区が平成 15 年 8 月から推進してきた環境マネジメントシステム「ISO14001」に代わり、平成 21 年 4 月から導入された仕組み。CES とは、国際規格である ISO14001 をもとに千代田区が独自に構築した、環境配慮行動を促進するための仕組みである。

■千代田区都市計画マスタープラン（p.22）

「都市計画に関する基本的な方針」として、まちの将来像や目指すべき方向性、まちづくりの方針や取り組みについての考え方を示したもの。令和 3 年 5 月に改定した。

■都市形態 (p.2、p.9、p.21、p.52)

都市が形成されている地形的条件や建設されている建築物の大きさや形、敷地形状街路のパターン等に加え、物理的にとらえたときの都市の形のこと。

■都市計画制度 (p.11、p.22)

まちづくりのルールを定めたものであり、地方公共団体が地域の実情において様々なメニューの中から都市計画を指定するもの。

■都市マネジメント (p.11、p.22)

インフラ整備、土地利用のコントロール等を通じて、都市の姿形を整えること。

■ドライ型ミスト (p.8、p.10、p.11、p.14、p.15、p.17、p.18、p.19、p.25、p.28、p.53)

水を微細な霧状にして噴射し、気化熱によって周囲の冷却を行う装置のこと。

【な行】

■日射調整フィルム (p.8、p.14)

主に窓ガラスに貼ることにより、日射をカットするフィルムで室内温度の上昇を防ぐ。

■熱帯夜 (p.3、p.4、p.12)

夜間の最低気温が25℃以上になる夜のこと。

■熱中症 (p.3、p.4、p.6、p.8、p.9、p.10、p.12、p.14、p.16、p.21、p.37、p.43、p.52、p.53)

体温が上がリ、体内の水分や塩分のバランスが崩れる、体温の調節機能が働かなくなる、体温の上昇やめまい、けいれん、頭痛などのさまざまな症状を起こす病気のこと。(出典：みんなの医療ガイド)

■熱中症警戒アラート (p.8)

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとるよう促すための情報。環境省と気象庁が、令和3年4月下旬から全国を対象に運用を開始した。

■熱分布 (p.6、p.10、p.24、p.27、p.30、p.33、p.36、p.39、p.42、p.45、p.54、p.55、p.57、p.59、p.61、p.63、p.65、p.67、p.69、p.71)

地面、建物など地物の表面温度。太陽の高度や方位の他、表面の材質や条件の違いによって変化する。

■延床面積 (p.23、p.24、p.25、p.26、p.27、p.30、p.32、p.33、p.34、p.38、p.39、p.40)

建築物のすべての階の床面積を合計した面積のこと。

【は行】

■ハード・ソフト面 (p.22)

ハードは構造物などの物理的なもの、ソフトはルールや取り組みなどを指す。

■ひと涼みスポット (p.8、p.14、p.16、p.17)

冷房の効いた公共施設等のスペースを活用して、休憩や水分補給により熱中症を予防するとともに、熱中症に関する正しい知識の普及を図る場所を区内に設置。

■閉鎖性水域 (p.24、p.27)

外部との水の入れ替わりが少ない水域で、汚濁物質がたまりやすく、水質の保全や改善が難しい。

■保水・透水性舗装 (p.6、p.9、p.10、p.11、p.14、p.17、p.18、p.19、p.25、p.28、p.31、p.34、p.37、p.40、p.43、p.52、p.53)

保水性舗装は、雨水などにより舗装内に保水された水分が気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能を有し、保水能力以上の余分な雨水は地面に浸透させる舗装。透水性舗装は、雨水を地面に浸透させる舗装。

【ま行】

■窓用コーティング材 (p.8)

窓ガラスに日射調整フィルムやコーティング材による対策を行うこと。

■マネジメント (p.9、p.11、p.16、p.22、p.37、p.43、p.52、p.53)

管理や経営を意味する言葉。目標を設定し、その目標を達成するために管理・経営（運営）すること。

■緑のカーテン (p.8、p.14、p.17、p.18)

ゴーヤやツルムラサキなどのつる性の植物で建物の窓や壁をおおい、カーテン状に生育したもので、夏の日差しを防ぐ効果がある。

■未来の東京戦略 (p.25、p.28)

東京都の基本計画として令和3（2021）年3月に策定された、明るい未来の東京を切り拓くための都政の新たな羅針盤。

■猛暑日 (p.3、p.4、p.12)

最高気温が35℃以上の日のこと。

【ら行】

■緑被率 (p.6、p.30、p.33、p.36、p.39、p.42、p.45)

任意の範囲における緑被（樹木、草地、農地など）の平面的な面積比率。

■レインガーデン（p.15、 p.19、 p.53）

降雨時に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させる植栽帯。豪雨時における水害の低減や下水道への負荷軽減とともに、ヒートアイランド対策としても有効。

千代田区ヒートアイランド対策計画
202●（令和●）年●月

編集・発行 千代田区環境まちづくり部環境政策課
〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1
TEL 03-5211-4256

千代田区ヒートアイランド対策計画 (改定素案：概要版)

202●(令和●)年●月
千代田区

計画の基本事項

計画の目的

「千代田区ヒートアイランド対策計画」（以下、「本計画」という）は、都市部において郊外よりも気温が高くなるヒートアイランド現象や気候変動の影響によって、猛暑日や熱帯夜が増加することによる熱中症など健康への悪影響が懸念されている現状を踏まえ、ヒートアイランド現象への対策の推進を図ることを目的とします。

ヒートアイランド現象への対策には、ヒートアイランド現象自体の抑制を目的とする緩和策やヒートアイランド現象の悪影響に対して、それを低減させる適応策などがあります。

緩和策には、「建物の外壁・窓などの遮熱・断熱化」や「水面の保全」、「人工排熱対策」などがあり、適応策としては、「ひよけ」や「打ち水」、「熱中症対策」などがあります。また、「緑化」については、蒸発散により周辺の気温を下げる緩和策と緑陰による適応策の効果があるなど、ヒートアイランド現象の対策には様々な施策があります。

人の健康や生活の質への悪影響の対応も課題となっているヒートアイランド対策においては、様々な施策の効果などを踏まえたうえで、実施する場所での施策を適切に導入し、効果的に実施することが重要となります。

千代田区は、本計画を策定することにより、様々なヒートアイランド対策の施策を効果的に実施するための方針を定め、ヒートアイランド現象の緩和とともに人の健康の維持や生活の質の向上を目指します。

計画の期間

本計画は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間で計画期間とします。ただし、社会状況の変化や各施策の状況により、必要に応じて計画を見直します。

計画の対象（地域・主体）

本計画の対象地域は、千代田区全体とします。

また、本計画が対象とする主体は、区民（在勤・在学者、来訪者を含む）、区内に立地する事業者、官公庁とします。

計画の施策

施策別

以下に示す施策を適切に実施し、ヒートアイランド対策を推進します。

区内の事業者などは、建物の建替えなどの際に高効率設備機器などの導入による人工排熱対策や屋上・外壁・窓などの遮熱・断熱化、敷地内・屋上などの緑化、さらに保水・透水性舗装などによる被覆対策、クールスポットとしてひよけやドライ型ミストなどを実施します。

区民は、打ち水やゴーヤなどによるベランダでの緑のカーテン、ひと涼みスポットの利用などによる熱中症対策を実施します。

被覆

【緩】：緩和策

【適】：適応策

①遮熱性舗装

【緩】 【適】

【建物】
建物敷地内の舗装に導入

【緩】 【適】

【道路】
道路の車道などに導入

②保水・透水性舗装

【緩】 【適】

【建物】
建物敷地内の
舗装に導入

【緩】 【適】

【公園等】
公園・広場などの
舗装に導入

【緩】 【適】

【道路】
道路の歩道など
に導入

③外壁材（窓等）の遮熱・断熱化

【緩】

【建物】
建物の屋上や外壁、窓などの遮熱・断熱化
（高反射率塗料、日射調整フィルムなど）

緑化

【建物】

建物敷地内や
屋上などの緑化

【公園等】

公園・広場などの緑化

【道路】

道路の緑化
(緑道、街路樹、植栽など)

※緑化にはレインガーデンも含む

水面の保全

【水域】

外濠などの水質浄化などによる水域の保全
神田川・日本橋川・外濠などの水辺空間の活用、親水空間の創出など

その他

①ドライ型ミスト

【建物】

建物敷地内に設置

【公園等】

公園・広場などに設置

【道路】

道路の歩道などに設置

②ひよけ

【建物】

建物敷地内に設置

【公園等】

公園・広場などに設置

【道路】

道路の歩道などに設置

③打ち水

【建物】

建物敷地内の
舗装などに実施

【公園等】

公園・広場などの
舗装に実施

【道路】

道路の歩道などの
舗装に実施

④熱中症対策

適

ひと涼みスポットの設置
熱中症予防・警戒情報などの配信
高齢者への熱中症予防訪問など

⑤人工排熱対策

緩

【建物】
建物の高効率設備機器などの導入による省エネ化

⑥情報発信

緩 適

- ・区民や事業者などへのヒートアイランド対策の意識向上を図る情報発信
- ・屋外で活動する方などへの必要な情報発信など

⑦マネジメント

適

区民や地域に関係する人々、事業者などの主体的な取組み
良好な環境や地域価値の維持・向上
ウォーカブルな回遊・滞留空間の創出など

用途別

建物、公園、道路、水辺における用途別の対策は以下のとおり適切に実施し、ヒートアイランド対策を推進します。

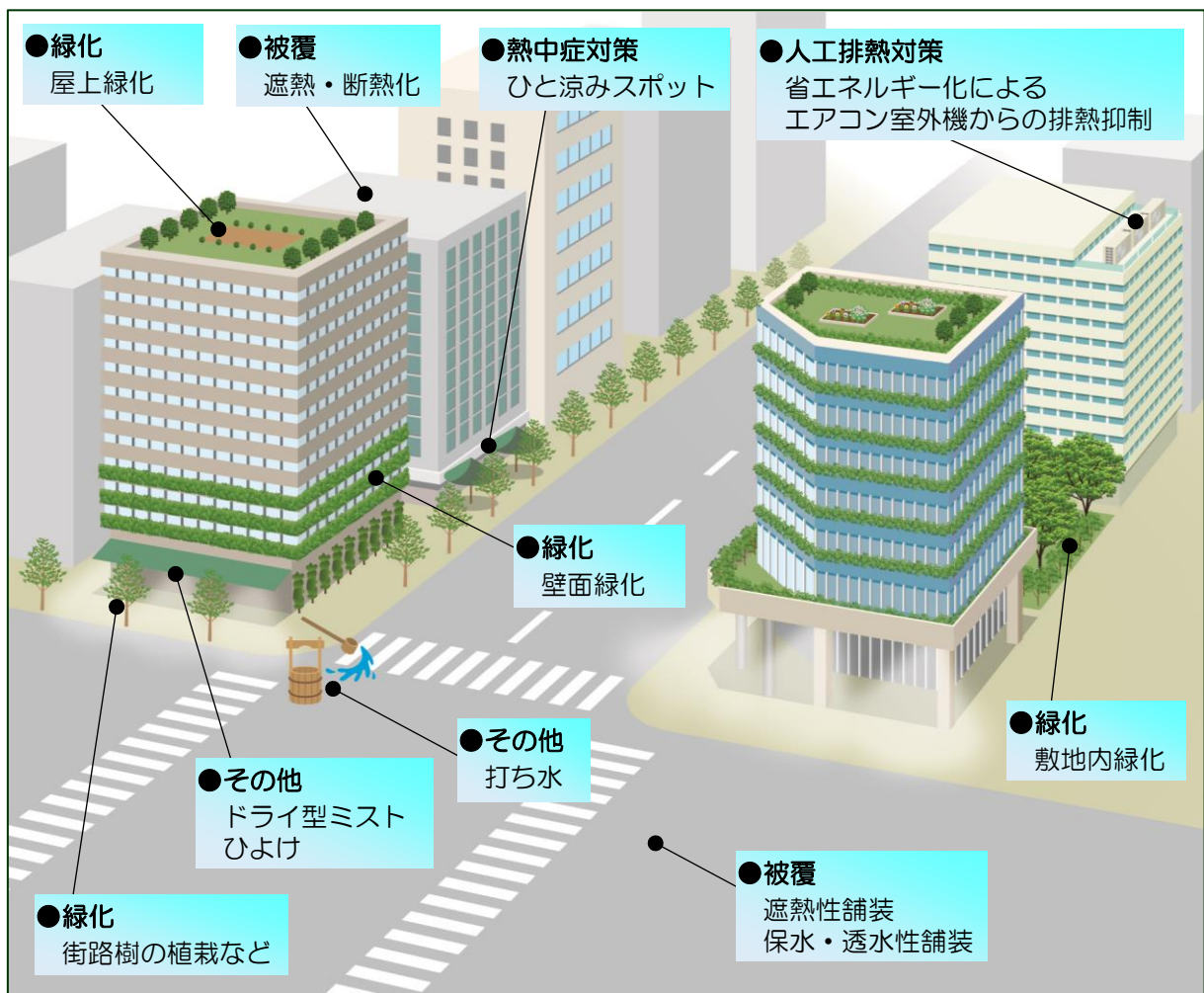
これらの取組みを連携させ、相乗効果が発揮できるよう努めます。

用途別の建物については、建替えだけでなく、既存の建物への対策も実施します。

既存の建物へのヒートアイランド対策は、「ヒートアイランド対策助成制度」を活用しながら、屋上・壁面・敷地内緑化、屋上・壁面・窓などの遮熱・断熱化などを推進します。

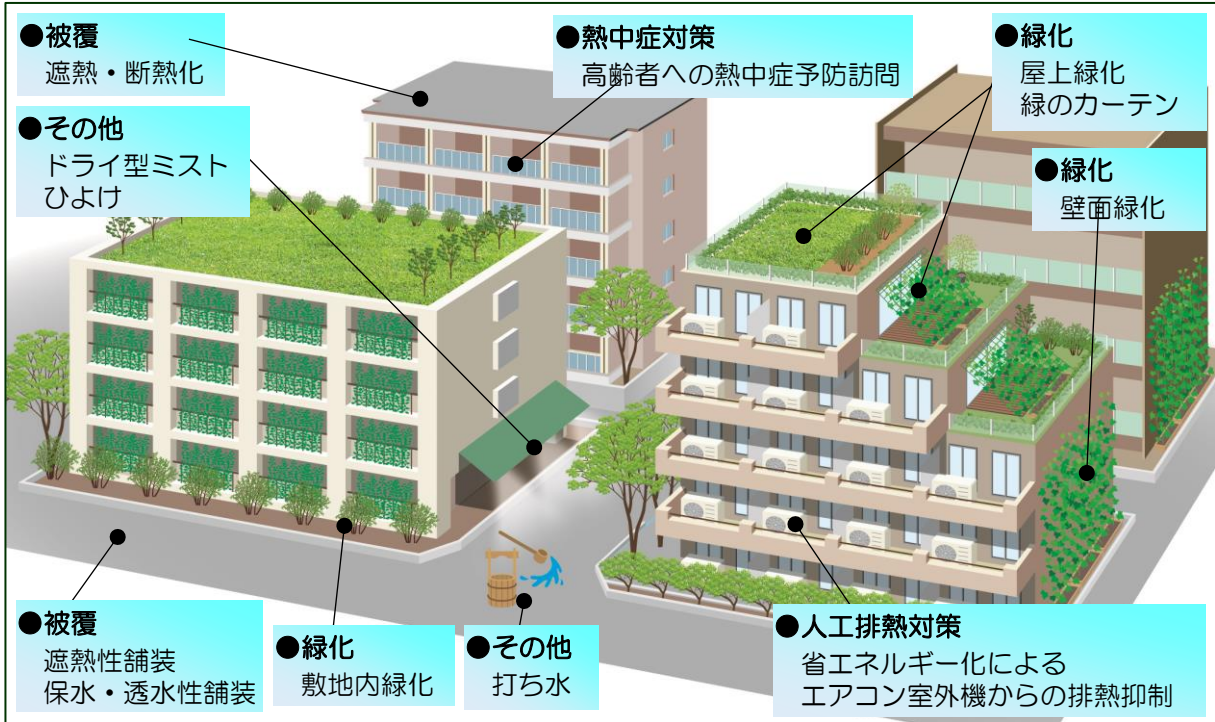
建物（事業所）

事業所の建物では、屋上・外壁などの遮熱・断熱化、屋上緑化等の緑化、人工排熱抑制などの省エネ対策、クールスポットとしてドライ型ミストなどを設置



建物（集合住宅）

集合住宅の建物では、屋上・外壁などの遮熱・断熱化、屋上緑化・緑のカーテン等の緑化、人工排熱抑制などの省エネ対策、クールスポットとしてドライ型ミストなどを設置



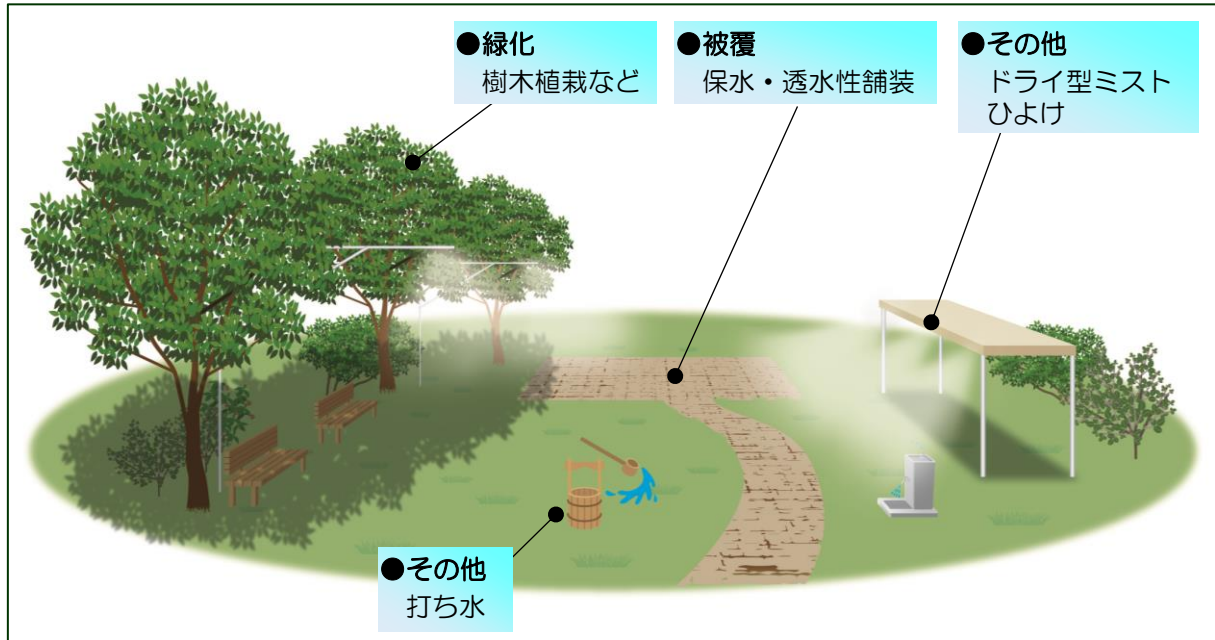
建物（学校・保育園など）

学校・保育園などの建物では、屋上・外壁などの遮熱・断熱化、屋上・壁面等の緑化、人工排熱抑制などの省エネ対策、クールスポットとしてドライ型ミストなどを設置



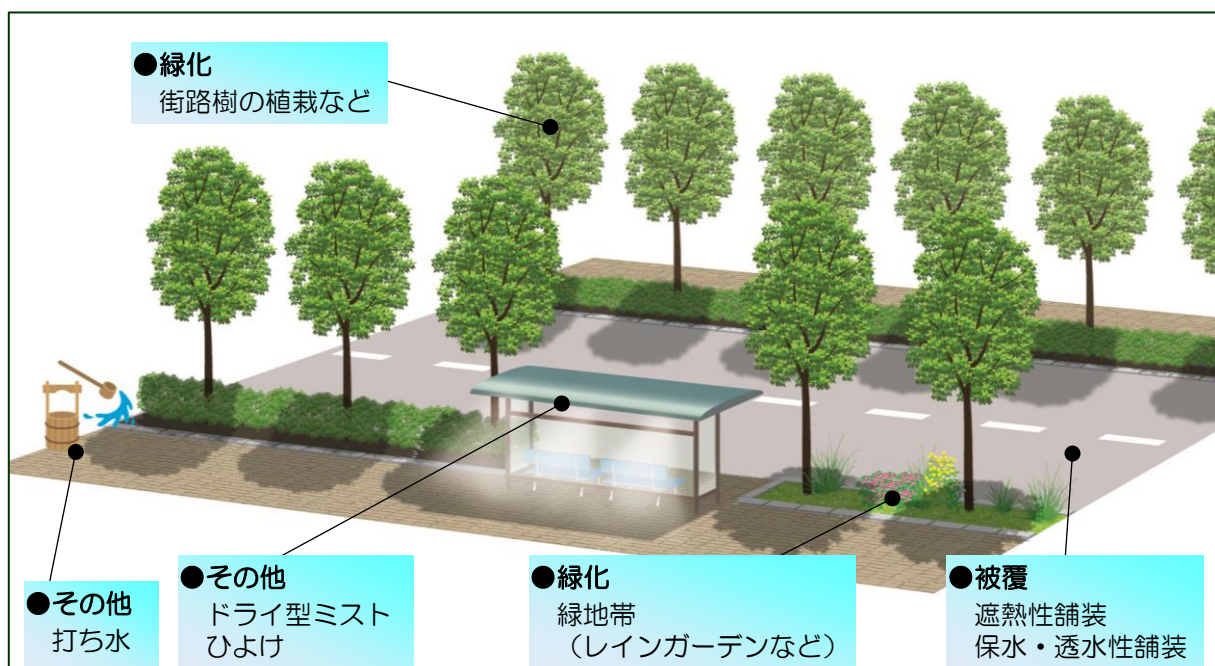
公園

公園では、樹木植栽による影の創出や保水・透水性舗装等の被覆対策、クールスポットとしてドライ型ミストなどを設置



道路

道路では、遮熱性舗装や保水・透水性舗装といった被覆、街路樹の植栽などによる影の創出、保水・透水性舗装への打ち水やクールスポットとしてドライ型ミストなどを設置



水 辺

水辺では、浄化用水の導入による外濠などの水の滞留防止、水質浄化の実施や水辺空間の活用、親水空間を創出

外濠等の水質浄化により水の低温化を図り、周辺の緑化との相乗効果により冷却効果を創出し、風の道などにより周辺への冷たい空気をにじみ出す供給源とする



まちづくり

まちづくりに関する項目については、「千代田区都市計画マスタープラン(令和3年5月)」の第2章に記載されている「まちづくりの理念・将来像・基本方針」を考慮しつつ、都市計画制度や各種開発、都市マネジメントなど、まちづくりに関する制度・計画の中でヒートアイランド対策である緩和策・適応策を効果的・効率的に実施していきます。

建物の建替えや大規模開発などにおいては、都市計画制度(都市開発諸制度や都市計画法に基づく地区計画など)やその他制度(緑化計画書など)により、風水害などの災害対策、暑熱対策、まちの魅力向上、良好な景観形成、緑地の創造など生物多様性の観点を踏まえたグリーンインフラを活用しつつ、ハード面からヒートアイランド対策を進めていきます。

一方で、まちを「つくる」過程のみでなく、地域の特性と課題、社会経済環境の変化を踏まえ、都市基盤を活用・維持管理していくことを目的とするマネジメントの段階において、ヒートアイランド対策を取り込んでいくことも重要です。まちづくりに関するマネジメントは、今ある街並みや既存の地域コミュニティを通じた取り組みとなるため、ここにヒートアイランド対策を活用することで、より柔軟な対策が可能となるほか、住民や地域に関係する人々・企業が、主体としてソフト面からヒートアイランド対策を推進していきます。

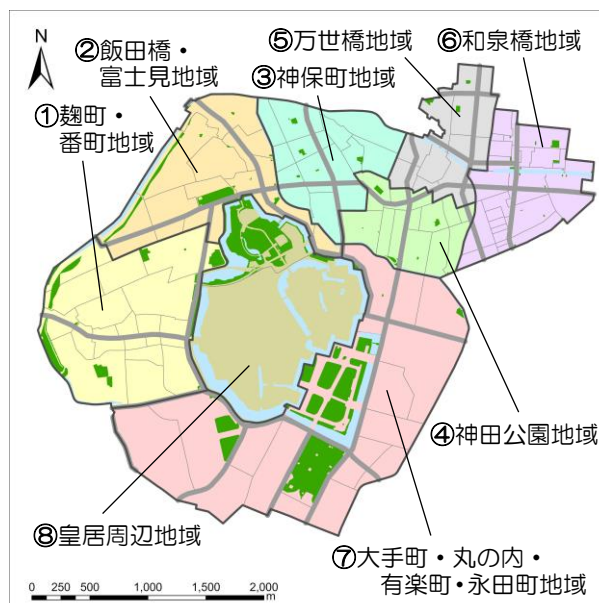
各地区の大規模開発などでは、ヒートアイランド対策を含む都市基盤施設整備を進めるだけでなく、拠点ごとの連携や繋がり、連続性、賑わいを創出できるように推進していきます。

このようなハード・ソフト面の制度を複合的に活用し、効果的な対策を推進していきます。

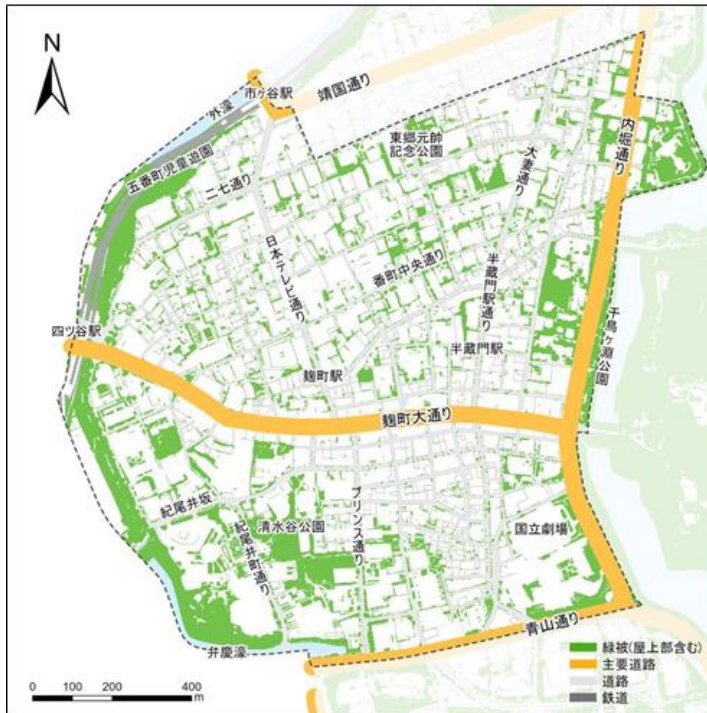
地域別

千代田区は、江戸期から政治・経済・文化の中心地として発展し、江戸時代の地割りを引き継ぐ都市構造があり、皇居を中心として官庁街・オフィス街、商店街、住宅街など個性豊かな地域で構成されています。

本計画における地域は、「千代田区都市計画マスタープラン」の7つの地域区分から豊かな緑がある皇居周辺を1つの地域として区分し、8地域として各地域の特徴や現状などを踏まえてヒートアイランド対策を推進していきます



①麴町・番町地域（対策）



※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

- 事業用建物は、住居だけでなく店舗などの商業機能や文化、交流などの様々な機能が形成されている複合市街地として、空地の創出、敷地や建物の緑化が進められています。今後も建替えの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。
- 外濠は東京都の「未来の東京戦略」において、外濠浄化プロジェクトを位置づけ、歴史的財産である外濠の水質改善を進めていくこととしました。東京都などと協力をしながら外濠の水質改善を図っていきます。

②飯田橋・富士見地域（対策）



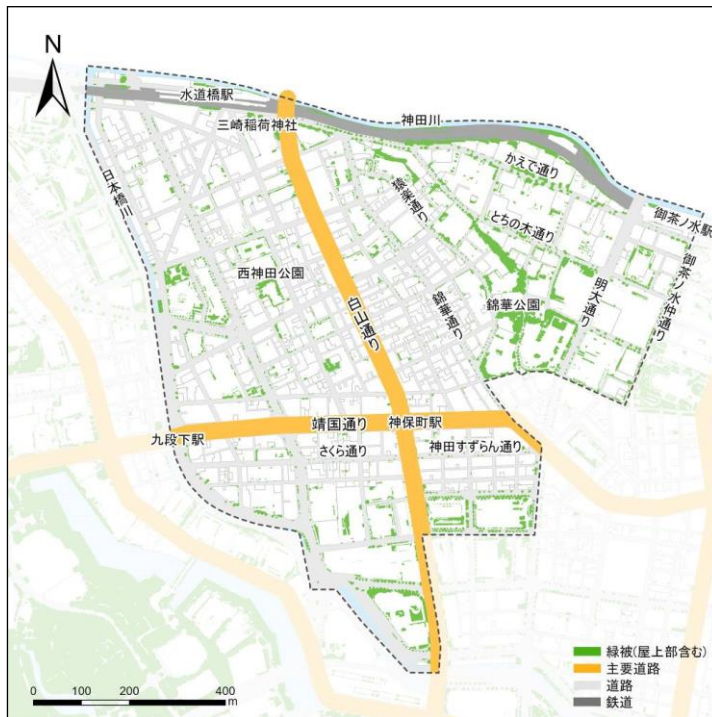
※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

- 「飯田橋・富士見地域まちづくり基本構想」が策定されています。都心に貴重な緑・水辺、江戸城外堀に代表される歴史性、教育機関の集積による文化の趣、質の高い落ち着いた住環境、商業・業務機能の集積など、他の地域に比べ、多様な魅力を有しています。この多様な魅力の集積を活かし、周辺地域とも連携しつつ、回遊の促進により魅力が相乗効果を発揮するまちを目指しますと定められています。このようなまちづくり方針に基づき、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 外濠は東京都の「未来の東京戦略」において、外濠浄化プロジェクトを位置づけ、歴史的財産である外濠の水質改善を進めていくこととしました。東京都などと協力をしながら外濠の水質改善を図っていきます。

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) MMT 利許第 05-102 号

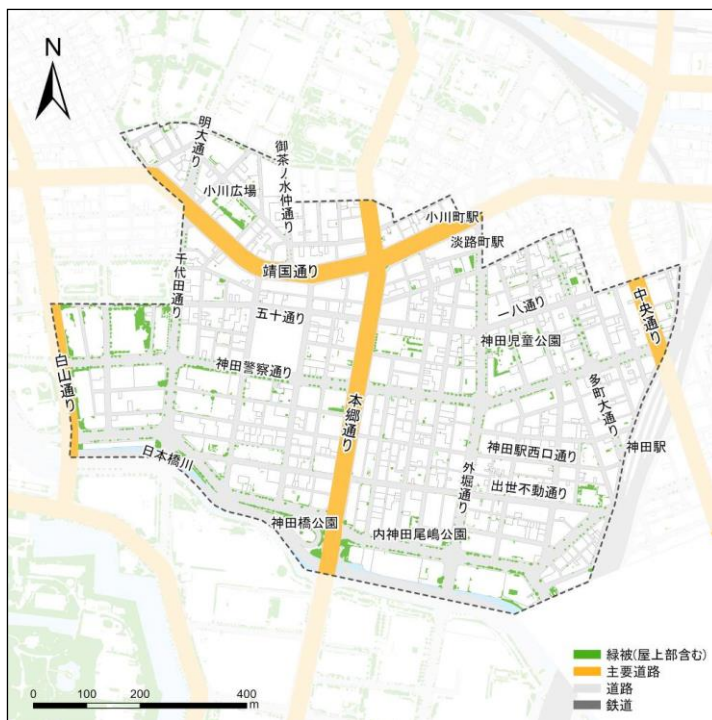
③神保町地域（対策）



※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

- 御茶ノ水駅周辺では、「神田駿河台地域まちづくり基本構想」が策定されています。公開空地の活用や建物の機能更新などの際にオープンスペース・歩行空間の創出の誘導が進められています。このようなまちづくり方針に基づき、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 中小建物が集積している街区については、建物の建替えの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。

④神田公園地域（対策）



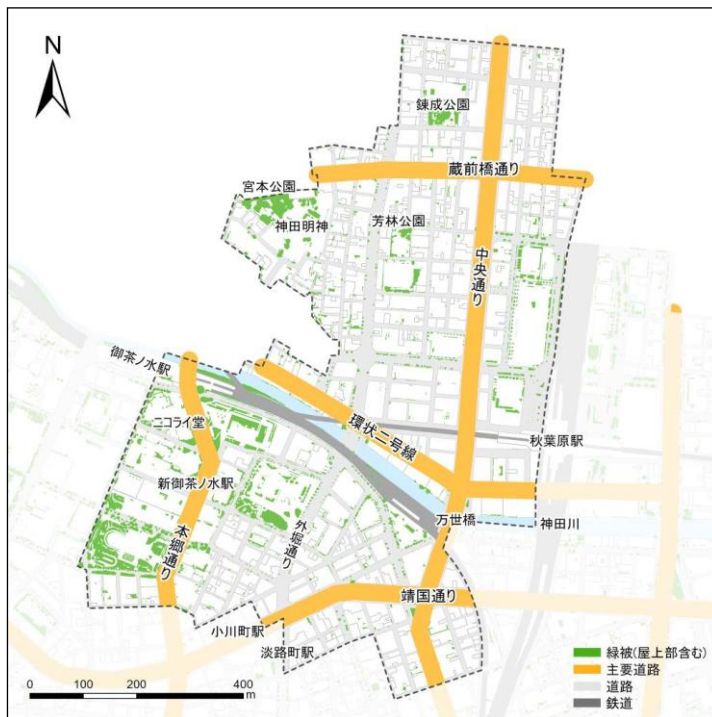
※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

- 神田警察通り沿道で策定されている「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」では、建物の更新時には、ひとの賑わいや気配を醸し出すような用途を配置することや壁面後退で確保した空地を歩行空間に利用すること、神田警察通りの歩行空間の拡幅と豊かな緑化の整備が定められています。このようなまちづくり方針に基づき、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- 中小建物が集積している街区については、建物の建替えの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) MMT 利許第 05-102 号

⑤万世橋地域（対策）



※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

- 秋葉原駅周辺では、「秋葉原タウンマネジメント株式会社」が設立され、秋葉原のまちの魅力・価値を高める総合的なまちづくりが進められています。開発によって生まれたスペースを利用したイベントなどが実施されています。このような活動を通じて、熱中症予防の情報発信など、ヒートアイランド対策の推進を進めていきます。
- 御茶ノ水駅周辺では、「神田駿河台地域まちづくり基本構想」が策定されています。公開空地の活用や建物の機能更新などの際にオープンスペース・歩行空間の創出が進められています。このようなまちづくり方針に基づき、ヒートアイランド対策を推進していきます。

⑥和泉橋地域（対策）



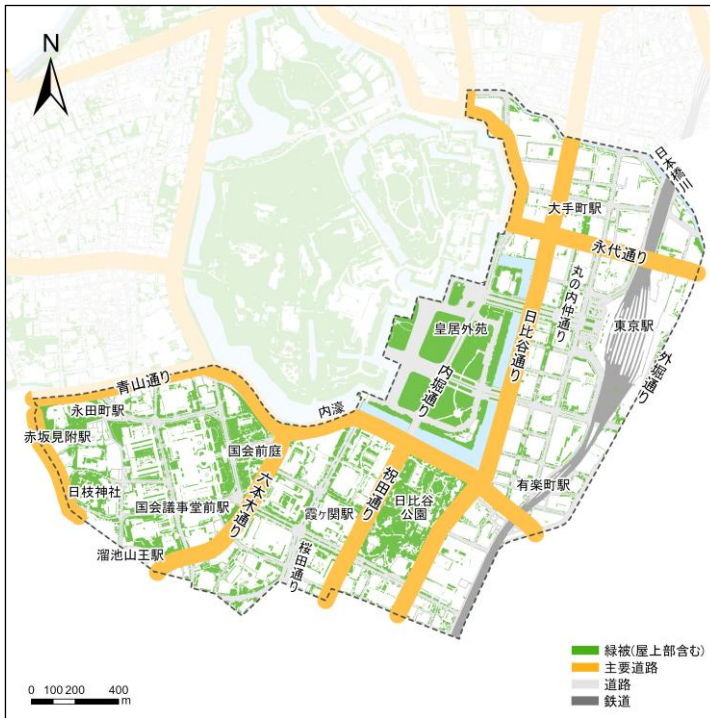
※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) MMT 利許第 05-102 号

- 中小建物や低層建物が集積している街区については、建物の建替えの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。
- 夜間人口の増加率が高く、住居用建物の延床面積も増加している地域であることから、住居用建物の新築などの際に「千代田区建築物環境計画書制度」や「千代田区緑化推進要綱に基づく緑化計画書の届出」により建物の省エネ化や緑化などを進めていきます。
- 開発諸制度の活用など街区や敷地ごとに実施される緑化の取組みをつなげることにより、ヒートアイランド対策を推進していきます。

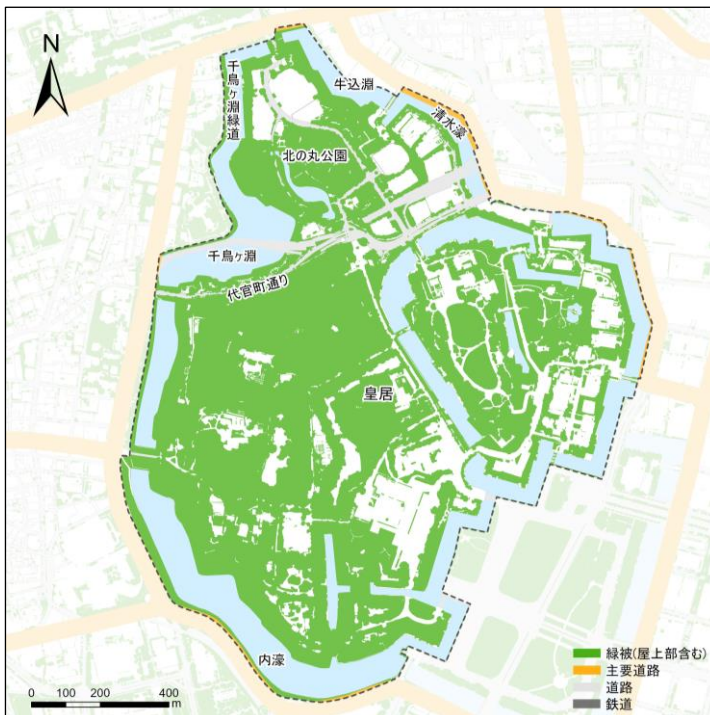
⑦大手町・丸の内・有楽町・永田町地域（対策）



※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

- 「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン 2020」が策定されています。概ね 20 年後の姿を見据えつつ、速やかな機能更新への対応を図るため、「将来像」「ルール」「整備手法」等を指針として示しています。このようなガイドラインに基づき、ヒートアイランド対策を推進していきます。
- エリアマネジメントが推進されており、そこでは、地区の快適な環境の形成や地域の活性化等を目的に、イベントなどによる情報発信や公共空間の利活用・運営管理などを実施しています。このような活動を通じて、ヒートアイランド対策の推進を進めていきます。

⑧皇居周辺地域（対策）



※H30 千代田区緑の実態調査の図より作成

- 現状の大規模な緑地などを維持しながらヒートアイランド対策を推進していきます。

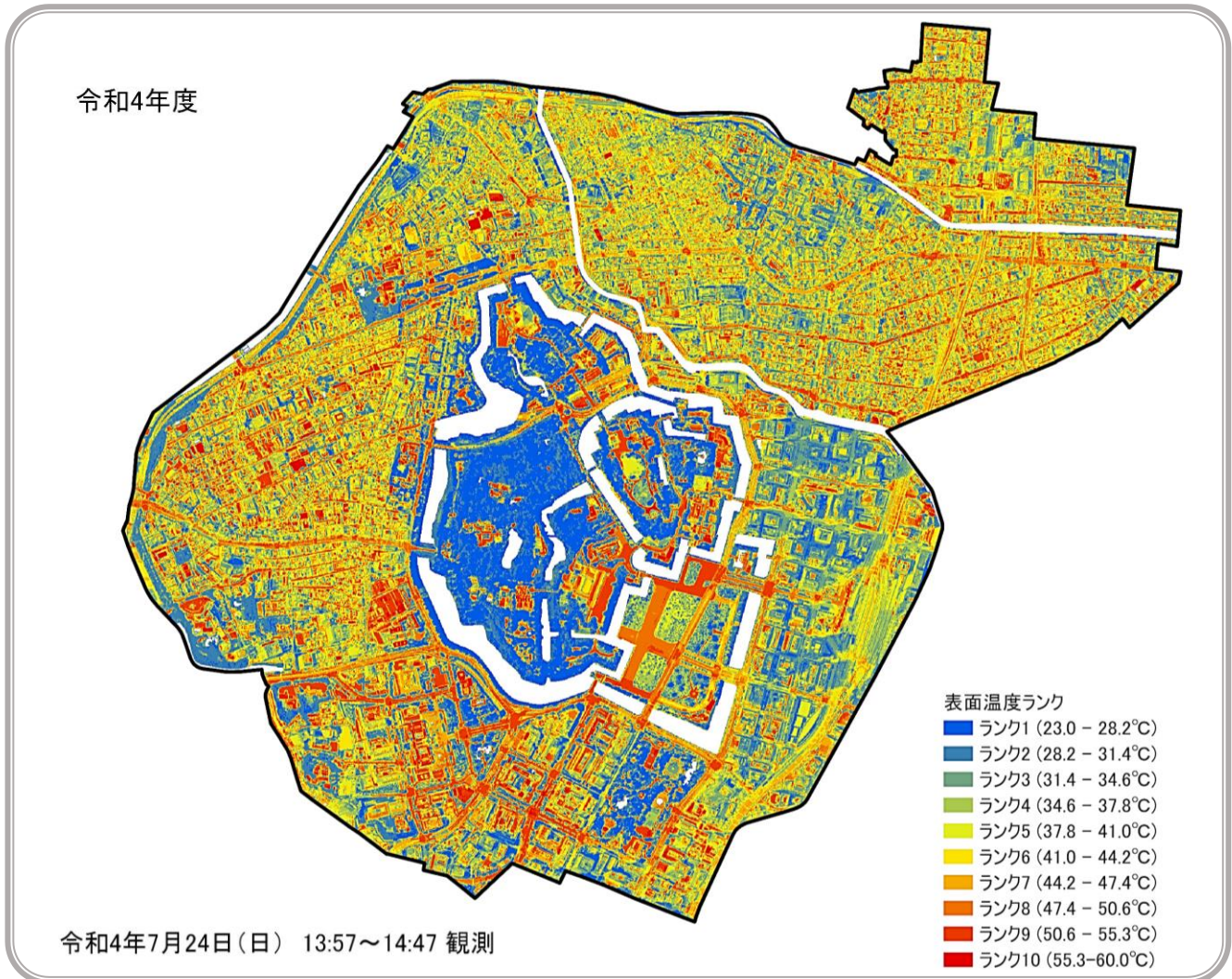
※この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) MMT 利許第 05-102 号

千代田区の地表面熱分布の状況

地表面温度の傾向として、東京 23 区は、東京都以外の周辺地域より表面温度が高くなっていますが、千代田区などの東京湾に近い区は東京 23 区の中でも比較的低温になっています。

さらに、本対策計画改定に向け、千代田区のヒートアイランド現象の現状を把握するため、令和 4 年度に航空機観測による区全域の地表面熱分布調査を実施し、地表面熱分布画像を 10 段階の表面温度ランクに区分しました。



〔表面温度ランクの算出方法〕

表面温度ランクの算出方法は、地表面温度の最高値・最低値を決定するため、熱分布画像から比較的模式をとって温度が高い箇所、低い箇所を抽出し、温度の分布から決定しました。

最高値は 60°C、最低値は 23°C であり温度範囲は 37°C としました。

表面温度ランク毎の温度の範囲については、1 区画 (2.5m×2.5m) から千代田区全体の約 170 万区画数を低い温度の区画から高い温度の区画を並べ、表面温度ランク毎に約 17 万区画を区分した時の温度の範囲を抽出したところ、ランク 1 の温度の幅は 5.2°C、ランク 2~ランク 8 の温度の幅は 3.2°C、ランク 9・10 の温度の幅は 4.7°C としました。

千代田区ヒートアイランド対策計画（概要版）
202●（令和●）年●月

編集・発行 千代田区環境まちづくり部環境政策課
〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1
TEL 03-5211-4256

錦華公園改修工事について

1 工事概要

工事件名：錦華公園改修工事（第505号）

工事場所：千代田区神田猿楽町一丁目1番2号（錦華公園）

工期：令和4年12月14日～令和6年3月29日

請負業者：株式会社富士植木

契約金額：594,495,000円

2 変更理由

- 1) 改修工事にあたり園内を掘削したところ、コンクリート塊やレンガ、鉄材等の地中障害物が多数混在していたことにより、撤去や処分に想定以上の工期や費用が必要となったため
- 2) 地中障害物の影響により、当初設計のとおり水景施設の配水管を設置することが困難となり、圧送ポンプの追加や分電盤の変更が必要となったため

3 変更概要

- 1) 工期延伸
(現工期) 令和4年12月14日～令和6年3月29日
(変更工期) 令和4年12月14日～令和6年4月30日(約1カ月増)
- 2) 地中障害物の撤去・処分
地中障害物(コンクリート塊やレンガ、鉄材等) 100m³
- 3) 水景施設の変更
圧送ポンプの追加1台、分電盤及び排水管の変更1式

【工事費】 82,000,000円増(予定)

【現場写真】



地中障害物集積状況

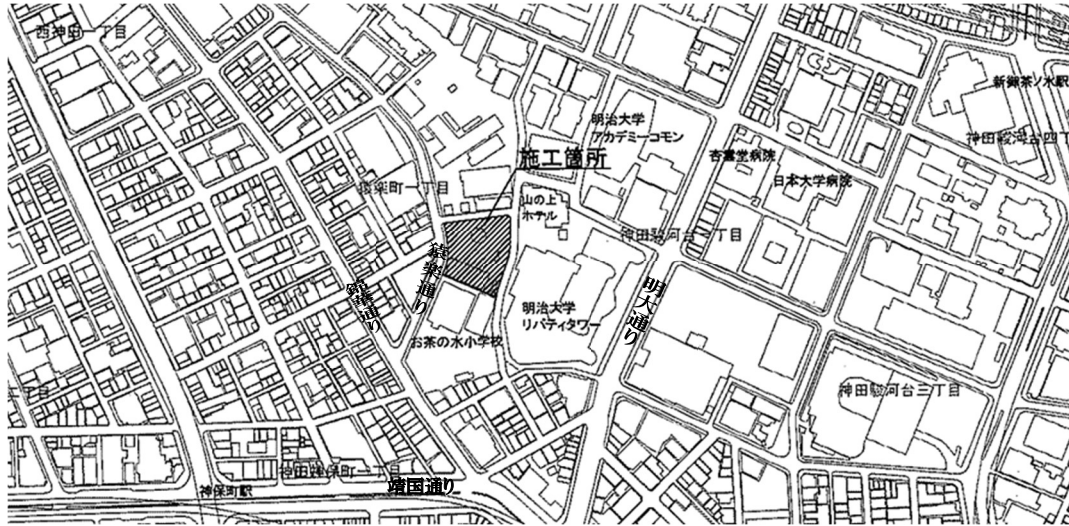


地中障害物ふるい分け状況（土砂・地中障害物）

錦華公園改修工事について

1. 工事場所

千代田区神田猿楽町一丁目1番2号（錦華公園）



2. 工事概要

本工事は、近隣住民等利用者や学校関係者の参加する意見交換会等で合意形成された内容を踏まえ、お茶の水小学校等と連携しつつ、より一層地域に愛される公園とすべくリニューアルするものである。

公園面積：2,758 m² 作業時間：昼間施工

3. 現況及び計画（イメージ）

(1) 猿楽坂下より南方向



(2) 公園北東石階段下より南西方向



(3) 公園西側入り口より北東方向



(4) 公園中央より北方向



(5) 公園東側石橋より西方向



4. 工事スケジュール

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

R4(2022)			R5(2023)												R6(2024)		
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
お茶の水小学校工事期間																	
準備工			施工時期														

神田警察通りⅡ期工事について

1 工事概要

工 事 件 名 : 神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事(第5号)

工 事 場 所 : 千代田区一ツ橋二丁目2番先～神田錦町三丁目3番地先

当 初 工 期 : 令和3年10月15日～令和5年2月24日

請 負 業 者 : 大林道路株式会社

契 約 金 額 : 378,166,140 円

2 これまでの契約変更

(1) 第1回契約変更(令和4年12月8日)

1) 工期

当 初 工 期 : 令和3年10月15日～令和5年2月24日

変 更 後 工 期 : 令和3年10月15日～令和5年3月31日

2) 変更理由

- ・協議会等での意見交換の期間を設けたことによる工事の一時中止のため
- ・工事の一時中止解除後の度重なる妨害による工事の中断のため
- ・予算繰越しの議決前のため令和4年度内での工期延伸

(2) 第2回契約変更(令和5年2月21日)

1) 工期

変 更 前 工 期 : 令和3年10月15日～令和5年3月31日

変 更 後 工 期 : 令和3年10月15日～令和6年3月31日

2) 変更理由

- ・第1回契約変更と同様
- ・予算繰越しの議決後に次年度までの工期延伸

3 第3回契約変更の概要

(1) 工期

現 契 約 工 期 : 令和3年10月15日～令和6年3月31日

変 更 後 工 期 : 令和3年10月15日～令和7年3月31日

変 更 理 由 : 度重なる工事妨害による工事の中断のため

(2) 工事費

増 額 : 約 53,000,000 円

増額理由: 工事一時中止及びその後の度重なる工事妨害に伴う現場管理費等の増

神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事状況報告
(令和4年4月25日～令和6年1月現在まで)

NO.	年度	日時	区従事者	工種	予定時間 実施時間	予定	実績	理由	警備委託費
1	令和4年度	4月25日	19名	道路植栽工 (高木伐採)	20:00~6:00 20:00~5:00	5本	0本	妨害行為により中止	なし
2		4月26日	14名	道路植栽工 (高木伐採)	20:00~6:00 翌0:30~6:00	5本	2本	妨害行為により中止	なし
3		6月29日	3名	舗装切断工	20:00~6:00 20:00~1:30	6箇所	0箇所	妨害行為により中止	なし
4		6月30日	3名	舗装切断工	20:00~6:00 20:00~1:00	6箇所	6箇所	妨害なし	なし
5		7月1日	3名	試掘工	20:00~6:00 20:00~5:00	2箇所	2箇所	妨害なし	なし
6		7月4日	0名	試掘工	20:00~6:00 20:00~5:00	2箇所	2箇所	妨害なし	なし
7		7月5日	—	試掘工	20:00~6:00 中止	2箇所	—	雨天中止	—
8		7月6日	3名	試掘工	20:00~6:00 20:00~4:30	2箇所	2箇所	妨害なし	なし
9		7月7日	6名	舗装切断工	20:00~6:00 20:00~23:30	10箇所	0箇所	妨害行為により中止	なし
10		2月6日	8名	道路植栽工 (高木伐採)	20:00~6:00 翌0:30~6:00	5本	4本	妨害なし	¥2,057,324 (支出済み)
9	令和5年度	4月11日	7名	道路植栽工 (伐採・伐根)	0:00~23:59 4:00~7:00	5本	0本	妨害行為により中止	¥5,936,936 (支出済み)
10		11月28日	8名	道路植栽工 (高木伐採)	20:00~6:00 20:30~22:30	5本	1本	妨害行為により中止	未清算
11		11月29日	8名	道路植栽工 (高木伐採)	20:00~6:00 20:00~21:00	5本	0本	妨害行為により中止	未清算
12		11月30日	8名	道路植栽工 (高木伐採)	20:00~6:00 20:00~21:00	5本	0本	妨害行為により中止	未清算

意思形成過程一覧表

神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事

NO.	年度	日時	区分	内容	決裁区分	関係部署等
1	令和4年度	1月23日	起案	保安業務の委託について	丙決裁	環境まちづくり部 道路公園課
2		1月24日	契約締結	保安業務の契約締結 支出限度額：9,796,710円	—	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課
3	令和5年度	4月4日	起案	保安業務の委託について	丙決裁	環境まちづくり部 道路公園課
4		4月4日	契約締結	保安業務の契約締結 支出限度額：9,796,710円	—	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課
5		7月3日	起案	法律相談の実施について (妨害行為がある中で工事を進めるため) 上限額：160,000円	丙決裁	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 道路公園課
6		10月13日	起案	仮処分命令申立 (工事区間への立入を禁止)	甲決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 総務課
7		10月13日	起案	予算の事業間流用 (仮処分申請に係る費用の確保)	丙決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 財政課
8		10月13日	起案	法的支援業務の委任契約について (仮処分命令申立事件)	甲決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課
9		10月13日	契約締結	法的支援業務の委任契約 着手金：3,100,000円 報酬金等 上限額：2,420,000円	—	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課
10		11月15日	仮処分申し立て	仮処分命令申立 (工事区間への立入を禁止)	—	申立先：東京地方裁判所 環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 総務課
11		12月18日	起案	仮処分命令申立の変更	甲決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 総務課
12		12月19日	起案	法的支援業務の契約変更について	甲決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課
13		12月19日	契約変更	法的支援業務の契約変更	—	申立先：東京地方裁判所 環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課

第21回 神田警察通り沿道整備推進協議会について

●開催概要

令和5年12月19日(火)14:30~16:00

千代田区役所8階 第1委員会室

●議題

- ① 「神田警察通り周辺まちづくり方針」について
部会で6回に亘り議論し固めた「まちづくり方針案」について、区として決定していく旨を説明
⇒内容の変更に関わる意見無し(原案通り了承)

- ② 神田警察通りの道路整備について
I期工事完了後からの状況について時系列で説明
(委員からのご意見)
 - ・ 錦町三丁目施設が令和8年に完成すれば、車いすや杖を付く方が多く訪れるようになる。それまでに警察通り含めた周辺道路は、安全に通れる道にしなければならない。
 - ・ II期工事の早期進捗とともに、III期以降の工事についても早く進めてほしい。
(会長まとめ)
いろいろなご意見をいただいたが、皆さんの意見は一致しているようだ。計画通りの整備を早く進めていただきたいということだと思う。

- ③ その他(協議会の体制について)
協議会の体制について、区の考えを報告
 - ・ 協議会について、今後、様々な方の意見を取り入れるべく体制の見直しを検討する。
 - ・ 区として、今後もこの協議会を中心にまちづくりの検討を進めていきたいと考えており、これまでの体制を尊重しつつ、新たな体制については、より多様な意見を取り入れる手法を検討していく。
 - ・ 具体的には、現在、学識経験者へのヒアリングをしているところであり、今後、協議会の場で報告していく。

千代田区食品ロス削減推進計画（案）【概要版】

1. 計画の基本事項

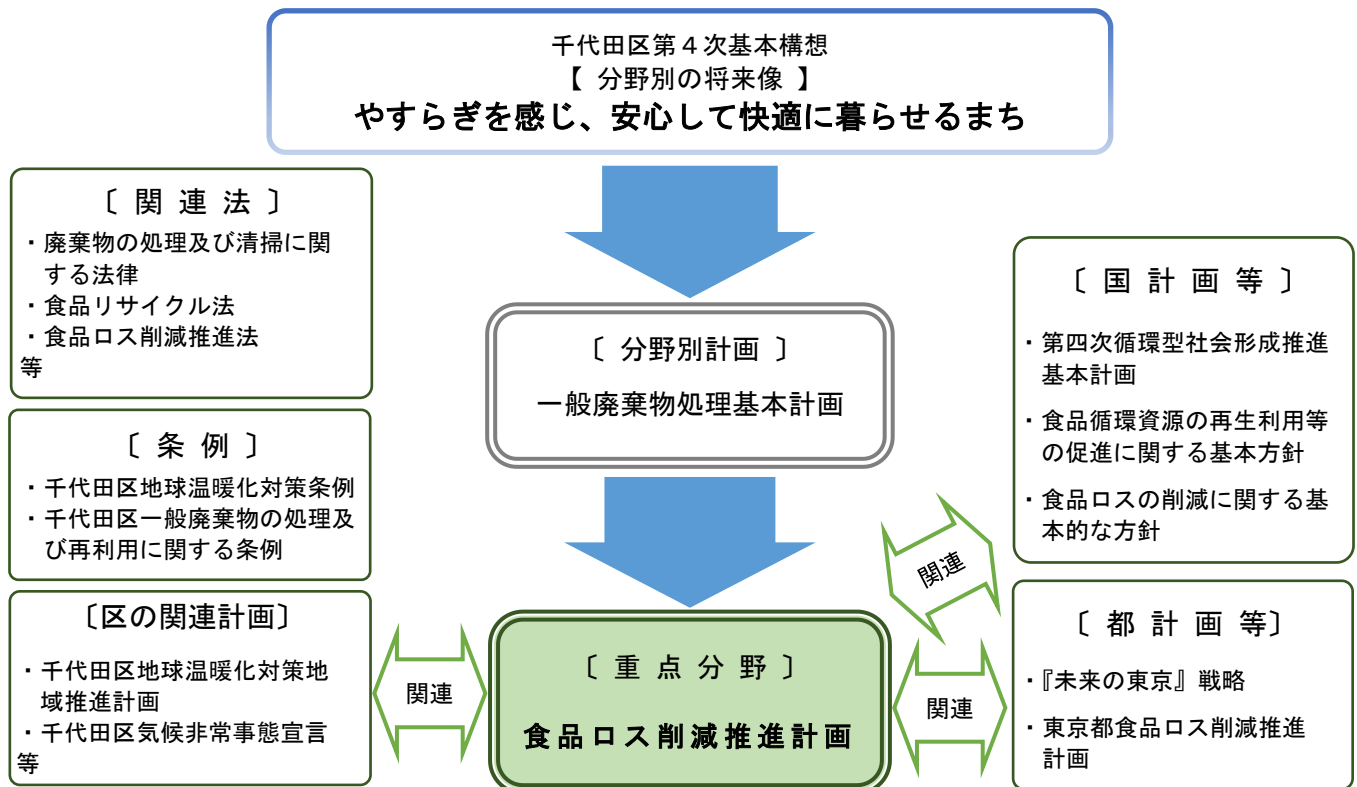
1) 計画の背景・目的

- 食品ロスは本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことで、国連食糧農業機関（FAO）によると世界では毎年約13億トンの食品ロスが発生すると推定される。
- 食品ロスの発生は貴重な資源の無駄となるとともに、食品の生産・流通・消費・廃棄にかかる過程で不要な温室効果ガスが発生するため、気候変動など地球規模の環境問題の大きな要因となっている。
- 本計画は、区民・事業者・行政が一体となって食品ロス削減の取組を進めることにより、廃棄物の削減と気候変動問題の解決に資することを目的としている。

2) 計画期間

- 令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間
（※SDGs（持続可能な開発目標）及び国の食品ロス削減基本方針、東京都食品ロス削減推進計画との整合を考慮し設定）
なお、社会情勢の変化、関係法制度の動向等を踏まえ、計画期間中の見直しを検討する。

3) 計画の位置付け



4) SDGs の視点

- 平成27（2015）年国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では17の目標の1つ【目標12】に食品廃棄物の削減目標を掲げている。
- 食品ロスの削減は、貧困・飢餓の撲滅、気候変動、海・陸の豊かさなど、様々な目標にも関わっている。

12 つくる責任 つかう責任



目標12 つくる責任 つかう責任

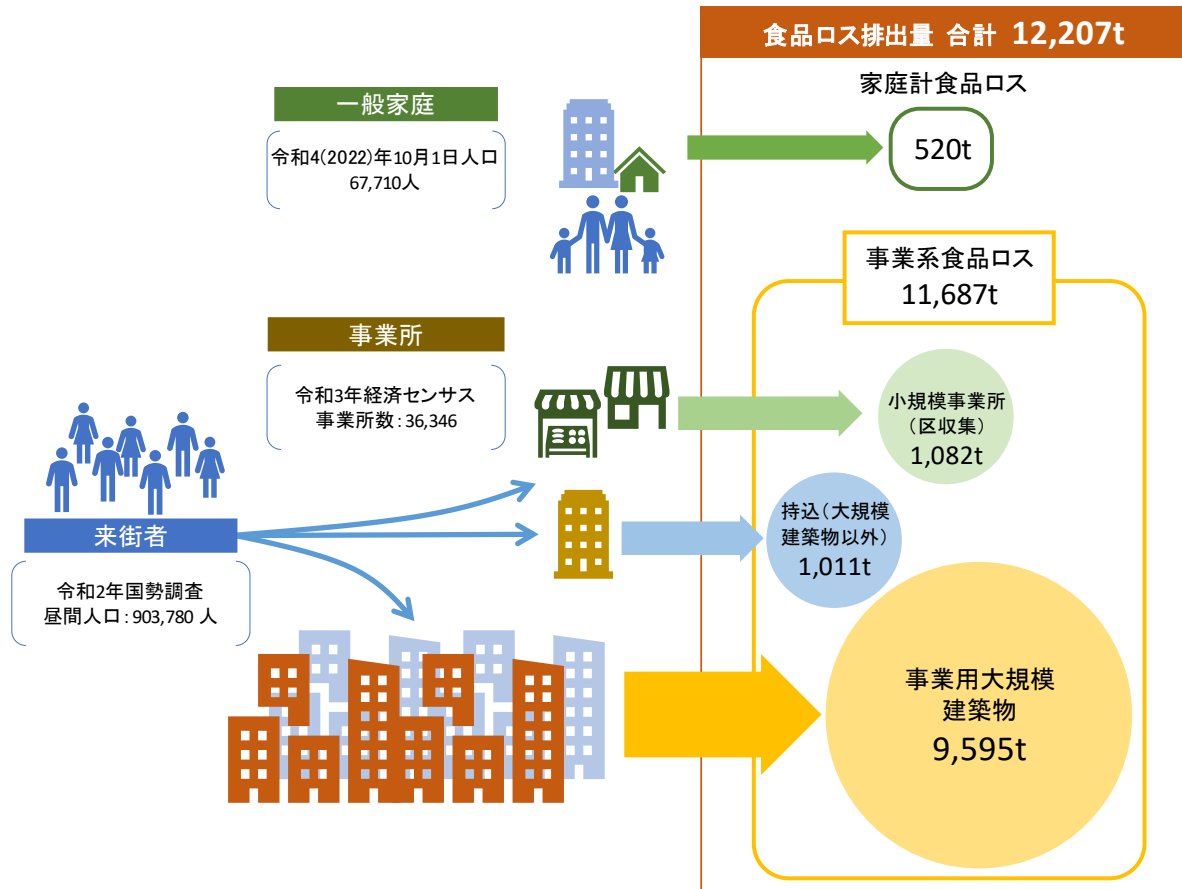
（ターゲット12.3）2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。

2.食品ロスの現状と課題

(家庭系燃やすごみ組成分析調査、区民・小規模事業者・大規模建築物アンケート調査により整理)

1) 区内の食品ロス排出量推計 (2.3)

- 区内の家庭系・事業系食品ロス量は約 12,207 トン、その内の約 96%が事業系の食品ロスと推計される。



2) 食品ロス削減に向けた課題 (2.4)

(1)家庭系食品ロスの削減

- 家庭系食品ロスの多くは「直接廃棄」である。(図 B)
- 家庭内で賞味期限・消費期限切れを出さないようにするなど、適切な食品管理の取組が必要。

(2)事業系食品ロスの削減

- 事業系生ごみは、オフィスビル入居の飲食店、店舗、ホテル・結婚式場を中心に排出されている。(図 A)
- 個々の店舗では小規模事業所も含め食品ロス削減の取組が一定程度行われているものの、消費者サービスの関係などから実施に踏み切れていない傾向がある。

(3)食品ロスに関する情報発信・コミュニケーション

- 事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者において個々の店舗の食品ロス量や削減の取組等を把握し切れていない傾向があるなど、事業者への情報発信が課題。
- 一般家庭に対しても、食品ロス削減の意義や具体的な取組手法をどのように伝えていくかが課題。

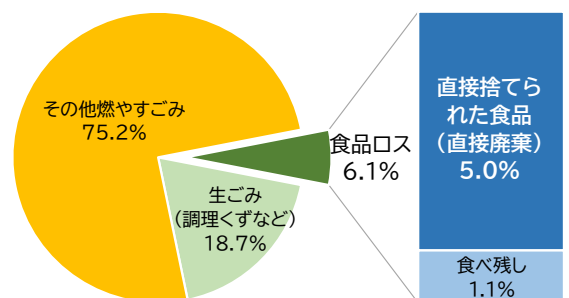
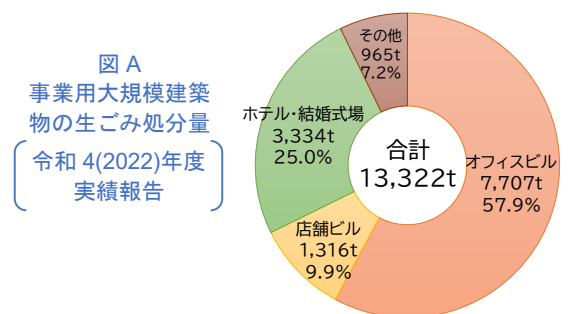


図 B 家庭系燃やすごみの組成分析結果 (令和5(2023)年6月)

3. 食品ロス削減の基本方針

1) 基本方針と各主体の役割 (3.1~3.2)

基本方針

区民・事業者・区の連携・協働で食品ロスを削減し、循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の確立と温室効果ガスの削減を目指します。

- 江戸時代から続く我が国の政治・経済・文化の中心地として、区民・事業者・区が一体となって食品ロス削減に取り組み、新しい「食品を無駄にしない」事業活動、生活様式を経済・文化として発信することにより、持続可能な社会を支える「循環型経済」（サーキュラー・エコノミー）の確立に貢献。これを通じ、温室効果ガスの削減と地球環境危機への対応を進める。
- 削減の順序として、3R（発生抑制・再利用・再生利用）の考え方を遵守する。

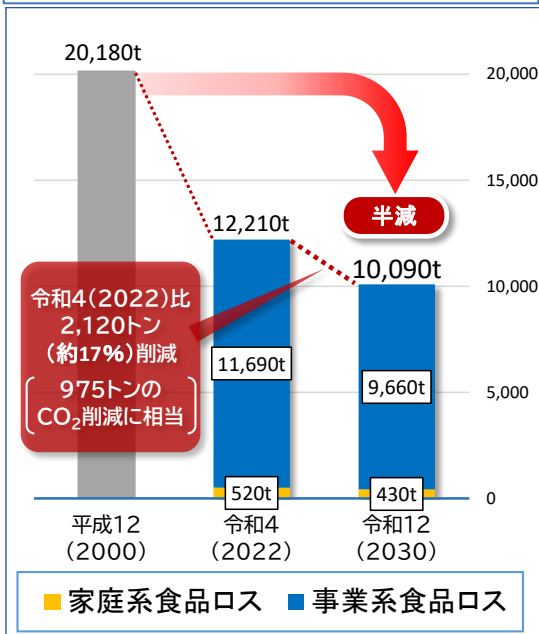
各主体の役割

区民の役割	事業者の役割	区の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球環境問題の側面を含む食品ロス問題の重要性を理解・共有する。 ○ 家庭、学校、職場などの日々の暮らしにおける食品ロス削減に繋がる取り組みを実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的な責任として食品ロス問題の重要性に対する理解を深める。 ○ サプライチェーン全体で発生する食品ロスを把握する。 ○ 事業活動における食品ロス削減に繋がる取組や食品リサイクルを実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 率先して食品ロスの削減に向けた取り組みを実践する。 ○ 区民・事業者の取り組みに対する積極的な支援を進め、主体間の連携・情報共有を進めるためのコーディネータとしての役割を果たす。

2) 令和12（2030）年度に向けた目標 (3.3)

食品ロスの削減目標 (※1)

令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で食品ロス量を半減

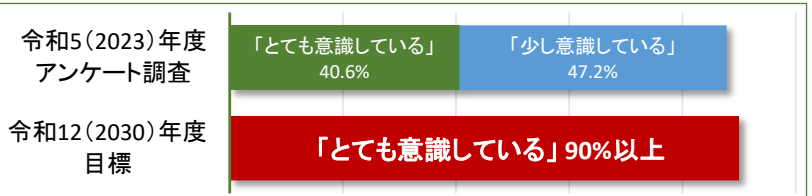


※1 国の基本方針、東京都食品ロス削減推進計画（2030年度に2000年度比で食品ロス半減）との整合を考慮し設定

※2 令和5（2023）年度実施のアンケート調査結果との比較

区民意識の目標 (※2)

○食品ロスを「とても意識している」区民の割合：90%以上



事業用大規模建築物における取組目標 (※2)

- 食品ロス量を把握している割合：90%以上
- 食品ロス削減目標を設定している割合：80%以上

事業用大規模建築物における食品ロス量の把握



事業用大規模建築物における食品ロス削減目標の設定



4.削減目標達成のための施策

1) 家庭系食品ロスの削減 (4.1)

項目	内容
(1)環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none">● 教育委員会との連携の下、学校教育における食品ロスの学びを支援● 出前講座「ほりばた塾」における食品ロス学習機会の提供● 消費生活センターとの連携の下、消費者教育における取組の推進
(2)家庭に向けた情報発信の取組	<ul style="list-style-type: none">● 食品ロス削減月間キャンペーンの実施● 食品ロス削減レシピ・防災メニューの普及啓発
(3)フードドライブの拡充等	<ul style="list-style-type: none">● 常設拠点を設置しフードドライブを通年実施し、フードパントリーの設置を検討
(4)千代田区型コンポスト制度	<ul style="list-style-type: none">● 区の生活環境に配慮したコンポストの活用の仕組みを導入

2) 事業系食品ロスの削減 (4.2)

項目	内容
(1)事業用大規模建築物の排出指導の促進	<ul style="list-style-type: none">● 事業用大規模建築物の排出指導の強化● 食品ロス削減優良事業所表彰制度の創設
(2)小規模事業者への排出指導の推進	<ul style="list-style-type: none">● 小規模事業者への排出指導を推進すると共に、表彰の仕組みの導入等により食品ロス削減のインセンティブ拡大
(3)「食品ロス削減協力店」登録制度の導入	<ul style="list-style-type: none">● 「小盛り」「期間間近値引」など多様な選択肢を用意できる区内の協力店を募り、区民・来街者に分かりやすい形で提示
(4)フードシェアリングサービスの導入	<ul style="list-style-type: none">● サービス事業者と連携し、食品販売店等と消費者（区民、来街者）をつなぐ機能を導入
(5)食品ロス自動販売機の設置の検討	<ul style="list-style-type: none">● パッケージ変更、賞味期限間近などの理由で定価販売できなくなった食品を安価に購入できる無人販売機の設置を検討
(6)事業者と連携した食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none">● 需要予測 AI を活用した食品ロス削減の取組への支援● 先進的モデルプロジェクトの実施● ホテル等と連携した 3010 運動等の推進● フードバンク活動情報の提供

3) 区の率的取組と先進事例研究 (4.3)

項目	内容
(1)区の率的取組	<ul style="list-style-type: none">● 防災備蓄食品の有効活用● 給食残さのリサイクル
(2)区の先進事例研究	<ul style="list-style-type: none">● 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加● 「千代田学」との連携● NPO・ボランティア・民間法人との協働・連携● 食品ロス削減推進フォーラムの開催

5. 計画の推進体制

- 本計画の施策・事業については、千代田区における食品ロスの現状を把握し食品ロスの削減を総合的に推進するために設置した「千代田区食品ロス削減施策の推進に係る庁内検討会」を通じて組織横断的に連携しながら推進。

6. 計画の進捗管理方法

- 計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (act) のプロセスを順に実施。
- 「地球温暖化対策推進懇談会」や「一般廃棄物減量等推進審議会」「みらいくる会議」において、専門的な知見を有する学識経験者や事業者、区民から意見を聴取し、温室効果ガスの削減の観点を反映させつつ、進捗管理を実施。
- 毎年提出される大規模建築物再利用計画書や定期的実施するごみ・資源組成分析調査を活用し、区内で発生する食品ロスの発生状況を把握。

環境まちづくり部資料 5-2
令和6年1月25日

千代田区食品ロス削減推進計画 (案)

千代田区

千代田区食品ロス削減推進計画（案） 目次

1. 計画の基本事項	1
1 計画の背景・目的	1
2 計画期間.....	1
3 計画の位置付け	2
4 SDGs の視点	3
コラム～食品ロスと地球温暖化～	4
2. 食品ロスの現状と課題.....	5
2.1 国の現況	5
2.2 東京都の現況	6
2.3 千代田区の現況.....	7
2.4 食品ロス削減に向けた課題.....	14
3. 食品ロス削減の基本方針	17
3.1 基本方針	17
3.2 各主体の役割	17
3.3 食品ロスの削減目標等.....	19
コラム～食品ロス削減による CO ₂ 削減効果は 975 トン～.....	21
3.4 施策体系	22
4. 削減目標達成のための施策	24
4.1 家庭系食品ロスの削減.....	24
4.2 事業系食品ロスの削減.....	27
4.3 区の率的取組と先進事例研究.....	31
5. 計画の推進体制	33
6. 計画の進捗管理手法	33
用語集.....	34

1. 計画の基本事項

1 計画の背景・目的

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。国連食糧農業機関 (FAO) によると世界では毎年約 13 億トンの食品ロスが発生¹し、一方で、飢餓や栄養不足の状態にある人は約 7 億 7 千万人と推定されています²。

食品ロスの発生は貴重な資源の無駄となるとともに、食品の生産・流通・消費・廃棄にかかる過程で不要な温室効果ガスが発生するため、気候変動など地球規模の環境問題の大きな要因となっています。

食品ロスの削減は国際的に重要な取組課題となっており、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs) では、「目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する」において「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減する」と目標設定されています。

国においては、令和元 (2019) 年 10 月施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食ロス法」という。)において、国、地方自治体、消費者、事業者などの各主体の責務が明記されるとともに、国民運動として食品ロス削減に取り組むことが定められました。

千代田区は江戸時代から日本の政治・経済・文化の中心地として発展してきました。6 万 8 千人以上の区民が暮らし、90 万人以上の昼間人口 (令和 2 年国勢調査) が集う本区内には、飲食店、ホテル、食品販売店など食品関連産業も多く集積しており、日々膨大な食品ロスが発生しています。

こうした状況を踏まえ、区民・事業者・行政が一体となって食品ロス削減の取組を進めることにより、廃棄物の削減と気候変動問題の解決に資するため、「千代田区食品ロス削減推進計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画期間

令和 6 (2024) 年度から令和 12 (2030) 年度^{*1}までの 7 年間を計画期間^{*2}とします。

※1 SDGs (持続可能な開発目標) 及び国の食品ロス削減基本方針、東京都食品ロス削減推進計画との整合性を考慮して設定するものです。

※2 社会情勢の変化、関係法制度の動向等を踏まえ、計画期間中の見直しを検討します。

¹ 国連食糧農業機関 (FAO) 「世界の食料ロスと食料廃棄 (2011)」

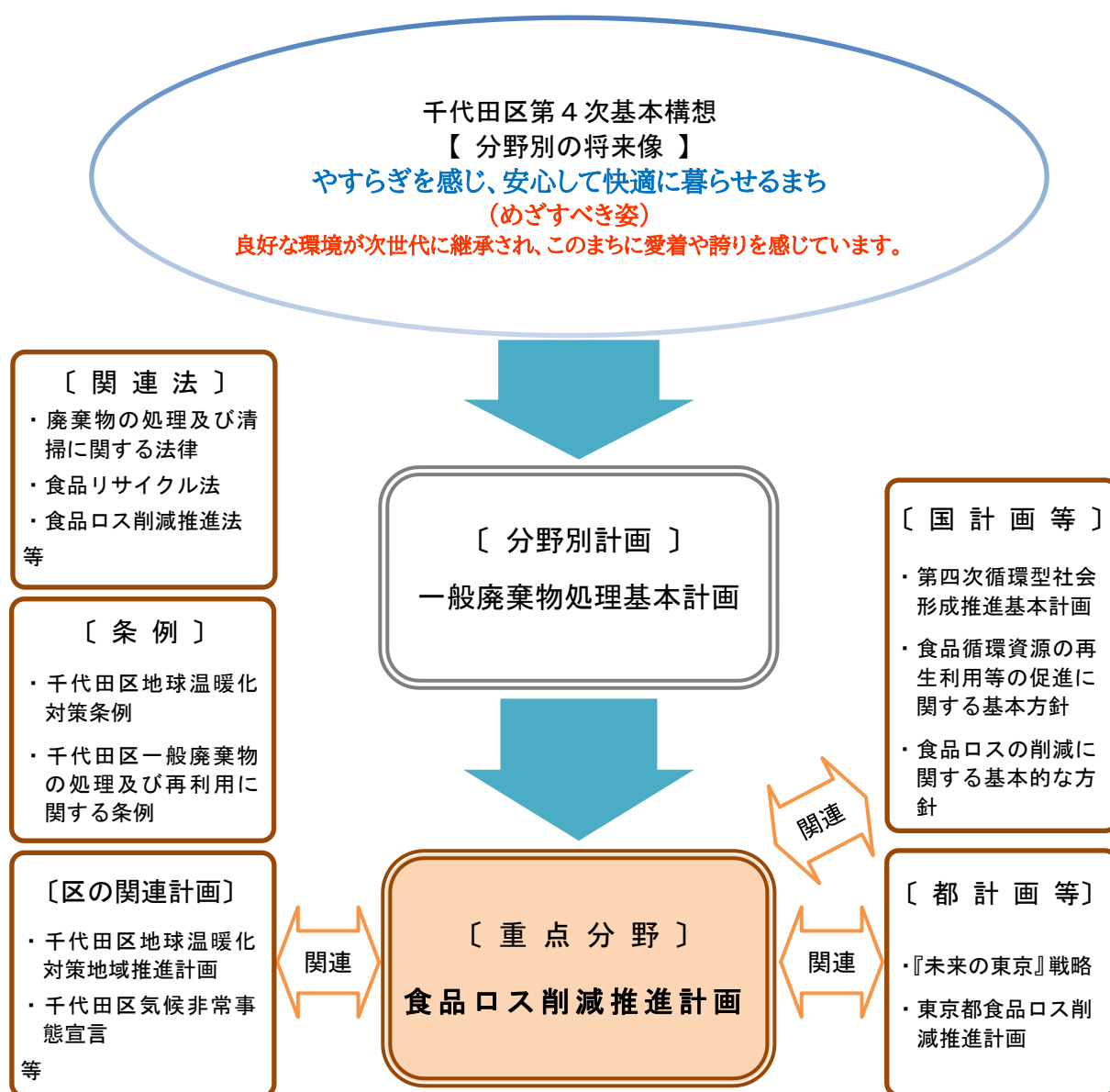
² 国連食糧農業機関 (FAO) 「The STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD (2022)」

3 計画の位置付け

本計画は、食ロス法第 13 条第 1 項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として位置付けられ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条に基づく「千代田区一般廃棄物処理基本計画」との整合を図るものとします。

また、本計画の推進により、令和 3（2021）年 11 月に区が表明した「千代田区気候非常事態宣言」に掲げた令和 32（2050）年までに CO₂ 排出量実施ゼロを目指す「2050 ゼロカーボンちよだ」の実現に資するものとします。

図表 1 計画の位置付け



4 SDGs の視点

SDGs とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称です。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 カ国が平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年の 15 年間で達成するために掲げられた目標です。その内容は、地球環境を守りつつ、誰一人取り残すことなく、人々の暮らしを豊かにするような開発を目指すもので、17 の目標、169 のターゲットから構成されています。




食品ロスの発生は、生産・加工・運搬・廃棄に本来発生させる必要のなかったエネルギーの消費や温室効果ガスの発生、新たな埋め立て処分スペースの需要など、環境問題に大きくかかわっています。

また、食品を廃棄することは、単にその食品を廃棄するにとどまりません。食べられるように加工し、スーパーやコンビニエンスストアに運ぶにも多くの人手とエネルギーが使われています。食品を廃棄することは、それらの経済活動を丸ごと無駄にしていることとなります (経済的損失)。

さらに、廃棄される食品ロスに費やされた資源を他の用途に振り向けたら、どれだけの社会的課題が解決されるのでしょうか。食品を廃棄することは、得られたはずの利益を得られずに、結果として損失を発生させることにつながります (社会の機会損失)。

目標 12 は、食品廃棄の削減目標を掲げています。

12 つくる責任
つかう責任


目標 12 つくる責任 つかう責任
〈持続可能な消費と生産のパターンの確保〉
(ターゲット 12.3)
2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。

コラム～食品ロスと地球温暖化～

「食品」は人間にとって欠かせないものであり、その生産や加工、流通、販売、消費、廃棄といった「食品システム」は人間社会の主要活動の 1 つです。

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) によると、平成 22 (2010) 年から平成 28 (2016) 年の間に世界で排出された温室効果ガスの内、「食料システム」によるものが 21～37%にのぼると推定されています (IPCC「土地関係特別報告書」2019)。

さらに世界では、食糧生産量の 3 分の 1 にあたる量 (約 13 億トン) が毎年廃棄されています。

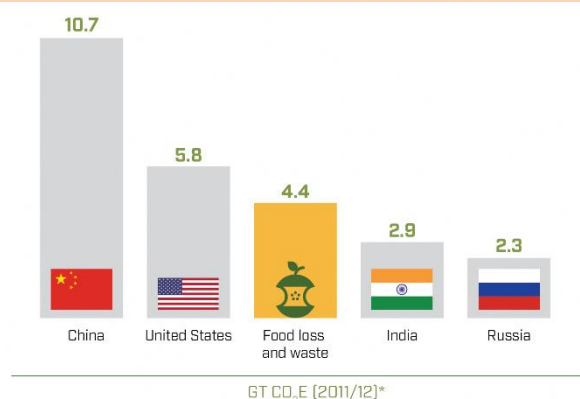
こうしたことから、「食品ロス」の発生・廃棄によって排出される温室効果ガスは、全世界の発生量の 8～10%、と IPCC では推定しています。

環境 NPO である世界資源研究所 (WRI) は、平成 23 (2011) 年から平成 24 (2012) 年の食品ロスに由来する温室効果ガスの発生量をデータとしてまとめました。

それによると、食品ロスによる温室効果ガス排出量は約 44 億トン、これを 1 つの国と仮定すれば、中国・アメリカに次ぐ世界第 3 位の温室効果ガス排出国になる、ということです。

日頃から食品ロスを出さないよう行動することは、地球規模の気候危機を回避するための第一歩となります。

もし世界中の食品ロスがひとつの国だとすれば、世界第 3 位の温室効果ガス排出国になる。



* Figures reflect all six anthropogenic greenhouse gas emissions, including those from land use, land-use change, and forestry (LULUCF). Country data is for 2012 while the food loss and waste data is for 2011 (the most recent data available). To avoid double counting, the food loss and waste emissions figure should not be added to the country figures.

Source: CAIT, 2015; FAO, 2015. Food wastage footprint & climate change. Rome: FAO.

www.FLWprotocol.org



出典 : World Resources Institute (WPI)

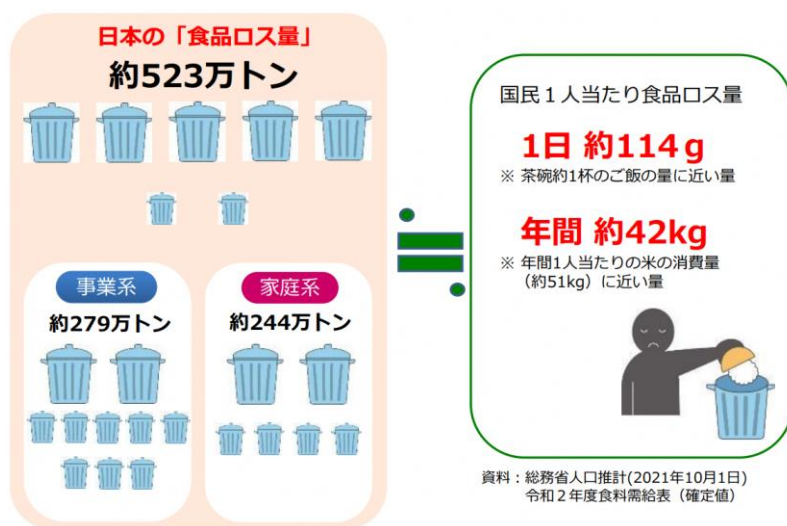
2. 食品ロスの現状と課題

2.1 国の現況

国内の食品ロス発生量は、令和3（2021）年度で約523万トンと推計されています（図表2）。内訳は家庭系食品ロス量が約244万トン、事業系食品ロス量が約279万トンとなっています。図表3は事業系食品ロスの内訳で、食品卸・小売業、外食産業では発生する食品廃棄物等の50%以上が食品ロスであると推定されています。

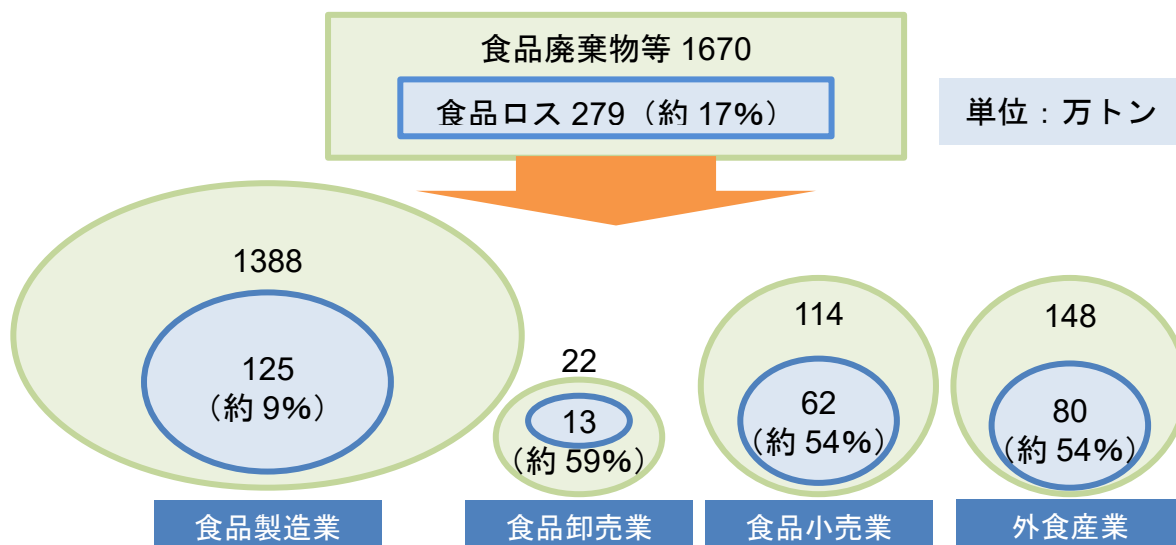
国民1人あたりの食品ロス量は1日約114グラム、年間では約42キログラムで、年間1人あたりの米の消費量（約51キログラム）に近い量となっています。

図表2 国内の食品ロス発生量（令和3（2021）年度）



資料：農林水産省

図表3 事業系食品ロスの内訳（令和3（2021）年度）



※農水省資料から作成

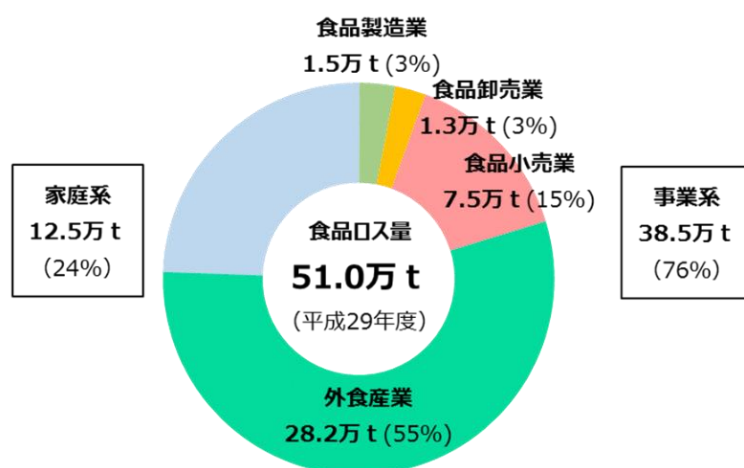
なお国では、SDGsの目標を踏まえ、循環型社会形成推進基本計画及び食品リサイクル法基本方針において、食品関連事業者及び家庭から排出される食品ロスについて、共に平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに半減させることとしています。

2.2 東京都の現況

平成29（2017）年度の都内の食品ロス量は約51万tと推計されています。内訳は家庭系食品ロス量が約12.5万t、事業系食品ロス量が38.5万tです。国全体の推計に比べ、事業系食品ロスの割合が76%と高くなっています。

都では、令和3（2021）年3月策定の「東京都食品ロス削減推進計画」において、「2030年目標として食品ロス半減（2000年度対比）」を掲げています。

図表4 都内の食品ロス量（平成29（2017）年度）



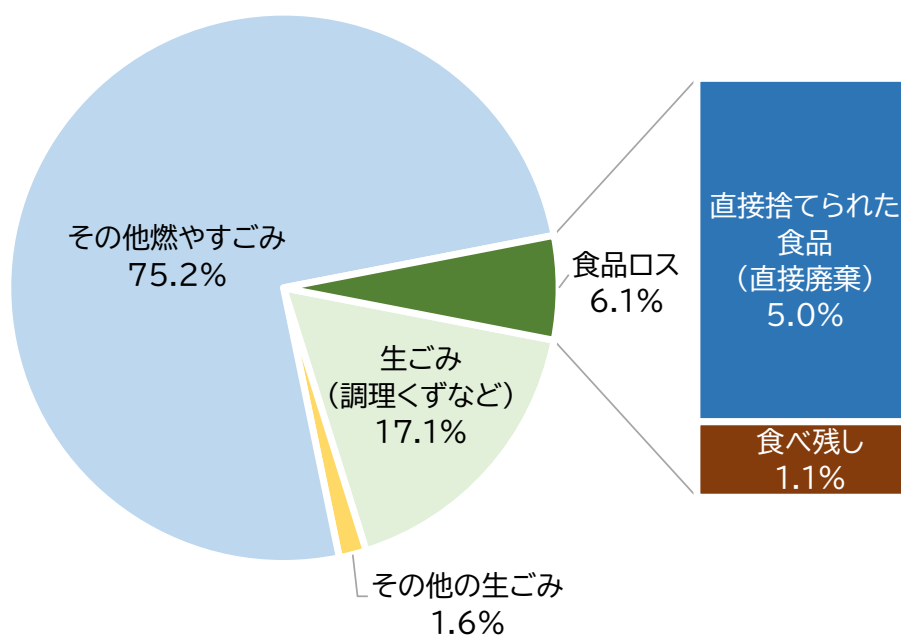
資料：東京都食品ロス削減推進計画

2.3 千代田区の現況

(1) 家庭系食品ロス

令和 5（2023）年度の家庭系可燃ごみ組成分析調査の結果では、可燃ごみに占める食品ロスの割合は 6.1%となっています。その内訳は、消費期限切れ等で直接捨てられた食品（直接廃棄）が 5.0%、食べ残しが 1.1%です。

図表 5 家庭系可燃ごみの組成分析調査結果（令和 5（2023）年度）



令和 4（2022）年度の可燃ごみ収集量は 14,112 トンで、その内の家庭系可燃ごみ収集量は 8,500 トンと推定されます（排出実態調査に基づく）。家庭系可燃ごみ収集量に食品ロス組成比率 6.1%を乗ずると、令和 4（2022）年度の家庭系食品ロス発生量は、520 トンと推定されます。

区民 1 人 1 日あたりに換算すると 21.0g/人日であり、これは区民 1 人が 1 日にミニトマト（約 20 グラム）1 個を廃棄していることに相当します。

図表 6 家庭系食品ロス量の推計（令和 4（2022）年度）

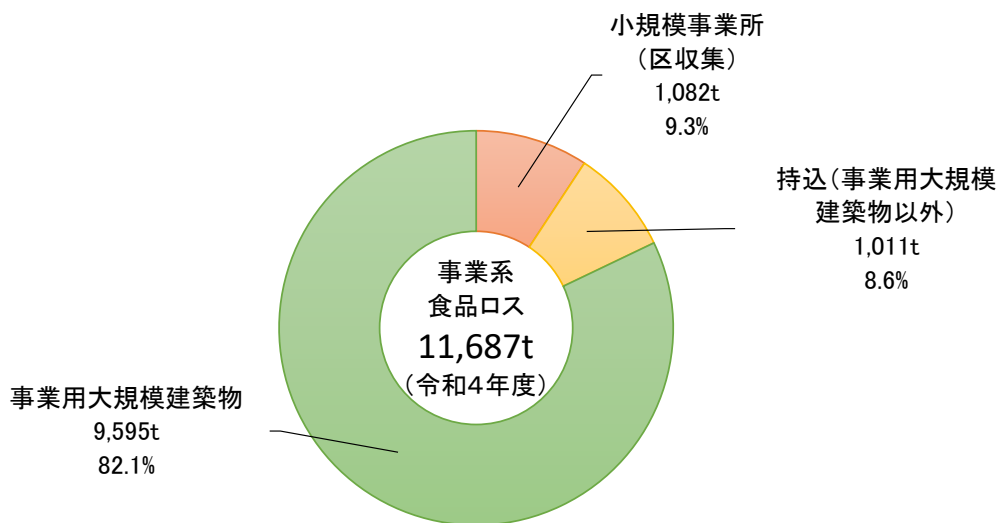
令和 4（2022）年度 家庭系可燃ごみ量 8,500 トン	×	可燃ごみ中の 食品ロス割合 6.1%	=	家庭系食品ロス発生量 約 520 トン (区民 1 人 1 日あたり約 21g)
--------------------------------------	---	--------------------------	---	--

(2) 事業系食品ロス

事業系食品ロスについては、事業用大規模建築物の再利用計画書の実績報告、及び大規模建築物及び小規模事業者に対するアンケート調査から推定しました。

令和4（2022）年度の事業系食品ロスの排出量は11,687トンと推定され、その82.1%が事業用大規模建築物（オフィスビルにおける飲食店、ホテル、店舗ビル等）からの排出となっています。

図表 7 事業系食品ロス量の推計（令和4（2022）年度）



※事業系食品ロス量の推計について

区の事業系食品ロス量の推定方法は以下のとおりです。

A 小規模事業所

区の可燃ごみ収集に排出している小規模事業者に対するアンケート調査より、食品卸・小売業、飲食サービス・宿泊業、持ち帰り・宅配サービス業の従業員1人あたりの食品ロス排出量を推定し、これに令和3年経済センサス活動調査による従業者規模5人未満の事業所の従業者数を掛け合わせて算出しました。

B 事業用大規模建築物

事業用大規模建築物の再利用計画書の令和4（2022）年度実績報告より、オフィスビル、ホテル・結婚式場、店舗ビルその他の生ごみ排出量を集計し、これに事業用大規模建築物に対するアンケート調査から得られた生ごみ中の食品ロス比率を乗じて算出しました。

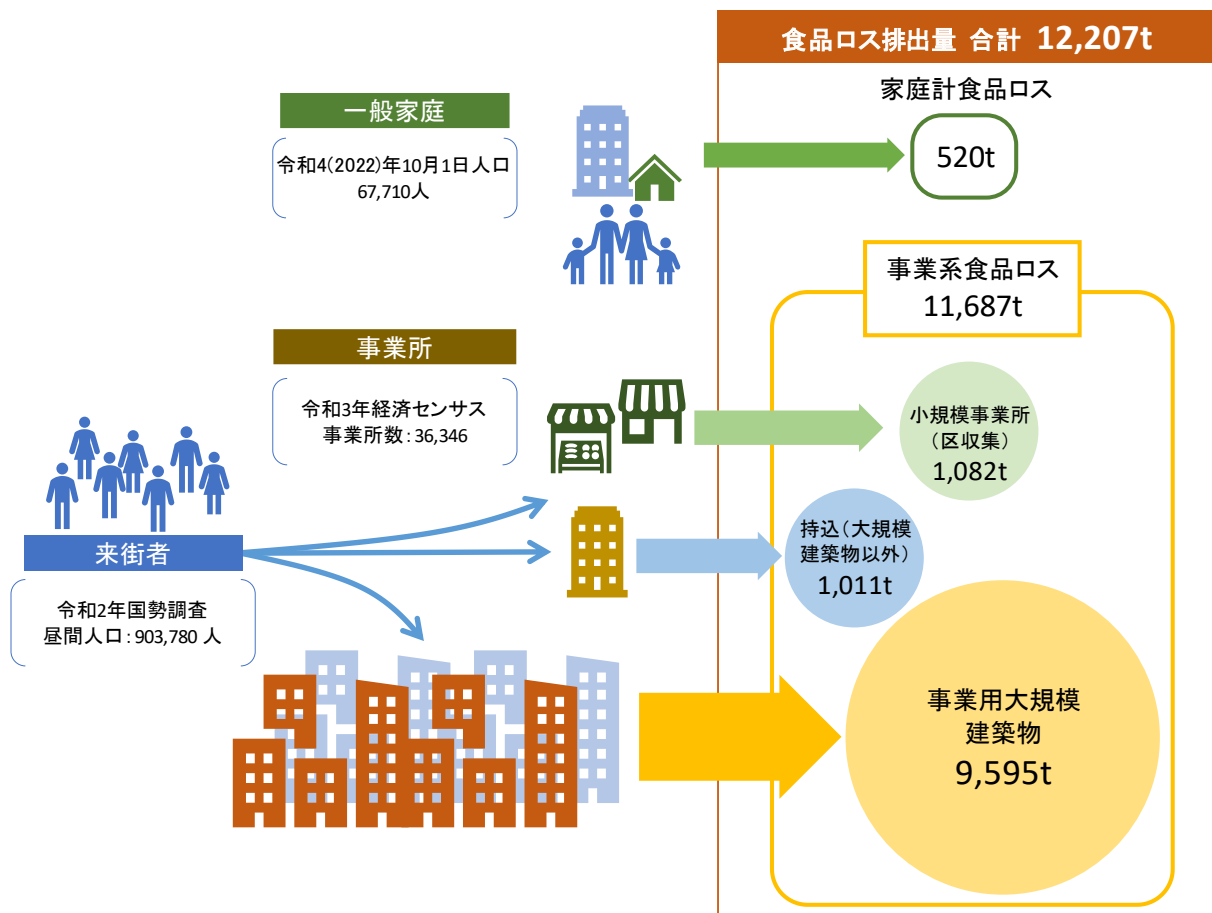
C 事業用大規模建築物以外の持込ごみ

事業用大規模建築物の食品ロス推計結果を準用し、事業用大規模建築物以外の持込ごみ量に、事業用大規模建築物のごみ排出量に占める食品ロス排出割合を乗じて算出しました。

(3) 区内の食品ロス排出量

(1) の家庭系食品ロス及び (2) の事業系食品ロス量を合わせると、区内の家庭系・事業系食品ロス量は約 12,207 トン、その内の約 96%が事業系の食品ロスと推計されます。

図表 8 区内食品ロス量の推計結果（令和 4（2022）年度）



(4) 区における食品ロス削減の取組

①フードドライブの実施

フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、必要としている団体に寄付する活動のことです。

本区では、清掃事務所職員が直接地域に出向き、ごみの排出・分別方法等に関する相談を行う「あおぞら相談」において、園芸土や古布の回収とともにフードドライブを実施しています。令和4（2022）年度は3回の「あおぞら相談」を実施しています。

また、令和5年10月からは区内施設15拠点に常設の窓口を設置し、通年でフードドライブを実施しています。



あおぞら相談におけるフードドライブ実施

②事業用建築物の排出指導

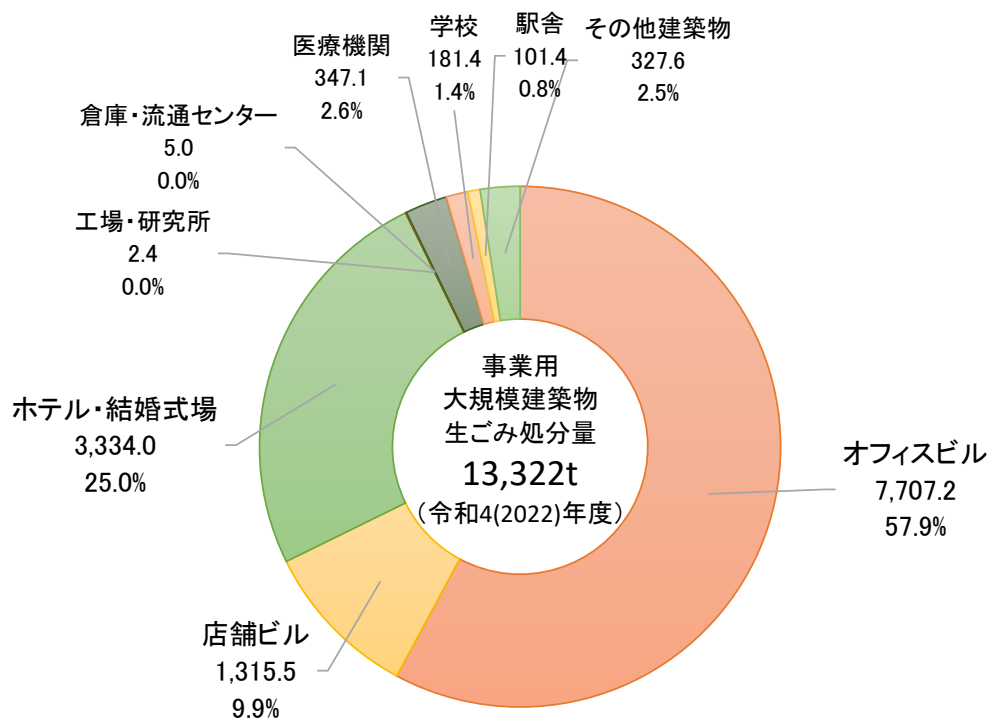
区では、延べ床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物に対し、廃棄物管理責任者の設置や再利用計画書の作成を義務づけ、事業系ごみの適正処理や減量・リサイクルに関する排出指導を実施しています。

なお、事業用大規模建築物の再利用計画書の実績報告集計によると、令和4（2022）年度の区内事業用大規模建築物から発生する厨芥類（食品廃棄物）の量は13,322トンで、その内オフィスビル（7,707トン）が57.9%を占めています。大規模オフィスビルの多くは飲食店街があるため、実質的には飲食店からの生ごみ排出量であると考えられます。次いで多いのはホテル・結婚式場で3,334トン（25.0%）となっています。

図表 9 令和 4（2022）年度事業用大規模建築物 厨芥類の集計

建築物区分	事業所数	発生量(t)	再利用量(t)	処分量(t)	再生利用率(%)
オフィスビル	1,257	10,942.3	3,235.1	7,707.2	29.6%
店舗ビル	56	2,026.2	710.7	1,315.5	35.1%
ホテル・結婚式場	85	4,573.8	1,239.8	3,334.0	27.1%
工場・研究所	4	2.4	0.0	2.4	0.0%
倉庫・流通センター	1	5.0	0.0	5.0	0.0%
医療機関	14	347.1	0.0	347.1	0.0%
学校	73	232.3	50.9	181.4	21.9%
駅舎	30	125.5	24.1	101.4	19.2%
その他建築物	33	477.3	149.7	327.6	31.4%
大規模建築物 計	1,553	18,731.9	5,410.3	13,321.6	28.9%

図表 10 建築物区分別の生ごみ処分量



③ごみ減量の取り組みに対する表彰

区では、事業系ごみの減量や再利用などを積極的に推進した事業用大規模建築物の所有者等に対し、区長表彰を実施しています。表彰対象となった優良廃棄物管理物件の中には、社員食堂において食材使用量予測精度を高めることにより食品ロスを大幅に削減した事例などが含まれています。

④「防災メニューグランプリ」の実施

防災メニュー（災害時に簡単に作ることができ、おいしく栄養管理ができるメニュー）を公募し、その中からグランプリを決定します。備蓄食材などで栄養管理ができるメニューの普及を図り、災害時における区民の栄養管理につなげます。

食品ロス削減の観点から注目されるのが、「ローリングストック」です。

「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。

⑤「地球環境学習のチャレンジ集」の配布

区内在住の小学生を対象に「生きものさがし」、「省エネ・3R」、「節水・環境保全」の3分野を学習する取り組みシートを配布し、提出者には参加賞を提供するなどして、環境問題について自発的に学習する機会の提供を図っています。

「節水・環境保全」において、食べ残しを出さない取り組みにチャレンジします。



防災メニューグランプリのチラシ



地球環境学習のチャレンジ集 表紙

⑥区民向け講座の実施

区消費生活センターが実施する「くらしの広場 de 消費者講座」では、令和4（2022）年11月に実施した講座の中で、「きれいな冷蔵庫でムダなく食材を食べきろう！冷蔵庫整理収納術」と題し、食品ロスを削減するための冷蔵庫整理収納術や調理法、スーパーでの買い物の仕方などを取り上げました。



くらしの広部 de 消費者講座 チラシ

⑦広報

区が配布している「資源とごみの分け方・出し方」の中で、食品ロスの削減を呼びかけるとともに、フードドライブ事業の実施を案内しています。同様に、スマートフォン向けのごみ分別アプリ「分けちよ！」の中でもフードドライブ事業を案内しています。

また、区報（広報千代田）で食品ロスについて取り上げ、フードドライブの案内や食品ロス削減月間の告知等を実施しています。

10月食品ロス削減月間

10月30日食品ロス削減の日

食品ロスとは、買はずり・期限切れ・食べ残し・野菜の皮の過剰除去など、さまざまな理由から、**まだ食べられるのに捨てられてしまう食品**のことです。

SDGsでは「2030年までに世界全体の一人当たりの食糧廃棄を半減させること」を目標に掲げているように、食品ロスの削減は一人ひとりが取り組むべき課題です。

日本の食品ロスの量は年間523万t(令和3年農水省推計値)で、一人当たり、毎日お茶わん一杯分のご飯を捨てています。

令和元年10月1日施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」で、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められています。日本の大切な文化である「もったいない」のこころを大切に、できることから取り組んでみませんか。

問合せ 千代田清掃事務所事業企画担当 ☎03-6260-8506



みんなで食品ロス削減!

- 家庭でできること** 食品は必要なものをこまめに購入・店では、利用予定に合わせて、手前に陳列されている商品から購入・食べられる量を調理・野菜や果物の皮は薄くむいて生ごみを削減
- 販売店ができること** ばら売りや量り売りをを行い、販売量を調節・営業時間終了間際や賞味期限間近に食品の値引き販売
- 飲食店ができること** 小盛りメニューを導入し、食べ残しを減らす

食品ロス削減月間の告知

(広報千代田 令和5（2023）年9月20日号)

2.4 食品ロス削減に向けた課題

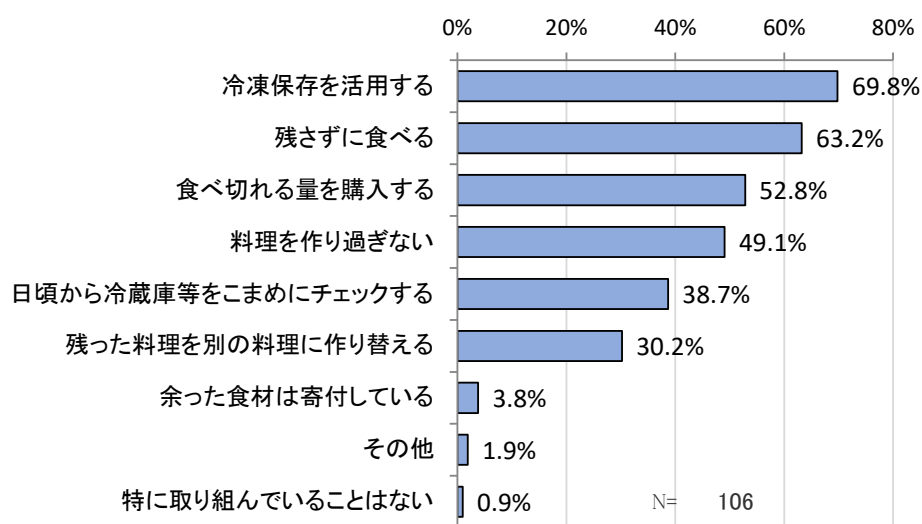
(1) 課題 1：家庭系食品ロスの削減

家庭系食品ロスは、事業系に比べると量的には少ないものの、その多くは賞味期限・消費期限切れなどによる「直接廃棄」（手を付けずにそのまま捨てられる食品）となっています。アンケート調査においても、「日頃から冷蔵庫等をこまめにチェックする」といった行動はやや低い傾向が見られます。食品の適切な管理による食品ロスの削減が求められます。

また、アンケート調査によるとフードドライブへの提供やフードシェアリングサービスの利用といった取組は、まだ認知度が低いものの、「機会があれば利用したい」という意向は高くなっています。フードドライブ受付窓口の拡充など、身近な食品ロス削減の取組の機会を充実させていくことが必要です。

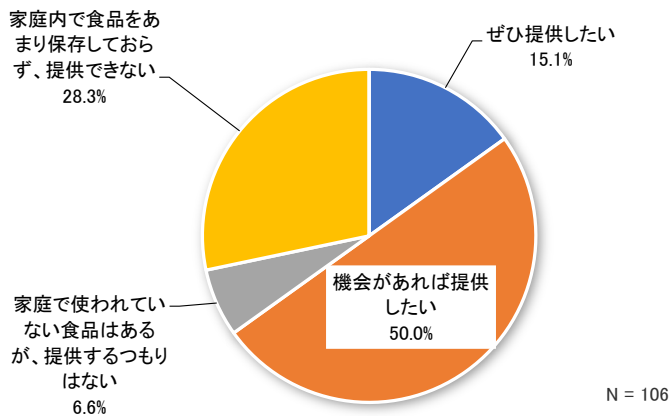
(参考) アンケート調査より

令和 5 (2023) 年 7 月に実施した区民アンケート調査 (有効回答数 106 件) によると、家庭内で実践している食品ロス削減の取組は「冷凍保存を活用する」が最も多く 69.8% となっています。一方、「日頃から冷蔵庫等をこまめにチェックする」は 38.7% とやや実施率が低くなっています。



家庭内における食品ロス削減の取組

また、「フードドライブ事業」について 15.1%が「是非食品を提供したい」、50.0%が「機会があれば提供したい」と回答しています。



身近なところに食品受付窓口があれば食品を提供しますか

(2) 課題 2：事業系食品ロスの削減

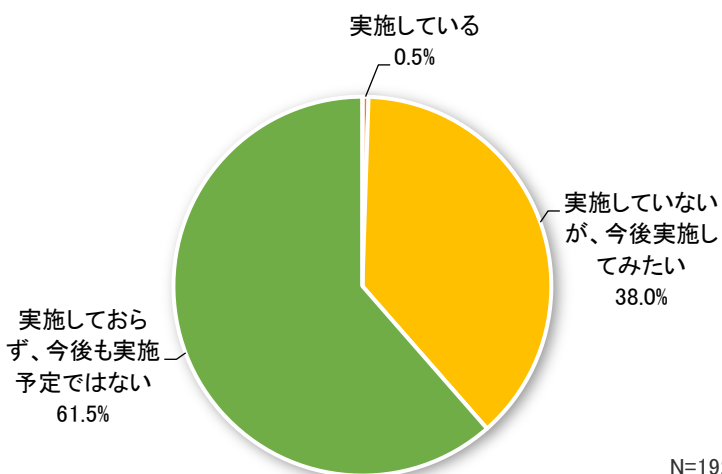
本区は事業系食品ロスの量が圧倒的に多く、区の食品ロス排出量（約 1 万 2 千トン）の 96%程度を占め、飲食店、ホテル・宴会場を中心に排出されています。

アンケート調査によると、個々の店舗では小規模事業所も含め食品ロス削減の取組が一定程度行われているものの、消費者サービスの関係などから実施に踏み切れていない面も伺えます。

フードシェアリングサービスのような新たな取組についても、「実施してみたい」とする意向は一定程度（小規模事業所アンケート調査で 38%）あるものの、実際に導入している割合は低くなっています。

(参考) アンケート調査より

区が令和 5（2023）年 7 月に実施した小規模事業者向けアンケート（有効回答数 210 件）では、フードシェアリングサービスについて 38.0%が「実施していないが、今後実施してみたい」と回答しています。



小売店・飲食店でのフードシェアリングサービスの実施について

(3) 課題3 食品ロスに関する情報発信・コミュニケーション

区内の飲食店やホテルは、多くが事業用大規模建築物に属していますが、建築物の廃棄物管理責任者において個々の店舗の食品ロス量や削減の取組等を把握し切れていない場合があります。

事業用大規模建築物以外の小規模事業者に対しては、食品ロス削減の意義や協力について、どのように情報発信していくかが課題です。

一般家庭において、区民アンケート調査では「賞味期限や消費期限を気にしていない」傾向が見られ、食品ロス削減の意義や具体的な取組手法をどのように伝えていくかが課題です。

3. 食品ロス削減の基本方針

3.1 基本方針

区民・事業者・区の連携・協働で食品ロスを削減し、循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の確立と温室効果ガスの削減を目指します。

千代田区は江戸時代から続く我が国の政治・経済・文化の中心地であり、90万人以上の昼間人口の活動の結果、日々膨大な食品ロスが発生しています。

区民・事業者・区が一体となって食品ロス削減に取り組み、新しい「食品を無駄にしない」事業活動、生活様式を経済・文化として発信することにより、持続可能な社会を支える「循環型経済」（サーキュラー・エコノミー、以下「CE」）の確立に貢献していきます。また、そのことを通じて、温室効果ガスの削減、地球環境危機への対応を進めます。

削減の順序としては、3Rー発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle）の考え方を遵守します。

3.2 各主体の役割

食品ロス削減に向けた区民・事業者・行政の主な役割は以下のとおりです。

(1) 区民の役割

地球環境問題の側面を含む食品ロス問題の重要性を理解・共有し、家庭、学校、職場などの日々の暮らしにおける食品ロス削減に繋がる取り組みを実践します。

（取組例）

- 使い切れる分だけ食品を購入する。
- 「てまえ取り」「見切り品の購入」を適宜行い、食品販売店における食品ロス削減に協力する。
- 消費期限・賞味期限の違いを理解し、冷蔵庫等における食品の在庫管理を適切に行う。
- 食べられる部分はできる限り無駄にしない調理を実践する。
- 外食時に適量を注文し、料理を食べきる。
- 宴会・会食等において食べ残しのないよう互いに呼びかけあい、注意を行う。

- フードドライブを利用して食品ロスになる可能性のある食品の有効利用を図る。

(2) 事業者の役割

社会的な責任として食品ロス問題の重要性に対する理解を深め、サプライチェーン全体で発生する食品ロスを把握するとともに、事業活動における食品ロス削減に繋がる取り組みや食品リサイクルを実践します。

(取組例)

- 生産・流通・販売段階での食品の適正管理・鮮度保持に努める。
- 納品・販売期限の見直しによる期限切れの食品返品削減に努める。
- 需要予測の精度を高め、余剰が出ない販売に努める。
- 賞味期限・消費期限が近い食品を購入するよう消費者に促す取り組み（てまえどり・値引き・ポイント付与など）を行う。
- 小分け販売や少量販売など消費者が食べ切りやすい工夫を行う。
- 消費者の自己責任を前提に、可能な範囲で持ち帰り容器による残った料理の持ち帰り（ドギーバッグ）を行う。
- フードバンクの利用により余った食材の有効利用を行う。
- 従業員への社内教育等を通じ食品ロス削減の取り組みを呼びかける。

(3) 区の役割

区は率先して食品ロスの削減に向けた取り組みを実践するとともに、区民・事業者の取り組みに対する積極的な支援を進め、主体間の連携・情報共有を進めるためのコーディネータとしての役割を果たします。

また、区内における食品ロス発生実態等について定期的に把握します。

(取組例)

- 食品ロス削減の取組を率先的に実行する。
- 食品ロス削減に関する情報発信、普及啓発を行う。
- 区民・事業者の取組を支援し、主体間の連携を図る。
- 区内の食品ロスの発生実態について把握する。

3.3 食品ロスの削減目標等

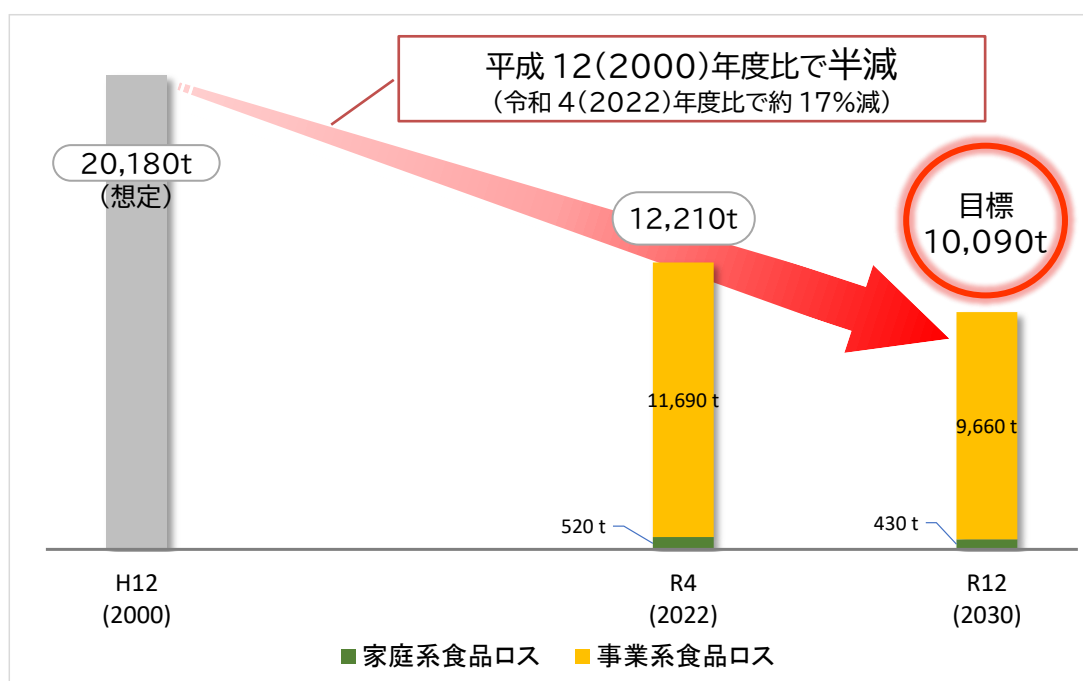
本計画における計画目標は以下のとおりです。

食品ロスの削減目標

令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で食品ロス量を半減します。

令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で食品ロスを半減させ、10,090 トンとすることを目標とします。令和 4（2022）年度の食品ロス量 12,210 トンからは 2,120 トン（約 17%）の削減となります。

図表 11 食品ロス削減目標



【目標設定の考え方】

国は、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30（2018）年 6 月閣議決定）、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元（2019）年 7 月公表）において、共に平成 12（2000）年度比で令和 12（2030）年度までに食品ロス量を半減させる目標を設定しました。東京都も同様に、「東京都食品ロス削減推進計画」（令和 3（2021）年 3 月公表）において「2030 年食品ロス半減（2000 年度比）」を掲げています。

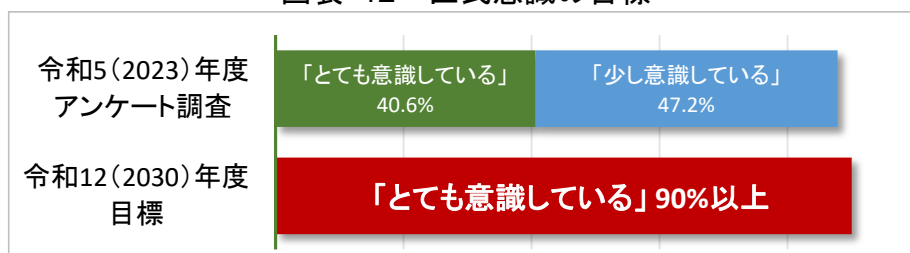
そこで、都における平成 12（2000）年度の食品ロス発生量（約 76 万トン）から本区分を 20,180 トンと想定し、ここから半減した 10,090 トンを令和 12（2030）年度までに目指す本区の食品ロス量としました。

区民意識の目標

食品ロスを「とても意識している」区民の割合を90%以上とすることを目指します。

区民を対象とした意識調査（令和5（2023）年度アンケート調査）では、食品ロスのことを「とても意識している」は40.6%、「少し意識している」は47.2%でした（計87.8%）。令和12（2030）年度までに食品ロスを「とても意識している」が90%以上となるよう意識醸成を図ります。

図表 12 区民意識の目標



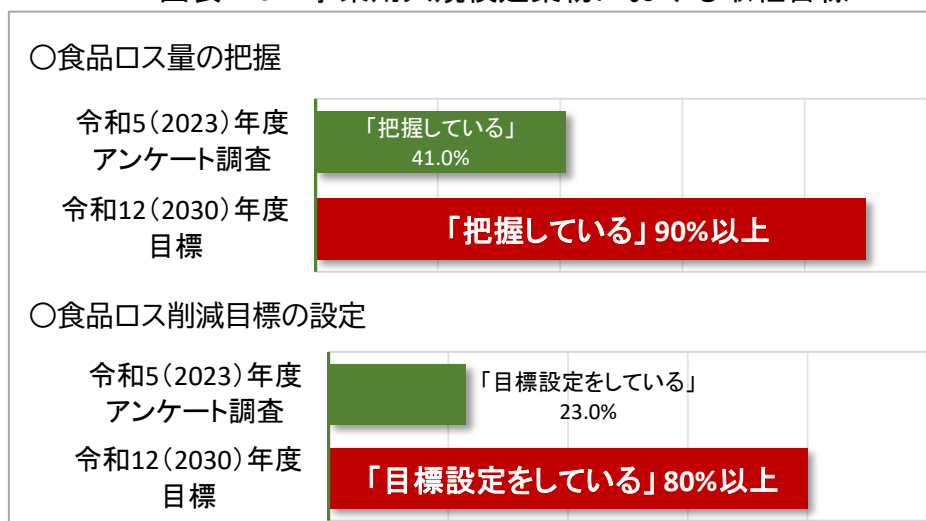
事業用大規模建築物における取組目標

事業用大規模建築物において以下の取組がなされることを目指します。

- 食品ロス量を把握している割合 : 90%以上
- 食品ロス削減目標を設定している割合 : 80%以上

事業用大規模建築物を対象とした令和5（2023）年度アンケート調査では、食品ロス量を把握している割合は41.0%でした。再利用計画書において90%以上となるよう指導します。同様に、食品ロス削減目標を設定している割合は令和5（2023）年度アンケート調査では23.0%でしたが、再利用計画書において80%以上となるよう指導します。

図表 13 事業用大規模建築物における取組目標



コラム～食品ロス削減による CO₂ 削減効果は 975 トン～

二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの増加によって世界各地で異常気象が頻発し、いまや「気候危機」と言われるまでになっています。

生鮮食品や加工食品が消費者の手元に届くまでには、生産・加工・販売、それらをつなぐ輸送の流れがあり、それぞれの過程でエネルギーが消費され、CO₂が排出されています。つまり、食品ロスが多いということは、それだけ資源やエネルギーの無駄が多いということです。

本計画では令和 12（2030）年度に現在よりも年間 2,120 トンの食品ロスを削減することを目標としています。これは、CO₂換算で約 975 トンの削減効果となります。（※）。

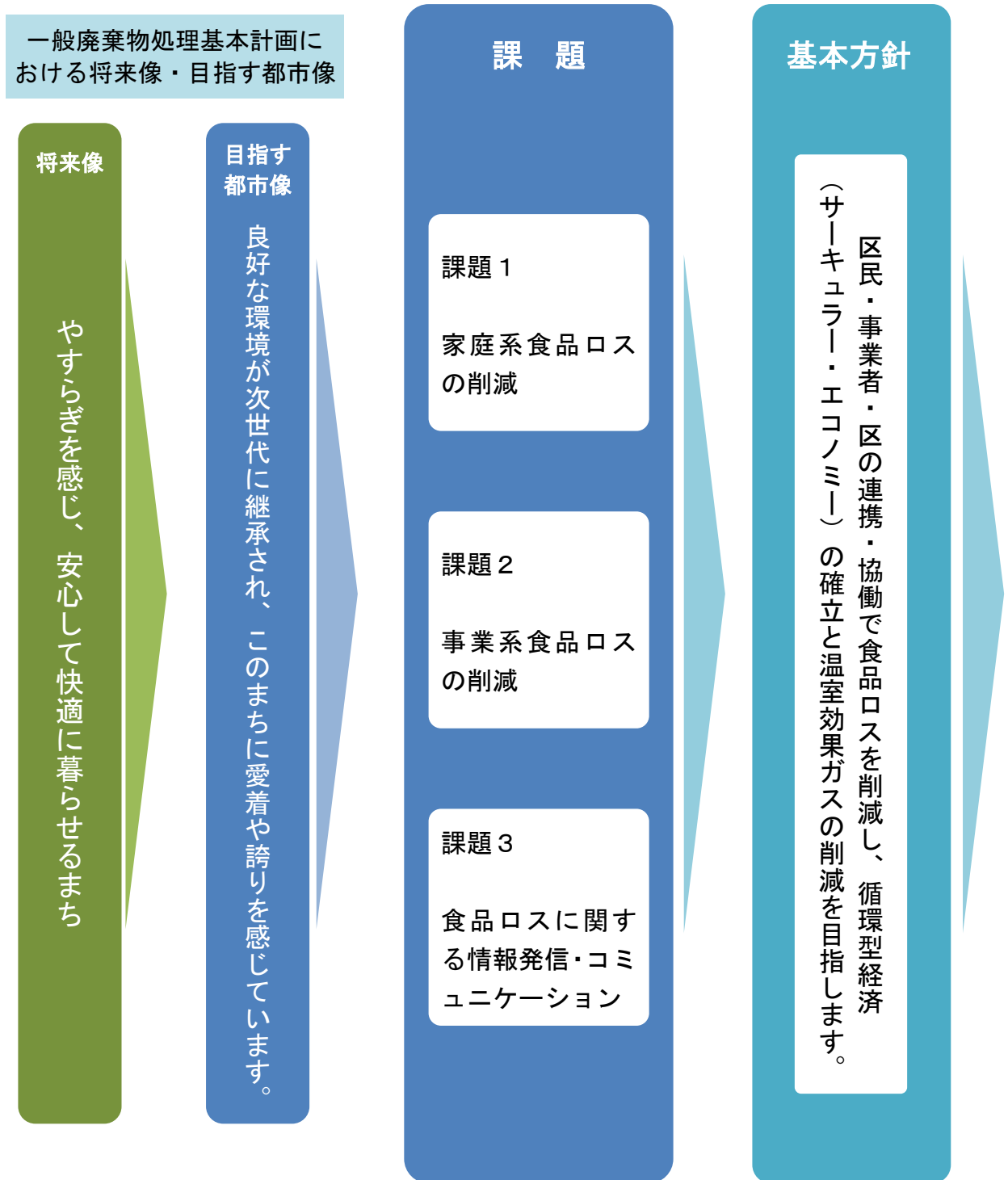


※食品ロス 1 トン当たりの CO₂ 排出量を 0.46t-CO₂/t として計算。
国の「地球温暖化対策計画」（令和 3（2021）年 10 月 22 日閣議決定）による。

3.4 施策体系

本計画の施策体系を下図に示します。

図表 14 施策体系図



食品ロスの削減目標等 【令和 12（2030）年度】

食品ロスの削減目標

食品ロス排出量：
約 10,090 トン

平成 12（2000）年
度から半減

区民意識の目標

食品ロスを「とても意識している」区民の割合：
90%以上

事業用大規模建築物における取組目標

食品ロス量を把握している割合：
90%以上

食品ロス削減目標を設定している割合：
80%以上

目標達成のための施策

項目	内容
1 家庭系食品ロスの削減	(1)環境教育・環境学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①学校教育における取組の推進 ②生涯学習における取組の推進 ③消費者教育における取組の推進
	(2)家庭に向けた情報発信の取組 <ul style="list-style-type: none"> ①食品ロス削減推進月間キャンペーンの実施 ②食品ロス削減レシピ・防災メニューの普及啓発
	(3)フードドライブの拡充とフードパントリーの設置
	(4)千代田区型コンポスト制度の導入
2 事業系食品ロスの削減	(1)事業用大規模建築物の排出指導の促進 <ul style="list-style-type: none"> ①事業用大規模建築物の排出指導の強化 ②食ロス削減優良事業所表彰制度の創設
	(2)小規模事業者への排出指導の促進
	(3)「食品ロス削減協力店」登録制度の導入
	(4)フードシェアリングサービスの導入
	(5)食品ロス自動販売機の設置の検討
	(6)事業者と連携した食ロス削減の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①需要予測 AI を活用した食品ロス削減の取組への支援 ②先進的モデルプロジェクトの実施
3 区の先進事例取組と研究	(1)区の優先的取組 <ul style="list-style-type: none"> ①防災備蓄食品の有効利用 ②給食残さのリサイクル
	(2)区の先進事例研究 <ul style="list-style-type: none"> ①「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加 ②「千代田学」との連携 ③NPO・ボランティア・民間法人との協働・連携 ④食品ロス削減推進フォーラムの開催

4. 削減目標達成のための施策

4.1 家庭系食品ロスの削減

(1) 環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習の取り組みを通じ、食品ロス問題と地球環境問題との関係、食品ロス削減の重要性、日々の暮らしにおける実践方法等について理解を深めます。

①学校教育における取組の推進

教育委員会との連携の下、食品ロス削減に関する副教材を提供し、食品ロス量を計測する習慣の育成を図るなど、学校教育における食品ロス問題の学びを支援します。食品ロス削減月間においては、区内小中学校に呼びかけ、食品ロス削減に関する絵画展や作文コンクール等を実施し、自発的な学びの場の提供を図ります。

②生涯学習における取組の推進

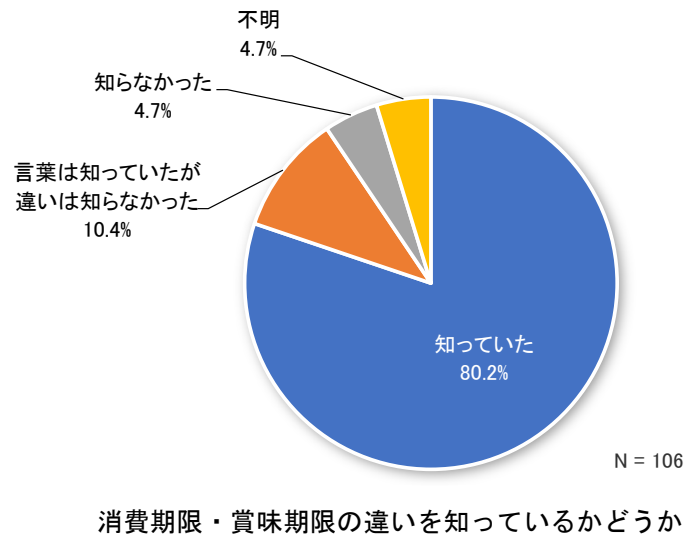
出前講座「ほりばた塾」は、区の職員が区民のもとへ直接出向き、行政の取組について情報提供を図る仕組みです。「ほりばた塾」の学習メニューに「食品ロス」を取り入れ、食品ロスについて学習する機会の提供を図ります。

③消費者教育における取組の推進

消費生活センターは、暮らしに役立つ身近な題材をテーマとした消費者講座や、消費者トラブルやその未然防止についての情報を提供する出前講座を実施しています。今後、消費生活センターとの連携の下、食品納入をめぐる事業者間の商慣習など、食品ロスが発生しやすい社会的課題についての情報を提供していきます。

(参考) アンケート調査より

令和 5 (2023) 年 7 月に実施した区民アンケート調査 (有効回答数 106 件) によると、消費期限・賞味期限の違いを「知っていた」とする回答は約 80%となっています。



(2) 家庭に向けた情報発信の取組

各種媒体による広報・普及啓発やキャンペーンの実施により、食品ロス削減の意義に対する理解の深化と具体的な削減行動の促進を図ります。

①食品ロス削減月間キャンペーンの実施

食品ロス削減の先進的な取り組みを行う事業者と連携し、毎年 10 月の「食品ロス削減月間」に食品ロス削減の普及・啓発キャンペーンを実施します。また、福祉まつり等、各種イベントでフードドライブを実施し、食品ロス削減に関する意識啓発を進めます。

②食品ロス削減レシピ・防災メニューの普及啓発

家庭で残っている食材を使い切る食品ロスの削減につながります。区のホームページ等で定期的に食品ロス削減レシピを掲載し、身近な所から始められる食品ロスの取組を支援します。

防災メニューは、災害時に作ることができ、おいしく栄養管理ができるメニューです。家庭に常備されていることが多い備蓄食品 (ローリングストック) を活用してつくるメニューの普及を図ります。

(3) フードドライブの拡充とフードパントリーの設置

食品ロス削減として、3Rー発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle）ーの順序で進めることは必須ですが、出さない努力をして、それでも出てしまうものをフードドライブで活用する（3Rのリユースに相当）という取組も効果的です。

区では、これまでもイベントにあわせてフードドライブを随時実施してきましたが、今後、これまでの取組に加えて、区内に複数拠点に窓口を常時設置し、フードドライブを通年で実施していきます。

また、フードドライブで集まった食品の活用として、食品支援を必要な家庭が受けられるフードパントリーの設置について検討します。

(4) 千代田区型コンポスト制度の導入

食品ロスとは、まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことですが、消費期限を過ぎるなど、やむを得ず廃棄されるに至ることもあります。家庭用生ごみ処理機によって、食品廃棄物を乾燥、生物分解等をして堆肥に活用することは、生ごみの減量につながります。

区では、家庭で処理する生ごみ処理機の購入を助成し、燃やさず、環境にやさしい生ごみの減量を進めていますが、今後、千代田の都心特有の生活環境に配慮したコンポスト（生ごみを堆肥化するための道具）を活用する仕組みを導入します。

4.2 事業系食品ロスの削減

(1) 事業用大規模建築物の排出指導の促進

大手町・丸の内・有楽町地区をはじめとして、区内には大企業の本社ビルが集中し、そこでの活動から発生する廃棄物の処理が課題です。

区内から発生する廃棄物の約9割が事業系であることから、区では、延べ床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に立ち入り検査を行い、ごみの減量や適正処理の指導・助言をしています。今後、この取組の中で、食品ロスの項目における排出指導を徹底強化していきます。

①事業用大規模建築物の排出指導の強化

食品関連事業者の入る事業用大規模建築物に対し、再利用計画書を利用した食品ロス発生状況の把握を促すとともに、チェックリスト等を用いた削減の取組の状況把握を進めていきます。

また、廃棄物管理責任者への講習や立入指導を通じ、食品関連事業者の入る事業用大規模建築物における食品ロス削減の取り組みを要請します。

②食品ロス削減優良事業所表彰制度の創設

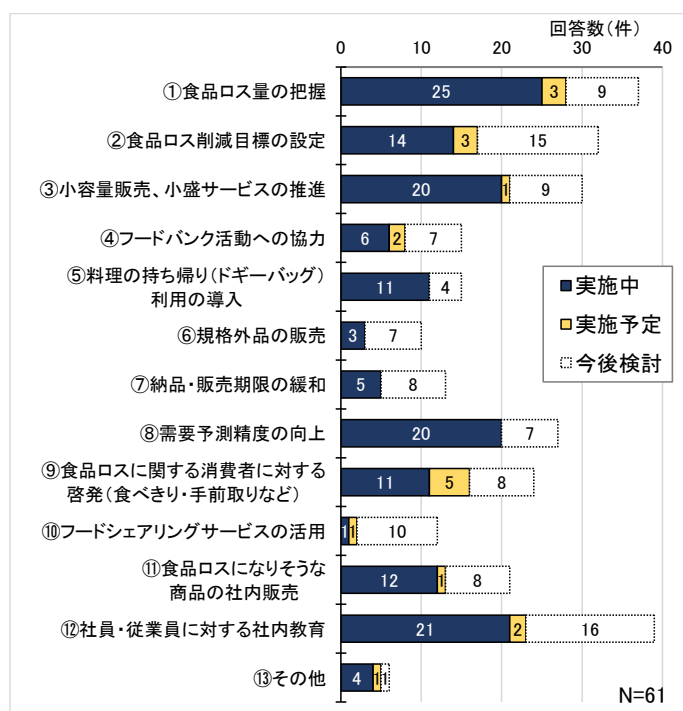
区では、廃棄物の減量及び適正な処理に積極的に取り組み、顕著な成果を上げた事業用大規模建築物の所有者、廃棄物管理責任者等を顕彰することができる優良廃棄物管理者表彰制度を取り入れています。

今後、この取組を拡大し、食品ロスの削減に効果的・先進的な取り組みを実施した事業者を表彰する制度を創設します。

(参考) アンケート調査より

令和5(2023)年7月に実施した事業用大規模建築物向けアンケート(有効回答数61件)では、食品ロス削減の取組について、

- ①食品ロス量の把握(25件)
- ③小容量販売、小盛サービスの推進(20件)
- ⑧需要予測精度の向上(20件)
- ⑫社員・従業員に対する社内教育といった項目が、比較的实施していると回答した建築物が多くなっています。



事業用大規模建築物における食品ロス削減の取組状況

(2) 小規模事業者への排出指導の促進

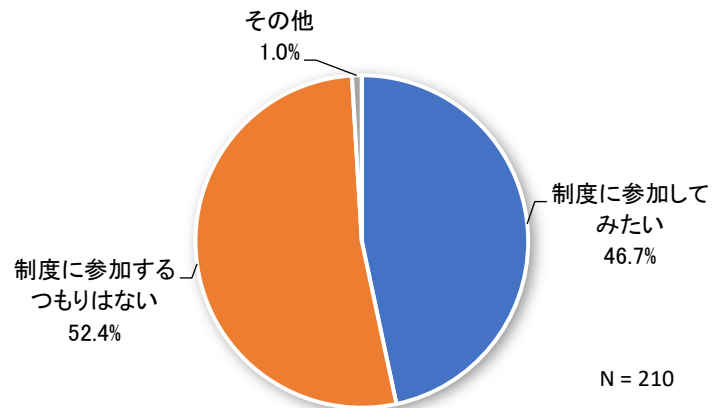
「食品ロス削減協力店」(後記(3)参照)を対象に食品ロス計測チェックシート等の配布を通じて、日常的な取組内容の再考を促すとともに、継続的な計測の姿勢育成を図るなどして、小規模事業者への排出指導を促進します。成績優秀者の区ホームページで公表や、表彰の仕組みの導入等、食品ロス削減のインセンティブの拡大を図ります。

(3) 「食品ロス削減協力店」登録制度の導入

食品ロス削減に積極的に取り組む飲食店等を登録し、区民や来街者に利用を促していくしくみとして、「食品ロス削減協力店」登録制度を導入します。「小盛り」「食べきり呼びかけ」「量り・ばら売り」「期限間近値引」「一人前メニュー」「持ち帰り(ドギーバッグ)」など、多様な選択肢を用意できる区内の協力店を募り、区民や来街者にわかりやすい形で提示し、区内の食品ロス削減活動の取組を推進します。

(参考) アンケート調査より

区が令和5(2023)年7月に実施した小規模事業者向けアンケート(有効回答数210件)では、「食べきり協力店」等の認定制度について、46.7%の事業所が「機会があれば参加したい」と回答しています。



「食べきり協力店」等の認定制度について

(4) フードシェアリングサービスの導入

フードシェアリングとは、売れ残りなどを防ぎたい小売店・飲食店と、食品を求める買物客をスマートフォンのアプリ等を通じてマッチングさせるサービスです。飲食可能であるにもかかわらず、そのままと廃棄されてしまいそうな食料を定価より安く提供・入手できることから、販売者・消費者双方にとってメリットのある仕組みです。

近年、デジタルプラットフォームを活用した食品ロス削減向けサービスが普及しつつある中で、区は、これらのサービス事業者と連携し、食品販売店等と消費者(区民、来街者)をつなぐ機能を導入します。

(5) 食品ロス自動販売機の設置の検討

パッケージ変更、賞味期限間近などの理由で定価販売できなくなった食品を安価に購入できる無人販売機の設置を検討します。設置場所や導入に伴う費用対効果を検証しながら、最適な設置のあり方を検討していきます。

(6) 事業者と連携した食品ロス削減の推進

食品卸・販売店、飲食店、ホテルなど食品関連事業者に対する情報提供を通じ、事業者自らの食品ロス削減の取り組みを促進します。

① 需要予測 AI を活用した食品ロス削減の取組への支援

食品ロスは生産、加工、物流、小売、消費の各段階で発生します。その原因の大きなものが需要と供給のミスマッチであるといわれています。近年、AI 技術

の活用により、販売動向に影響を与える気象情報や販売動向などの様々なデータやノウハウを組み合わせて解析することで、需要予測精度の向上などを実現させている事業者が増えつつあります。こうした動きを踏まえ、食品ロス削減の側面から CE への転換を促すための関係主体への支援を進めます。

②先進的モデルプロジェクトの実施

本区の食品ロスの排出源の大部分を占める事業用大規模建築物を中心に、先進的な取組を促し、普及・拡大を図るためのモデル事業を企画し、参画事業者とともに実施します。

具体的なモデル事業内容は今後検討していくこととしますが、実証試験として位置付け事業効果を検証します。以下はモデルプロジェクトの例です。

- 「飲食店街丸ごと食べきり協力店」
大規模オフィスビルの管理者等と連携し、飲食店街全店舗で共通の「食べきりキャンペーン」等を実施する。
- オフィスビル単位でのフードシェアリングサービスの導入
オフィスビル内の飲食店、食品販売店でのフードシェアリングサービス導入を促し、同時に当該オフィスビル内に勤務する従業員にフードシェアリングの利用を促す。
- 事業者・学生ボランティアと連携した FARM（ファーム）の運営
事業者、学生ボランティア参加型の環境・循環をテーマにした FARM（ファーム）を創設する。地域で排出される廃棄物を有機肥料に変える、その有機肥料を使い野菜を育てる、千代田ブランドを育成するなど、地域単位での CE のモデル構築に向けた実証実験として実施する。

③ホテル等と連携した 3010 運動の推進

区内の大規模ホテル等と連携し、宴会・会食における 3010 運動（宴会等の開始から 30 分と終了 10 分前には席に座って食事を楽しむことを呼びかける運動）を推進します。3R の発生抑制（リデュース Reduce）の考え方に基づく取組になります。

④フードバンク活動情報の提供

食品関連事業者に対する冊子やホームページ等の媒体を用いたフードバンク活動に関する情報提供、事業者からの問い合わせに対するフードバンク活動団体の紹介を行います。

4.3 区の率優先的取組と先進事例研究

(1) 区の率優先的取組

区民・事業者の食品ロス削減の取組を促すため、庁内啓発による職員の意識醸成、防災備蓄食品の有効利用、学校給食残さの削減等に率優先的に取り組めます。

①防災備蓄食品の有効活用

大規模災害が発生したときに必要となるのが、水や食料等の防災備蓄品です。区が備蓄している食品等については、期限を迎える前に回収し、新しいものと入替を行っています。回収した有効期限内の食品等は、防災イベント等で区民等に配付し、防災意識の普及啓発につなげています。有効期限が切れている食品も、家畜の飼料として加工し再利用することで、廃棄処分となる量を極力削減しています。

今後もひきつづき、様々な方法で再活用を行っていきます。

②給食残さのリサイクル

「給食残さ」とは、学校の給食室から出る生ごみや食べ残しなどの廃棄物のことです。教育委員会や調理業務委託業者等と連携し、生ごみとして排出される給食残さのリサイクルを進めます。

(2) 区の先進事例研究

区内外のネットワークを活用して、食品ロスの課題解決の先進的事例について情報収集を行い、今後の施策展開について活用していきます。

①「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会とは、その趣旨に賛同する地方公共団体により、全国で「食べきり運動」等を推進し、3R（リデュース Reduce、リユース Reuse、リサイクル Recycle）を推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設立されたネットワークです。

区は、今後、この取組に参加し、他自治体の先進的な事例に学びつつ、効率的・効果的な食品ロス削減の取組を推進します。

②「千代田学」との連携

千代田学とは、区との連携協力協定を締結している、区内 12 大学及び千代田区専修学校各種学校協会加盟の学校が、区に関わる様々な事業の調査・研究を行うもので、学校からの提案を受け、区が採択した提案事業の経費を区が補助する制度です。

区では、区内で発生する食品ロスの削減を区の喫緊の課題として捉え、区内に立地する専門性の高い教育・研究機関と連携して、課題解決に向けた取組を推進します。

③NPO・ボランティア・民間法人との協働・連携

区では、区民のニーズにきめ細かく対応するため、区民の身近なところで活動する NPO やボランティア団体から政策の提案を募集しています。また、その他の民間法人から、その有する知識、経験及び技術を活かした地域課題等の解決に向けた提案も受け付けています。

区は、食品ロスの削減が持続可能な地域社会の形成に不可欠のテーマとして捉え、NPO・ボランティア・民間法人との協働・連携して、課題解決に向けた取組を推進します。

④食品ロス削減推進フォーラムの開催

千代田区における「食品ロス削減推進計画」の策定を記念して、区民、事業者、区が一体となって、食品ロス削減推進フォーラムを開催します。実施にあたっては、事業者や学生から食品ロスに関する事業企画案を提案させ、それを基に地域特性に配慮した施策の具体化を図ります。

5. 計画の推進体制

本計画の施策・事業については、千代田区における食品ロスの現状を把握し、食品ロスの削減を総合的に推進するために設置した「千代田区食品ロス削減施策の推進に係る庁内検討会」を通じて組織横断的に連携しながら、推進します。

6. 計画の進捗管理手法

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施します。

また、「地球温暖化対策推進懇談会」や「一般廃棄物減量等推進審議会」、「みらいくる会議」において、専門的な知見を有する学識経験者や事業者、区民から意見を聴取し、脱炭素・温室効果ガスの削減の観点を反映させつつ、進捗管理を行います。

さらには、毎年提出される大規模建築物再利用計画書や定期的実施するごみ・資源組成分析調査を活用し、区内で発生する食品ロスの発生状況を把握していきます。

用語集

カギ括弧 [] 内は初出ページです。

A～Z	
AI(エー・アイ) [p.29]	人工知能のこと。Artificial Intelligence の略。
CE(サーキュラー・エコノミー) [p.17]	Circular Economy の略。 →循環型経済
FARM(ファーム)[p.30]	農場・農園のこと。
IPCC(アイ・ピー・シー・シー) [p.4]	Intergovernmental Panel on Climate Change の略で、「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれる。1988 年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織で、各国政府の気候変動に関する政策に対して、科学的なサポートを実施している。
NPO(エヌ・ピー・オー) [p.32]	Non-Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行う非営利団体のこと。
SDGs(エス・ディー・ジーズ) [p.1]	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。 →持続可能な開発目標
あ行	
温室効果ガス [p.1]	太陽の熱を蓄える効果を持った気体のこと。二酸化炭素(CO ₂)やメタンが代表的な温室効果ガスで、増えすぎると地球温暖化をもたらす、気候変動など地球環境に大きな影響を与える。
か行	
国連食糧農業機関(FAO) [p.1]	食料の安全保障と栄養、作物や家畜、漁業と水産養殖を含む農業、農村開発を進める国連の専門機関。FAO は、Food and Agriculture Organization の略称。
コンポスト [p.26]	堆肥、または生ごみを堆肥化するための道具を指す。地面に埋め込むものやバケツ形状のものなどがある。
さ行	
再利用計画書 [p.10]	条例に基づき、事業用大規模建築物の所有者に対して提出が義務付けられている書類。各種廃棄物及びリサイクル品の前年度の実績(発生量、再利用量、廃棄量)と当該年度の計画を毎年 5 月 31 日までに報告する。
3010(さんまるいちまる)運動 [p.30]	宴会や会食における食品ロスを減らすため、宴会等の開始から 30 分と終了 10 分前には席に座って食事を楽しむことを呼びかける運動。

事業用大規模建築物 [p.8]	条例に基づき、廃棄物管理責任者の設置や再利用計画書の作成が義務づけられている事業用建築物で、千代田区では延べ床面積 1,000 ㎡以上を対象としている。事業用大規模建築物に対し、区では事業系ごみの適正処理や減量・リサイクルに関する立入指導等を実施している。
持続可能な開発目標 (SDGs) [p.1]	地球環境を守りつつ、誰一人取り残すことなく、人々の暮らしを豊かにするような開発を目指すため、平成 28 (2016)年から令和 12(2030)年の 15 年間で達成するために掲げられた国際的な目標。平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された。
循環型社会形成推進基本計画 [p.2]	循環型社会形成推進基本法(平成 12(2000)年公布)に基づき、国が定める循環型社会づくりを進めるための計画。
循環型経済(サーキュラー・エコノミー、CE) [p.17]	資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制などを旨とし、資源投入量・消費量を抑えてストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。Circular Economy の頭文字から CE と略される場合もある。
食品リサイクル法 [p.2]	正式名称を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成 12(2000)年公布)といい、食品産業に対し、食品廃棄物の排出抑制や食品に係る資源の再生利用等を促進するための法律。
食品ロス [p.1]	本来食べられるにも関わらず、捨てられてしまう食べ物のこと。食べ残しや直接廃棄(手つかずのまま廃棄されるもの)、過剰除去(厚く剥きすぎた野菜の皮など)の 3 つに大きく分類される。
食品ロス削減月間 [p.25]	食品ロス削減推進法に基づき、10 月は「食品ロス削減月間」、10 月 30 日は「食品ロス削減の日」とされている。
食品ロスの削減の推進に関する法律 [p.1]	食品ロスの削減を進めるため、国民や事業者、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国による基本方針の策定など施策の基本となる事項を定めた法律。平成元(2019)年公布。
消費期限 [p.7]	未開封で適切な方法で保存した場合に、「安全に食べられる期限」のこと。
賞味期限 [p.14]	未開封で適切な方法で保存した場合に、「品質が変わらずおいしく食べられる期限」のこと。賞味期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるものではない。

3R(スリー・アール) [p.12]	Reduce(発生抑制)・Reuse(再使用)・Recycle(再生利用)の略。ごみや不用物については、まず発生抑制(リデュース)を行い、次いで再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、それでも残るものは適正処理を行うことが優先順位とされている。
た行	
てまえどり [p.17]	商品棚の手前にある商品など、消費期限・賞味期限や販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為のこと。店舗において、販売期限が過ぎて廃棄される食品ロスを減らす効果が期待される。
ドギーバッグ [p.18]	外食産業で用いられる、客が食べ残した料理(いわゆる「食べ残し」)をつめて、客が持ち帰るための袋や容器。
は行	
廃棄物管理責任者 [p.10]	条例に基づき、事業用大規模建築物に選任が義務付けられているもので、役割としては、①ごみの種類と発生量の把握②ごみの分別状況の把握とリサイクルの推進③社員・テナントへの指導④区と所有者との連絡調整、となっている。
フードシェアリングサービス [p.14]	売れ残りなどを防ぎたい小売店・飲食店と、食品を求める買物客をスマートフォンのアプリ等を通じてマッチングさせるサービスのこと。
フードドライブ [p.10]	家庭で余っている食品を持ち寄り、必要としている団体に寄付する活動。
フードバンク [p.30]	賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により販売が困難となった食品やフードドライブ活動で集まった食品などの寄付を受けて、福祉施設や食べ物に困っている人に提供する取組。
フードパントリー [p.26]	食品を無料配布する活動。経済的困窮者等を主な対象としている。

資 料 編

千代田区食品ロスに関する実態調査

千代田区

千代田区食品ロスに関する実態調査 目次

1. 実態調査の概要	1
2. 食品ロス組成調査	2
2.1 調査概要	2
2.2 調査結果	3
3. 区民アンケート調査	7
3.1 フェイス項目	7
3.2 日常の食事について	9
3.3 食品ロスへの意識	10
3.4 食品ロスの発生状況	12
3.5 賞味期限・消費期限について	14
3.6 食品ロスを減らすための行動について	16
3.7 フードドライブについて	19
3.8 フードシェアリングサービスについて	21
3.9 外食について	23
3.10 自由記入	27
4. 小規模事業所アンケート調査	30
4.1 フェイス項目	30
4.2 食品廃棄物の排出状況について	32
4.3 フードバンク活動について	35
4.4 飲食店での食品ロス削減の取組について	36
4.5 卸売店・小売店での食品ロス削減の取組について	36
4.6 フードシェアリングサービスについて	37
4.7 食品ロス削減に取り組む事業所の認定制度について	37
4.8 自由記入	38
5. 事業用大規模建築物アンケート調査	40
5.1 フェイス項目（建築物種別）	40
5.2 食品廃棄物（厨芥類）の発生・処理状況	40
5.3 食品ロス削減のための取組について	43
5.4 自由記入	44
6. 付属資料 アンケート調査票	48
6.1 区民アンケート調査票	48
6.2 小規模事業所アンケート調査票	55
6.3 事業用大規模建築物アンケート調査票	59

1. 実態調査の概要

本調査は、「千代田区食品ロス削減推進計画」策定にあたり、区民・事業者の食品ロス排出量、意識・行動等を把握するために実施したものである。

実施した調査は下表のとおりである。

図表 1-1 調査概要

調査名	実施時期	回答数
燃やすごみ組成分析調査 ※区内3地区（神田地区、富士見地区、麴町地区）から家庭系燃やすごみ約600kgをサンプリングし、組成を分析	令和5年6月	—
区民アンケート調査 ※住民基本台帳より無作為抽出した350世帯を対象にアンケート調査を郵送	令和5年8月	106通（回収率30.3%）
小規模事業所アンケート調査 ※区収集にごみを排出している食品関連事業所（卸・小売店、飲食店、ホテル等）350件に調査票を訪問配布	令和5年8月～9月	210通（回収率60.0%）
事業用大規模建築物アンケート調査 ※再利用計画書の提出が義務づけられている延べ床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物の内、生ごみの排出量が多い上位100建築物に調査票を配布	令和5年8月～9月	61通（回収率61.0%）

[調査結果に関する注記]

端数処理の関係で内訳の合計が100%になっていない場合がある。

2. 食品ロス組成調査

2.1 調査概要

本調査の概要は以下のとおりである。

(1) 調査対象地域

3地域（麴町地区1地域、富士見地区1地域、神田地区1地域）を調査対象地域とした。以後、3地域をA～C地域と称する。各地域名は以下のとおりである。

図表 2-1 調査対象地域

地域	町丁目	地区
A 地域	岩本町 2 丁目	神田地区
B 地域	飯田橋 1 丁目	富士見地区
C 地域	麴町 5 丁目	麴町地区

(2) 分析対象区分

燃やすごみ

(3) 調査期間

令和5年6月26日～28日の3日間で調査を行った。

図表 2-2 調査日

地域	調査日
A 地域	6月26日(月)
B 地域	6月27日(火)
C 地域	6月28日(水)

(4) 分析場所

三崎橋前資材置場（神田三崎町3丁目）

(5) 分析手順

① 試料の回収

調査対象集積所で試料を回収し分析場所に降ろす。

② 事業系ごみの除外

事業系有料ごみ処理券が貼付されているもしくは、事業系と考えられるごみ袋を除外して、家庭系ごみを抽出する。

③ ごみ袋の開封・分類作業

ごみ袋を開封し厨芥6分類とその他燃やすごみに分類する（図表 2-3 分類項目図表 2-3）。

④ 重量と容積の計量作業

分類した試料の重量を計量し、厨芥6分類については容積を計量する。容積は4.5Lバケツにて計量する。容積から見かけ比重を算定する。

⑤ 直接廃棄（手付かず食品）の詳細調査

直接廃棄（手付かず食品）については、重量、個数、期限切れの状況を記録する。

図表 2-3 分類項目

No.	大項目	中項目	小項目	内容物
1	厨芥類	調理くず		調理過程から排出された不可食部。過剰除去も含む。
2		直接廃棄 (手つかず の食品)	手つかず	購入後全く手がつけられずに捨てられたもの(100%残存)
3			50%以上の原 型を残すもの	上記と同様の品目で、概ね50%以上の原形を残すもの
4			50%未満の原 型を残すもの	上記と同様の品目で、概ね50%未満の原形を残すもの
5		食べ残し		調理され又は生のまま食卓にのぼったもの
6		その他		生ごみとともに排出され易く、上記に分類されないもの
7	その他燃やすごみ		厨芥以外に燃やすごみに排出されたもの	

2.2 調査結果

(1) 回収量

回収量は 611.15kg であり、その内、分析対象の家庭ごみは 229.63kg であった。

図表 2-4 回収量

単位：kg

調査地区	燃やすごみ		
	家庭系	事業系	合計
A 地域	143.19	64.73	207.92
B 地域	49.71	82.82	132.53
C 地域	36.74	233.96	270.69
合計	229.63	381.51	611.15

(2) 組成

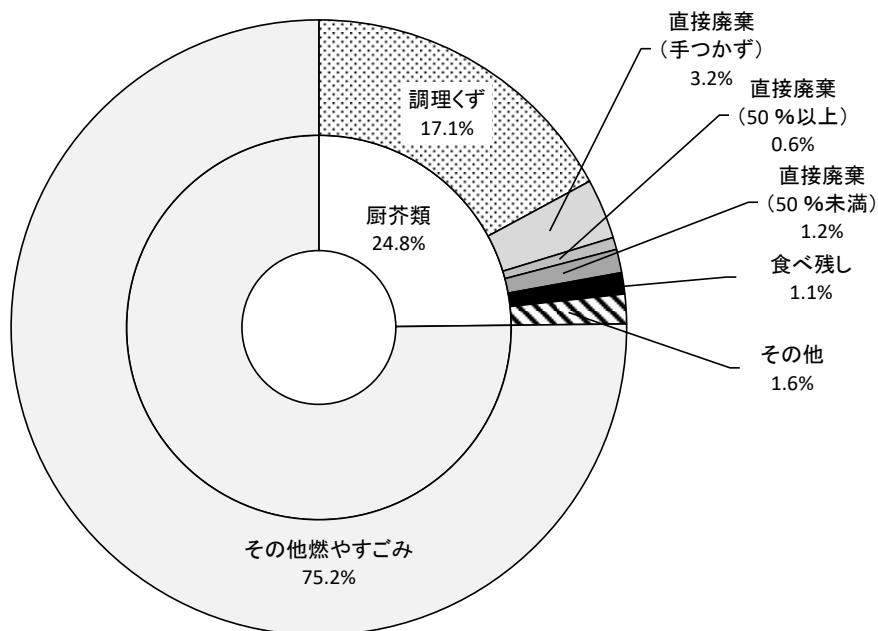
全体の組成は、厨芥類が 24.8%で、その内、食品ロスは 6.1%であった。

図表 2-5 燃やすごみの組成割合

No.	大項目	中項目	小項目	A地域	B地域	C地域	全体
1	厨芥類	調理くず		15.1%	14.9%	27.9%	17.1%
2		直接廃棄 (手つかず の食品)	手つかず	3.4%	0.8%	5.3%	3.2%
3			50%以上の原 型を残すもの	0.3%	2.1%	0.0%	0.6%
4			50%未満の原 型を残すもの	1.8%	0.2%	0.4%	1.2%
5		食べ残し		0.9%	2.2%	0.7%	1.1%
6		その他		1.2%	2.3%	1.8%	1.6%
7	その他燃やすごみ			77.3%	77.5%	63.9%	75.2%
合計				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

厨芥類	No.1～6合計	22.7%	22.5%	36.1%	24.8%
食品ロス	No.2～5合計	6.4%	5.2%	6.5%	6.1%

図表 2-6 燃やすごみの組成割合（全体）

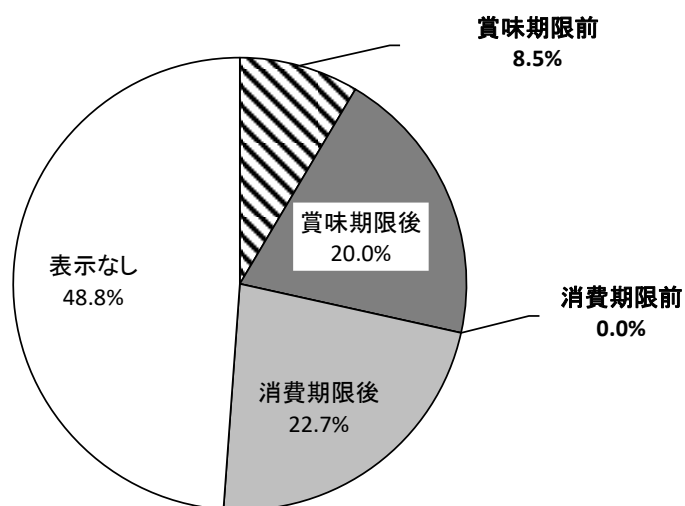


(3) 直接廃棄（消費期限・賞味期限）

「直接廃棄」を期限の有無・種類及びその経過状況により分類すると、最多は「表示なし」であったが、表示のあるものでは、「消費期限後」が22.7%と最も高く、次いで、「賞味期限後」が20.0%であった。

よって、直接廃棄のうち、期限内に廃棄されたものは「賞味期限前」と「消費期限前」の合計の8.5%である。

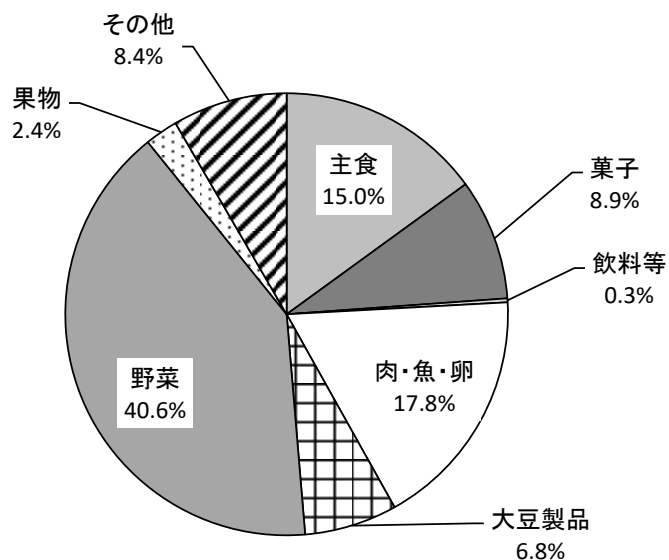
図表 2-7 直接廃棄（消費期限・賞味期限）



(4) 直接廃棄（品目別）

「直接廃棄」の品目は、野菜が40.6%で最も多く、次いで、肉・魚・卵17.8%、主食15.0%などの順であった。

図表 2-8 直接廃棄（品目別割合）



(5) 見かけ比重

見かけ比重は 0.10~0.38kg/L であり、厨芥類では 0.27kg/L であった。

図表 2-9 見かけ比重

No.	大項目	中項目	小項目	重量 (kg)	容積 (L)	見かけ比重 (kg/L)
1	厨芥類	調理くず		39.30	116.00	0.34
2		直接廃棄 (手つか ずの食 品)	手つかず	7.26	25.00	0.29
3			50 %以上の原 型を残すもの	1.47	15.00	0.10
4			50 %未満の原 型を残すもの	2.84	37.00	0.08
5		食べ残し		2.56	7.00	0.37
6		その他		3.57	9.50	0.38
合計				56.99	209.50	0.27

3. 区民アンケート調査

3.1 フェイス項目

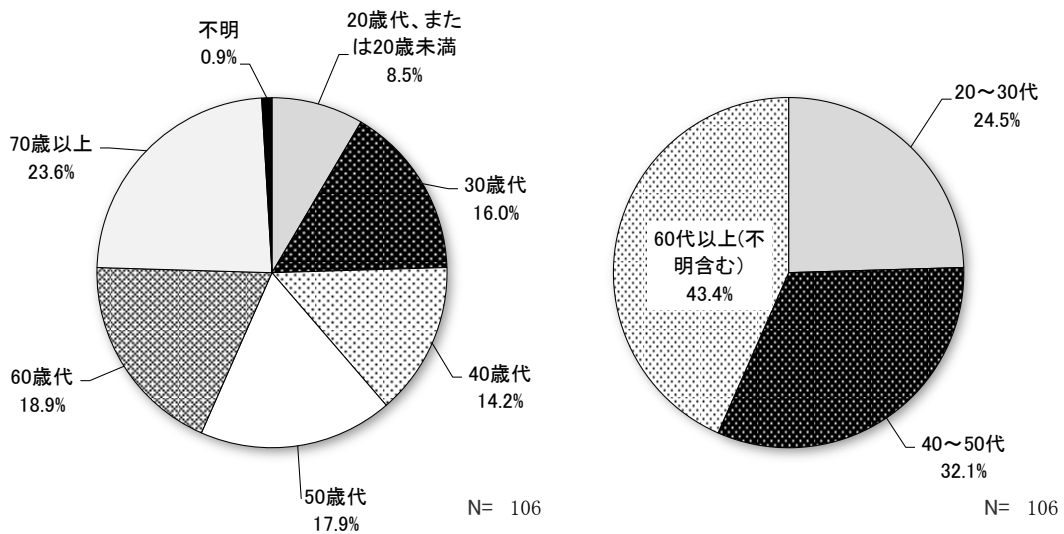
(1) 年齢

○ 70代以上が23.6%と最も多く占めている。

図表 3-1 年齢

(回答集計)

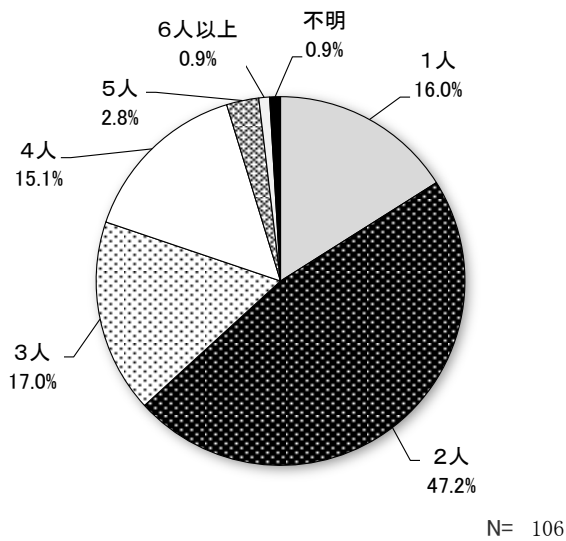
(年代をまとめたもの)



(2) 世帯人数

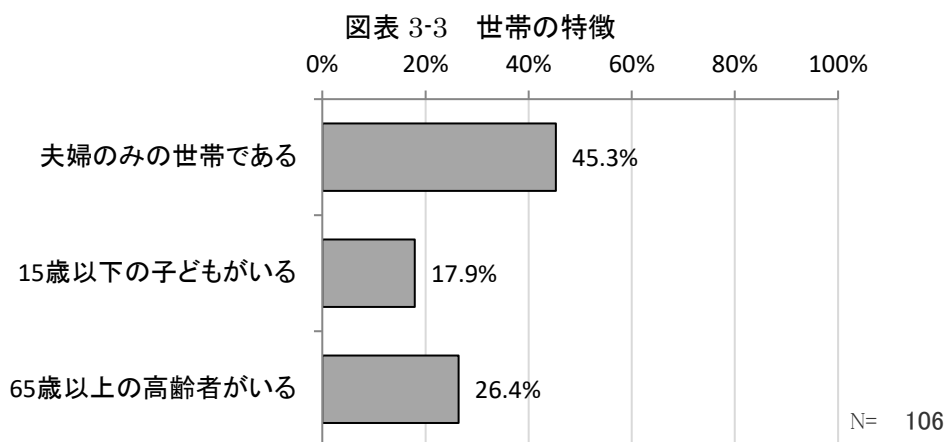
○ 2人世帯が最も多く47.2%、次いで3人世帯17.0%、単身世帯16.0%等となっている。

図表 3-2 世帯人数



(3) 世帯の特徴

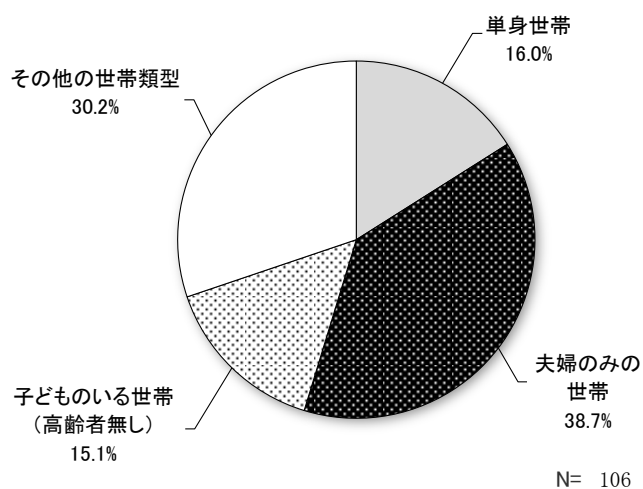
- 「夫婦のみの世帯であるかどうか」「15歳以下の子どもがいるかどうか」「65歳以上の高齢者がいるかどうか」の3点についてチェックを付けていただいた。



(4) 世帯類型のまとめ

- (2) の世帯人数と (3) の世帯の特徴をあわせた世帯類型は下図のとおりである。

図表 3-4 回答者の世帯類型まとめ

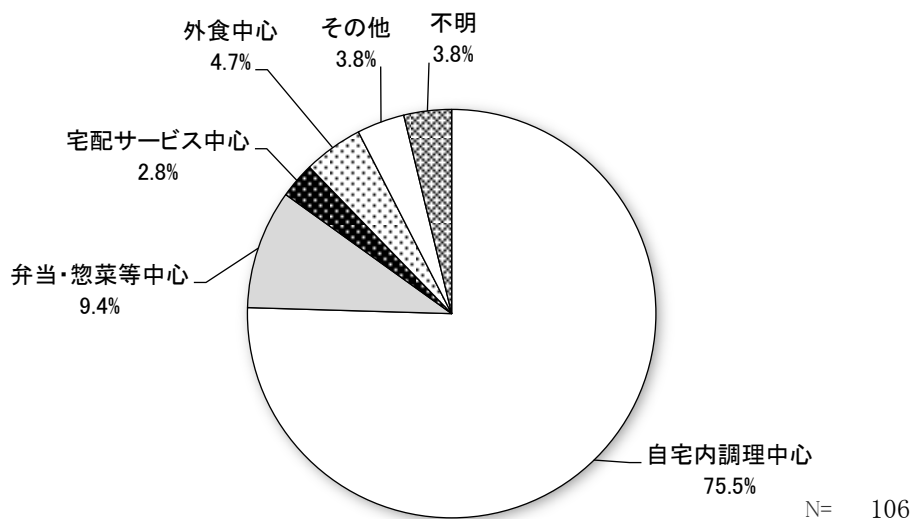


3.2 日常の食事について

問1 普段、あなたはご自宅での食事はどのようにされていますか。(〇は1つ)

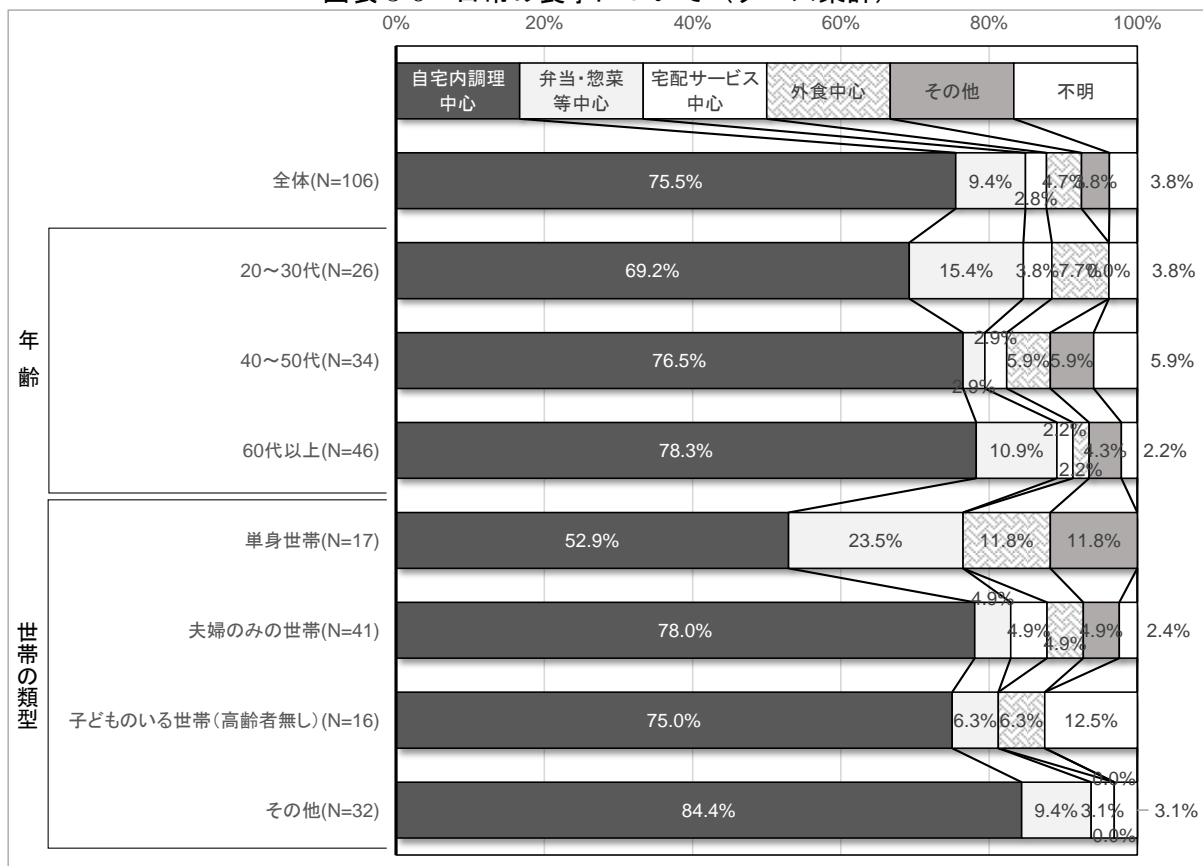
○ 75.5%が「自宅内で調理するのが中心」と回答している。

図表 3-5 日常の食事について



○ 世帯類型別では単身世帯の「自宅内で調理するのが中心」の回答が 52.9%とやや低くなっている。

図表 3-6 日常の食事について (クロス集計)



「その他」を選択した場合の自由記入回答は以下のとおりである。

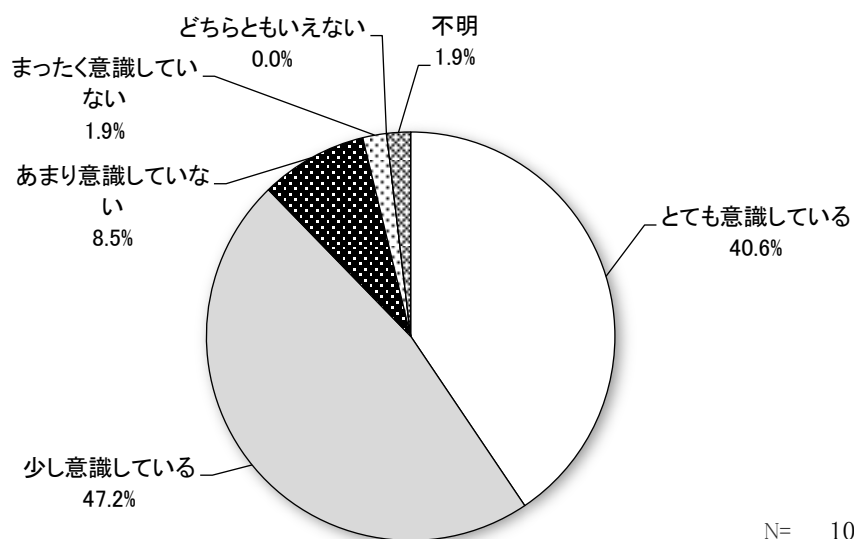
- カロリー摂取・塩分・多糖類下げましようと言われたが具体的な数値が数えられてないので困っています。
- 簡単な朝食と夕食は家で、昼食は外食
- 朝食は自分で調理し昼と夜は惣菜を購入する
- 調理・デリバリー・外食

3.3 食品ロスへの意識

問2 普段の生活で、食品ロスについて意識されていますか。(○は1つ)

- 「とても意識している」「少ししている」を合わせて87.7%が、普段の生活で食品ロスについて意識していると回答している。

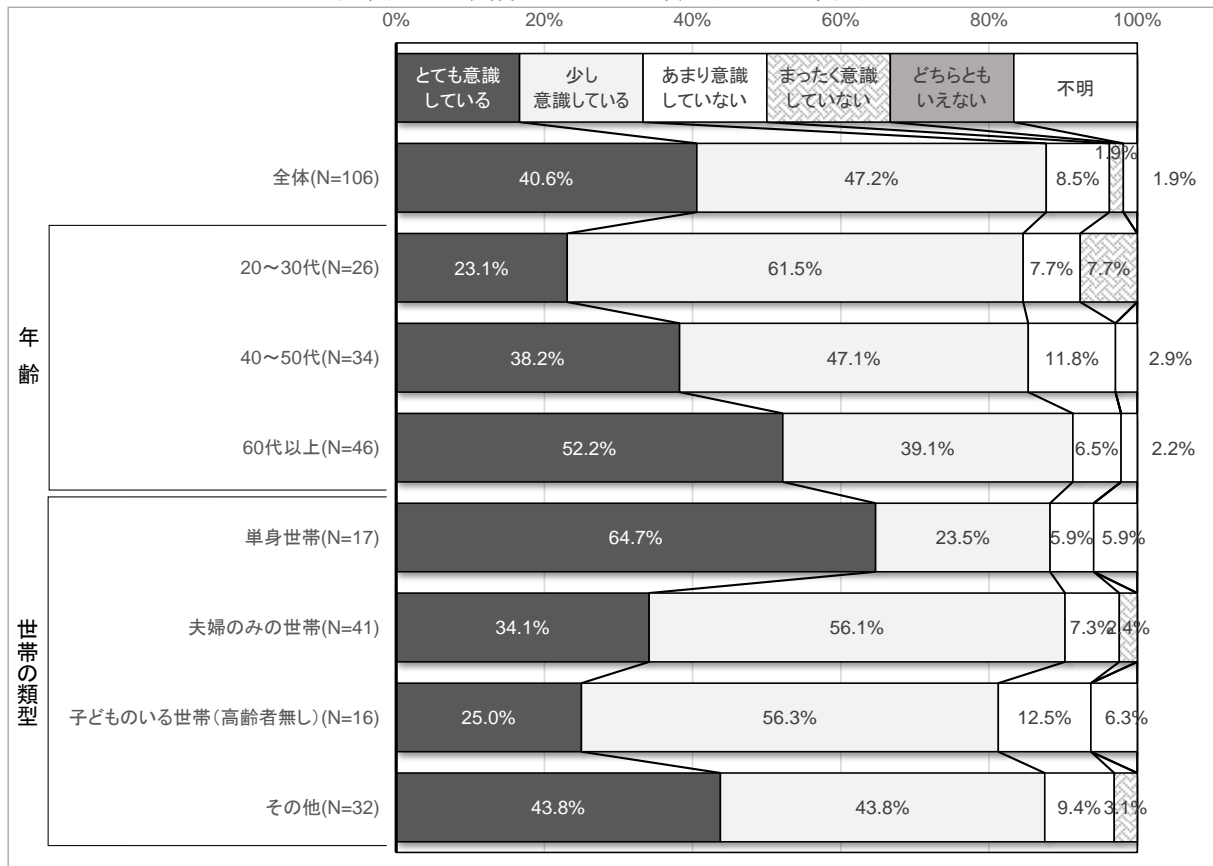
図表 3-7 食品ロスへの意識



N= 106

○ 「とても意識している」割合は、年代が高くなるほど高くなる傾向にある。

図表 3-8 食品ロスへの意識（クロス集計）

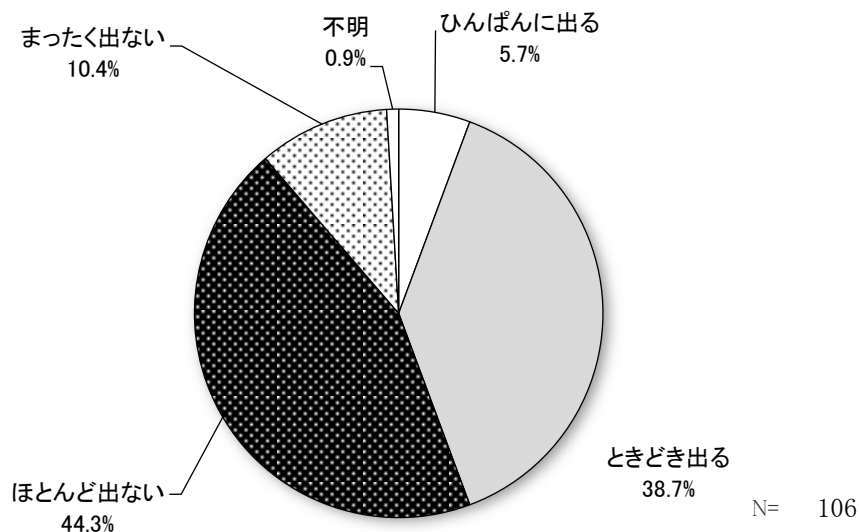


3.4 食品ロスの発生状況

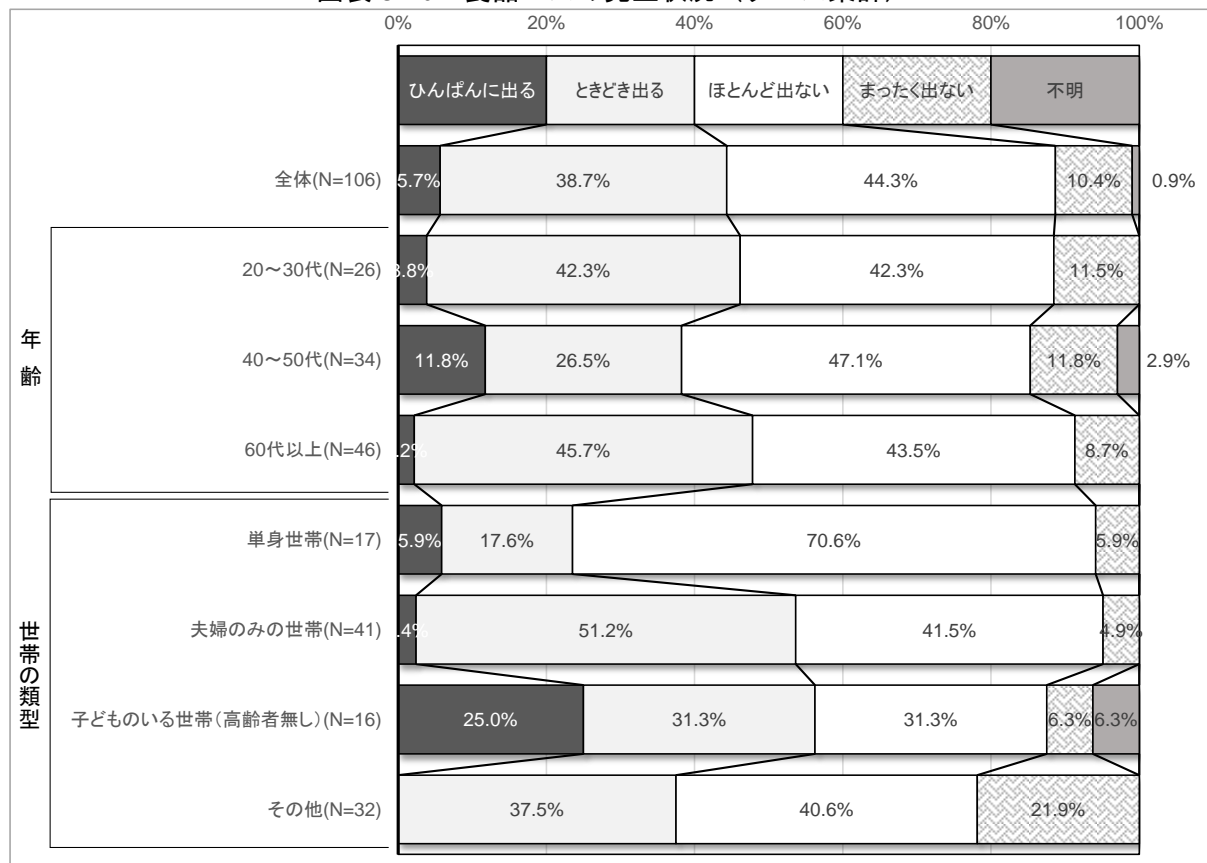
問3 ご家庭内で、食品ロスはどのくらいの頻度で発生しますか。(〇は1つ)

○ 「ほとんど出ない」が44.3%と最も多く、次いで「ときどき出る」が38.7%となっている。

図表 3-9 食品ロスの発生状況



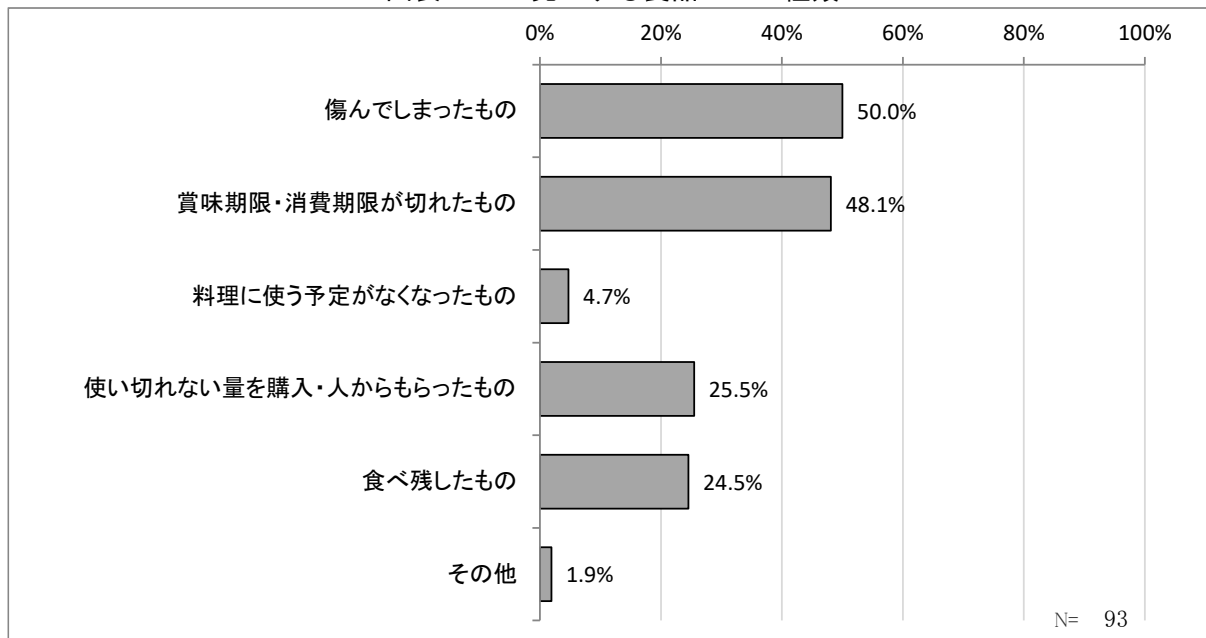
図表 3-10 食品ロスの発生状況 (クロス集計)



問4 前問で1~3を回答された方にお聞きします。ご家庭内で発生する食品ロスはどのようなものですか。(あてはまるものすべてに○)

○ 「傷んでしまったもの」50.0%、「賞味期限・消費期限が切れたもの」48.1%などとなっている。

図表 3-11 発生する食品ロスの種類



「その他」を選択した場合の自由記入回答は以下のとおりである。

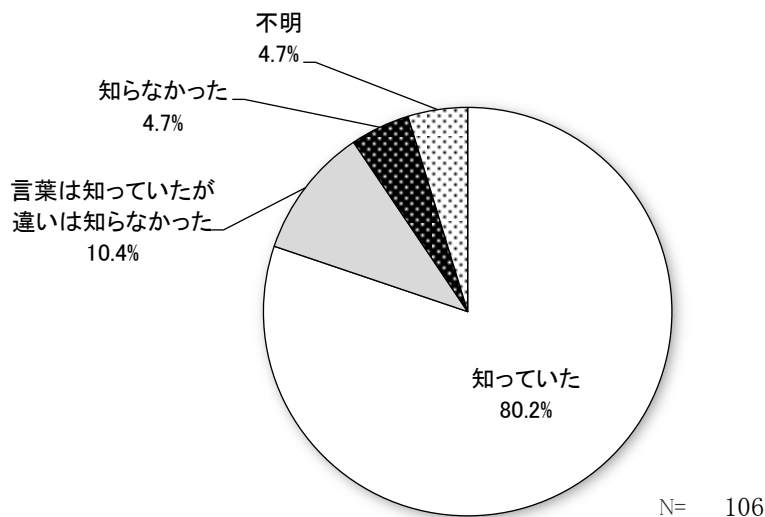
- 使うのを忘れる
- どうしても口に合わなかったもの

3.5 賞味期限・消費期限について

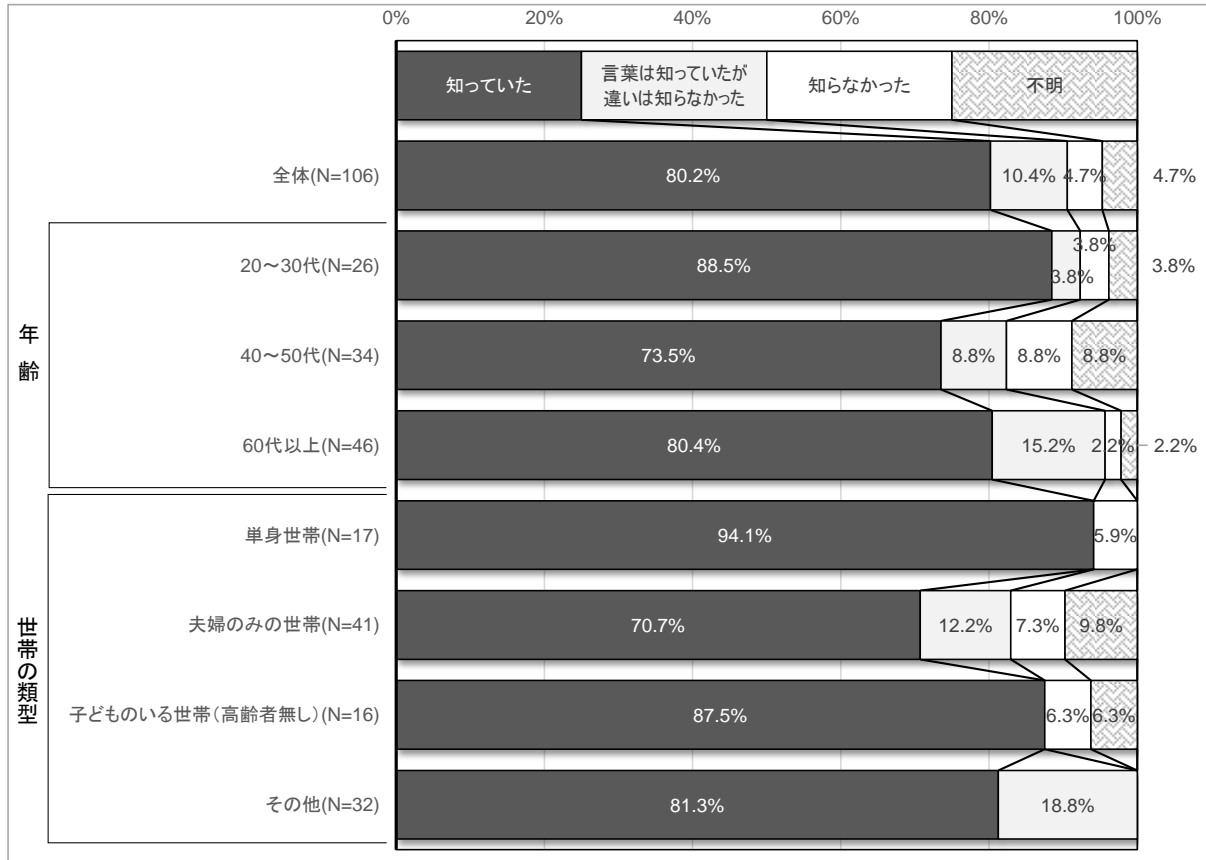
問5 あなたは「消費期限」と「賞味期限」の違いを知っていましたか。(○は1つ)

○ 「知っていた」とする回答が80.2%となっている。

図表 3-12 賞味期限・消費期限について



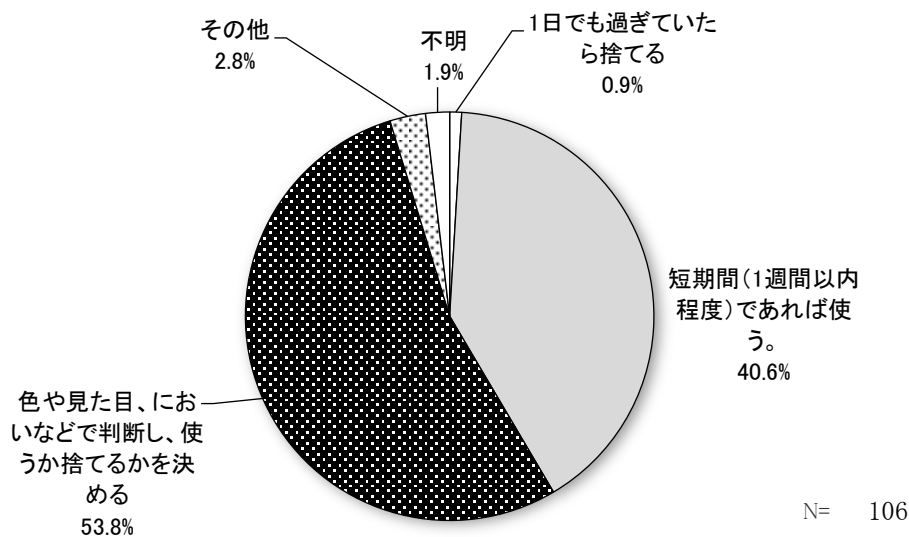
図表 3-13 賞味期限・消費期限について (クロス集計)



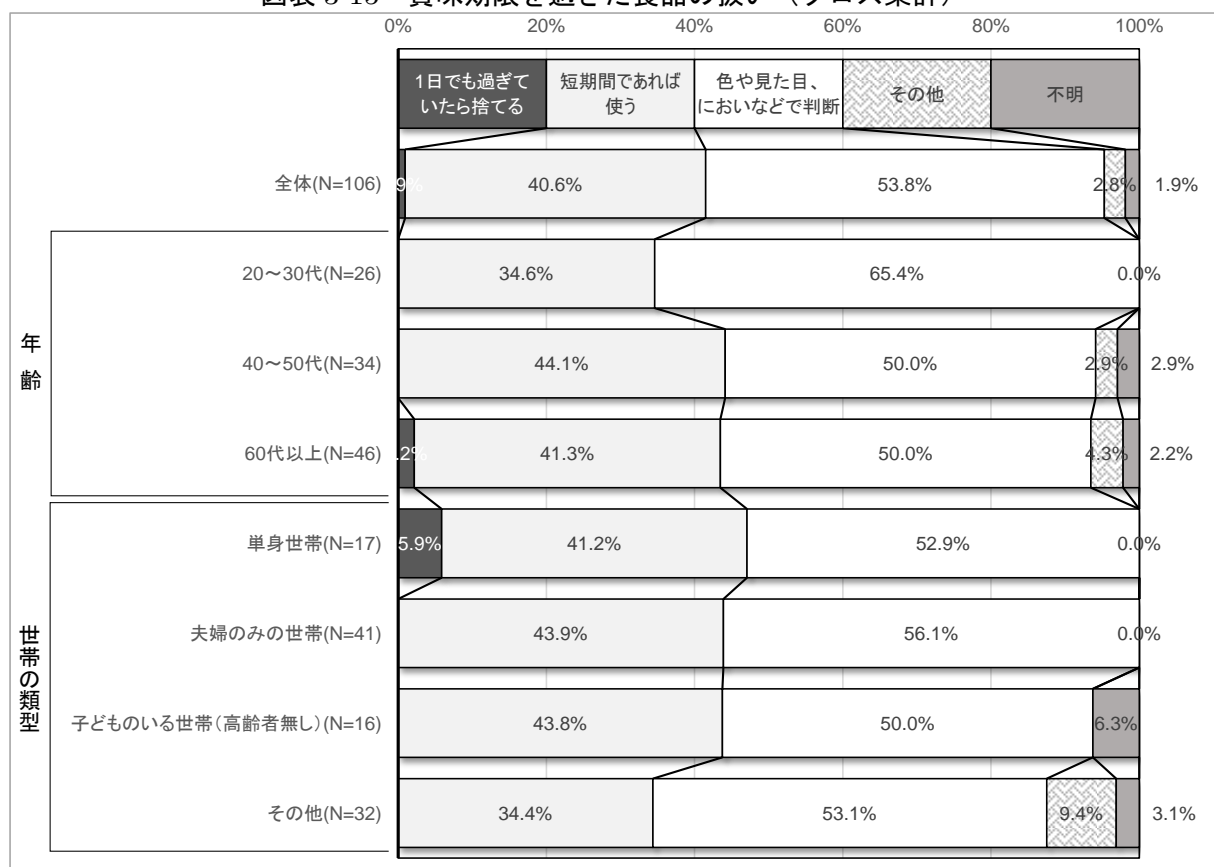
問6 あなたは、賞味期限の過ぎた食品はどのように扱いますか。(〇は1つ)

- 「色や見た目、においなどで判断し、使うか捨てるかを定める」が最も多く 53.8%となっている。

図表 3-14 賞味期限を過ぎた食品の扱い



図表 3-15 賞味期限を過ぎた食品の扱い (クロス集計)



「その他」を選択した場合の自由記入回答は以下のとおりである。

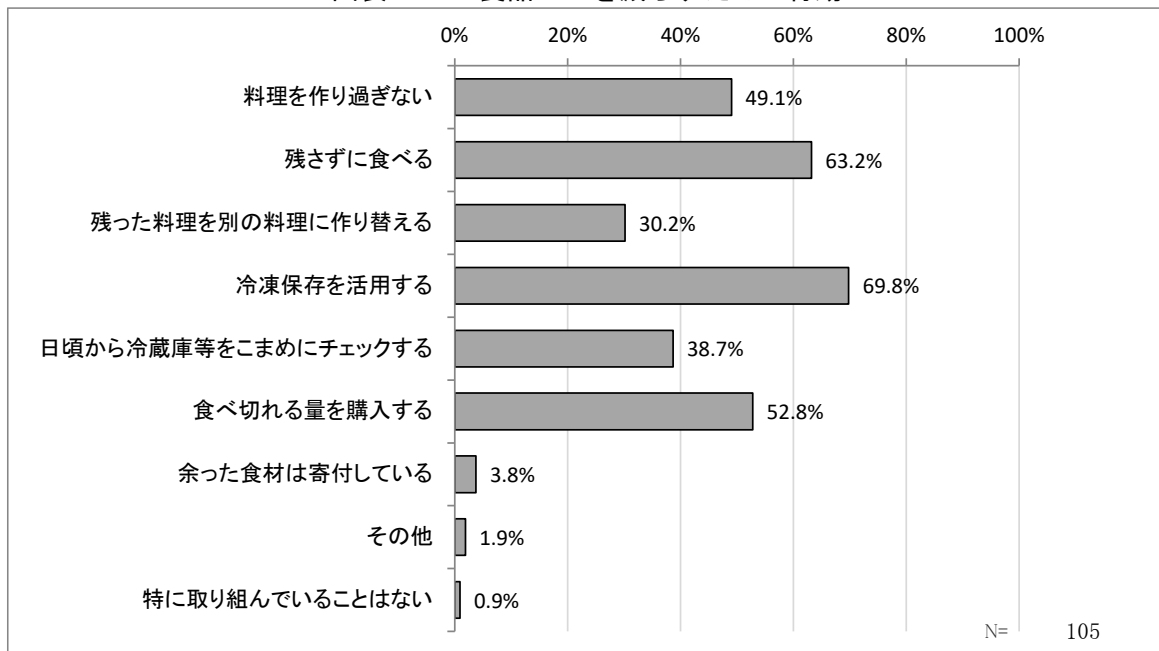
- ほとんどの賞味期限を覚えているので過ぎてない
- 色や見た目において判断。傷む前に使い切る
- 期限内に使うがもし過ぎていても大体使う

3.6 食品ロスを減らすための行動について

問7 普段の生活で食品ロスを出さない工夫、取組について、あなたのご家庭で実践されているものに○を付けてください。(○はいくつでも)

- 「冷凍保存を活用する」69.8%、「残さずに食べる」63.2%、「食べきれぬ量を購入する」52.8%等となっている。
- 「余った食材は寄付している」との回答も3.8%ある。

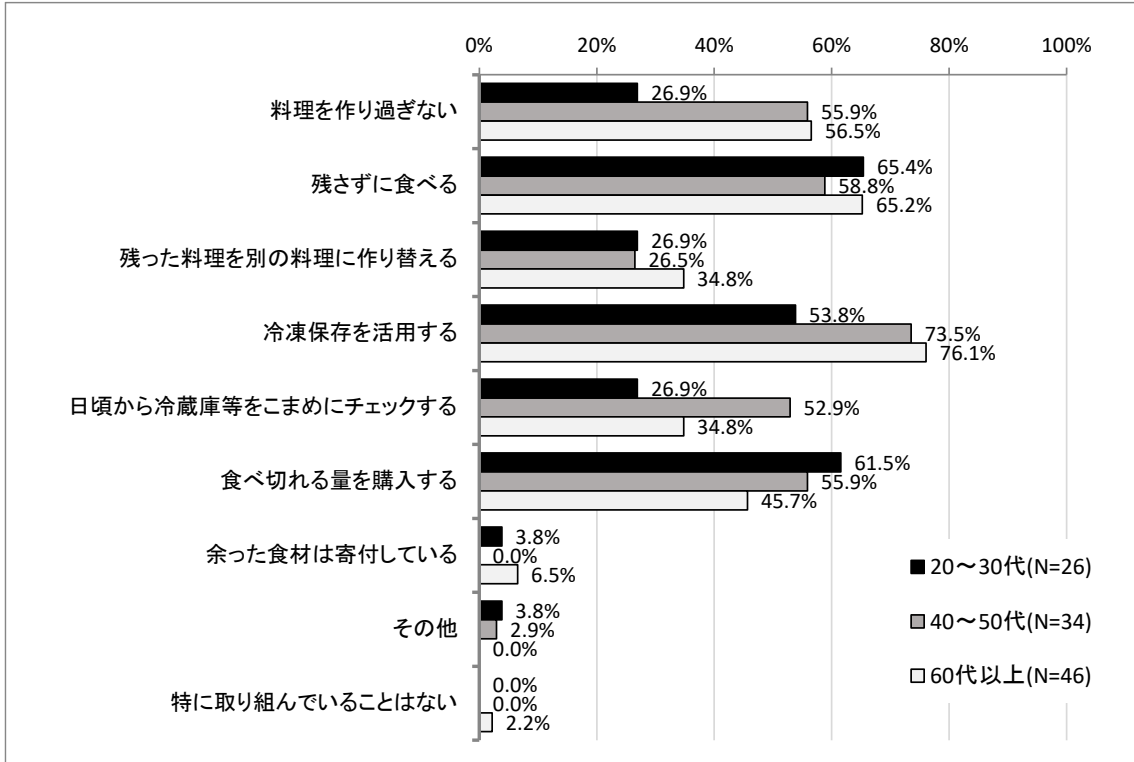
図表 3-16 食品ロスを減らすための行動



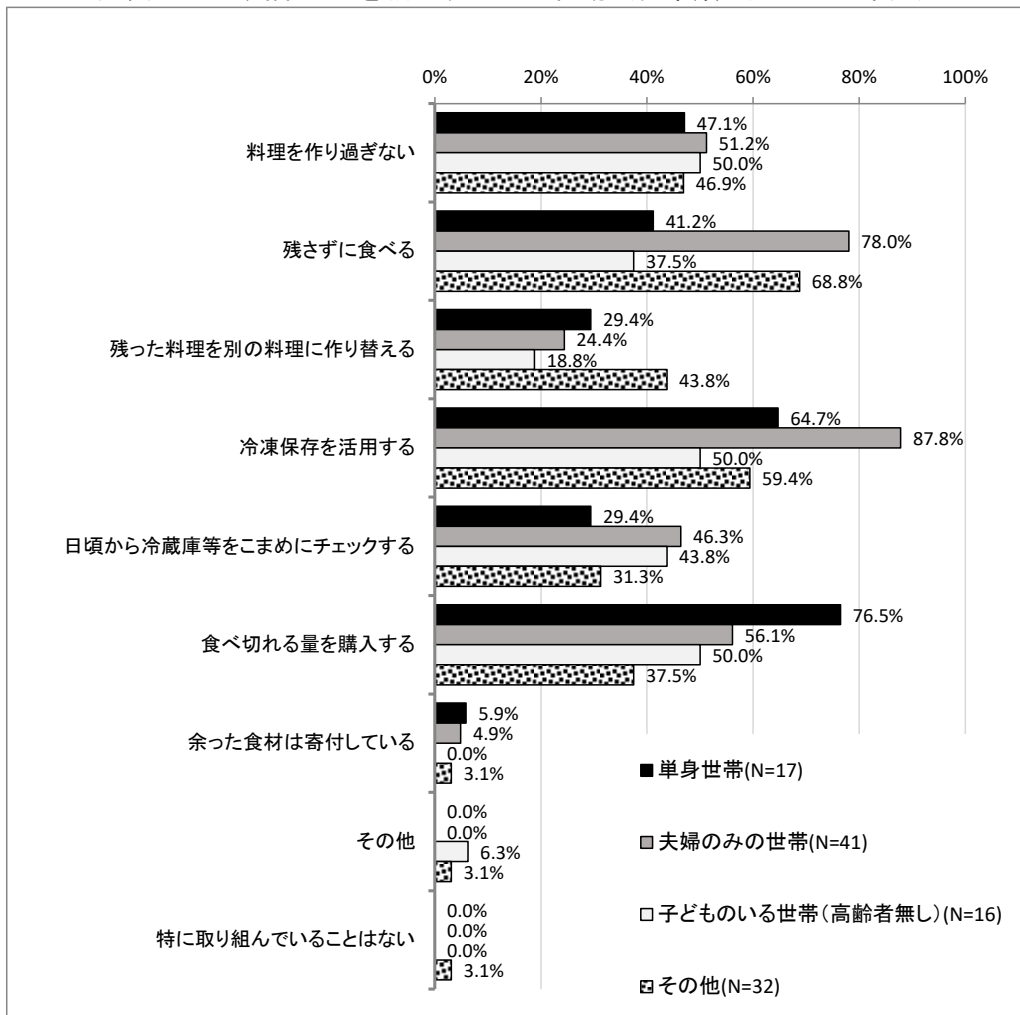
「その他」を選択した場合の自由記入回答は以下のとおりである。

- 値段が多少高くても食べきれぬ量を買う
- 冷蔵庫をからjにしてから買い物をする

図表 3-17 食品ロスを減らすための行動（年代別クロス集計）



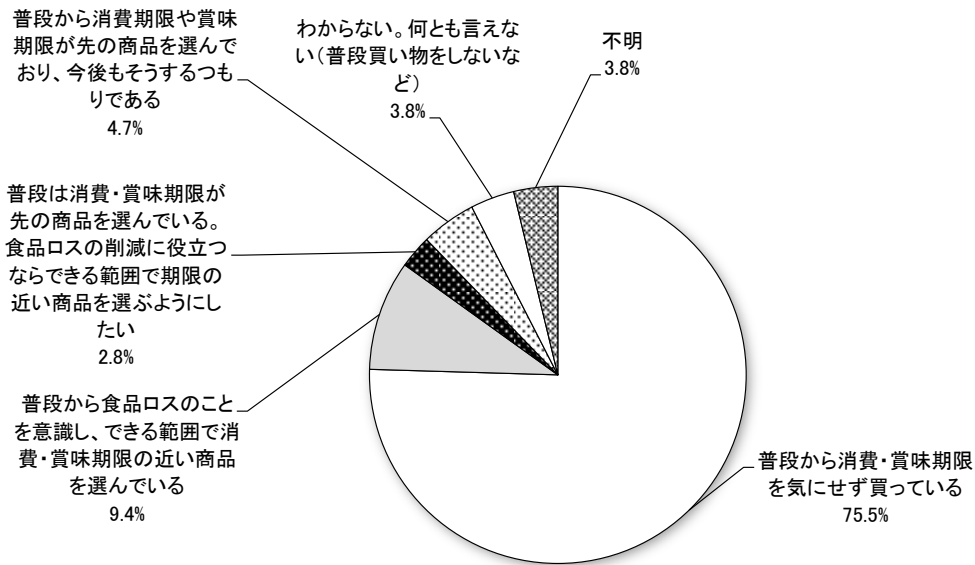
図表 3-18 食品ロスを減らすための行動（世帯類型別クロス集計）



問 8 スーパーやコンビニの食品売場で、棚の手前にある消費期限や賞味期限の近い商品をすすんで買うと、食品小売店の食品ロスを減らすことに役立ちます。
あなたは、このことについてどうお考えですか。(〇は1つ)

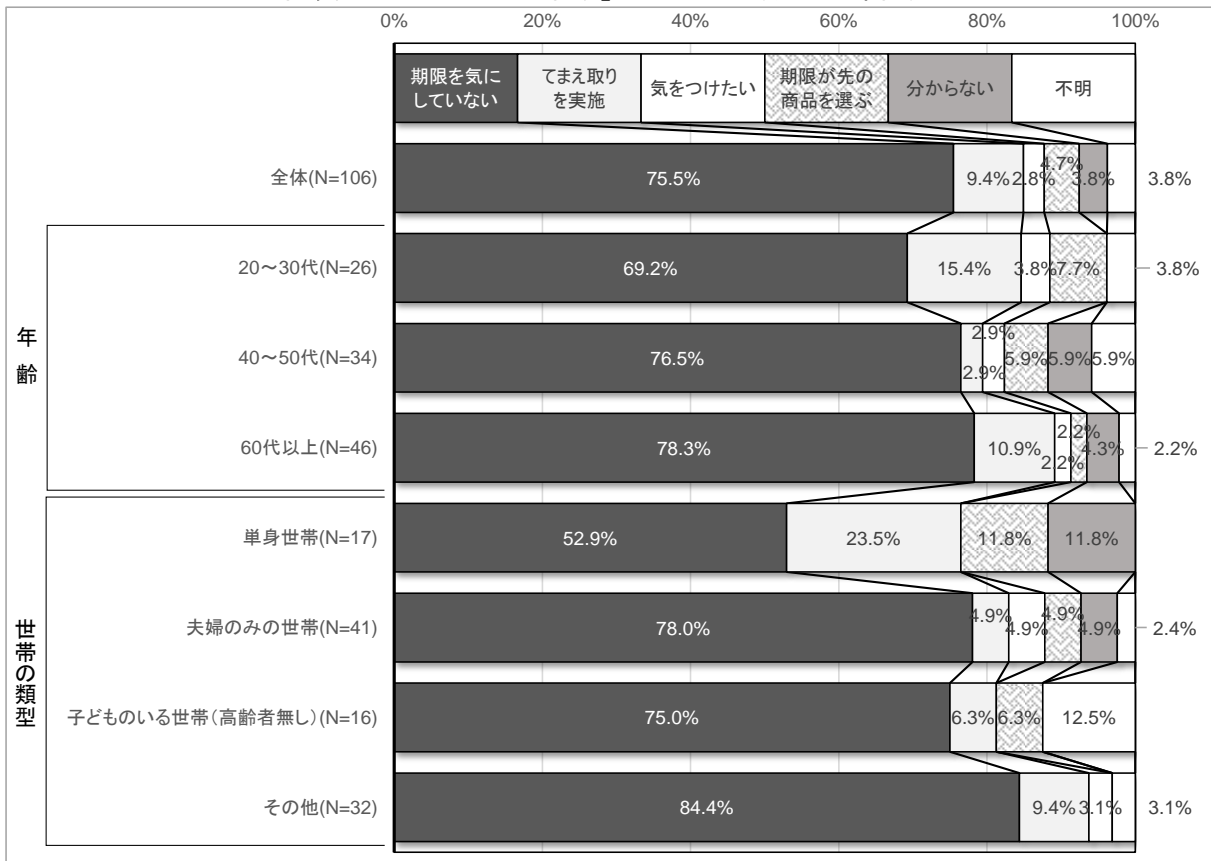
- 「普段から食品ロスのことを意識して、できる範囲で消費期限や賞味期限の近い商品を選んでいいる」という、いわゆる「てまえ取り」については、9.4%が実践していると回答している。

図表 3-19 「てまえ取り」について



N= 106

図表 3-20 「てまえ取り」について (クロス集計)

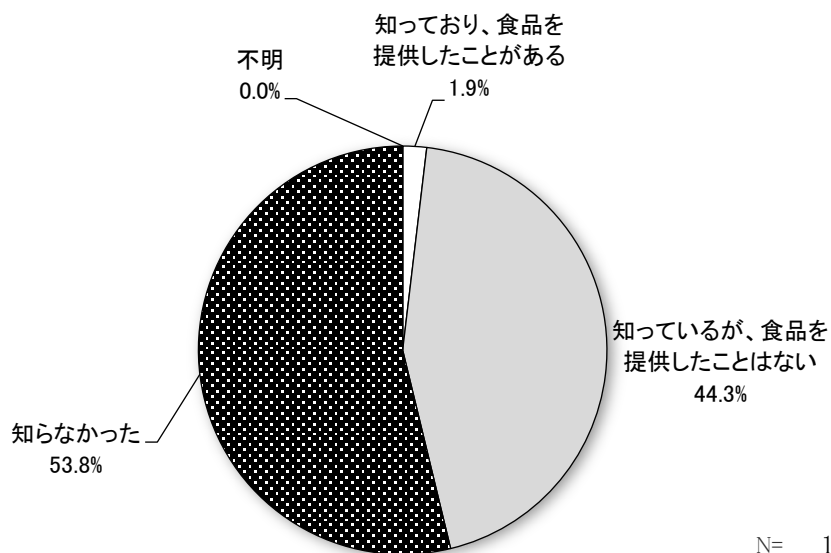


3.7 フードドライブについて

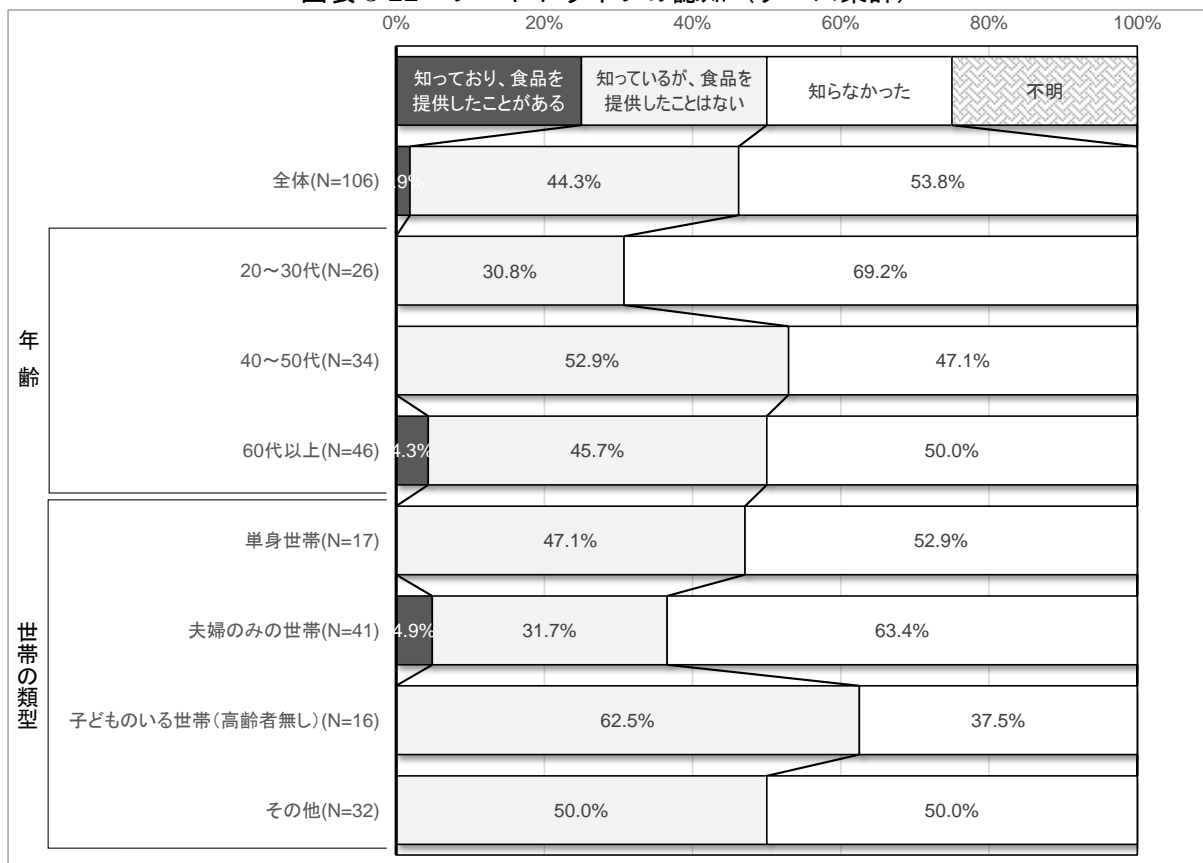
問 9(1) あなたは、フードドライブを知っていましたか。(○は1つ)

- 「知っており、食品を提供したことがある」との回答は 1.9%であった。
- 53.8%は「知らなかった」と回答している。

図表 3-21 フードドライブの認知



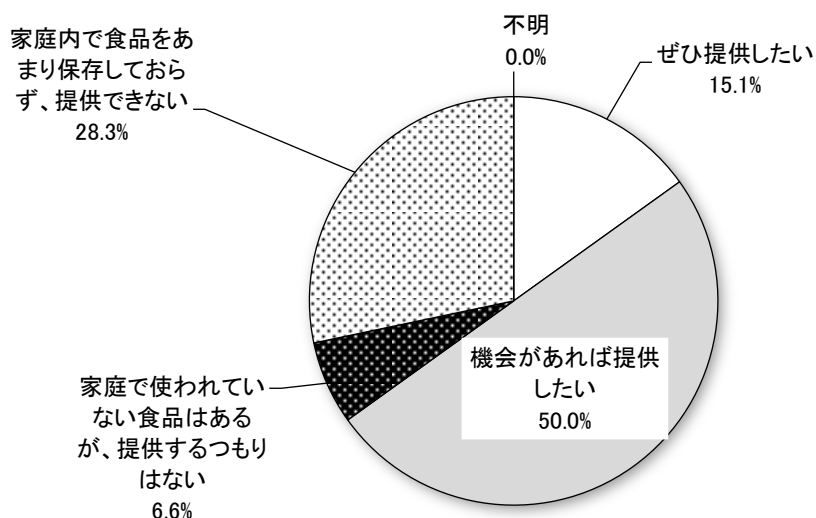
図表 3-22 フードドライブの認知（クロス集計）



問 9(2) あなたは、公共施設など身近なところに食品を受け付ける窓口があれば、食品を提供しますか。(〇は1つ)

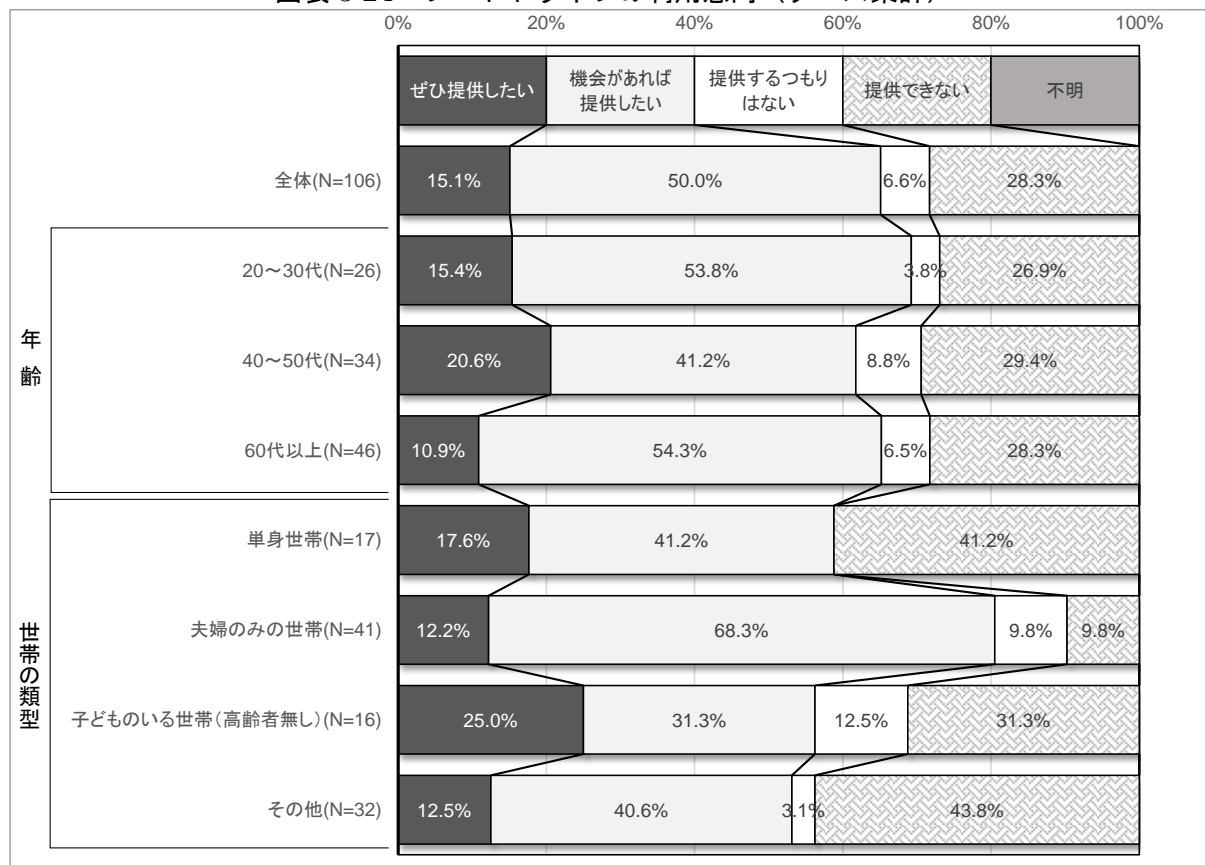
- 「ぜひ提供したい」 15.1%、「機会があれば提供したい」 50.0%と、65.1%がフードドライブに協力的な回答を行っている。

図表 3-23 フードドライブの利用意向



N= 106

図表 3-24 フードドライブの利用意向 (クロス集計)

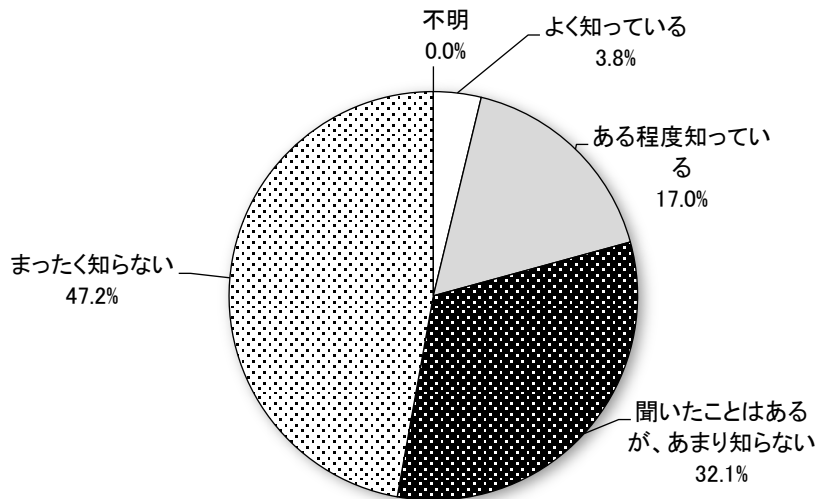


3.8 フードシェアリングサービスについて

問 10(1) あなたは、フードシェアリングを知っていましたか。(〇は1つ)

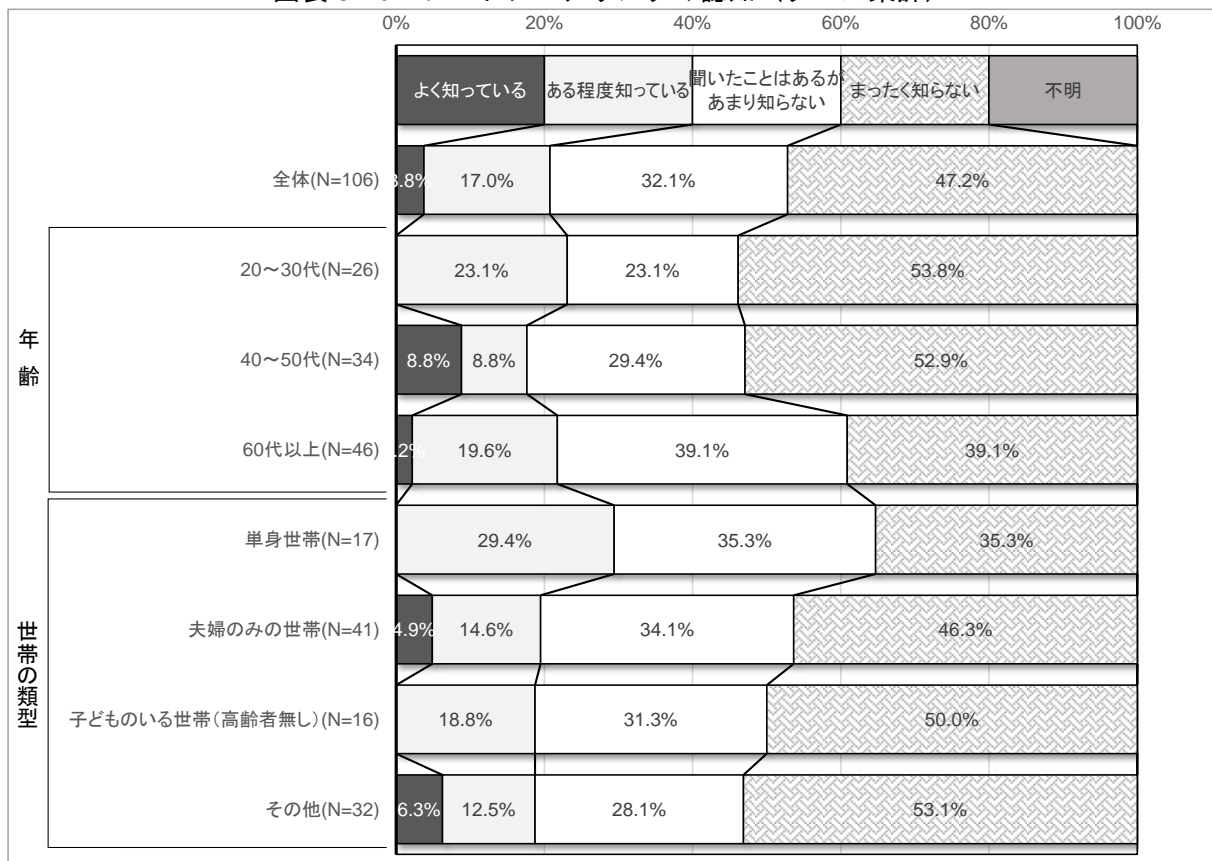
○ 「まったく知らない」とする回答が 47.2%と最も多かった一方、「よく知っている」「ある程度知っている」とする回答もあわせて 20.9%あった。

図表 3-25 フードシェアリングの認知



N= 106

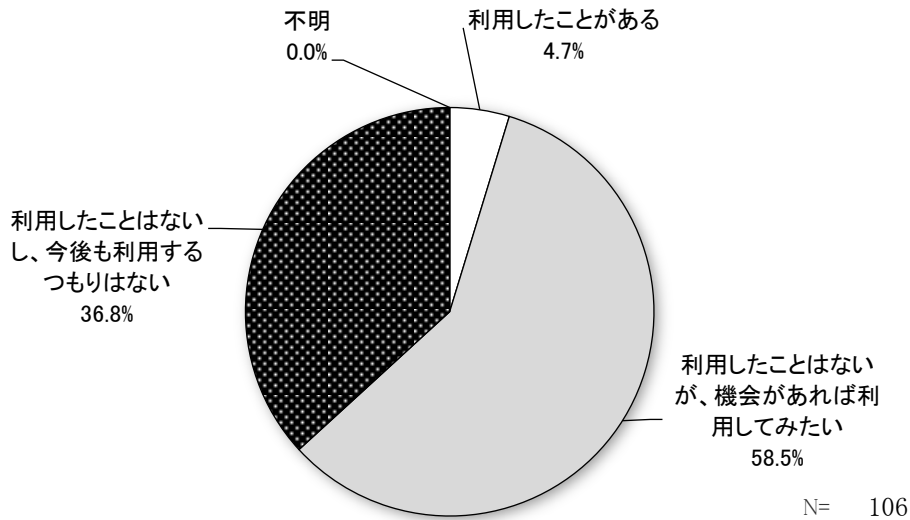
図表 3-26 フードシェアリングの認知 (クロス集計)



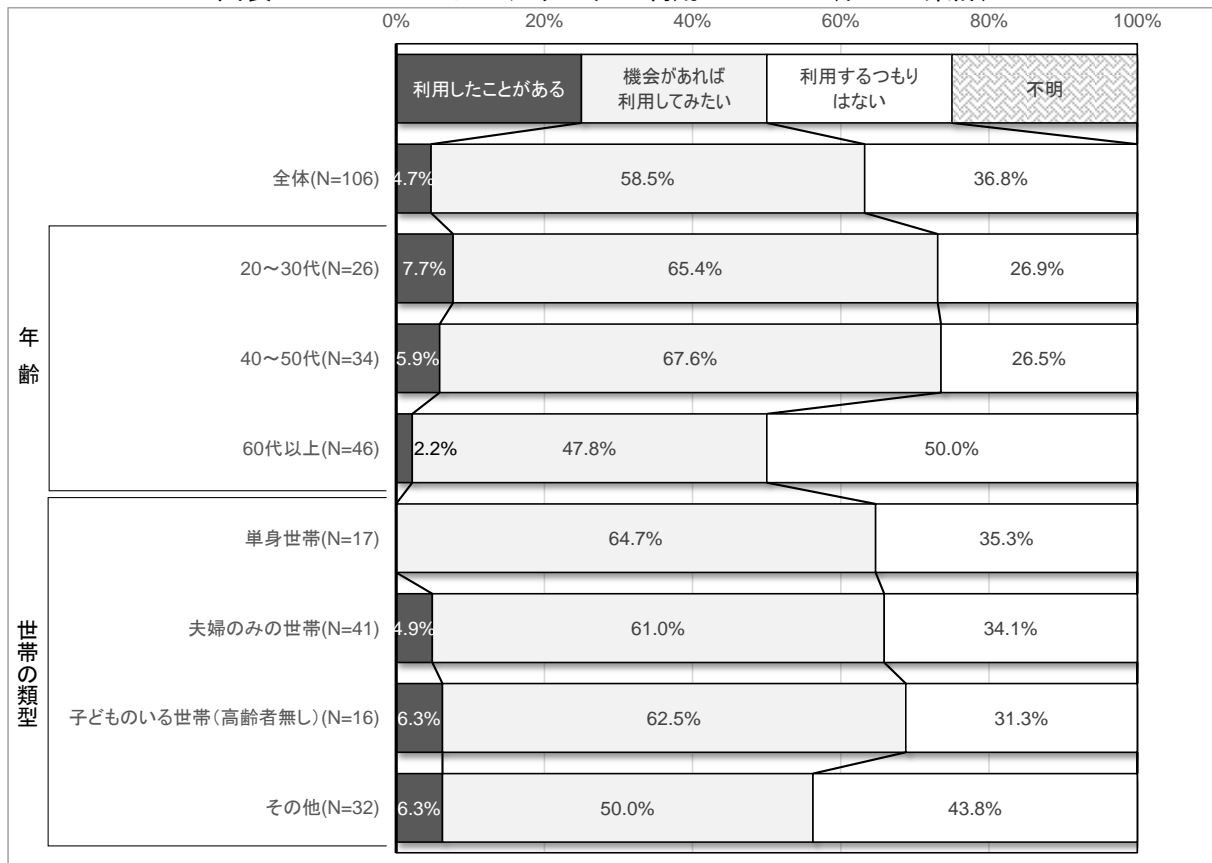
問 10(2) ご家庭で、フードシェアリングを利用したことがありますか。(〇は1つ)

- 4.7%が「利用したことがある」と回答している。
- 「利用したことはないが、機会があれば利用してみたい」とする回答が最も多く、58.5%であった。

図表 3-27 フードシェアリングの利用について



図表 3-28 フードシェアリングの利用について (クロス集計)

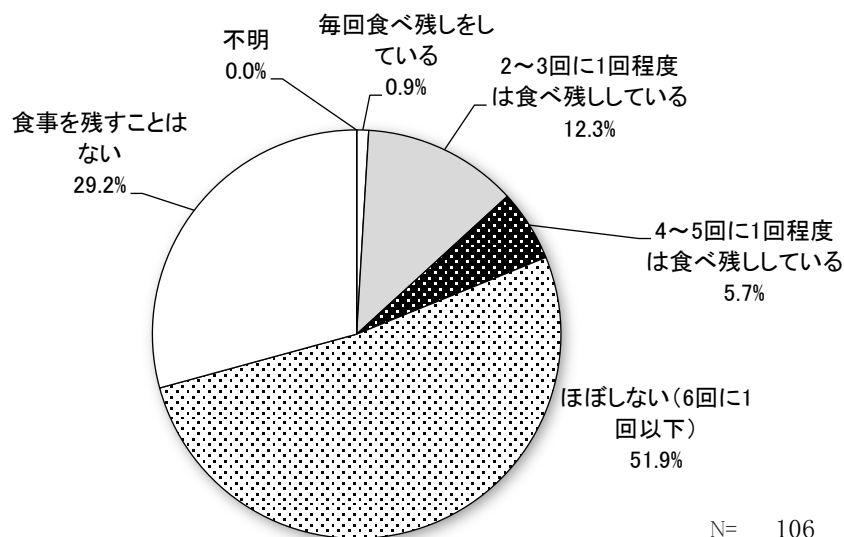


3.9 外食について

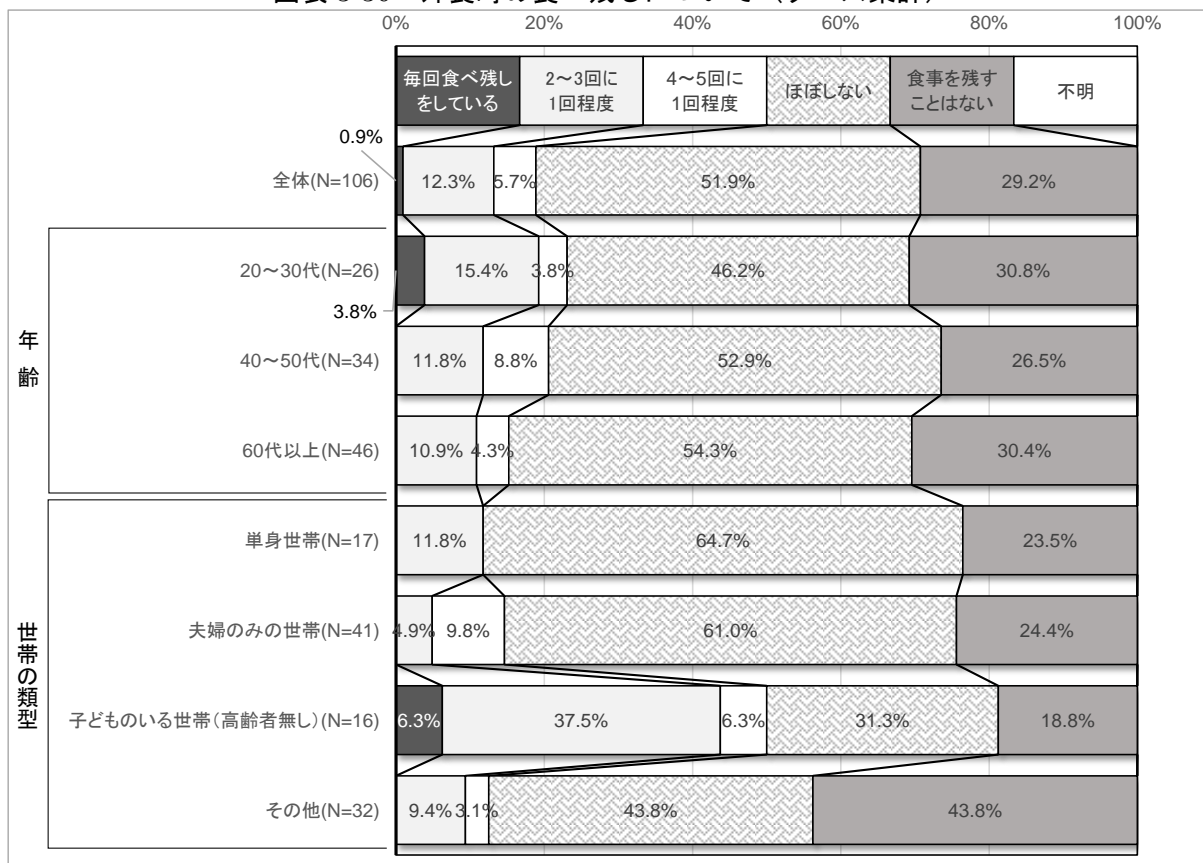
問 11(1) 飲食店で食べ残しをした経験はありますか。(〇は1つ)

○ 「ほぼしない(6回に1回以下)」とする回答が51.9%と最も多く、次いで「食事を残すことはない」29.2%となっている。

図表 3-29 外食時の食べ残しについて



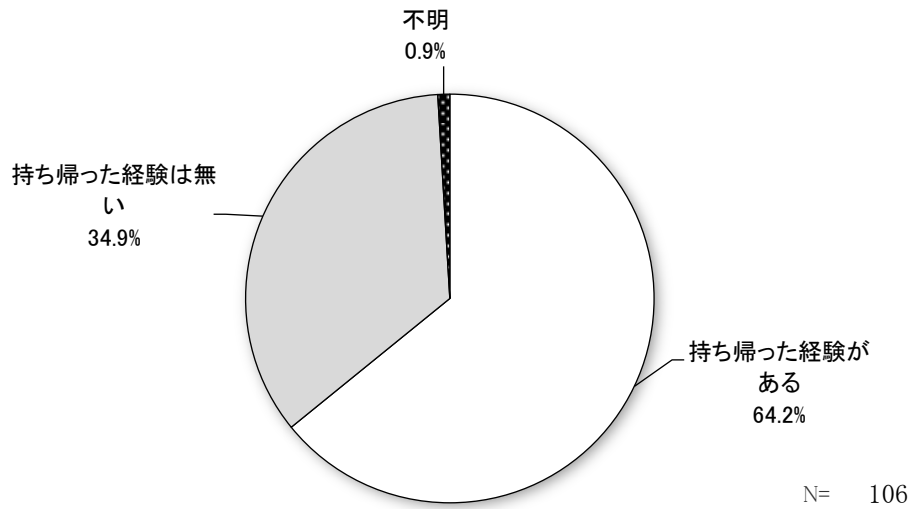
図表 3-30 外食時の食べ残しについて (クロス集計)



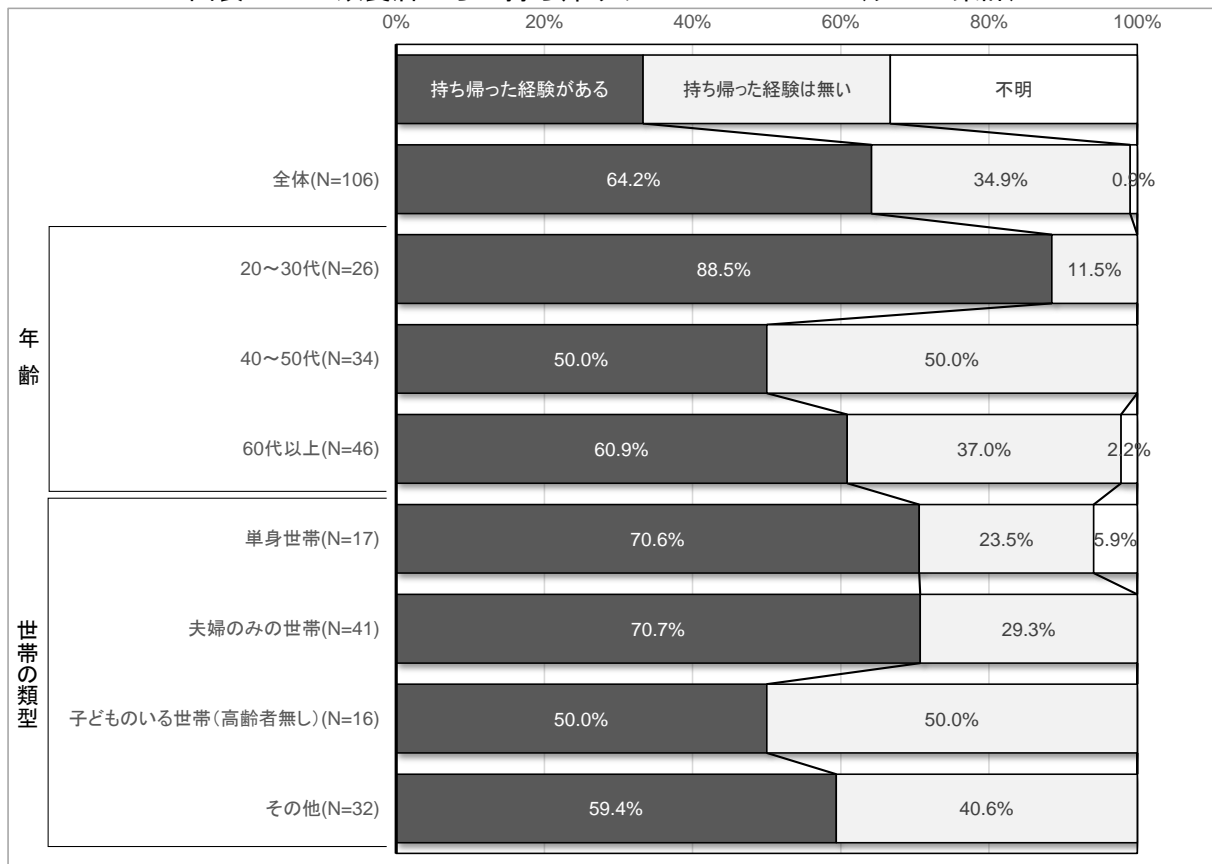
問 11(2) 飲食店で食べ残しを持ち帰ったことはありますか。(〇は1つ)

○ 64.2%が「持ち帰った経験がある」と回答している。

図表 3-31 飲食店からの持ち帰りサービスについて



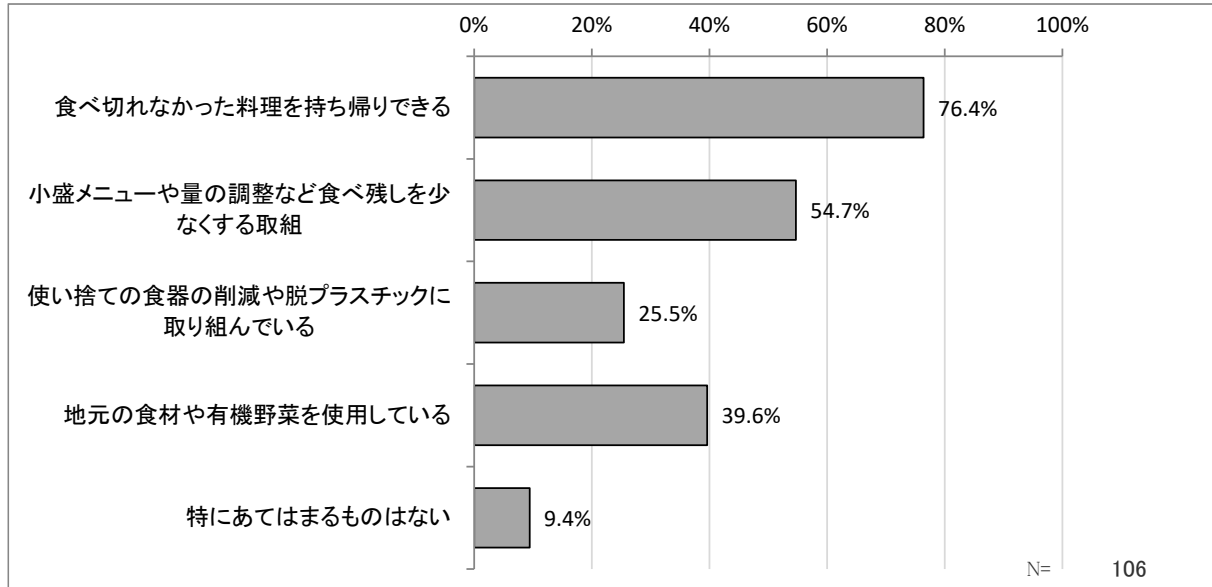
図表 3-32 飲食店からの持ち帰りサービスについて (クロス集計)



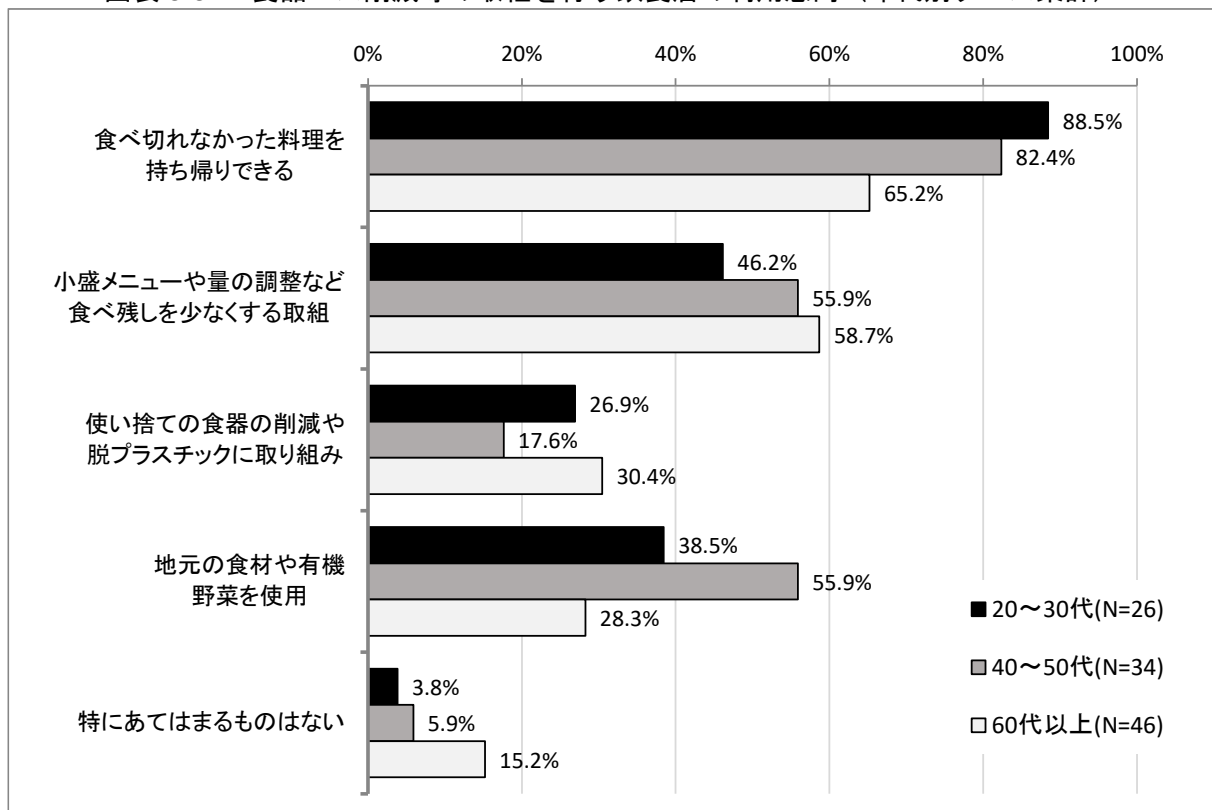
問 11(3) 飲食店が以下のような取組を行っていると感じた場合、その店をより多く利用したいと思いますか。あてはまるものに○を付けてください。(○はいくつでも)

- 「食べ切れなかった料理を持ち帰りできる」76.4%、「食べ残しを少なくする取組をしている（小盛メニューや量の調整など）」54.7%などとなっている。

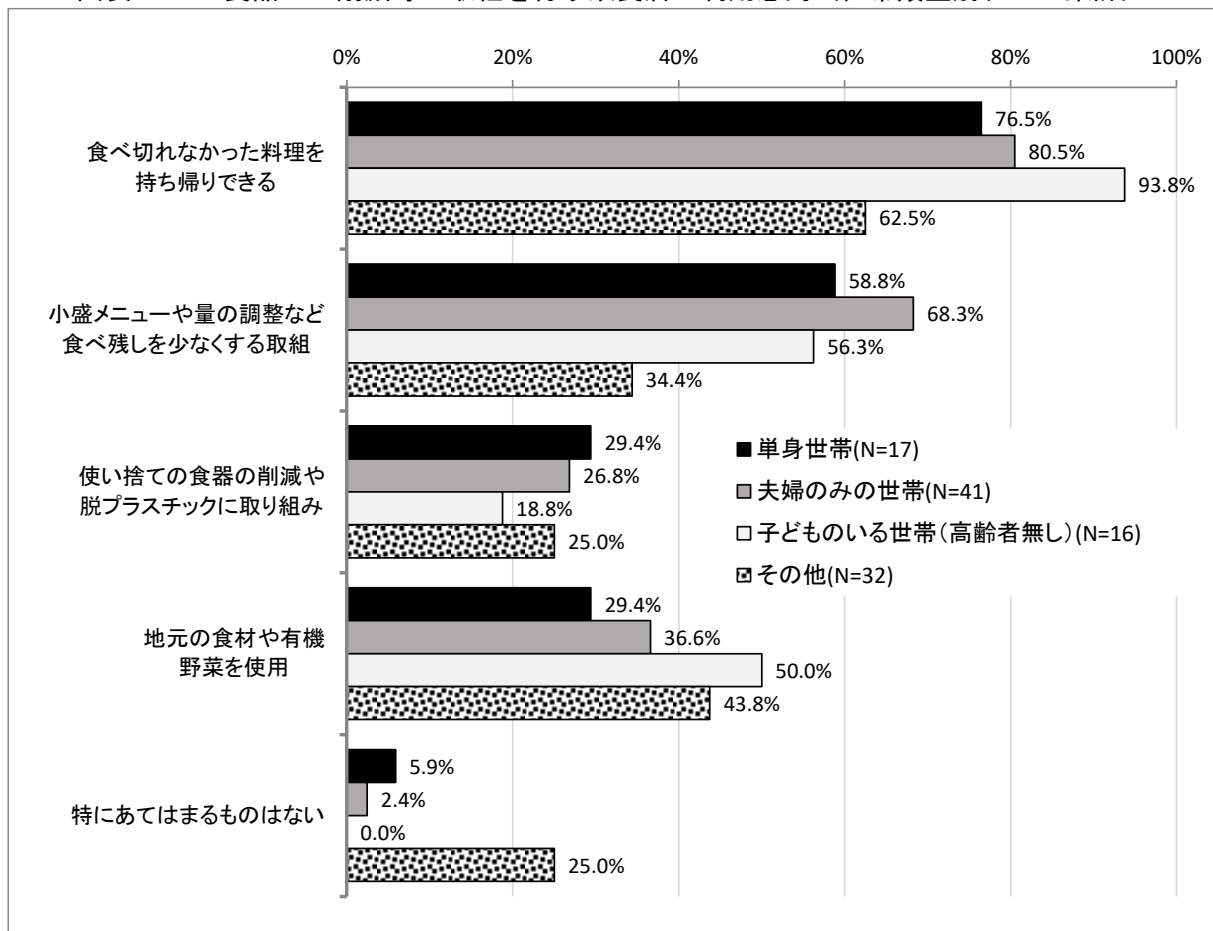
図表 3-33 食品ロス削減等の取組を行う飲食店の利用意向



図表 3-34 食品ロス削減等の取組を行う飲食店の利用意向（年代別クロス集計）



図表 3-35 食品ロス削減等の取組を行う飲食店の利用意向（世帯類型別クロス集計）



3.10 自由記入

問 13 ごみやリサイクルについてお困りのことや、千代田区の施策等についてご意見があればお聞かせください。

○ 自由記入欄には 38 件の回答が寄せられた。以下にその一覧を記載する。

(1) フードドライブ・フードバンクについて (5 件)

自由記入欄	年代
近所に賞味期限が近いものや備蓄品の入れ替え時などき寄付できる場所があると思う。服が寄付できる場所があればいいと思う。食器類も寄付したい。かえっこバザールをやってほしい。	20～30代
子供の食育推進イベントなどをやってほしい。5歳の長女が食事が苦手で好き嫌いや量の調整ができないせいでかなりのロスが生じている。親の話は聞いてくれないので食べなさい。他の園では食べられない子供もたくさんいるなど無駄。悩んでいるが解決できない。	40～50代
①千代田リサイクルセンターを利用させていただいております。(メルカリなどは面倒なので)とても良い制度で助かっております。(断捨離中です)ただ食料品は受け付けてもらえないのでセカンドペーストに持って行ってます。千代田リサイクルセンターにもあれば助かりますが。②粗大ごみの受付ネット画面を改善していただけたら助かります。粗大ごみの種類を選ぶ場所が大雑把すぎてわかりにくい。横浜市の粗大ごみ表はわかりやすかったのをそれを参考にいただければと思います。千代田区は小さい区なので近隣の区と合同で作業を進めて下さればもっと作業効率が上がるのではないのでしょうか。③布類の回収についてコロナ流行後古着の回収が中止されたように覚えてます。再開はまだなのか既に始まったか?あるいはヤードだけで行われているのかよくわからない状況です。とりあえず富士見ヤードに出しています。④粗大ごみを選ぶ画面が充実していないため結局オペレータに電話しなければならない。電話しても繋がりにくい状態だったため困りました。文句苦情ばかりで申し訳ないですがいつも助かっておりますのでありがとうございます。猛暑の中皆様お体お気を付けてくださいますように。	60代以上
フードドライブ興味があります。区役所内のわかりやすい場所に設置されると良いと思います。	60代以上
ストックヤードを全出張所に設置してほしいです。	60代以上

(2) 食品ロスの削減について (3 件)

自由記入欄	年代
自宅ではほとんど保存食的なインスタントやその他調理済みの食品を購入する習慣がないため、食品ロスに対する全般に興味がありません。	20～30代
食品ロスをなるべく出さないよう家族できょうりよくしておりますして特に困ったりはしてないです。	60代以上
プラスチックごみはとて多くお弁当など脱プラスチックがもっと進むと良いと思う。コロナの時期は仕方なかったが、今後は飲食店やファストフードなどもごみを減らす工夫はまだまできると思う。自分も無駄が出ないよう更に買い物や料理の工夫を心がけたい。	60代以上

(3) フードシェアリングについて (4 件)

自由記入欄	年代
住んでいる地域には沢山の飲食店があるので本アンケートに出てきたフードシェアリングが顔の見える町内店舗で行われるのであれば是非利用したい。	20～30代
フードシェアリングサービスがより充実(対象店が多い。スマホアプリで使い勝手の良いもの。対象商品の割引が魅力的な内容)であれば多用してエコ且つお得で継続的に活用したい。	20～30代

フードシェアリングをもっとアピールしてほしい「千代田区」をLINE登録しているがこの情報はなかった。見切り品を購入したい。形の悪い野菜果物もウエルカムです。	40～50代
区内のフードシェアリングサービスに取り組んでいるお店の情報を知らせてほしい。また区の補助などによる区民への割引などを実地してほしい。その結果どれだけフードロスが改善されたのか数値として発表してほしい。	40～50代

(4) まち美化について (5件)

自由記入欄	年代
神田駅周辺に住んでいますが、ごみ置き場がネズミなどで荒らされています。害虫駆除など対策をご検討宜しくお願い致します。	20～30代
燃えるごみを集積場所へ持って来る時食材くずをビニール袋に入れて出すため鳥や犬猫によって食いつぶすので不衛生で困る。特に夜、店を閉めてから出されているので何か制限ができないか。	60代以上
①近所に駐車場・自販機がありごみや空き缶ペットボトルが散乱していることが多い。特に風が強い日などはあちらこちらに散らかっており近隣住民が掃除している状況です。千代田区にいる企業とその社員に対してもごみ問題や環境問題への取り組みを周知していただきたい。②毎週火曜日になると路上生活者が来るようになりなぜだろうと思っていましたら近くのマンションから空き缶の大きな袋をもらうためでした。マンションの管理人らしき人は当たり前のようには手渡していましたがいいのでしょうか？ 私は祖父母の時代からの住民ですが、最近では企業が減り大型マンションが建ち様変わりしてしまいました。ごみなどの問題も含め住みやすい環境を維持していただけたらと思います。	60代以上
街の中を歩いていてごみの回収の日整然とごみが出され臭いもなく後片付けもできている。ごみ回収に関わる方々のおかげだと思う。本当にありがたいです。	60代以上
曜日に関係なく分別もしないごみを集積所に置いていく人がいる。ビニール傘の使い捨てが多い。	60代以上

(5) プラスチック関係 (3件)

自由記入欄	年代
最近生ごみよりもプラスチックごみのほうがたくさん出る気がする。頑張っってこれからもプラスチックの再生利用をお願いします。いつもごみ収集ありがとうございます。	60代以上
プラスチックごみが普通に暮らしているととてもたくさん出てしまいペットボトル等もっと考えて暮らさないと思うこの頃です。ごみに携わる職員さん他皆さんには感謝の気持ちがいっぱいです。いつもありがとうございます。	60代以上
プラスチックごみはとても多くお弁当など脱プラスチックがもっと進むと良いと思う。コロナの時期は仕方なかったが、今後は飲食店やファストフードなどもごみを減らす工夫はまだまだできると思う。自分も無駄が出ないよう更に買い物や料理の工夫を心がけたい。	60代以上

(6) 衣類・電池等のリサイクル (2件)

自由記入欄	年代
服・家具・電化製品などリサイクルに出したいが結局窓口がわからず捨ててしまっている。そういう場所があればわかるように周知してほしい。	20～30代
電池の回収ボックスが少なく困っています	20～30代

(7)粗大ごみ関連 (8件)

自由記入欄	年代
比較的きれいな街だと思う。がいまだに使い捨てライターがよく落ちているのを見かける。おそらく処理に困ってその辺に捨てるのかなと思う。昔回収場所(中身ありでも)があったがそういうものがあれば収集車の事故も減りそう。ごみに関して粗大ごみの仕分けホームページがかなり見難い。然るべき情報にアクセスしやすいようにしたらよいと考えながら日々利用している。いつもありがとうございます。	20～30代
自転車などのリサイクル情報はネットで閲覧できるようにしてほしい。粗大ごみ回収料金をオンライン決済できるようにしてほしい(処理券と並行運用でも可)以前出しておいた家具を盗まれたことがあり名前を書いたシールを外に出しておくことに抵抗がある	20～30代
引っ越しの時に不要の粗大ごみ(家具など)をトラックで一度に回収してくれる制度があると良いと思う。(有料で!!)民間にお願いすると高額です。リサイクル券でだすのもよいのですが、色々な選び方があると良いと思う。	40～50代
粗大ごみを出すときにビルやマンションに住んでいると外に出すことも大変な作業と感じる時があった。	40～50代
大型の荷物を粗大ごみに出す際に自分で運べないので老人以外でも運ぶのを手伝うサービスなどあってもよいと思う。老人以外に対してのサービスも充実させるべきである。	40～50代
特別ありません。小型の家電ごみの大きさ 体重計など粗大ごみシールが必要かよく迷います。(一辺が20cm X 15cm)の大きさなど盆栽の鉢の処分など	40～50代
終活で布団・座布団などの処理に困っています。	60代以上
①千代田リサイクルセンターを利用させていただいております。(メルカリなどは面倒なので)とても良い制度で助かっております。(断捨離中です)ただ食料品は受け付けてもらえないのでセカンドペーストに持って行ってます。千代田リサイクルセンターにもあれば助かりますが。②粗大ごみの受付ネット画面を改善していただけたら助かります。粗大ごみの種類を選ぶ場所が大雑把すぎてわかりにくい。横浜市の粗大ごみ表はわかりやすかったのをそれを参考にさせていただければと思います。千代田区は小さい区なので近隣の区と合同で作業を進めて下さればもっと作業効率が上がるのではないのでしょうか。③布類の回収についてコロナ流行後古着の回収が中止されたように覚えてます。再開はまだなのか既に始まったか?あるいはヤードだけで行われているのかよくわからない状況です。とりあえず富士見ヤードに出しています。④粗大ごみを選ぶ画面が充実していないため結局オペレータに電話しなければならない。電話しても繋がりにくい状態だったため困りました。文句苦情ばかりで申し訳ないですがいつも助かっておりますのでありがとうございます。猛暑の中皆様お体お気をつけてくださいますように。	60代以上

(8)その他ごみ・リサイクル全般 (8件)

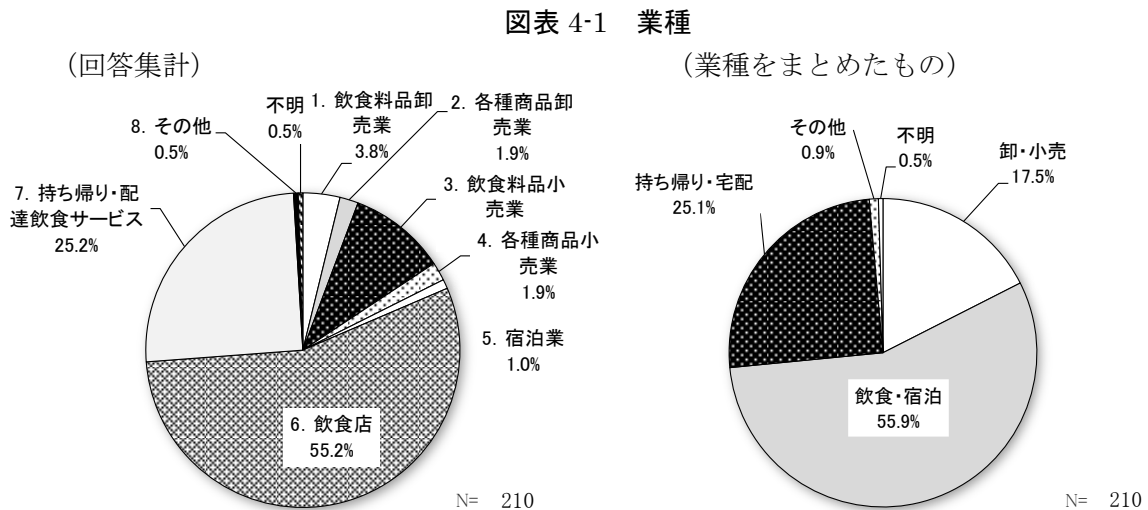
自由記入欄	年代
リサイクルできる場所を知らないので周知してほしい。	20～30代
分別が面倒 他の区から引っ越ししてきたため千代田区は少し分別の種類が多く面倒に感じます。	20～30代
PCの処分がなかなかできません。信用できる業者を選ぶ段階で面倒になってしまいます。買い替えの予定がない家電の処理方法について広報などで教えていただけるとありがたいです。	40～50代
千代田区ごみ分別アプリ分けちよ!のごみ分別辞典の中身をもっと増やしてほしい。どう捨ててよいのかわからず誤った方法をせんとくしてしまう。	40～50代
杉並区のリサイクルセンターをよく利用しますが素晴らしい施設です。是非千代田区も参考にしてほしいです。	40～50代
古紙の分類が変わり、分かりにくい	60代以上
「区により違う」とかわかりにくいことが多く判断に困ることが多いのでもう少し捨て方などわかりやすいと嬉しい。「もったいない」気持ちはかなり強く親世代からもそう言われ続けて育てられたので「捨てたくてもすごく悩んでいて困る」というのが一番の悩み。(食器や服などが特に悩みの種です。	60代以上
毎日この暑い中ごみの収集に感謝する次第です。ありがとうございます。	60代以上

4. 小規模事業所アンケート調査

4.1 フェイス項目

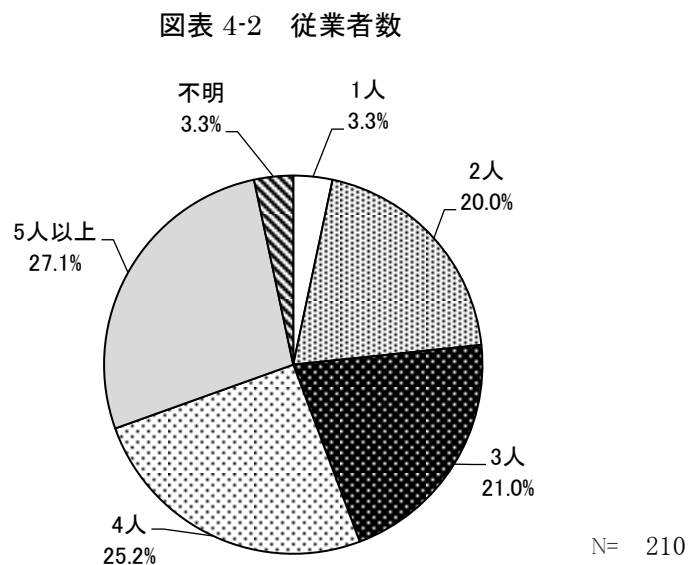
(1)業種

- 飲食店が 55.2%と最も多く占めている。
- 右図は業種をまとめたものである。



(2)従業員数

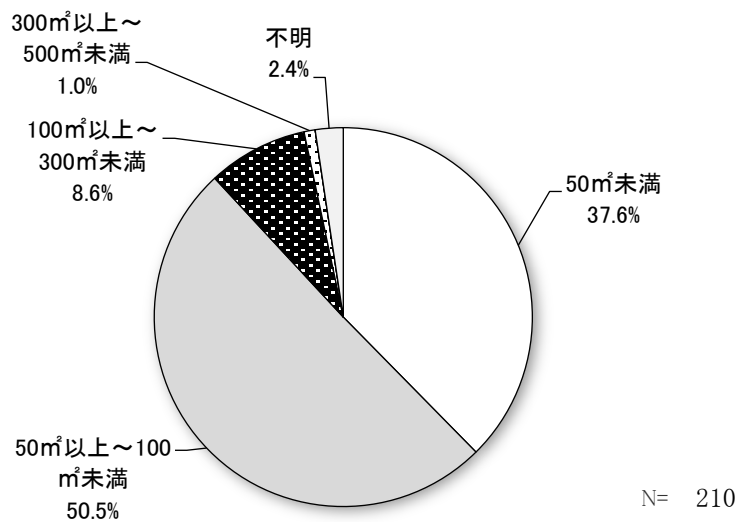
- 5人未満の事業所が合計で 69.5%を占めている。



(3) 事業所の延べ床面積

○ 50 m²以上～100 m²未満の事業所が最も多く、50.7%を占める。

図表 4-3 延べ床面積

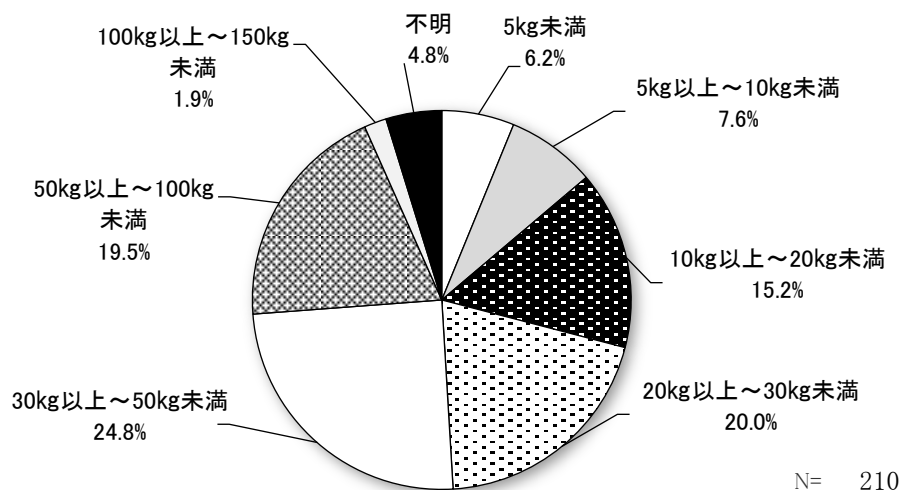


4.2 食品廃棄物の排出状況について

問 2(1) 貴事業所から排出される食品廃棄物は 1 週間あたり何kg程度ですか。

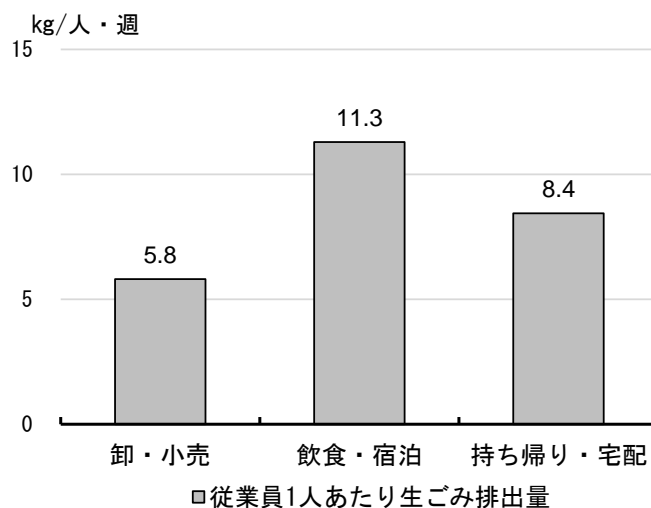
- 食品廃棄物の週当たり排出量は、約半数（49.0%）が 30 kg未満である。
- 50 kg以上の事業所も合わせて 21.4%ある。

図表 4-4 食品廃棄物の週当たり排出量



- また、週当たり食品廃棄物と従業員数から従業員 1 人あたりの食品ロス排出量を算出し、業種別に平均を取った結果が図表 4-5 である。

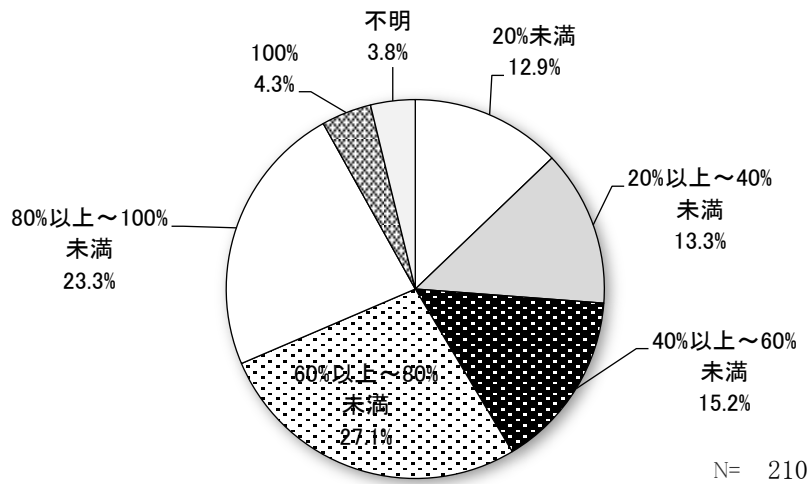
図表 4-5 従業員 1 人当たり・週当たり食品廃棄物排出量平均



問 2(2) 前問の食品廃棄物の内、食品ロス（可食部）が占める割合は何%程度ですか。

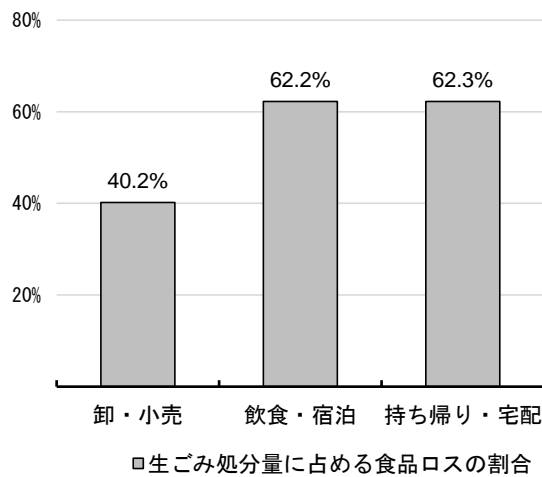
- 食品廃棄物の内、食品ロス（可食部）が占める割合が 60%以上であるとする回答が合計で 54.8%と過半数に達している。

図表 4-6 食品ロス（可食部）が食品廃棄物に占める割合



- 業種別の平均値は下図のとおりである。

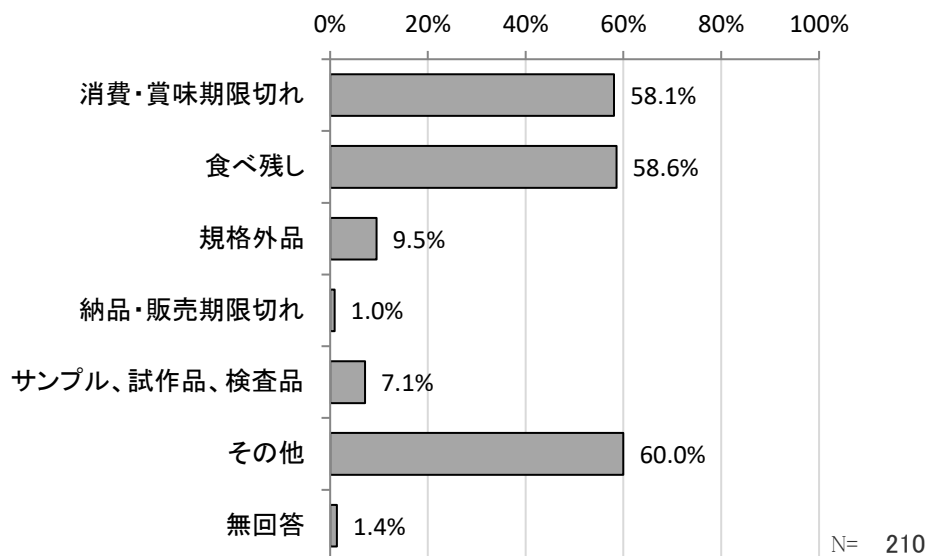
図表 4-7 食品ロス（可食部）が食品廃棄物に占める割合（業種別平均）



問 2(3) 食品ロス（可食部）の内容をお答えください。（〇はいくつでも）

○ 「賞味期限・消費期限切れ」 58.1%、「食べ残し」 58.6%等となっている。

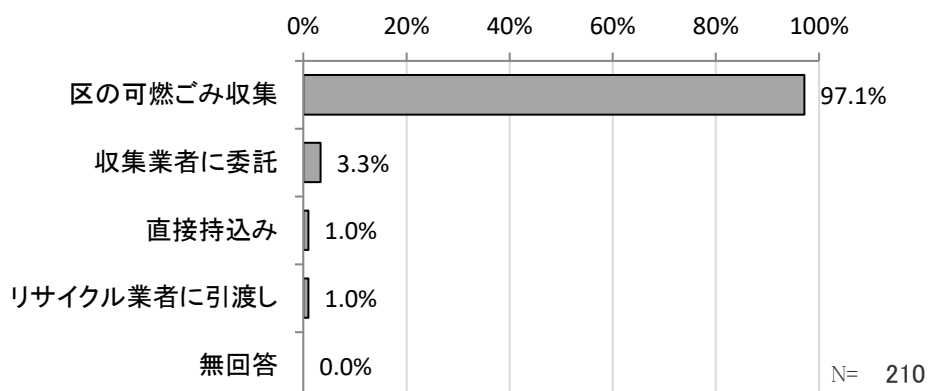
図表 4-8 食品ロスの内容



問 2(4) 食品廃棄物（食品ロスを含む）の処理方法について、あてはまるものに〇を付けてください。（〇はいくつでも）

○ 食品廃棄物の処理方法はほとんどが「区の可燃ごみ収集」（97.1%）である。

図表 4-9 食品ロスを含む食品廃棄物の処理方法

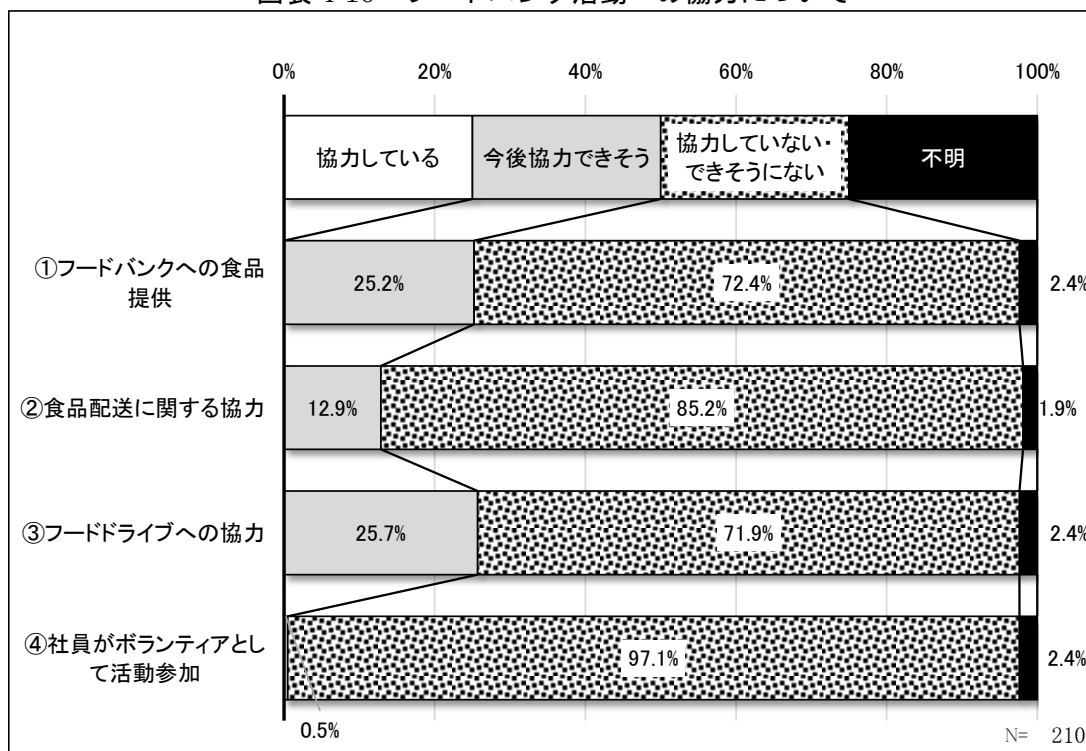


4.3 フードバンク活動について

問3 フードバンク活動についてお聞きします。フードバンク活動とは、規格外品などの未利用食品の提供を受けて、生活困窮などにより食べものを必要としている人に無償で提供する民間団体などの活動です。以下のフードバンク活動に関し、貴事業所の状況、お考えについてお答えください。(〇はそれぞれ1つずつ)

- フードバンク活動については「現在協力している」との回答はゼロであった。
- 「フードバンクへの規格外品・余剰品などの食品提供」には25.2%、「フードバンクへの食品配送に関する協力」には12.9%、「フードドライブ実施への協力」には25.7%が「今後協力できそう」と回答している。

図表 4-10 フードバンク活動への協力について

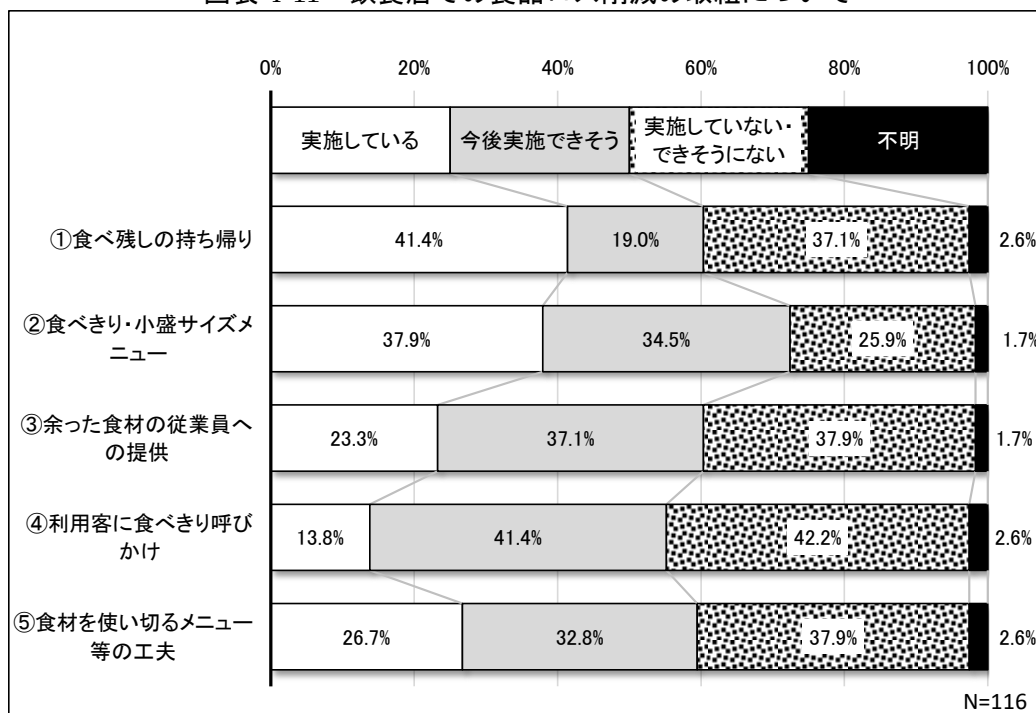


4.4 飲食店での食品ロス削減の取組について

問4 **飲食店**の方にお聞きします。以下のような食品ロスを減らす取組について、貴店の実施状況、お考えをお答えください。(〇はそれぞれ1つずつ)

- 「食べものの持ち帰り」には41.4%、「食べきり・小盛サイズメニューの導入」には37.9%が「実施している」と回答している。

図表 4-11 飲食店での食品ロス削減の取組について

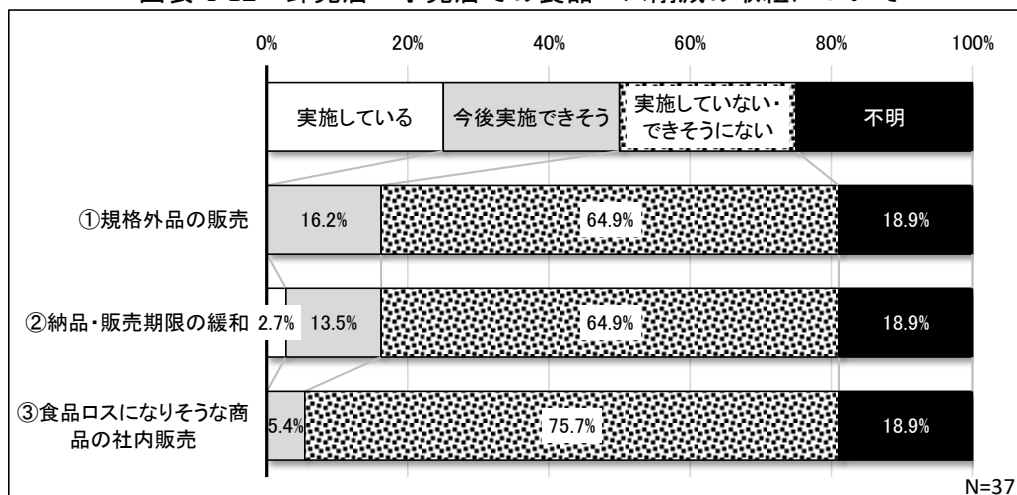


4.5 卸売店・小売店での食品ロス削減の取組について

問5 **卸売店・販売店**の方にお聞きします。以下のような食品ロスを減らす取組について、貴店の実施状況、お考えをお答えください。(〇はそれぞれ1つずつ)

- 「納品・販売期限の緩和」についてのみ、2.7%が「実施している」と回答している。

図表 4-12 卸売店・小売店での食品ロス削減の取組について

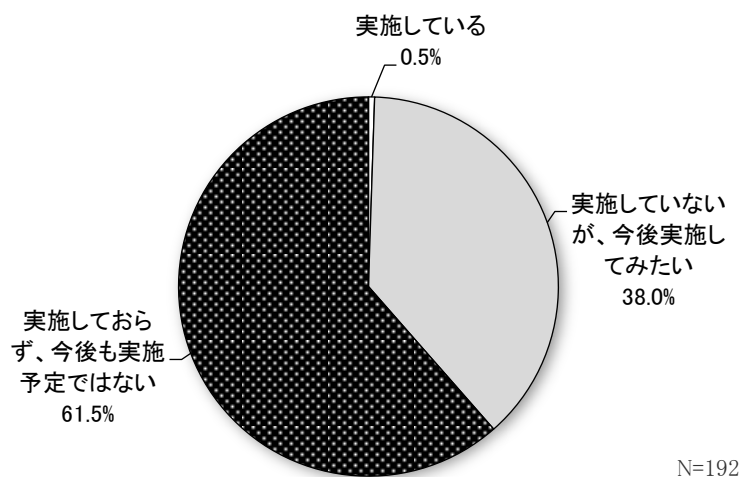


4.6 フードシェアリングサービスについて

問6 小売店・飲食店の方に「フードシェアリング」サービスについてお聞きします。スマートフォンのアプリなどを利用して、小売店で発生した見切り品や飲食店の予約のキャンセルなどで余った食材の割安販売を消費者にお知らせするサービスを「フードシェアリング」といいます。フードシェアリングについて貴事業所の状況、お考えについてお答えください。(〇は1つ)

- フードシェアリングサービスについては、実施しているとの回答は0.5%であったものの、38.0%が「実施していないが、今後実施してみたい」と回答している。

図表 4-13 小売店・飲食店でのフードシェアリングサービスの実施について

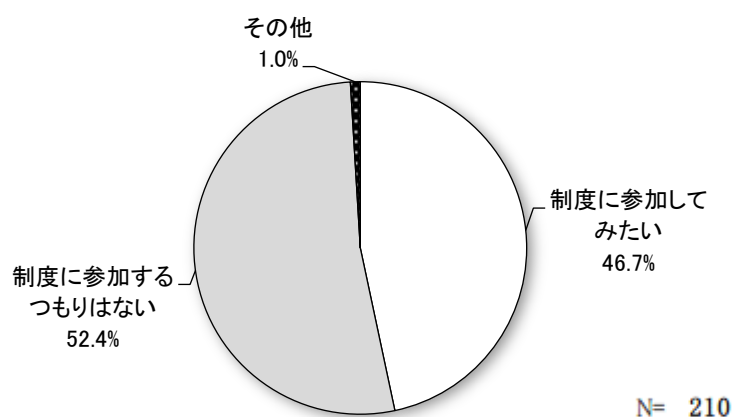


4.7 食品ロス削減に取り組む事業所の認定制度について

問7 全ての事業所の方にお聞きします。仮に、千代田区が食品ロスを減らす取組を行っている事業所を認定し、店内掲示物（ステッカーやポップ）やホームページなどで認定事業所をPRする制度を導入した場合、貴店のお考えをお聞かせください。(〇は1つ)

- 食品ロス削減に取り組む事業所の認定制度については、46.7%が「制度に参加してみたい」と回答している。

図表 4-14 食品ロス削減に取り組む事業所の認定制度について



「その他」の自由記入欄に記入があったのは、以下2件である。

- 千代田区の施策を教えてください
- 参加してみたいと思うが・・・。

4.8 自由記入

問8 食品ロスの削減に関しお困りのことや、千代田区の施策等についてご意見があればお聞かせください。

○ 自由記入欄には39件の回答が寄せられた。以下にその一覧を記載する。

自由記入欄	業種
当店（コーヒー店）は賞味期限内に消費できるように食品の発注を心がけておりますのでロスのございませぬ。捨てなければいけない食品はNOです	飲食料品小売業
在庫を残さず販売を心がけています。今のところ協力できないことがない。	飲食料品小売業
食材や商品の適切な仕入れ量を予測するのは難しい。	飲食料品小売業
消費期間や賞味期限の期限切れによる食材の破棄をなくすため期限の近づいた商品を割引価格で提供しているが夏場は残ることが多い	飲食料品小売業
申し訳ないが余裕がない景気が良くなれば考える	飲食料品卸売業
食品ロス削減に協力していきたい。千代田区の施策はよくわからないが	飲食店
千代田区として食品ロス削減に取り組むのであれば協力したい	飲食店
中国語マニュアルがあれば協力できるかもしれません	飲食店
お客様の食べ残しを少なくするためにタッパーで持ち帰りできるようにしていたが今年のはとても暑く食材が腐ることも考えてるのでロスが多い。夏場対策を区としてどう考えているのか？	飲食店
生ものを扱っているのでフードシェアリングサービスは難しい	飲食店
女性のお客様にご飯減らしますか？と聞くのですが大丈夫です。と言いつつ沢山残す人が結構いてもったいないです。	飲食店
食品ロス削減の対策をとっても効果が出ないと思う。	飲食店
持ち帰りに対応しているが食中毒など衛生上の不安を感じるため（特に暑い日）来店客からの要望があれば自己責任で持ち帰っていただいている。	飲食店
今まで持ち帰りに対応していたができたての味・本来の味ではなくなってしまったため持ち帰りをやめました。その為食品ロスが増えるが、小サイズメニューの充実を図り極力ロスを減らす工夫をしている。	飲食店
お持ち帰り用の容器やPP袋の購入コストもかかるため対応することが難しい。区には景気をよくする施策を考えてほしい。	飲食店
ホームページで千代田区の施策などについて拝見したが食品ロス削減に有効な情報や技術が不足してるように感じた。	飲食店
持ち帰り対応における食の安全性に不安がある。	飲食店
客の満足感を得ることがお店にとって最も大事なことだと思っている。食品ロス削減は二の次だと考える。	飲食店
仕入れが難しいのでロスが出るが近年はロスが出ない仕入れ（売り切れてしまっても）をしている。経済的に厳しい状況の中食材単価も上がっている。景気対策を考えてほしい。そのうえで区の施策に協力していきたい。	飲食店
お客様の食品ロス削減の意識改革がまず先ではないか？残されるお客様が多い。	飲食店
仕入れ量の予測が難しいため苦労している	飲食店
食品ロスより食糧危機のほうが気になる！	飲食店

自由記入欄	業種
メニューに料理の写真・量・カロリー・アレルギーの有無などを詳しく表示することでお客さんに食べきれぬのか判断が容易になり食べ残しが減った。またお客さんが食事量を調整・選択できるように小盛・中盛などのメニューを導入している。	飲食店
食材を保存する冷蔵庫や食材庫内を常に整え食材ごとに保存する数を決めている。また食材の種類や期限ごとに置く場所を作り食材と一緒に期限をマジックで大きく書いている。古い食材から順に使っていく期限内に使うことを徹底し食品ロスを少しでも減らす努力はしている。	飲食店
糖質制限ダイエットなどお米を残すお客様が最近が多いようです。お店では低カロリーのお米を用意したことで残さず食べられるお客様が増えた。これからもフードロス削減に試行錯誤を続けていきたい。	飲食店
効果がないと思う	飲食店
千代田区として積極的に食品ロス削減に取り組むのであれば協力していきたい。	飲食店
食材の仕入れ量を予測することは難しいがごはんやおかずの小盛メニューを増やし食べ残しを出さないように注意している。	飲食店
食品ロスを減らすための取り組みとして食材の仕入れ予測。大幅に外れないよう独自のデータを基に発注している。また残った食材の品質を長く保つようにしっかりと管理することを心がけている。	飲食店
中華料理店なのでメニューの種類が多い。その他、食材の種類も多く適量での仕入れ、仕込みが難しい。メニューを今後、減らすことも視野に入れて新しいラインナップを考察中。	飲食店
お客様をお待たせしないためのスタンバイが、時間経過でロスとなってしまうことがある・そのスタンバイ量が、日々異なるのでロスゼロにすることが難しい。	飲食店
夏場の弁当は腐りやすく食品ロスはどうしても出ざるを得ないと思う	持ち帰り・配達飲食サービス
食品の無駄をなくすのは良いことだと思うが、昼までに大体の数量が売れていくので売れ残りそうな弁当は値引きをして夕方までに完売を心がけている。しかしながら1割程度は残ってしまうことが多い。二人で店を切り盛りしてるので忙しく協力することは難しい	持ち帰り・配達飲食サービス
中華料理店ですが昼間にお弁当を販売しています。少な目に数量を調整し完売を目指していますがどうしてもロスが出る。	持ち帰り・配達飲食サービス
売り切ることを目標に弁当を作っているのでロスがあまりない。千代田区の施策はあまりよくわからないがこのような取り組みは良いことだと思います。	持ち帰り・配達飲食サービス
1、商品を適正に管理して品質を長く保つ工夫。 2、需要予測に基づいた仕入れを考えている。	持ち帰り・配達飲食サービス
商品の売れ残りを減らすよう心掛けているが食材の適切な仕入れ量の予測が難しい（特にコロナ以降）	持ち帰り・配達飲食サービス
大きな冷蔵庫を買いたいが高くて買えない。区として食品ロスに取り組む企業に補助金を出してほしい。	持ち帰り・配達飲食サービス
今年は暑い日が続く消費量の変化がよそくできず廃棄を余儀なくされる食材が増えた。フードロスを削減するには必要最低限の在庫を持つようにすることが重要だが様々な要因で食材の発注数を適正にできない。	持ち帰り・配達飲食サービス

5. 事業用大規模建築物アンケート調査

5.1 フェイス項目（建築物種別）

○ 回答のあった 61 件の建築物種別内訳は以下のとおりである。

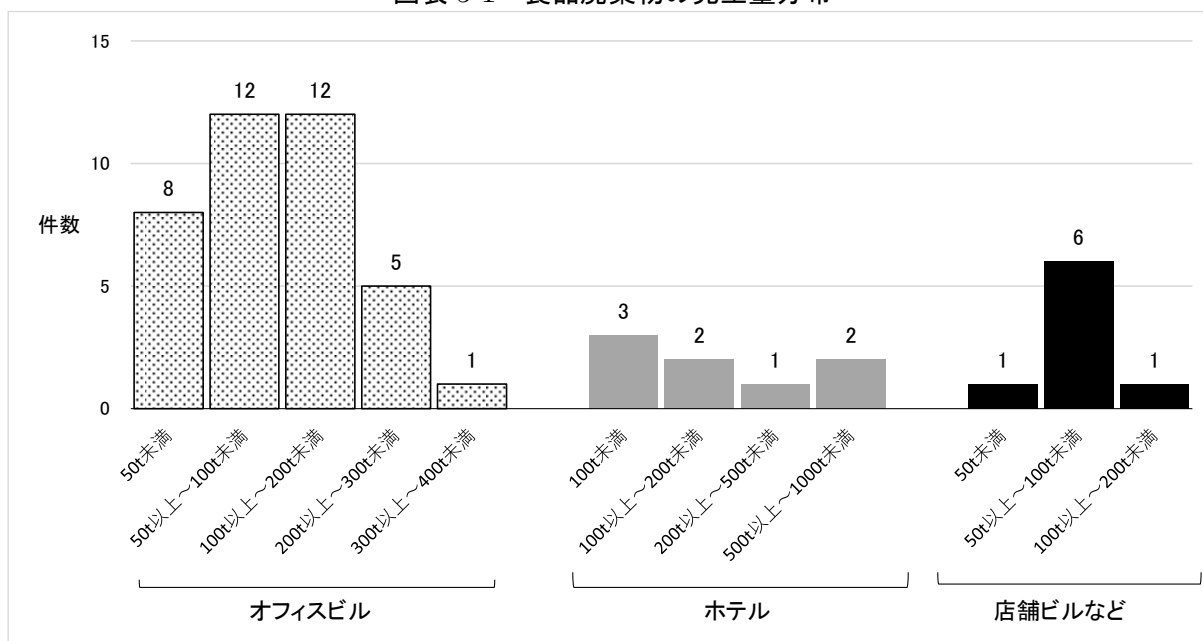
オフィスビル	43 件
店舗ビル	5 件
ホテル・結婚式場	10 件
学校	1 件
医療機関	1 件
その他建築物	1 件

5.2 食品廃棄物（厨芥類）の発生・処理状況

(1) 食品廃棄物（厨芥類）発生量

○ 回答の得られた食品廃棄物の令和 4 年度発生量（トン）の分布は下図のとおりである。

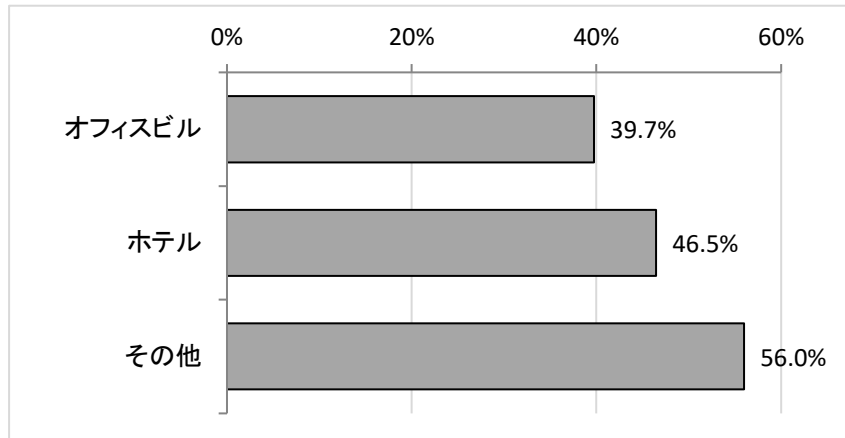
図表 5-1 食品廃棄物の発生量分布



(2) 食品廃棄物の再利用率

○ 再利用量・廃棄量の回答から得られた再利用率の平均値は下図のとおりである。

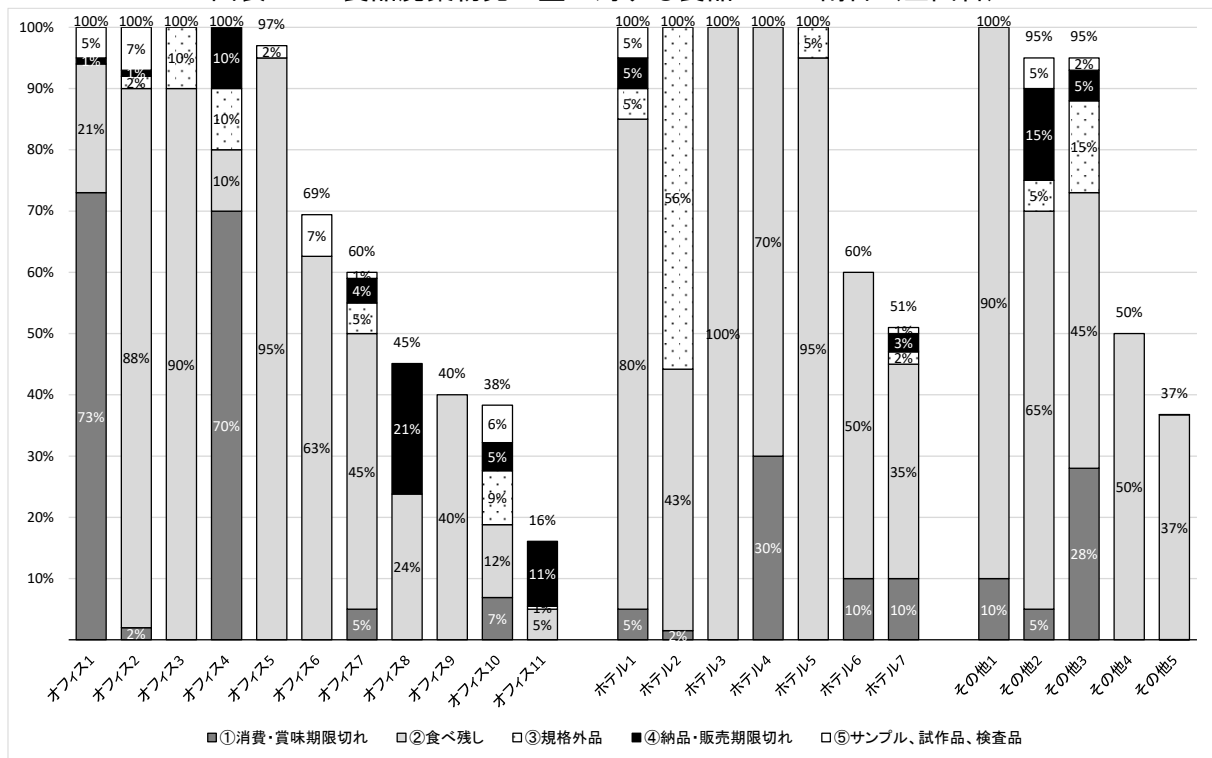
図表 5-2 食品廃棄物の再利用率の平均値



(3) 食品廃棄物発生量に対する食品ロスの割合

○ 食品廃棄物発生量に対する食品ロスの割合について、回答のあったものを下図にまとめる。

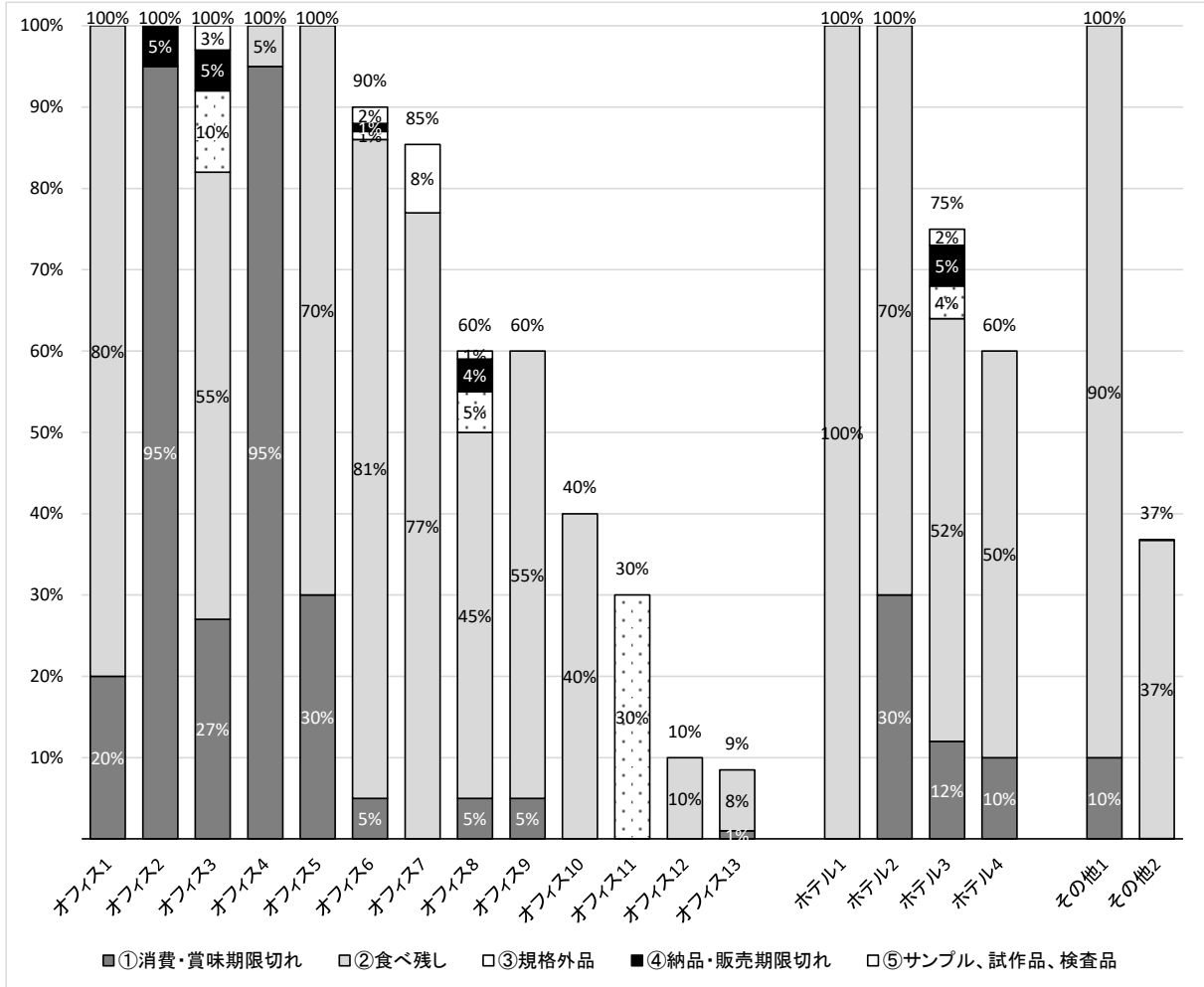
図表 5-3 食品廃棄物発生量に対する食品ロスの割合（全回答）



(4) 食品廃棄物廃棄量に対する食品ロスの割合

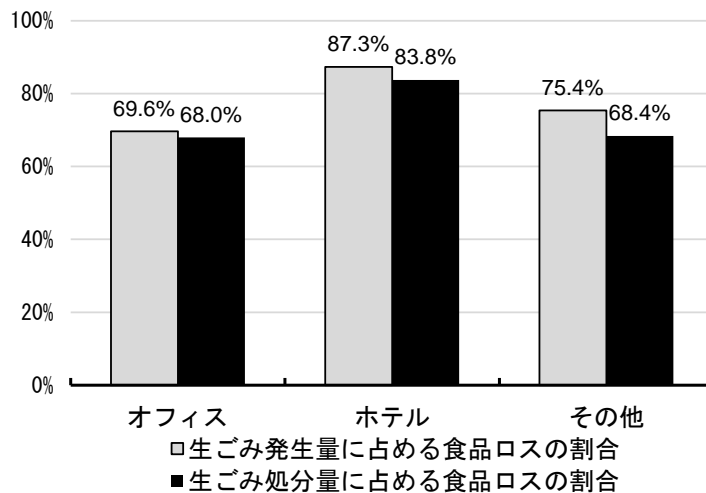
○ 食品廃棄物廃棄量に対する食品ロスの割合について、回答のあったものを下図にまとめる。

図表 5-4 食品廃棄物廃棄量に対する食品ロスの割合（全回答）



○ 食品廃棄物の発生量・廃棄量に対する食品ロス割合の平均値は下図のとおりである。

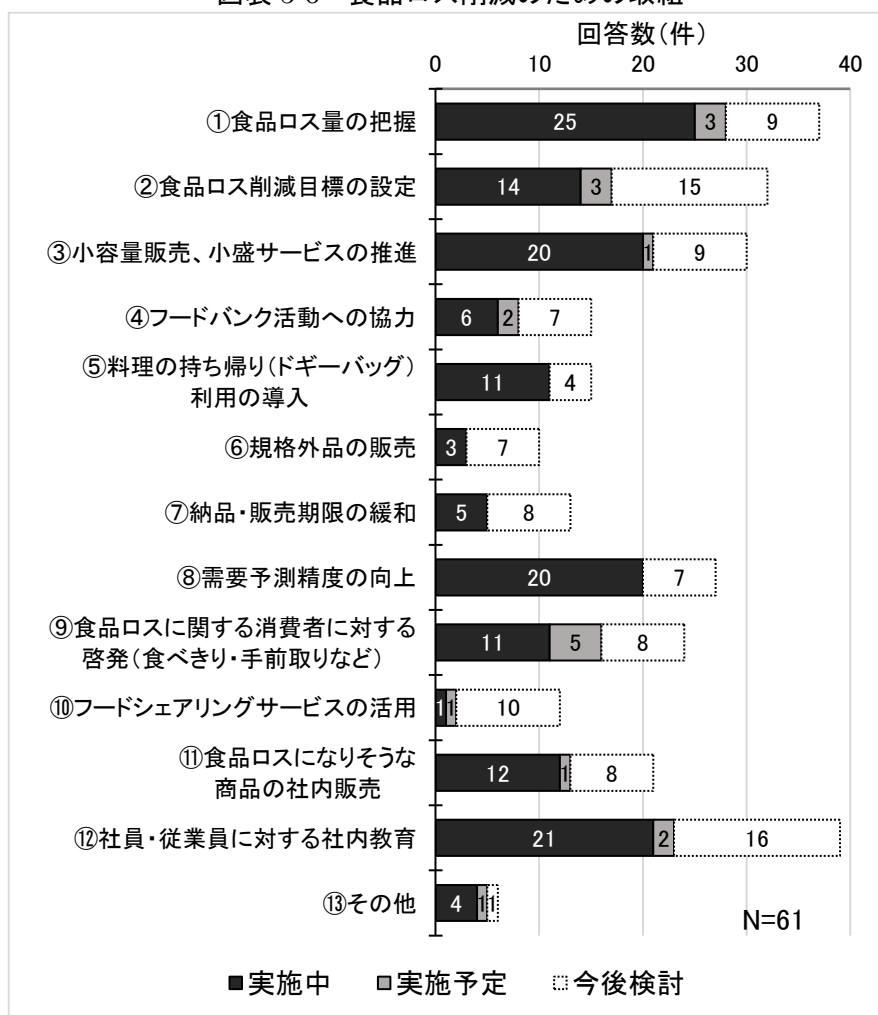
図表 5-5 食品廃棄物の発生量・廃棄量に対する食品ロス割合の平均値



5.3 食品ロス削減のための取組について

食品ロス削減のための取組（13項目）について、実施の有無を尋ねた結果を下図に示す。

図表 5-6 食品ロス削減のための取組



5.4 自由記入

問3 当該建築物（個別の事業所、店舗等を含む）における食品ロス削減に向けた取組や課題等に関する補足事項がありましたらご記入ください。

- 自由記入欄には 35 件の回答が寄せられた（「特になし」という回答を除く）。以下にその一覧を記載する。

建物名称	会社名	自由記入欄
オフィスビル 1	A社	社内で期限ギリギリ前に、安く、クッキー、ケーキの販売を実施しています。
オフィスビル 2	B社	当ビルにおける飲料店舗は賃貸借契約に基づき入居頂いているが、ビル側で生ごみの総量は確認しているものの、問い合わせ頂いているフロアに付いては、今のところビルとしての取り組みは行っておらず、各テナントにお任せしている状態です。従いまして、問2の内容につきましては把握できておりません。
オフィスビル 3	C社	<ul style="list-style-type: none"> ・予約制の導入により、食品ロスを削減している飲食店舗があります。 ・商品開発時における適正量の検討を行っている飲食店舗があります。 ・頁1問1について、生ごみのみの発生量は把握しておりませんので、可燃物全体の発生量を記入しております。 ・上記可燃物は全てサーマルリサイクルしております。
オフィスビル 4	D社	ビル共用部のフードロス該当は厨茶に含まれる弁当の食べ残しのみで、厨茶に占める割合は1割未満。
オフィスビル 5	E社	<ol style="list-style-type: none"> 1.一般食堂のメニューサンプルは廃止済⇒ディスプレイ表示 2.当日の在館人数を給食会社に連携し、需要予測の精度を向上させている。 3.毎月の廃棄量（食べ残し）を下膳口に掲示。食べきれぬ量を取るよう促している。 4.コンビニの売れ残りは専門会社が回収しており、本件に含めず。 <p>食べ残し等は含まれるが未測定。</p>
オフィスビル 6	F社	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食(3500人3日分)をフードバンク活動へ協力している。 ・2022年8月17日より食品リサイクルを実施。
オフィスビル 7	G社	食品ロス削減の取組として、SDGsを意識したメニュー取込み(デザート等)や消費・賞味期限間近食材を小鉢にする等のメニュー開発を実施
オフィスビル 8	H社	問1、問2の回答につきましては、弊社では把握できておらず店舗ごとの内容施策となっておりますので非回答、実施していないとなります。よろしくお願いいたします。
オフィスビル 9	H社	特段なし。 アンケート調査全体を通してですが、問1(2)及び問2について、弊社では把握できておらず各店舗ごとに行っている施策や内容となっておりますため、非回答及び実施していないと回答しております。
オフィスビル 10	H社	環境整備 生ごみ乾燥機(コンポスト)導入(バイオマス・堆肥化等)
オフィスビル 11	H社	特にございませぬ。 問1(2)、問2につきましては、各事業所毎に行われている内容であり、ビル側で把握しておりませんので、非回答または実施していないと記載させていただきました。

建物名称	会社名	自由記入欄
オフィスビル 12	H社	三菱地所グループの丸の内プロジェクトとして、食べきれなかった料理の持ち帰りを希望されるお客様に、持ち帰り容器と紙袋を無償配布実施。 紙袋は、丸の内のオフィスで使用した段ボール古紙をアップサイクルしている。
オフィスビル 13	H社	・問1(1):千代田区長宛に毎年「再利用計画書」を提出しているの で、必要な情報は行政側で連携してください。民間へ無駄な労力 を廻さないで欲しい。行政側のDX推進を望む。 ・問2:紙でアンケート収集し、人労力で集計をしているとしたら 税金の無駄です。Googl foomとか無料でも使える集計ソフトがあ り便利です。無駄な労働をしていると食品ロスではなく労働ロス です。
オフィスビル 14	H社	問1(2)、問2については、各店舗ごとに行っている施策や内容に つき、弊社では把握していないため、未回答、実施していないと して回答しております。 尚、問2⑤について、当施設では一部店舗を対象に期間限定でビ ル側からドギーバックを店舗宛配布し、食品ロス削減への啓蒙活 動を行いました。(アンケート回答時点では実施していないため、 「実施していない」と回答しています)
オフィスビル 15	H社	問1(2)及び問2について、各店舗毎に実施している内容や取り組 みになっていますが、問2の⑤の料理持ち帰り(ドギーバック)利 用の導入については、「MARUNOUCHI TO GO プロジェクト」 で各店舗に食べ残し持ち帰り容器を配布するキャンペーンを実施 しており、実施中としました。その他の質問事項については非回 答や実施していないと回答させて頂きました。
オフィスビル 16	H社	特にございません。 尚、問1(2)及び問2においては、各店舗毎に施策を実施してお り、弊社では詳細を把握出来ておりませんが、ビル全体としての 排出量の把握と食品ロスに対する啓蒙は実施しております。
オフィスビル 17	H社	2025年度にビル閉館予定。残存期間中、生ごみの分別強化を入 居店舗に対し啓発を行う予定。
オフィスビル 18	H社	2024年度より、計量器を導入するタイミングで、食品リサイク ルをスタートする予定。 その際に、生ごみの分別強化を入居店舗に対して啓発を行う予 定。
オフィスビル 19	H社	2024年度より、計量器を導入するタイミングで、食品リサイク ルをスタートする予定。 その際に、生ごみの分別強化を入居店舗に対して啓発を行う予 定。
オフィスビル 20	H社	2023年度10月末ビル閉館予定。残存期間中、生ごみの分別強化 を入居店舗に対し啓発を行う予定。
オフィスビル 21	H社	2023年度10月末ビル閉館予定。残存期間中、生ごみの分別強化 を入居店舗に対し啓発を行う予定。
オフィスビル 22	H社	アンケート調査全体を通してですが、問1(2)及び問2につい て、弊社では把握できておらず各店舗ごとに行っている施策や内 容となっておりますため、非回答及び実施していないとしており ます。

建物名称	会社名	自由記入欄
オフィスビル 23	警視庁	<ul style="list-style-type: none"> 当署では事務所内外における食品の販売はなく、各個人の食事における若干の残飯がゴミとして発生しているだけである。 震災等の災害対策用の備蓄食料は、消費期限前に各署員に配布しており、食品ロスの削減を図っている。
飲食店 1	I 社	食品ロスについては、個別に実施して下さい。 申し分けございません。
飲食店 2	J 社	問 1、問 2 ともにテナントでの対応、各テナントにより異なるため、アンケート回答と異なる場合があります。
飲食店 3	K 社	東京駅一番街の飲食店舗では食品ロスの発生はありません。
飲食店 4	L 社	<p>本社ビル 1F～7F 2024.3 月末ゴミ</p> <p>1F ラーメン (2024.3 月閉店予定)</p> <p>2F ステーキ (閉店済み)</p> <p>3F・4F 洋食 (2024.3 月閉店予定)</p> <p>5F 焼肉 (閉店済)</p> <p>2024 年 3 月 31 日 本店ビル閉店 (再開発)</p> <p>すべてのごみが無くなります。</p>
ホテル 1	M 社	<p>2021 年より、野菜の皮や果物の房、甲殻類の殻などを低温オーブンで焼いてパウダー状にし、塩に混ぜてオリジナルソルトとして料理に使用し、またホテルショップでも販売しています。</p> <p>2022 年より、廃棄が出ない「新食感の白い食パン W・E Bread(ウィーブレッド)」を開発し、館内で提供するサンドイッチ商品に導入しています。これまで見た目の美しさと食感を追求するため、食パンの耳を切り落としていましたが、伝統の味とスタイルを継承しながら食品ロスの削減に寄与する食パンを開発しました。これにより、年間約 2.5 トンの食品ロス削減を目指します。</p>
ホテル 2	N 社	赤坂エクセルホテル東急は R5 年 8 月 31 日に営業終了。 その他当館飲食店について、R5 年 10 月 31 日までに五月雨に閉店を予定しております。 (すでに閉店済店舗あり)
ホテル 3	O 社	<ul style="list-style-type: none"> 上記数値%は凡そとなります。 入居している高級ホテルは、事業上、質の高い商品を提供するため試作をする必要があり、一定の廃棄が発生する。また、利用客も上流の客層や高度なビジネス利用も多く、食べ残しを持ち帰るといった状況にない。
ホテル 4	P 社	宴会場での 3010 運動や一定のルールを決めて食べ残しをお持ち帰りができる「mottECO」の導入をし食品ロス削減の取組を行っている。
店舗ビル 1	H 社	<p>【2022 年度実施した取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品ロス削減「MARUNOUCHI TO GO」プロジェクト 丸の内エリアで取り組みに賛同いただいた 74 店舗で食べきれなかった料理の持ち帰り容器「TO GO BOX」や紙袋を無償配布し、食品ロス削減につなげる取り組みを実施。 ●ゴミ削減アイデアコンテスト開催 商業店舗が実際に行っている廃棄物を減らすアイデアや取り組みを募集。応募のあった取り組みを公開し、商業店舗による投票や館長、塵芥処理スタッフによる推薦にて、優れたアイデアを決定し表彰、水平展開を行った。

建物名称	会社名	自由記入欄
店舗ビル 2	Q 社	<p>・1週間ごとに食品ロス量に対して1週間で実施するアクションを決定・実行</p> <p>・時間帯別にデータを元にストックチャートを作成しセールスプランに合わせた原材料を調達</p> <p>補足</p> <p>セールスプランに合わせて原材料を調達していますがあくまでもデータを元に予測したものの為使用可能時間内に使い切れない原材料が発生しています。</p>
店舗ビル 3	R 社	<p>食品ロスの視点での施設としての活動は行っておらず、各テナント様内での活動となっている。</p>
病院	S 病院	<p>病院給食という特性上、主たる喫食者である入院患者様には安全な食品を確実に提供することが責務であり、食品に納入業者の選定段階から厳しく確認、管理体制を維持している。そのため規格外製品の取扱い等を行っていない。</p> <p>また、大量調理衛生管理マニュアルに則った給食管理を実施しており、調理後の料理は提供可能時刻を過ぎた場合は廃棄としているため、料理の持ち帰りに準ずるような行為についても例外なく実施していない。</p> <p>しかし、食品ロスを防ぐため、入院患者の頻回予測、人数増減の要因の精査等に力を入れており、は発注数を抑えて増加した場合の対策を講じておく等、日々細やかな対策を行っている。</p>

6. 付属資料 アンケート調査票

6.1 区民アンケート調査票

千代田区 食品ロスに関する区民アンケート調査

「食品ロス」とは・・・

食品ロスとは、消費期限・賞味期限切れや食べ残しなどで、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

我が国の「食品ロス」の量は年間 523 万 t となっています（令和 3 年度農水省推計値）。

日本人 1 人当たりでは、毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのに近い量です。

本アンケートは、食品ロス削減の取組を進めるための基礎資料とさせていただくため実施するものです。ご協力をおねがいたします。



○ 記入上のご注意

- ・ご回答は、当てはまるものを選び、番号に○印を付けてください。なお、「その他」を選ばれた場合は、() 内に具体的にご記入ください。
- ・調査の結果は、すべて統計的に処理するとともに、皆様のご意見などをアンケート調査以外に使用することや、その内容が外部に流出することは決してありません。

○ 返送方法

- ・ご記入いただいた調査票を三つ折りにして同封の返信用封筒に入れ、8月25日(金)までにポストに投函してください。切手の貼り付け、氏名の記入は不要です。

問1 普段、あなたはご自宅での食事はどのようにされていますか。(○は1つ)

1. 自宅内で調理するのが中心
2. 弁当や総菜、テイクアウト商品を購入して食べるのが中心
3. 宅配サービス(デリバリー)利用が中心
4. 自宅内ではあまり食事せず、外食中心
5. その他(具体的に: _____)

問2 普段の生活で、食品ロスについて意識されていますか。(○は1つ)

1. とても意識している
2. 少し意識している
3. あまり意識していない
4. まったく意識していない
5. どちらともいえない

問3 ご家庭内で、食品ロスはどのくらいの頻度で発生しますか。(○は1つ)

- | | | |
|------------|---|------|
| 1. ひんばんに出る | } | →問4へ |
| 2. ときどき出る | | |
| 3. ほとんど出ない | | |
| 4. まったく出ない | | →問5へ |

問4 前問で1~3を回答された方にお聞きします。ご家庭内で発生する食品ロスはどのようなものですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 腐ったりカビが生えたりするなど、傷んでしまったもの
2. 賞味期限・消費期限が切れたもの
3. 料理に使う予定がなくなってしまったもの
4. 使い切れる量を超えて購入したり、人からもらってしまったもの
5. 食べ残したもの
6. その他(具体的に: _____)

問5 あなたは「消費期限」と「賞味期限」の違いを知っていましたか。(○は1つ)

※消費期限は傷みやすい食品に設定された期限で、安全に食べられる期限です。

賞味期限は傷みにくいものに設定され、おいしさなどの品質が保たれる期限です。

1. 知っていた
2. 言葉は知っていたが、違いは知らなかった
3. 知らなかった

問6 あなたは、賞味期限の過ぎた食品はどのように扱いますか。(○は1つ)

1. 1日でも賞味期限を過ぎていたら捨てる
2. 短期間(1週間以内程度)であれば使うが、それ以上過ぎていれば捨てる
3. 色や見た目、においなどで判断し、使うか捨てるかを定める
4. その他(具体的に)

問7 普段の生活で食品ロスを出さない工夫、取組について、あなたのご家庭で実践されているものに○を付けてください。(○はいくつでも)

1. 料理を作り過ぎない
2. 残さずに食べる
3. 残った料理を別の料理に作り替える
4. 冷凍保存を活用する
5. 日頃から冷蔵庫等をこまめにチェックする
6. 食べ切れる量を購入する
7. 余った食材は寄付している
8. その他(具体的に)
9. 特に取り組んでいることはない

問8 スーパーやコンビニの食品売場で、棚の手前にある消費期限や賞味期限の近い商品をすすんで買うと、食品小売店の食品ロスを減らすことに役立ちます。あなたは、このことについてどうお考えですか。(○は1つ)

1. 普段から消費期限や賞味期限を気にせず買っている
2. 普段から食品ロスのことを意識して、できる範囲で消費期限や賞味期限の近い商品を選んでいる
3. 普段は消費期限や賞味期限が先の商品を選んでいるが、食品ロスの削減に役立つならできる範囲で期限の近い商品を選ぶようにしたい
4. 普段から消費期限や賞味期限が先の商品を選んでおり、今後もそうするつもりである
5. わからない。何とも言えない(普段買い物をしていないなど)

問9 「フードドライブ」についてお聞きします。

※「フードドライブ」とは、家庭で使われずに眠っている食品を持ち寄り、食料を必要とする団体や個人に寄付する活動です。



問9(1) あなたは、フードドライブを知っていましたか。(○は1つ)

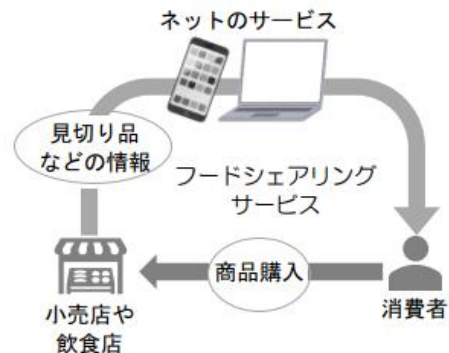
1. 知っており、食品を提供したことがある
2. 知っているが、食品を提供したことはない
3. 知らなかった

問9(2) あなたは、公共施設など身近なところに食品を受け付ける窓口があれば、食品を提供しますか。(○は1つ)

1. ぜひ提供したい
2. 機会があれば提供したい
3. 家庭で使われていない食品はあるが、提供するつもりはない
4. 家庭内で食品をあまり保存しておらず、提供できない

問10 「フードシェアリング」サービスについてお聞きします。

※スマートフォンのアプリなどを利用して、小売店で発生した見切り品や飲食店の予約のキャンセルなどで余った食材の割安販売を消費者にお知らせするサービスを「フードシェアリング」といいます。



問10(1) あなたは、フードシェアリングを知っていましたか。(○は1つ)

1. よく知っている
2. ある程度知っている
3. 聞いたことはあるが、あまり知らない
4. まったく知らない

問10(2) ご家庭で、フードシェアリングを利用したことがありますか。(○は1つ)

1. 利用したことがある
2. 利用したことはないが、機会があれば利用してみたい
3. 利用したことはないし、今後も利用するつもりはない



問11 外食についてお聞きします。

問11(1) 飲食店で食べ残しをした経験はありますか。(○は1つ)

1. 毎回食べ残しをしている
2. 2~3回に1回程度は食べ残ししている
3. 4~5回に1回程度は食べ残ししている
4. ほぼしない(6回に1回以下)
5. 食事を残すことはない

問11(2) 飲食店で食べ残しを持ち帰ったことはありますか。(○は1つ)

1. 持ち帰った経験がある
2. 持ち帰った経験はない

問11(3) 飲食店が以下のような取組を行っているを知った場合、その店をより多く利用したいと思いませんか。あてはまるものに○を付けてください。

(○はいくつでも)

1. 食べ切れなかった料理を持ち帰りできる
2. 食べ残しを少なくする取組をしている(小盛メニューや量の調整など)
3. 使い捨ての食器の削減や脱プラスチックに取り組んでいる
4. 地元の食材や有機野菜を使用している
5. 特にあてはまるものはない

問12 あなた自身とあなたのご家族についてお聞きします。(○は1つずつ)

問12(1) あなたの年代 (○は1つ)

1. 20歳代、または20歳未満
2. 30歳代
3. 40歳代
4. 50歳代
5. 60歳代
6. 70歳以上

問12(2) 今一緒に暮らしているご家族はあなたを含め何人ですか。(○は1つ)

1. 1人
2. 2人
3. 3人
4. 4人
5. 5人
6. 6人以上

問12(3) あなたを含め、あなたのご家族にあてはまるものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

1. 夫婦のみの世帯である
2. 15歳以下の子どもがいる
3. 65歳以上の高齢者がいる

6.2 小規模事業所アンケート調査票

千代田区 食品ロスに関する事業所アンケート調査

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

我が国の「食品ロス」の量は年間 523 万 t となっています（令和 3 年度農水省推計値）。日本人 1 人当たりでは、毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのに近い量です。

本アンケートは、食品ロス削減の取組を進めるための基礎資料とさせていただきますため実施するものです。ご協力をおねがいたします。



○ 本調査の対象となる食品廃棄物

- ・本調査は、事業活動によって発生する食品廃棄物が対象となります。メーカーや卸売業者に返品したものについては対象外です。また、食料品製造業から排出される動植物性残さ（産業廃棄物）も対象外です。
- ・本調査は事業所単位で行いますので、貴事業所以外の本社・支社、本店・支店等があってもそれらは調査の対象とはなりません。

○ 記入上のご注意

- ・ご回答は、当てはまるものを選び、番号に○印を付けてください。なお、「その他」を選ばれた場合は、（ ）内に具体的にご記入ください。
- ・調査の結果は、すべて統計的に処理するとともに、皆様のご意見などをアンケート調査以外に使用することや、その内容が外部に流出することは決してありません。

○ 返送方法

- ・ご記入いただいた調査票を三つ折りにして同封の返信用封筒に入れ、9月14日（木）までにポストに投函してください。切手の貼り付け、氏名の記入は不要です。

問1 貴事業所の概要についてお聞きします。

問1(1) 業種（○は1つ）

- | | | |
|------------------|------------|------------|
| 1. 飲食料品卸売業 | 2. 各種商品卸売業 | 3. 飲食料品小売業 |
| 4. 各種商品小売業 | 5. 宿泊業 | 6. 飲食店 |
| 7. 持ち帰り・配達飲食サービス | 8. その他 | |

問1(2) 1日に平均で働いている従業者数（パート・アルバイト等を含みます）

約（ ）人

問1(3) 事業所の延べ床面積

- | | |
|---|--|
| 1. 50 m ² 未満 | 2. 50 m ² 以上～100 m ² 未満 |
| 3. 100 m ² 以上～300 m ² 未満 | 4. 300 m ² 以上～500 m ² 未満 |
| 5. 500 m ² 以上～1000 m ² 未満 | 6. 1000 m ² 以上 |

問2 貴事業所から排出される食品廃棄物についてお聞きします。

問2(1) 貴事業所から排出される食品廃棄物は1週間あたり何kg程度ですか。

1週間あたり約 () kg

※食品廃棄物排出量の目安：45ℓのポリ容器で20kg程度、45ℓ袋で12kg程度

問2(2) 前問の食品廃棄物の内、食品ロス（可食部）が占める割合は何%程度ですか。

生ごみの中の約 () %（食品ロスが無い場合は0を記入してください）

問2(3) 食品ロス（可食部）の内容をお答えください。（〇はいくつでも）

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 消費・賞味期限切れ |
| 2. 食べ残し |
| 3. 製造過程や流通過程での破損・汚損等による規格外品 |
| 4. 納品・販売期限切れ（3分の1ルール※等、商慣行上の返品・廃棄を含む） |
| 5. サンプル、試作品、検査品 |
| 6. その他 |

※3分の1ルール：製造日から賞味期限までの合計日数の3分の1を経過した日程までを納品可能な日とし、3分の2を経過した日程までを販売可能な日（販売期限）とする商慣習的なルール。

問2(4) 食品廃棄物（食品ロスを含む）の処理方法について、あてはまるものに〇をつけてください。（〇はいくつでも）

- | |
|--------------------------|
| 1. 区の可燃ごみ収集に出す。 |
| 2. 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託している。 |
| 3. 直接清掃工場に持ち込んでいる。 |
| 4. 民間のリサイクル業者等に引き渡している。 |
| 5. その他(具体的に) |

問3 フードバンク活動についてお聞きします。

フードバンク活動とは、規格外品などの未利用食品の提供を受けて、生活困窮などにより食べものを必要としている人に無償で提供する民間団体などの活動です。以下のフードバンク活動に関し、貴事業所の状況、お考えについてお答えください。(○はそれぞれ1つずつ)

	取組状況 (いずれかに○)		
	1. 協力している 2. 今後協力できそう 3. 協力していない・できそうもない		
①フードバンクへの規格外品・余剰品などの食品提供	1	2	3
②フードバンクへの食品配送に関する協力	1	2	3
③フードドライブ(※)実施への協力	1	2	3
④社員がボランティアとして活動に参加	1	2	3

※フードドライブ：家庭で使われずに眠っている食品を職場や店舗等に持ち寄り、それらをまとめてフードバンクなどに提供する活動

問4 飲食店の方にお聞きします。以下のような食品ロスを減らす取組について、貴店の実施状況、お考えをお答えください。(○はそれぞれ1つずつ)

	取組状況 (いずれかに○)		
	1. 実施している 2. 今後実施できそう 3. 実施していない・できそうもない		
①食べ残しはタッパーやドギーバッグなどで利用客が持ち帰ることができる	1	2	3
②食べきりサイズ、小盛サイズのメニューを導入している	1	2	3
③余った食品、食材を従業員に持ち帰ってもらっている	1	2	3
④店内のポップなどで利用客に食べ切りを呼びかけている	1	2	3
⑤メニューの工夫等で、食材を使い切るよう対策を行っている	1	2	3

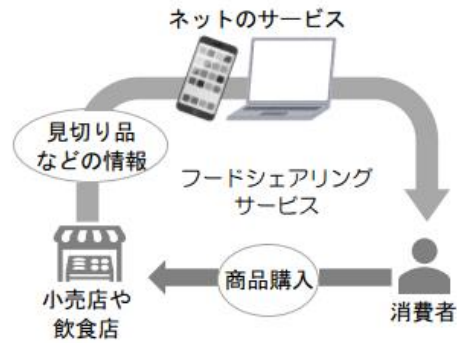
問5 卸売店・販売店の方にお聞きします。以下のような食品ロスを減らす取組について、貴店の実施状況、お考えをお答えください。(○はそれぞれ1つずつ)

	取組状況 (いずれかに○)		
	1. 実施している 2. 今後実施できそう 3. 実施していない・できそうもない		
①規格外品を販売する	1	2	3
②納品・販売期限を緩和する	1	2	3
③食品ロスになりそうな商品の社内販売	1	2	3

問6 小売店・飲食店の方に「フードシェアリング」サービスについてお聞きします。

スマートフォンのアプリなどを利用して、小売店で発生した見切り品や飲食店の予約のキャンセルなどで余った食材の割安販売を消費者にお知らせするサービスを「フードシェアリング」といいます。

フードシェアリングについて貴事業所の状況、お考えについてお答えください。(〇は1つ)



1. 実施している
2. 実施していないが、今後実施してみたい
3. 実施しておらず、今後も実施予定はない

問7 全ての事業所の方にお聞きします。

仮に、千代田区が食品ロスを減らす取組を行っている事業所を認定し、店内掲示物（ステッカーやポップ）やホームページなどで認定事業所をPRする制度を導入した場合、貴店のお考えをお聞かせください。(〇は1つ)

1. 制度に参加してみたい
2. 制度に参加するつもりはない
3. その他（具体的に)

問8 食品ロスの削減に関しお困りのことや、千代田区の施策等についてご意見があればお聞かせください。

質問は以上です。たくさんの質問にお答えいただきありがとうございました。

6.3 事業用大規模建築物アンケート調査票

食品ロスに関するアンケート調査 質問・回答用紙

千代田区環境まちづくり部 千代田清掃事務所

郵送の場合	ご記入いただいた本調査票を返信用封筒にて 9 月 8 日（金）までにご返送ください。（切手は不要です）
メールの場合	WEB ページ（ https://icrev.jp/foodloss/ ）より調査票（PDF）をダウンロードし、ご回答後、添付ファイルとして foodloss@icrev.jp にお送りください。

以下の太枠内につきご回答下さい。

【ご回答者（廃棄物管理責任者）】

建 物 名 称		
廃 棄 物 管 理 責 任 者	会 社 名	
	所 属 名 ・ 職 名	
	氏 名	
	ご 連 絡 先 TEL	内線

問 1 当該建築物における食品廃棄物・食品ロスの発生・処理の状況（R4 年 4 月～R5 年 3 月）

(1) 食品廃棄物全体（再生用計画書の「⑧生ごみ」）の令和 4 年度発生量・処理量

令和 4 年度食品廃棄物（生ごみ）発生量 (A)		トン
処理区分	再利用量 (B)	トン
	廃棄量 (C)	トン

※数量については、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までの表示にしてください。

(2) 食品ロス（可食部）の内容及び割合

前問 (1) の食品廃棄物発生量 (A)、廃棄量 (C) に対する食品ロスのおおよその割合を内容別に下表に記入してください。

食品ロスの種類	生ごみ発生量に対する内訳 (前問(1)A を 100%とする)	生ごみ廃棄量に対する内訳 (前問(1)C を 100%とする)
①消費・賞味期限切れ	%	%
②食べ残し	%	%
③製造過程や流通過程での破損・汚損等による規格外品	%	%
④納品・販売期限切れ（3 分の 1 ルール※等、商慣行上の返品・廃棄を含む）	%	%
⑤サンプル、試作品、検査品	%	%
⑥その他	%	%

※3 分の 1 ルール：製造日から賞味期限までの合計日数の 3 分の 1 を経過した日程までを納品可能な日とし、3 分の 2 を経過した日程までを販売可能な日（販売期限）とする商慣習的なルール。

問2 食品ロス削減のための取り組みについてお聞きします。

当該建築物（個別の事業所、店舗等を含む）における食品ロス削減のための取組状況について、それぞれあてはまる番号に○を付けてください。

	取組状況（いずれかに○）			
	1. 実施中	2. 実施予定	3. 今後検討	4. 実施していない
①食品ロス量の把握	1	2	3	4
②食品ロス削減目標の設定	1	2	3	4
③小容量販売、小盛サービスの推進	1	2	3	4
④フードバンク活動への協力	1	2	3	4
⑤料理の持ち帰り（ドギーバッグ）利用の導入	1	2	3	4
⑥規格外品の販売	1	2	3	4
⑦納品・販売期限の緩和	1	2	3	4
⑧需要予測精度の向上	1	2	3	4
⑨食品ロスに関する消費者に対する啓発（食べきり・手前取りなど）	1	2	3	4
⑩フードシェアリングサービスの活用	1	2	3	4
⑪食品ロスになりそうな商品の社内販売	1	2	3	4
⑫社員・従業員に対する社内教育	1	2	3	4
⑬その他（具体的に ）	1	2	3	4

問3 当該建築物（個別の事業所、店舗等を含む）における食品ロス削減に向けた取組や課題等に関する補足事項がありましたらご記入ください。

ご回答ありがとうございました。